

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

9. 産業

24

10

国立公文書館
内閣府
平成17年度
4E
35
498

裏面白紙

産業

24年

10 .

裏面白紙

昭和24年度四半期別石炭配当計画

(24-1-17)

經濟安定本部労働局配炭課
生産科常務課

部門別	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	年間計
小元料	4,200	5,092	6,300	6,800	29,400
金額	2,000	2,400	3,000	4,000	13,400
金額	3,200	3,000	3,000	3,000	12,200
金額	1,897.3	1,730.0	1,926.7	1,976.0	7,530.0
金額	22.5	22.5	27.0	24.0	93.0
金額	3,800	3,300	3,950	4,750	15,800
金額	2,96.8	2,082.5	2,345.7	2,475.0	9,203.0
薪炭暖房用	56	44	110	136	340
薪炭暖房用	1,231.0	1,006.0	1,295.0	1,118.0	4,650.0
薪炭暖房用	3,68.5	304.0	460.5	501.0	1,704.0
薪炭暖房用	1,599.5	1,380.0	1,755.5	1,619.0	6,354.0
薪炭暖房用	450.0	② 150.0	② 500	② 410.0	② 200.0
薪炭暖房用	230.0	230.0	235.0	235.0	925.0
薪炭暖房用	830	84.0	106.6	138.0	415.0
薪炭暖房用	3,546	4,163	4,922	3,867	16,520
薪炭暖房用	113.0	86.0	116.0	115	430.0
薪炭暖房用	6.5	3.5	6.0	9.0	24.0
薪炭暖房用	49.0	38.0	44.0	43.0	165.0
薪炭暖房用	39.0	37.0	37.0	37.0	150.0
薪炭暖房用	160.0	130.0	150.0	160.0	600.0
薪炭暖房用	30.0	32.0	46.0	52.0	160.0
薪炭暖房用	834.3	605.5	1,003.9	944.2	3,594.0
水産業用	150.0	③ 50.0	707.3	② 200.0	1,200.0
水産業用	6,534.4	5,972.9	7,239.4	2,682.0	27,826.0
原木	④ 4,45.0	⑤ 4,80.0	⑥ 5,80.0	⑦ 5,25.0	⑧ 2,0,01.0
原木	745.0	834.0	892.0	964	34,350
原木	34.0	34.0	34.4	34.3	1,311.0
原木	95.0	90.0	109.0	102.0	3,960
原木	28	28	30	34	12.0
原木	⑨ 4,15.0	⑩ 4,80.0	⑪ 5,00.0	⑫ 5,25.0	⑬ 2,0,02.0
原木	876.8	960.8	1,038.7	1,103.7	3,980.0
原木	55.0	53.0	66.0	46.0	200.0
原木	17.0	18.5	18.0	16.5	71.0
原木	12.3	12.3	13.2	14.2	52.0
原木	50.0	50.0	53.3	56.7	210.0
原木	24.1	24.1	25.9	27.9	102.0
原木	25.5	25.5	27.4	29.6	108.0

部 門 別	内 容	第一四半期		第二四半期		第三四半期		第四四半期	
		第一四半期	第二四半期	第一四半期	第二四半期	第一四半期	第二四半期	第一四半期	第二四半期
塗 料 類	計	195.9	193.4	193.8	199.9	199.9	199.9	199.9	199.9
	板カラス	41.0	40.0	34.1	35.6	35.6	35.6	35.6	35.6
	カラス袋品	26.0	26.0	26.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
漆 器	漆 器	23.1	23.1	24.9	26.9	26.9	26.9	26.9	26.9
	漆 器 類	2.1	2.6	2.9	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	漆 器 類	64.0	66.0	71.0	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0
漆 器 類	漆 器 類	42	42	49.9	51.7	51.7	51.7	51.7	51.7
	漆 器 類	3.5	3.8	4.1	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3
	漆 器 類	14.1	14.1	15.2	16.6	16.6	16.6	16.6	16.6
漆 器 類	漆 器 類	8.3	8.3	8.9	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5
漆 器 類	漆 器 類	24.0	24.0	24.8	25.2	25.2	25.2	25.2	25.2
輸 出 漆 器	輸 出 漆 器	60.1	50.0	50.0	45	45	45	45	45
		494.1	493.1	496.9	510.0	510.0	510.0	510.0	510.0
味 噌 醤 油	味 噌 醤 油	55.5	55.5	55.5	55.5	55.5	55.5	55.5	55.5
干乳及乳製品	干乳及乳製品	25.7	31.8	26.7	23.8	23.8	23.8	23.8	23.8
酒	酒	33.9	32.2	32.4	33.5	33.5	33.5	33.5	33.5
主要食糧	主要食糧	19.0	4.5	30.6	20.5	20.5	20.5	20.5	20.5
油鹽及調味料	油鹽及調味料	27.0	13.0	28.0	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0
酒類	酒類	3.0	20.0	40.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0
煙草	煙草	29.0	7.0	7.6	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
其他	其他	36.2	31.6	48.3	46.9	46.9	46.9	46.9	46.9
		244.3	236.6	229.9	250.2	250.2	250.2	250.2	250.2
林 業	林 業	10.5	9.7	10.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
飼 料	飼 料	-	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5
飼 料	飼 料	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
飲用及藥品	飲用及藥品	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
計	計	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
紙及紙製品	紙及紙製品	120.0	120.0	192.0	141.0	141.0	141.0	141.0	141.0
人鋼及人鋼	人鋼及人鋼	26.0	26.0	28.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
其他	其他	4.2	6.2	6.6	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
計	計	152.2	152.2	163.6	178.0	178.0	178.0	178.0	178.0

部門別業績		第三回半期	第四半期	年間
	販賣金額	販賣量	販賣量	販賣量
工芸品	1.9	8.9	2.0	2.2
及金属器皿	1.9	8.9	2.0	2.2
非鐵日用品	3.3	3.3	3.6	3.8
口々器皿	5.14	57.9	55.4	59.8
聚石	5.5	56.5	63.0	68.0
總計	45.56	405.0	404.0	385.0
安樂	5.0	50.0	50.0	50.0
電機	3.9	37.0	37.0	37.0
石炭等	1.6	1.6	1.6	1.6
總計	7.1	71	76	82
機械	0.5	0.5	0.5	0.5
加里晚晴	1.4	1.4	1.5	1.7
計	38.0	38.0	37.0	37.0
1.79万リットル物	16.0	30.0	16.0	39.4
1.79万リットル物	16.7	147.3	17.9	204.0
1.1 塗料	10.4	10.4	11.2	12.0
紙類	15.8	15.8	17.0	18.4
化粧品	23.6	25.6	25.4	25.4
紙類	29.5	50.5	52.6	57.4
タール製品	2.8	2.8	3.2	3.2
火薬	2.7	8.7	9.7	10.9
火薬	3.5	3.5	3.7	4.3
セルロイド消火器	4.0	4.0	4.5	4.7
油脂加工	11.8	11.8	12.7	13.7
塗料	0.7	0.5	0.5	0.5
宮殿丸材	4.5	4.5	4.5	4.5
7.1.2 - ル	10.0	16.0	41.0	37.0
セラフナニ	1.9	1.9	2.0	2.2
ターナー	1.6	1.0	1.0	1.0
医療器具	26.9	26.7	26.4	26.2
器械	5.3	3.0	3.7	4.0
器具	11.8	11.8	12.7	13.7
化粧品	4.0	4.0	4.3	4.7
計	35.5	30.0	30.0	32.0
補助機	12.6	13.8	16.2	16.4
機械	5.9	6.9	6.9	7.9
スツ	0.7	2.2	1.8	2.3
機械人形機	1.2	3.0	3.7	4.0
人形スツ	94.2	82.4	78.9	95.5

序 號	內 別	一四四年	一四四年期	一四四年期	中間半期	單 面	計
電 器	火 氣	73.0	70.0	40.0	37.0	276.0	
電 器	水 空 壓 機	82.8	82.4	69.0	95.8	330.0	
機 械	制 冷	31.4T	29.2	28.2	29.2	1146.0	
機 械	草 藥	75	27	3.6	3.4	12.0	
農 業 用 機	火 3,185.6	5,630.0	5,480.0	4,270.0	5,620.0	26,700.0	
農 業 用 機	水 465.0	6,980.0	6,980.0	3,368.6	4,667.7	13,180.0	
總 計		8,220.0	9,152.0	10,603.0	11,500.0	44,000.0	

昭和 24 年度自家発電用機計画

(千瓦)

	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	年間計
電 筒	154.2	145.8	200.0	210.0	700.0
電 灯	2.7	20.0	23.3	24.0	70.0
電 線 及 佈 置	1.74				291.0
電 機 及 紙 製 作	1.2				6.0
電 壓 安 全	2.0				26.0
化 成 品	25.0				110.0
火 葉					120
人 鋼 及 ツ リ	2.2				144.0
鉱 山 煙 烟	1.9				100
計	214.7	174.0	460.0	501.0	1154.0

昭和 24 年度輸入機器当計画

(千瓦)

部 门 别	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	年間計
鉄 瓶	21.50	148.00	580.0	525.0	20000
力スコ - ツス		150.0	50.0		202.0
石 油 燃 料	38.0	38.0	37.0	37.0	150.0
ツ - ツ	10.0	20.0	10.0		50.0
計	463.0	698.0	692.0	562.0	2400.0

(55)

昭和24年度第一回半期度量衡配当計画

貯蔵費、配放費、

	内	種	族	度量衡石	沈穀(袋)	(公噸)	石	内	外	量	費
1.	元	当	實	945.5	9.7	115.6	(10.0)	620.8	120	420	
	支	出		200.0				200.0			
	輸			245.0				245.0			
	输出用	料	品	5.0				5.0			
2.	元	當	實	1,892.8	21	24	(15.0)	1,571.3	40	41	
	支	出		22.5				22.5		0.1	
	輸			350.0				350.0			
	输出用	料	品	22.9	2.1	24	(15.0)	2,299.8			
3.	元	當	實	1,136.0	45.0	45.0	(30.0)	1,231.0			
	支	出		368.5				368.5			
	輸			1,554.5	45.0			1,599.5			
	输出用	料	品	2.1	44.1	3.9		450.0			
4.	元	當	實	212.0	7.0	6.0		230.0		55.0	
	支	出								8.5	
	輸									5.0	
	输出用	料	品							18.0	
5.	元	當	實	446.1	45.0						
	支	出									
	輸										
	输出用	料	品								
6.	元	當	實	2.2	2.2	2.2					
	支	出									
	輸										
	输出用	料	品								
7.	元	當	實	346.8	5.0	5.0					
	支	出									
	輸										
	输出用	料	品								
8.	元	當	實	5.5	113.0	113.0					
	支	出									
	輸										
	输出用	料	品								
9.	元	當	實	140.0	26.0	16.0		16.0	16.0	4.0	
	支	出									
	輸										
	输出用	料	品								
10.	元	當	實	22.9	3.1	4.0	< 8.0)	30.0	8.0	10.0	
	支	出									
	輸										
	输出用	料	品								
11.	元	當	實	262.2	256.1	111.0	(29.0)	832.3	55.4	47.7	
	支	出									
	輸										
	输出用	料	品								
12.	元	當	實	3915.6	323.8	235.0	(84.9)	6534.4	67.4	228.8	
	支	出									
	輸										
	输出用	料	品								
13.	元	當	實	243.5	1.5	1.0	(10.0)	745.0	3.3	80.0	
	支	出									
	輸										
	输出用	料	品								
14.	元	當	實	34.0	0.6	0.5	(2.5)	39.0	0.8	3.5	
	支	出									
	輸										
	输出用	料	品								
15.	元	當	實	2.8	0.5	0.5	(0.5)	2.8	0.5	1.0	
	支	出									
	輸										
	输出用	料	品								
16.	元	當	實	829.7	2.1	1.5	(15.0)	876.8	7.6	12.8	
	支	出									
	輸										
	输出用	料	品								
17.	元	當	實	19.0	1.2.3	0.6	(0.5)	19.0	0.7	2.5	
	支	出									
	輸										
	输出用	料	品								
18.	元	當	實	50.0	27.1	4.0	(4.0)	50.0	6.0	12.6	
	支	出									
	輸										
	输出用	料	品								
19.	元	當	實	25.5	10.0	3.0	(3.0)	25.5	2.4	1.0	
	支	出									
	輸										
	输出用	料	品								
20.	元	當	實	195.9	12.1	12.1	(12.1)	195.9	16.7	20.1	
	支	出									
	輸										
	输出用	料	品								
21.	元	當	實	26.0	23.1	0.6	(0.6)	26.0	1.9	3.9	
	支	出									
	輸										
	输出用	料	品								
22.	元	當	實	66.0	6.0	1.0	(1.0)	66.0	0.3	0.2	
	支	出									
	輸										
	输出用	料	品								
23.	元	當	實	3.8	1.1	0.2	(0.2)	3.8	1.1	4.6	
	支	出									
	輸										
	输出用	料	品								
24.	元	當	實	8.3	1.1	0.2	(0.2)	8.3	1.3	0.9	
	支	出									
	輸										
	输出用	料	品								
25.	元	當	實	240.0	60.0	0.2	(0.2)	240.0	25.0	3.5	
	支	出									
	輸										
	输出用	料	品								
26.	元	當	實	494.1	494.1	0.2	(0.2)	494.1	34.4	28.1	

6.1
2.5

食 品	油 脂	55.5	(100)	55.5	6.5	8.0
牛 乳及乳製品	25.7	(3.0)	25.7	2.3	3.5	
粗 糧	32.1	(3.0)	33.9	6.3	5.0	
主 食	17.7	(4.0)	19.0	1.5	5.5	
液 體	12.0		20.0			
要 素 飲 料						
酒	38.0	(6.0)	38.0	13.0	16.0	
煙	29.0	(3.0)	29.0			
火 藥	1.2	(1.0)	36.2	12.4		
其 他	36.2	(3.0)	36.2			
計	264.3	(39.0)	264.3	42.0	38.0	
林 業						
副 料	0.5	(1.0)	0.5	0.5	0.7	
餅	1.0		1.0			
藥 材 及 農 用 器 具	0.5		0.5	10.9		
計	2.0		2.0		11.6	
紙及紙 類	120.0	(29.0)	120.0	25.0	60.0	
人 體	12.70	(1.0)	26.0		1.2	
其 他	6.2	(1.0)	6.2	1.2	1.5	
計	152.2	(29.0)	152.2	26.2	62.7	
飲 食 用 金 物	1.9	(0.3)	1.9			
日 用 品	3.3	(0.7)	3.5		4.0	
非 飲 食 用 品	51.4	(0.0)	51.4	8.5	18.0	
計	58.5	(1.3)	58.5	8.5	22.3	
化 學 肥 料						
硫 酸 石 灰	1.5	3.5	5.0			
鐵	0.5		0.5			
力 工 肥 料	1.4		1.4	2.8		
計	163.4	5.6	(32.5)	46.0	2.8 1.5	
少 一	161.7		(30.0)	161.7	6.0 3.5	
化 學						
電 解	82.7	(21.0)	82.7			
力 工 肥 料	40.0	(8.0)	40.0	3.0	2.0	
熱 機 械 合 成	20.6	3.0	(1.0)	23.6	2.0 0.0	
化 學 成 品	49.5	(1.0)	49.5	3.0	4.0	
火 藥	2.8		2.8			
其 他	8.7	(1.0)	8.7			

内 容		販 售	製 作	販 售	販 售	販 售	販 售	販 售
化	合	225	40	(10.5)	35	6.2	2.0	2.0
化	合	11.8	11.8	(11.0)	4.0	6.2	2.0	2.0
化	合	0.5	0.5	(2.0)	11.2	6.2	3.5	3.5
化	合	4.5	4.5	(1.5)	2.0	1.0	4.0	4.0
化	合	1.0	1.0	(1.0)	1.0	1.0	6.2	6.2
化	合	1.9	1.9	(0.7)	1.4	1.0	0.7	0.7
化	合	1.0	1.0	(0.7)	1.0	1.0	—	—
化	合	2.6	2.6	(5.0)	2.6	1.0	1.0	1.0
化	合	3.2	3.2	(1.0)	3.2	0.8	0.8	0.8
化	合	1.8	1.8	(2.0)	11.8	27.0	20.8	20.8
化	合	4.0	4.0	(1.0)	4.0	5.6	2.5	2.5
化	合	35.25	30	(6.0)	35.5	64.5	76.6	76.6
械	械	22.6	—	(9.4)	28.6	0.8	3.8	3.8
械	械	2.8	—	(0.5)	2.8	—	3.5	3.5
械	械	15.6	—	(5.0)	15.6	5.0	2.9	2.9
械	械	5.3	—	(1.5)	6.3	0.8	0.8	0.8
械	械	0.7	—	(0.2)	0.7	—	0.6	0.6
械	械	1.2	—	(0.2)	1.2	—	2.0	2.0
人	人	9.42	—	(4.0)	9.42	1.8	4.0	4.0
工	工	7.0	—	(1.5)	7.0	—	2.0	2.0
業	業	8.28	—	(2.8)	8.28	2.0	2.65	2.65
其	其	—	—	—	—	2.2	0.7	0.7
其	其	30.42	—	(10.13)	30.42	2.8	20.45	20.45
其	其	2.8	—	(0.7)	2.8	—	2.0	2.0
其	其	31.749	10.7	(31.1)	51.85.6	27.2.8	—	—
總	計	9150.5	334.5	295.0	296.0	9120.0	300.0	712.0

備考

(1) 自來水費用費は炭種別不明の12の一處合で精炭と電力部門に組入れてある。

第一四半期につい、(2)は四半期別計画表の最後に於る自家用・施用料計額を参考してある。

(2) 低級炭は烟炭の内数としてある。

刑防卷第九号

昭和二十四年一月十八日

國家地方警察本部刑事部長

各警察管區本部長殿
兩道府某本部警察隊長殿
八各自治本警察長一

水經卷之二

不正保有物販賣特別帳置特別会計の買上対象外の法令違反等の物資の処理について

日未二十三年三月に通則物資等在庫適用規則が公布施行せられ、之に基づいて臨時物資需給調整法違反物資として全法第七條によつて没収された物資及び通則物資等在庫適用規則による不正保有物資並に全規則第九條によつて該減命令の發せられた通則物資、其の他旧軍所の埋没・沈没等の物資、重要物資在庫緊急調査令違反物資等については、總て不正保有物資等特別措置特別会計の買入対象とせられ、これが処理の実務は天々法令の定めるところよつて各公団又は政府特別会計の管理庁が不正保有物資等特別措置特別会計の委任を受けて代理処理することとなつてゐるのであるが、警察における之が取扱については昭年四月二十日全國防犯統計課長會議の際に配布した「通則物資等在庫適用規則の施行について」及び昭年九月二十日財防発第大ニ号「不正保有物資の認定と処理について」の通牒に

基、一道懲なるを期しつゝあるものであるが、前記物資以外に属する他の刑法、関税法、物価統制令違反其の他の物資即ち不正保有物資等特別措置特別会計の買工対象外の法令違反の物資へ以下單に法令違反の物資といふの処理については中央関係官庁と接觸の結果、今後においては前記通牒と称すると共に左記要領に基いて処理することとせよと以つて関係官庁、公团等と緊密なる連絡の上遺憾無きを期せられたり。
尚公团等の受入態勢が整備せうれる迄は従来の方迄によつて物資の処理に当らねり。
法令違反等の物資の処理要領

一、法令違反罪の初責

則迄遷及物資

(2)

(4) 各種法令違反の容疑

其の廻河亭へ、題詩して、丁度

えは第三國人等の所有物資に対し而進駐軍に於いて供出を勧奨して物資等

(1) 不正保有物資と法令違反等の物資との區別を明確にして軍事送致するものとして

THE JOURNAL OF CLIMATE

(2) 立件送致前刑事訴訟法第百二十二條の規定による換価处分を行ふ場合にあって不正保有物資と法令違反物資との物資とに区分の上從來よりの手続により公團葬に引取るせるものとする。

三、事件を立てし逮い場合における処理

(1) 立件し逮い場合において、其の物資を違反者に保有せしめることが適当でないと認めたときは所有者から供出承諾書を繳して公團葬に買取りせしものとする。

(2) 公團葬に買取らせるときは公團葬に対する

(1) 所有者又は保管者の住所氏名年令

(2) 物資の保管場所

(3) 物資名及び数量

(4) 買取の理由

(5) 其の他の参考事項

等を連絡通知するものとする。

(3) 列車の一齊取扱事務の実情に応じ前記公團葬に対する連絡通知事項の一部を省略することが出来るものとする。

四、買取残肉

不正保有物資並に前記法令違反事務の物資中(1)(2)(3)に該当する物資であつて立件手続に附される場合に於いて当該法令の手続によつて換価処分を行う場合及び事犯を立件し

かたい場合にはあける物資即ち前記法令違反事務の物資中の(4)(5)に該当する物資については原則として直営瓦斯の機肉に買取らせるものとする。

物資名

主要食糧
アルコール
薪
塙
貴金属等
味噌醤油等
油糧
飼料
石炭類
石油製品
肥料
酒類
十三、其の他の物資

食糧管理特別会計又は食糧配給公團
アルコール専用事業特別会計
薪炭貯給特別会計
塙充局特別会計
金資金特別会計
食糧品配給公團
油糧配給公團
飼料配給公團
配炭公團
石油公團
肥料配給公團
酒類配給公團
産業復興公團

但し鮮乾與蔬菜生果子類を除く
(詳細別添る公團取扱物資名一覽表を参照のこと)

五 買取価格及び措置

(1) 法令違反等の物資に対する公団等の買取り価格については特別の規定有りを以つて、機械從業通りの価格によるものとするも左に掲げるものについては此處に定めた価格を以つて公団等に買取らせるものとする。

尚不正保有物資については過剰物資等在庫活用規則第三條に定める価格を以つてするものとする。

(1) 食糧配給公団に買取らせる物資に亘つては買取らせる時の政府拂下価格

(2) 産業復興公団に買取らせる物資に亘つては買取らせる時の卸売価格又は之に準ずる価格より二割以内を引きたりする価格

(3) 肥料配給公団に買取らせる物資に亘つては買取らせる時の生産者価格より価格差補給金の額を引きたりする価格

(2) 公団等においては法令違反等の物資を買取る場合には不正保有物資等特別措置特別合計に關係なく現金を以つて可及的重かに決済することとせつて、之が公団等の決済する料金が莫大なときは公団等の資金繰りの実情に応じて当該物資を公団等に区分した後にあつて決済することが得らる。

(3) 公団等は警察かケ法令違反等の物資の買取りを求められたときは、これを買取ることを要するもので、且つ其の物資の数量が僅かに少なもの或は活用の途の乏しいものであつても引取ることを要するものであり、又地域的に離隔の地であつても可及的運

六

買入態勢

(1) 公団等においては機械雇工によつて、入港場を整備し警察取締に支障とすべき機械施設中である。

(2) 全国各地に支部・出張所又は駐在員・設置又は増員すること

(3) 全國的に相当数の警察署等に一箇所の実務取扱機関を設立し、之に物資の取扱いは買上販売等の業務を代行せしめること

(4) 前項の場合においては其の下部組織として登記販賣業者・指定販売業者等の中間又は末端の統制機關を利用しそれを行わせる

(5) 前記の態勢を基づき産業復興公団において急遽に実現を計つて、之ものが他の公団等は機械從業力機構として之を取扱はせることとなつては

別紙

各種公団取扱物資名

公団又は特別会計名	取扱物資名
アルコール専売事業 特別会計	アルコール
薪炭需給特別会計	木炭 (薪)
専売局特別会計	
全資金特別会計	
肥料配給公団	
食料品配給公団	

- (一) 塩
 (二) 白金 (三) 銀 (四) イリジウム等
 (一) 硫酸アンモニア (二) 石灰窒素 (三) 過磷酸石灰 (四) 化成肥料
 (五) 輸入加里塩 (六) 硝酸アンモニア (七) トーマス磷肥 (八) 肥料荷
 粉 (九) 輸入骨粉 (十) 輸入獸骨を原料とする骨粉 (十一) 土用拓地用炭
 酸カルシウム肥料 (十二) 緊急用農薬 (十三) 肥料配給規則第二十七條
 に基く肥料の容器 (ハ) 麻袋又は農林大臣の指示するクラフト
 紙袋)
- (一) 味噌 (二) 醬油 (三) アミノ酸 (四) グルタミン酸ソーダ (五) 砂

配炭公団	糖 (五) 糖詰 (六) 乳製品 (七) 含有兒食
石油配給公団	(一) 石炭 (二) コーエクス (半成コーエクスを含む) (一) 漆發油 (二) 燈油 (三) 軽油 (四) 重油 (五) 機械油及半固体機械油 (六) 石油副生品 (一) アスファルト (四) 石油ピッチ (二) パラフィン
(一) 輸入飼料 とうもろこし、とうもろこし皮、高粱、配給飼料、小麥 ま、大豆ヶす、魚ヶす、やし油ヶす、米ぬか、くず小麦、元 んばく、飼料用食物ヶす、フルーテンフィード、アルスマー ミール、草の実	
(二) 配給飼料 (三) 飼料配給規則第九條によるもの 米ぬか (四) 食糧配給公団及酒造業者の生産のもの (五) 小麦ヶす (六) 小麥又は食糧管理法により政府に売渡された 小麥ヶす生産されたもの	

飼料配給公団

(二) 輸入飼料作物の種子

(一) 国内産油脂原料

(1) 大豆 (2) なたね (3) ひがわし (4) あまに (5) 麻実 (6) けし (7) ひまわり (8) かくらし油 (9) ひまし油 (10) パーム核 (11) ココナッツ (12) 大豆

(二) 外国産油脂原料

(1) えごま (2) あまに (3) 麻実 (4) けし (5) ひまわり (6) かくらし油 (7) ひまし油 (8) 花生 (9) カボンク種子

(三) 指定植物油脂

(1) え油 (2) あまに油 (3) 桐油 (4) 麻实油 (5) けし油 (6) ひまわり油 (7) 国内産原料からの製造された豆粕と除く (8) 小大豆油 (9) かくらし油 (10) 麻实油 (11) えごま油 (12) ひまし油 (13) カボンク油 (14) ひまし油 (15) オリーブ油 (16) 国内産原料 (17) ひまわり油 (18) 花生油

(六) 魚がすへ鮮魚介配給規則の規定により加工用又は非食用となつた鮮魚介を原料として生産されたもの、但し食糧管理特別会計又はその指定するものが買入れるものを除く)

(七) とうしろこし脱脂はいが
とうもろこし皮

(八) 高りやん(マイロ)ぬぐ

(九) 麦ぬが(輸入の麦類又は食糧管理法により政府に売り渡された麦類の精麦によつて生産されたもの)

(十) 乾燥ごんぶんかす

(十一) しようゆがす(みそ、しようゆ、アミノ酸需給調整規則によるしようゆの生産業者の生産するもの)

(十二) やし油かす

(十三) 飼料用大豆かす

(十四) 大豆皮

(十五) ビートバルブ

(十六) 乾燥酒糟かす

(十七) ビールかす

國立公文書館
National Archives of Japan

National Archives of Japan

製造せられたものを除く) パーム油
(レ) やし油 (ン) しょ
うや油 (レ) 米ぬか油 (レ) とうもろこし油
指定動物油脂

(イ) 鯨油 (ロ) 魚油 (ハ) いもが油・あざらし油・おつとせい油を含む以下全じ) (リ) 玉蝶油 (ニ) 牛脂(牛脂) (ハ) 国内において製造されたものを除く) (ホ) 豚油(豚油) (ハ) 国内において製造されたものを除く)

指定油滓
圧搾法又は抽出法により指定植物油の原油を製造するときは、
生ずる油滓及び指定植物油脂又は指定動物油脂の原油にアル
カリを加えて精製するときに生ずる油滓

コフラー以外の指定油脂原料が国内において製造せられる油粕及び食糧として輸入せられた大豆油粕をいう。

人造バター
米穀 (一) 大麦 (二) はだか麦 (三) 小麦 (四) 甘薯(含加工品)
馬鈴薯(含加工品) (五) 麦粉 (六) 穀粉 (七) 麦類 (八) めん類 (九) パン

卷之三

澱粉 どんぐり
生 さくす根
葉 ぬか
皮 しよう皮

卷之三

アリ 小豆 沖ノミ子 な月

うへへ、どうもうへへ、落花生

通鑑

卷之三

昭和二十三年度第四回貯蓄者用石けん配当計画表(案) E S B 24

理 200
23.3.19
1.22
31.4
2

原位 個

大	中	小	總	當量	額
石炭 船 航 異	其の他	3,152,000	127配給(各50万個支継)		
正	炭 錫 葵	3,157,200			
硫化鉄 鉛 葵	其の他	69,500			
硫化鉄 鉛 葵	其の他	32,400			
硫化鉄 鉛 葵	其の他	10,000			
硫化鉄 鉛 葵	其の他	1,500			
硫化鉄 鉛 葵	其の他	11,500			
鐵 鋼 葵	鐵 鋼 及 他	39,8500			
鐵 鋼 葵	鐵 鋼 及 他	39,8500			
鐵 鋼 葵	鐵 鋼 及 他	53,6000			
鐵 鋼 葵	鐵 鋼 及 他	21,600			
鐵 鋼 葵	鐵 鋼 及 他	69,200			
鐵 鋼 葵	鐵 鋼 及 他	175,000			
鐵 鋼 葵	鐵 鋼 及 他	199,800			
鐵道車輛整備業	鐵道車輛整備業	96,500			
鐵道車輛整備業	鐵道車輛整備業	96,500			
船 舶 修 球	頭鷲	450,000			
船 舶 修 球	頭鷲	471,500			
船 舶 修 球	頭鷲	25,200			
船 舶 修 球	頭鷲	12,500			
船 舶 修 球	頭鷲	635,700			
船舶 造船業	船(鋼船)	192,000			
船舶 造船業	船(木船)	192,000			
船舶 造船業	(藍旗)	192,000			
金屬工業	其の他	52,500			
機械工業	其の他	254,500			
化學肥料	硫酸及骨粉	112,400			
化學工業	硫酸及骨粉	112,400			
化學工業	硫酸及骨粉	113,000			
化學工業	硫酸及骨粉	123,000			
化學工業	硫酸及骨粉	45,000	商工省開催		
化學工業	硫酸及骨粉	48,600			

大 公 司 中 介 分 類		額	當 量	備 考
機 械 工 業	其 他	97,320	1,115 00	
機 械 工 業	其 他	283,550	283,550	總點算關係
	計	392,350		
農 業	其 他	13,600	13,600	工業場外及販賣上計工
農 業	其 他	8,300	8,300	
農 業	其 他	35,900	35,900	
水 產	其 他	57,800	57,800	
水 產	其 他	23,100	23,100	
水 產	其 他	30,500	30,500	
水 產	其 他	32,800	32,800	
林 業	其 他	310,500	127,500	
林 業	其 他	200,000	200,000	
林 業	其 他	158,750	158,750	
林 業	其 他	42,500	42,500	
農 業	其 他	44,500	44,500	
農 業	其 他	10,000	10,000	合歸倉
農 業	其 他	11,000	11,000	
農 業	其 他	108,000	108,000	
銀 行		24,100	24,100	
銀 行		381,200	381,200	
煙 草 製 造		15,400	15,400	
煙 草 製 造		39,600	39,600	
通 信	其 他	344,000	344,000	
通 信	其 他	344,000	344,000	
電 力	其 他	93,000	93,000	
電 力	其 他	43,000	43,000	
電 力	其 他	12,000	12,000	
電 力	其 他	109,300	109,300	
瓦 斯 工 業	其 他	5,500	5,500	
瓦 斯 工 業	其 他	5,500	5,500	
瓦 斯 工 業	其 他	1,000	1,000	
瓦 斯 工 業	其 他	5,000	5,000	
紙 帶 印 刷	其 他	4,000	4,000	
紙 帶 印 刷	其 他	5,000	5,000	
紙 帶 印 刷	其 他	24,900	24,900	
印 刷 教 本	其 他	24,900	24,900	
印 刷 教 本	其 他	24,900	24,900	

大 分 類	中 分 類	配 当 量	備 考
電 力	一 次 电 力	4,9,3,0,0	
土 木 工 種	一 次 土 建	2,4,5,3,0,0	更設省開採
	一 次 機 器、船	3,8,5,0,0	文部省開採
	計	2,9,3,8,0,0	
公 品	工 具	1,2,5,0,0,0	
建 築	施 工	8,3,0,0	
生 产	生 产	9,9,0,0	
石 森 取 貝	石 森 取 貝	9,8,0,0	
土 石 漏 取 貝	土 石 漏 取 貝	1,2,4,0,0	
機 器	機 器	5,5,0,0	
通 訊	傳 風	1,3,2,1,0,0	
通 訊 営 業	計	1,4,1,0,0,0	
通 訊 営 業	傳 風	2,0,3,1,0,0	
被 用 品	被 用 品	5,4,0,0	
保 道 保 冷 工 品	保 道 保 冷 工 品	1,6,1,0,0	
生 油 用 品	生 油 用 品	1,9,2,0	
計	計	1,2,3,4,2,0	
買 の 他 諸 産 品	通 油	2,6,0,0	
	省 方	2,6,5,0,0	
官 命	省 方	2,8,0,0	
	省 方	8,6,0,0	
	省 方	6,3,4,0,0	
	省 方	1,0,3,9,0,0	
其 の 他	計	5,4,8,3,3,9	
其 の 他	計	9,7,2,4,6,0,9	

リンク用及労務着用衣料品生産計画(第一表)

E.S.会社

	10~12/18 出	1~3/49 出	4~6/49 出	7~9/49 出	10~12/49 出	計
大量販売量 大量販売量	大量販売量	大量販売量	大量販売量	大量販売量	大量販売量	大量販売量
リンク	1,520	3,040	2,645	3,480	2,645	3,480
小物機物 一般 販賣者		1				
(合計)	1,520	3,040	2,645	3,480	2,645	3,480
大物機物						
(合計)	1,20	240	205	3,090	3,090	3,090
作業用被服	1138	2,600	452	590	590	590
一般 販賣者	1,136	1,665	1,290	635	713	—
(合計)	2,272	2,065	2,322	1,135	1,292	—
アリカズ 外衣 (販)						
リンク						
久オル 一般 販賣者						
(合計)						
白衣						
一般 販賣者						
(合計)						
リネン						
一般 販賣者						
(合計)						
タオル						
一般 販賣者						
(合計)						
靴下						
一般 販賣者						
(合計)						
手袋						
一般 販賣者						
(合計)						
リネン						
一般 販賣者						
(合計)						
白衣						
一般 販賣者						
(合計)						
リンク						
一般 販賣者						
(合計)						
一臓消耗者	4,580	10,200	—	—	—	—
総計	10,200	—	—	—	—	—

リンク用及労務者用衣料品生産計画（第二表）

E.S.B 衣料課

	10~12/48 未量	製品量	放出(焼却)		1~3/49 未量	製品量	未量	製品量	7~9 未量	製品量	10~12/49 未量	製品量	未量	製品量	10~12/49 未量	製品量	計	
			未量	製品量														
小布織物 (反)	リシタ ー 計	1,500 1,500	1,042 1,042		3430 3430	2415 2415	3430 3430	2415 2415	3,000 400	2,110 281	6,3400 (3,400)	6,2391 (2,391)			6,3400 1,580 400 6,3400	12,391 2,987 281 12,391 1,1760	12,391 2,987 281 12,391 8,214	
衣用織物 (反)	リシタ ー 計			120 120	100 100										6,160 6,160	5,352 5,352	6,280 6,280	5,452 5,452
機用被服 (点)	リシタ ー 計	1,000 1,000	2,138 2,136	400 452											800 8,035 2,835	910 9,173 10,023	2,200 10,700 12,900	2,500 12,139 14,639
メリヤス 外衣 (点)	リシタ ー 計				600 (内緒300)	800 (内緒300)	600 (内緒300)	800 (内緒300)	300 400	400					1,500 (内緒200)	2,000 2,500 3,332 4,000 5,332	2,000 3,332 5,332	
タオル (本)	リシタ ー 計				350 150 500	3,180 1,365 4,545	100 400 500	910 3,635 4,645	100 500 600	910 4,545 5,455					550 1,650 2,200	5,000 15,000 20,000	5,000 15,000 20,000	
靴下 (双)	リシタ ー 計				96 266 276	80 2220 2300	96 2674 277	80 2228 2808	108 3392 350	90 2823 2913	12 338 350	100 2,813 2,913				42 1,211 1,253	350 10,084 10,494	350 10,084 10,494
手袋 (双)	リシタ ー 計				500 196 696	3,333 1,307 4,640	500 308 808	3,333 2,050 5,383	200 720 920	1,340 4,800 6,140	920 6,140 920	6,140 6,140				1,200 2,144 3,344	8,006 14,297 22,303	8,006 14,297 22,303
白衣 (着)	リシタ ー 計	120 120	1315 1315												1,230 1,230	1,345 1,345	1,350 1,350	14,762 14,762
計 25年度用 計	リシタ ー 計	2,500 1,120 3,620	520 1,665 2,185	4,589 8,124 5,402		4,589 11,754 5,415		3,4602 23,092 5,770		12 2,358 (3,400)	6,960 9,265 16,225				22,382 18,705 6,3400 4,4187			
一般消費者用	リシタ ー 計	6,580			1,701		1,588		1,333		7,333					12,535		
総計		10,200		2,085	7,103		7,103		7,103		7,103		16,225		57,022			
内訳 計画生産量 放出		10,200		- 2,085	7,103		7,103		7,103		7,103		16,225		38,612 18,410			

1.19
305

生産資材在庫制限要領（経本訓令案）

四一二〇 経本生産局

第一條 この要領は別表第一乃至第四に掲げる生産資材（以下在庫制限資材と云う）の出荷を円滑ならしめて、その有効利用を促進することを目的とする。

第二條 在庫制限資材の生産業者は、その所有する在庫制限資材が別表第一乃至第四に定める保有限度を超えるに至つた場合には、直ちにその旨を在庫制限資材の所管官房（以下所管官房と云う）に届出しなければならない。

前項の届出に基き、所管官房は当該在庫制限資材の需要者の主務官房に連絡して、現物化の斡旋を行ふと共に、物資の需給調整上特に必要ある場合には、經濟安定本部總裁の定める方策に基き、公団及びその他の者に対する当該在庫制限資材の譲渡を命ずることがぞきる。

第三條 在庫制限資材の販賣業者は、別表第一乃至第四に定める保有限度及び超過期間を超えて、引継ぎ在庫制限資材を所有してはならない。但し、左の各号に掲げた場合において、所管官房の許可を受けたときは、この限りでない。

- 一、需要者の代金支払遲延による場合
- 二、輸送の不円滑による場合
- 三、卓節的需要の不均衡による場合

20

四、天災、事変による場合
五、その他經濟安定本部總裁の定める方策に基き、物資の需給調整上特に必要ある場合

第四條 在庫制限資材の生産業者は、当該在庫制限資材の出荷実績が常に明確に判明するよう、履保書類を整備しておかなければならぬ。

第五條 前三條の措置を行うため、主務大臣は所要の命令を定めることを要する。

附 則

この訓令は公布の日よりこれを施行する。

別表第一

物資名	保有限度	超温期間
銅管 （銅、錫、鉛等の 合金製品及び その化合物をいう）	過去一ヶ月間の出 荷実績に相当する 数量	十五日
鐵屑 （鐵船、商船及び兵船の 解体により發生したるの 鐵屑）	過去一ヶ月間の出 荷実績に相当する 数量	十五日
鐵銅二次製品		一備考

別表第二

物資名	保有限度	超温期間
重要非鐵金属 重要非鐵金属製品	過去三ヶ月間の出 荷実績に相当する 数量	十五日
電線		

別表第三

物資名	保有限度	超温期間
銅管、銅板		
二種摩合金		
木牛		
ヘビ船板		
トロ金属压延品		
油脂及重要油脂製品		
紙心ル		

物資名	保有限度	超温期間
重要非鐵金属製品 （銅、錫、鉛等の 合金属製品及び その化合物をいう）	過去三ヶ月間の出 荷実績に相当する 数量	二十日
重要化學製品		

物 資 名	保 有 限 度	超 過 期 間	備 考
ゴム 製品	過去四ヶ月間の 出荷実績	三十日	
建築用資材			
イ音量標準一瓦			
ゴム 製 品			
標準電氣機械			
織維(麻を除く) 製品			
車反 テル ト草 ラケン			
織 維 製 品			
膠 及 ニ ン ラ ケ ン			
熟 絕 織 料			
炭 火 コ ル ク 板 校 料			

別表第四

(5)

昭和二十四年度酒類需給計画案定要領

(昭二四.一.二〇)
E.S.B. 明工(食品課)

1.22
10-4

25

一 基本方針

目下経済復興計画委員会に於て策定中の経済復興計画の基本方針に副いつゝ現在手へ
うれてゐる前提條件並く酒類の特殊性を考慮の上昭和二十四年度生活物資需給計画案定
基本方針に於く昭和二十四年度計画の実現を期するものとするがこれか実施に當つて各
次の五つの重点を指向するものとする。

一 生産の増加

一 酒類の適正なる調整

一 密造防止の徹底

一 輸出促進

一 容器(新規)の生産

二 財 当

現在の日本の經濟は速かに復興せしより回復方案の一環として酒類が現下の國家財政
需要及び労働政策上並く國內重要物資需給確保に寄与する最大であるといふ認識に立脚
して經濟九原則大承認たる大主旨を総合的・思慮大実行するに於ける特別価格酒と増加し三つ
産業問題の確保を計らなければならぬ。即ち用途別配当については左の要領により策
定するものとする。

(一) 特別酒類酒

昭和二十二年十二月創設以來引続き実施中であるが、昭和二十三年七月國家財政事情の逼迫化により税率の引き上げを断行せざるを止むなきに至つた。これがためその酒税は一般商品の水準と比較して限界以上となりざるを得ない実情である。しかしして消費率は当初計画を遥かに下回る状態にあり所期の財政収入目標達成に一大支障を来たして居るので、この対象をむだ難々廃心してある程ではあるが、これら障害の根本的原因は価格の限界線以上であり且つ之に加へてとみに該増の傾向にある醸造酒の泡盛等を起因するものと思考せらる。従つてこれ等障害を排除する一方策としては酒類の増産を前段とする酒器の適正なる調整と密造防止の徹底である。然つてこれが該量の増加を計りと大消費促進と國民保健上の見地から民衆酒場設置の実施を期待し以つて粗糲の嗜好を計らふものとする。他商品貯蔵と消化促進対策として容器へ新規の生産を絶対的大確保するものとする。

(二) 底葉用

國內重要底葉の生産増強、輸出の振興、食糧増産、災害の復旧、防除等を計り以て日本の經濟の復興を遠かに因縁しなければならない現状にあるといふ事実に鑑み、これらに從事する労働者の労働力の増強確保するといふ見地から底葉用として最少限度年度と全量程度を確保する必要がある。

(三) 家庭用

基盤産業の培養及び輸出展開との重合指向によつて國民の物的水準は依然附乏を余儀なくされざるを専ないが他の生活物資の一環民需用については國民消費水準回復の促進に努めるといふ事項と家庭用配給の庄内は密接の影響の一因であり國民生活の最少限の満足を保持する観点から若干の増加を計画すべきである。

(四) 輸出用その他

輸出用については戦前の輸出実績と今後の輸出状況とを勘案し相当量を計画するものとする。

慰問祭及び外地引揚歸還就軍、進駐軍用、非常用及びその他については前年度同量とする。

(五) 生産

右の觀点計画の大綱により經濟原則の精神を立脚して、これが遂行の完璧を期するためには生産量べ於て昨年度不比し約六〇%の増加を計らねばならぬ。これがため燃料用として米六五〇千石、大麦三〇〇千石及び豆粕八五〇〇千石を绝对に必要とする。終して各酒類については本年度よりの品質の向上と計り時々本年度に於ては原料の選別認定の方針をとるものとする。

右に対する燃料その他の資材については原單位の再検討を行ひ既に要量はこれを绝对的に確保するものとする。

(六) 慰問祭及び其類

昭和二十三年夏は近年稀な豊作であつたため主食生産過剩に於て傍に富余が产生しこれがため主食の不正使用による供出の阻害、國民保健上に於ける悪影響、潜在的通脹の損失等この國家的損失は膨大なものであるので、これが対策としては防止・宣伝及び貯蓄に万全を期してゐる。この諸原因については署名に配当の順にて述べた通りであるが、この対策は一つ大通脹の背景にあるが主食供出の促進の一環として酒類等純醸造の実現を計るものとする。

五

需給計画

別紙A、B、Cの三案につき検討する。

昭和23年度第四四半期工事追加予算計画

理
政
事
項
310

六 介 裝

類別	次數
機械	30
農業	322
工口	316
漁生	310
特產二辦	300
信自陸產自駐代辦	989
一次	4199
保勤內燃車輛車輛	0,241
電伊網經	1,01
其船廠工舶盛武	1,22
鐵鋼品物	2,11
空車機輛車輛置辦	256
鐵車	342
端道	244
計	6
金屬工	477
金屬	45
計	1,804
機械	55
鐵鋼物	611
鐵鏈	826
鐵鏈	856
鐵鏈	130
鐵鏈	370
鐵鏈	468
計	3216
工具及漆機	81
異物燙風物他	14
機械	30
機械	325
機械	2,569
機械	220
計	6,920
織機	3,430
織機	67
織機	193
織機	224
織機	149
織機	100
織機	159

大 分 類		小 分 類		冊 數	卷 數
機 械	機 械	等		123	卷
機 械	機 條	等		64	
機 條	等	等		37	
機 條	等	等		22	
機 條	等	等		10	
機 條	等	等		17	
機 條	等	等		120	
機 條	等	等		100	
機 條	等	等		179	
機 條	等	等		5,025	
機 條	等	等		490	
機 條	等	等		230	
機 條	等	等		166	
機 條	等	等		96	
機 條	等	等		505	
機 條	等	等		1,993	
紙	紙	紙		82	
紙	紙	紙		147	
紙	紙	紙		23	
紙	紙	紙		222	
紙	紙	紙		181	
紙	紙	紙		254	
紙	紙	紙		680	
電	電	電		74	
電	電	電		616	
電	電	電		58	
機 械	機 械	機 械		614	
機 條	機 條	機 條		212	
機 條	機 條	機 條		69	
機 條	機 條	機 條		177	
機 條	機 條	機 條		1,987	
機 條	機 條	機 條		77	
機 條	機 條	機 條		103	
機 條	機 條	機 條		55	
機 條	機 條	機 條		1	
機 條	機 條	機 條		94	
機 條	機 條	機 條		112	
機 條	機 條	機 條		128	
機 條	機 條	機 條		12	

米賃金割合の算出非業学者に対する解説 (24/22 ESP改訂版)

1.28
31 d

續二三等處多有此種人願參禪修習明細

24, 1, 24.

社 輸出品以外の使用人船乗は船でニ輪西以下とする。

4 紗毛糸

昭和23年第四四半期材料生產計画表

24. 7. 25
E.S.B. 材料課

2.9	
3~5	

32

品目	期当数量	規格	番号	使用糸數量	W×L	総品数量	方碼數	価格
1. 一般消費通用	260							
手 織 糸	100,000		2/4	10,000				
人 工 及 机 織	30,000		10/1	3,000				
メタレク外貿通用	216,400		10/1	21,640				
少 年 用	41,200		10/1	4,120				
青年用	50,000		10/1	5,000				
紗 地	1,110,400	32×2	10/1	250,400	145×40	6,260	364,030	
		" 2号	7/1	460,080	" "	8,848	513,068	
布 製 作 用		" 2号	5/1	400,000	" "	5,025	251,450	
布 製 作 用		" 2号	2/1	740,000	" "	14,230	825,340	
人 工 外 貿 用	1,240,000	32×2	10/1	300,000	145×40	6,281	364,298	
人 工 外 貿 用	42,900		10/1	4,290				
合 计	2830,000			2,830,000				
人 工 外 貿 用	250,000		10/1	25,000				
合 计	3,080,000			3,080,000				

14.

8. 人綱系

品目	制当数量	規格	基準	使用実数量	巾丈	製品数量	方碼數	漏
手縫 余	10,000	(Lbs)		10,000	(Lbs)			
靴 下	154,000			1200	154,000			指紋以織出
X 11 バスク肌着	209,000			1200	209,000			
X 11 バスク肌着 亂用	50,000			1500	99,000			
" 青年成人	20,000			1200	50,000			
布 地	35,1200	平地		134,000		32500		
		光澤毛						
		火地						
		天鵝絨						
		帶		10,000		1,000		
		朱子		53,200				
		紺織		39,000				
布帛外衣 亂用	26,000	朱子		26,000				
" 少年用	26,800	"		26,800				
" 雪威帽	90,000	綿織 朱子		61,000 35,000	12,100 5,000			
" 制服用	2,0000	"		2,0000	2,857			
布帛外衣 肌着	850,000	人平		300,000	60,600			
		長綿		40,000	80,000			
		平地		150,000	333,33			
被	15,000			15,000				
保 留	55,000			55,000				
計	2,193,000			2,193,000				

昭和二十四年度赤堀正油アミノ酸需給計画案及本方針

(二四二二五)
E.S.B.)

X 29
10-4

33

- 31
- 一 赤堀、正油、アミノ酸については、経済建興計画の基本方針に則り、その配給の確保によって周存を極力排除し、国民すべてが均しく耐え生活を行ひ得る様供給の確保を計ると共に、食料加工及び攝取の合理化を計るために、その貿易向上を計る。
二 赤堀については、極力国内原料の確保を計る外その割当に当つても、生産者の設
立技術を勧奨し集中生産を実施する。
三 配給を円滑化し、且生産過程を正常化するために製品蓄積の増大を考慮する。
このため特に上半期における生産の増加を計り。
山 創立原材料の塊物化の促進を計ると共に、生産資金を優先確保することに努める。
三 輸出の可能なるものについては極力これを推進する。
八 味噌については、澱粉原料としてコーンを使用するが增量用率の使用は、これで停止する。
その配給量は月当下半期の配給基準量を確保するが、季節的需要の変化に応じ、その
基準量を加えることも考慮する。
七 酱油については、原材料利用効率を図るため新技術に基く醤油及びアミノ酸へ原材料
の供給可能な限度においての増産を図ると共に、普通醤油正油についても期間の短縮

を計り二十三年度下半期の配給基準量を配給するものとし、且つ、その品質の向上へ含
有蜜素一%とする所を計る。

輸出についでは、加工貿易方式によること、し、計画策定はしない。この場合におい
て、しその輸出は、国内開始と乱さない限度とする。

・ハ・グルタミン酸ソーダは供給面に対する若干の国内配当を除き他はすべて輸出するもの
とする。

・その生産についでも輸出が可能であり、グルタミン酸ソーダの副製品アミリ酸の生産量
の増大が輸送上の損失にからず、且原材料の許す限度においてこれを確保する。

水・産・主 食 勤務 加・配 修 正 表 1942.1.22

1.28
31d ✓
24

1 沿岸關係

(1) 定番制による分

種	類	年間実働人員 (年月合計)	月平均稼働 日数	一人一日当 取扱量	年間所要量	備	考
漁	定置	102,959	20日	140.0	3,422.0		
漁	操	629,623	10	140	1,019		
以東底曳	底曳	1,556.15	1.3	140	310		
其の他	-	-	-	-	-		
計	-	1,646,412	1.5	-	3,753	月平均 313 吨	

(2) リニケ制による分

種	類	年間実働人員	月平均稼働日数	一人一日当加配量	年間所要量	備	考
定	置	111,277	(2.8) 19	3,338	1		
操	操	84,400	(2.8)	2,592			
以東底曳	底曳	35,536	(2.8)	1,675			
其の他	-	163,050	(2.8)	5,622			
計	-	423,262	2.8	12,627	月平均 1,056 吨		

(3) (1)(2)合計年間所要量 1,646,412 吨 (月平均 313 吨)

2. 遠洋關係

(1) 定番加配と増加する異種

業	種	年間実働人員	月平均稼働日数	一人一日当加配量	年間所要量	備	考
干出・回転漁業	漁	14,151	300日	420	1,920		
以西底曳	底曳	10,127	300	420	1,635		
干出	漁	20,138	300	420	2,719		
計	-	30,221	-	-	4,351	平均所要量	363.2

(2) 定番加配標準の異種

業	種	年間実働人員	月平均稼働日数	一人一日当加配量	年間所要量	備	考
漁	漁	13,400	240日	350	1,588		
近海捕魚	漁	447	300	350	30		
計	-	13,847	-	-	1,638	平均所要量	136.2

(3) (1)(2)との合計 59,312 吨

3. 沿岸、遠洋合計所要量

	現	行	修	正	渠	修正表增加量
	年	間	年	間	年	間
沿岸	13,500	1125	16,430	1,369	2,930	244
遠洋	2,904	242	5,989	679	3,085	257
計	16,404	11367	22,419	1,818	6,015	501

35.

昭和24年度主要資材部門別配当計画表

24.1.27

部 門	資 材 名	鋼	鉄	セメント	カーバイド	石 炭	電 力	一般用材	造船用材	板ガラス	鋼索	電線	
		(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(kwh)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	
供給量	総 計	A. 372,900 (90,000)	B. 470,000 (1,000,000)	A. 1,197,500 (280,000)	A. 1,776,136 (280,000)	A. 600,849 (123,000)	A. 1,297,77 (42,400)	A. 13,275 (14,607)	A. 42,635.5 (41,500)	A. 25,050,000 (26,000,000)	A. 1,683,846 (2,050,000)	A. 29,686 (32,500)	A. 450,000 51,500 54,300
進 軍 用		A. 20,850 8,000	B. 8,000	A. 129,000 20,000	A. 41,05 4,000	A. 1,066,7 700	A. 1,100 1,100	A. 1,124 1,000	A. 115,000 15,000	A. 1,18,000 10,000	A. 650 200	A. 4,250 2,000	
輸 出 用		A. 29,900 58,000	B. 24,000 500,000	A. 248,695 610,000	A. 1720 4,000	A. 1,180,8 1,200	A. 870	A. 870	A. 258,650 3,600	A. 135 1,350	A. 1,483 2,780	A. 389,800 3,800	
國 鉄		A. 259,30 (20,000)	B. 31,500 (1,000)	A. 128,100 1,80,000	A. 71,522 125,000	A. 1,390 1,300	A. 7,475,2 7,530,0	A. 1,267 1,411	A. 2,650 9800	A. 3,120 3,600	A. 1310 1,400	A. 1,000 3,000	
海 運		A. 670 1,000	B. 7,350 11,000	A. 1,600 8,000	A. 67,017 80,000	A. 500 900	A. 1,338,3 1,520,0	A. 368 350	A. 100,000 100,000	A. 690 1,000	A. 250 280	A. 1,085 1,0100	
電 力		A. 9,000 13,000	B. 44,850 80,000	A. 22,500 34,000	A. 15,6000 23,000	A. 2,000 2,300	A. 32,086 37,040	A. 650 850	A. 650 850	A. 12,165 1,080	A. 5,265 4,600	A. 450,000 420,000	
石炭 鉄 業		A. 36,500 45,000	B. 147,200 175,000	A. 146,118 180,000	A. 9,564 10,000	A. 2,867,6 2,4400	A. 2,077 2,345	A. 1,309 1,304	A. 1,309 1,304	A. 11,560 12,165	A. 5,265 1,000	A. 5,265 4,600	
鐵 鋼		A. 86,400 107,000	B. 21,400 40,600	A. 38,000 40,000	A. 25,335 38,000	A. 2,0965 38,379	A. 1,0478 1,449	A. 250 250	A. 250 250	A. 10,600 14,000	A. 3,600 6,400	A. 3,600 6,400	
船 舶		A. 105,300 24,000	B. 60,800 145,000	A. 60,800 145,000	A. 15,250 20,500	A. 10,200 12,400	A. 1,471 2,000	A. 95 90	A. 229,000 235,000	A. 8910 10,200	A. 2,035 1,200	A. 530 800	
機 械		A. 27,845 43,100	B. 77,520 127,900	A. 77,520 127,900	A. 12,084,5 17,000	A. 1,426,0 1,5700	A. 556,8 583,0	A. 1,048 1,015	A. 1,327,6 1,290	A. 42,230 50,000	A. 520 750	A. 450 1,000	

註 ① Aは1タケの年配当実績 Bは1949年の配当計画を示す。

② ()は配当量(括弧無しの数字)中の過剰在庫量を示す。

③ 石炭に於て ①は輸入炭を ②は自家発電用を ③は外数を ④は内数である。

⑤ 電力の数字は自家発電を含む。

⑥ 電線に於て alは鋼筋アルミニユームケーブルを示す。

※は委託加工の量を示す。

1.28
31 C
✓

昭和工4年度貨物船
油槽船及公貨客船着工計画

24. 1. 27

船種	船型	鋼材割当總量		鋼材割当總量		油槽船及公貨客船着工計画		鋼材割当總量	
		艘数	%	艘数	%	艘数	%	艘数	%
油槽船	10,000t	3	30,000	3	30,000	4	40,000	6	60,000
"	3,000	1	3,000	1	3,000	1	3,000	2	6,000
"	200	2	1,600	2	1,600	2	1,600	2	1,600
	小計	6	34,600	6	34,600	7	44,600	10	67,600
貨物船	7,000	2	14,000	2	14,000	2	16,000	3	21,000
"	5,000	7	35,000	9	45,000	14	70,000	14	70,000
"	3,700	6	22,200	7	25,900	9	33,300	10	37,000
"	2,400	9	21,600	11	26,400	12	28,800	11	28,400
"	300	12	3,600	24	7,200	30	9,000	40	12,000
	小計	36	96,400	53	118,500	67	155,100	79	166,500
貨客船	500	1	500	1	500	1	500	3	1500
"	250	2	500	2	500	2	500	2	500
	小計	3	1,000	3	1,000	3	1,000	5	2,500
	合計	45	132,000	62	154,100	77	204,700	93	236,000

昭和23年度第4・6半期、網生産資材規格別明細表

۷۰۲

需要部門	種類	品種名	規格番号	規格番号	面積	実績	製品数量	備考	主務官 セシル
輸出品	生糸				4353.000				貿易課 セシル
	綿織品				1366.010			輸出量本 P.X.を含む	
	綿二重	6.000	26×50		5000	1733.5尺			
					5000	591			
	12°				2,000	290			
	14°				1,000	111	製品量及規格不 明のものも含む		
	16°				5,000	550	馬上打合せなし		
	20°				2,000	223			
	20-20°シン	16°			2,000	220			
	20°				1,000	10			
	ヨーゼット	10°			1,000	172			
	炭工	16°			1,000	12			
	別珍				500				
	全地	24.0			3,000	5.00			
	金糸				1,000				
	綿チーフ	3.0	19x0.07		500	92.00			
	綿リボン				500				
	生絲				25.340				
	生絲	16.0			200	146			
					1,000	730			
					3,000	2,190			
	40°				2,000	1,460			
	50°				500	365			
	穴糸	8°			1,000	730			
					2,000	1,460			
					3,000	2,190	主務官 セシル		

1.27
3~5

86

備考部門	種類	品種名	番号	封度数	製品数量	備考	主務官片 当該名
輸出處	カタニ紙	30	番号記号又ハ巾長	500	365		貿易片 当該名
輸出處		40		1000	130		貿易片 當該名
輸出處		50		1000	130		
輸出處		60		1000	130		
輸出處		80		500	965		
輸出處	細スリーブ	3	32150	1000	1295		
進駐軍用	綿製品			15,000			
信號保守	鋼テープ		0.0275×30	13	320巻	信号機 傳導機 用	工務局 當該名
修理事務			" X 19X	34	585		修理課局 當該名
工具	生 級	120	" X 25X	53	225		
工具	生 級	219		6,700		電気送信機 二重用	通信課局 當該名
工具	生 級	21		2,800		地坑合造 機械	工程課局 當該名
工具	電 紙	4		4,000		電線板帶用	工程課局 當該名
工具	刀子等	21		4,9000		電線板帶用	工程課局 當該名
機械	細カタニ紙	50 番		2,400	現地裁縫馬 打合セヨ	船用	工程課局 當該名
機械	細カタニ紙	50 番		1,000	230	計測器 傳用	計測課局 當該名
機械	細カタニ紙	44 番	26X50	2,000	2,000	測量電力計 計測器用	測量課局 當該名
機械	細カタニ紙	44 番	26X50	1,000	44/枚	細 紙	
機械	細カタニ紙	44 番	26X50	2,000	528	2,000	細 紙
工具	生 級	10	8	1,400	250	蓄電池 充製造用	電池課局 當該名
工具	生 級	21	6	1,000	1,000	ハサウェル用	細 紙
工具	生 級	10	8	2,200		口1ル港用	
工具	生 級	21	6	800		アーモンガバ用	
工具	生 級	21	6	500		透視鏡 脚架用	工程課局 當該名
工具	生 級	20		25	18	小形鐵捲器 鐵鏈用	工程課局 當該名
工具	細ニ重	34件	2	2,325	1364枚	繪圖板用	

需要部門	種類	品種名		面積	計產收	裝箱數量	庫存	參考	主要害蟲 高發期
		規格	番號						
產業部	生菜	1/2中	一	350					
	蘇洞	N P	=8 40×50	50	102	裝瓶裝箱供應	瓶瓶供應	瓶瓶供應	瓶瓶供應
		"	30	4	150	192	"	"	"
		"	3/A	27×5	400	216	"	"	"
		"	32	22×5	260	412	"	"	"
辦公室	五代田	5號	36×50	400	178	原葉供試驗用	供試驗用	供試驗用	供試驗用

國立公文書館 National Archives of Japan

需要部門	種類	品種名	規格	数量	販賣部	貯藏庫	製造部	備考	主務官員
生 活 貨	鍋 炊	電 気	直立式 立式 壁掛式	5台	80"			ヘアーモット ガーランド	生活物資局 回用室課
	特殊紙				200' x 10'			報紙ハンケ ガーランド	"
	浴 瓶		500ml			200	146	附止水栓	"
			400ml			300		入浴器皿	"
	機 器		3台			1000	20	10-3.31ト 吸排風機	"
	縫 い き		1/200+			600		縫紉機	"
	火 箱		500W		24V、50V	16.5W	275	電気火箱	"
			12V		24V	15W	225	"	"
	火 線					300		焚き墨線	"
	組立リーフ		1/5000	5台		200	413	セメント用	"
施 工	銷 1/2X	4分×6分				400		鍍鉄被覆用	"
	鋸 1/2寸	6枚	6号	36X50		200	265	人形木製甲	"
			10号	8号	22X25	500	178	"	"
	金 線					260		セイ人物用	"
	洋金池 破 戀		21X25 24X25		3,600	611 558	洗金漆匣 漆匣用	生活物資局 民生課	"
	生 紙		1	25.7X60	400	1407	80重油用	"	"
	7タシ紙		50g			100	73	"	"
	刷工室		12.4W	9号	36X50	300	44	"	"
	医 藥 品		1.1Kg	1/2号	26X50	1,300	1632	医藥器具	衛生課
	医 藥 品		6Kg	6号	4"	200	59	"	"
大體の用具	測量機				1,600	4446支	測量用 日曆休用	測量 器具課	"
	土壤試驗				1,500	191	"	"	"
	土壤試驗				1,500		土壤分析	"	"
	文化器具					200	測量器具	"	"
文化器具	繪 繪		3A	12.4X12.4		220	201	繪繪用	文化器具
			2M	15.0X11		200	108	"	"

需要部門	種類	規格		需量		用途	主務官 局課名
		舊	新	標準	現量		
大化厚生施設	大化炮架	繪 紗	30	130X130	400	200	繪圖用
			30	150X150	400	172	
			30	180X180	400	161	
			30	200X1	60	19	
			30	230X1	60	17	

需要部門	種類	品 連 紙	商 司	新皮紙	熟皮皮紙	写 途	主務官事局 標名
大化織機	織 索	三巴	130×115	400	200	織繩用	大化織機
大化織機	織 索	3 C	150× "	440	173	"	大化織機
大化織機	織 索	3 D	18.5×	420	161	"	大化織機
大化織機	織 索	3 E	200×	60	17	"	大化織機
大化織機	織 索	3 F	230×	60	17	"	大化織機
大化織機	織 索	4 A	230×	20	17	"	大化織機
農林省	生 紙			100		活版用	農林省
農林省	織カク	40#		100		"	"
法務省	錦 織	50#		100	少	刑部課錦織	法務省
法務省	織カク	40#		200	217	代用	法務省
法務省	錦 織			300		美濃織錦用	法務省
民 用				27,410			
民 用				242,000			
民 用				396,000			
民 用				6,534,000			
合 计				1,109,000			

第三回 貿易統計表

需要部門	種類	馬 道 紙	新皮紙	熟皮紙	裝訂紙	用 途	主務官事局 標名
輸出品	富士綱			350,000			法務省
製造業所	織物			100,000			法務省
企 业	織物	12%		10,000		織物業所	法務省
保 証				10,000			
民 生				530,000			
合 计				1,109,000			

新潟市 11月物資配給状況表

昭和24年11月1日現在

219
31d
3

33

品目	前年11月～12月		当月		備考
	販賣額	販賣量	販賣額	販賣量	
米	2200	3435	320	142	
豆類	3100	2100	151	70	
干穀	10690	11042	480	172	
豆	2810	1581	138	57	
粉	2420	2655	172	64	
米粉	3010	3128	129	55	
豆粉	10180	10160	385	155	
米飯	1650	610	95	45	
水	3170	2039	117	47	
油	860	382	37	19	
米	910	688	53	28	
豆	950	698	52	22	
米	620	320	32	13	
豆	1960	4942	112	53	
豆	1830	2626	52	22	
米	1780	1146	83	29	
米	2300	3103	70	37	
豆	2410	1662	95	42	
豆	1890	2622	206	95	
豆	1620	6640	175	73	
豆	2320	1570	76	37	
豆	1690	1086	59	32	
豆	1620	1102	65	15	
豆	980	665	29	19	
豆	1600	1292	33	14	
豆	890	436	14	8	
豆	1250	1260	98	48	
豆	980	1007	32	14	
豆	2640	2512	37	35	
豆	1320	748	37	0	
豆	3610	3020	122	128	
豆	2260	3002	118	112	
豆	4340	3093	147	74	
豆	2900	1264	97	20	
豆	3610	3020	122	128	
豆	2260	2128	110	112	
豆	500	166	69	31	
豆	2420	1742	166	166	
豆	4040	1240	69	21	
豆	1270	490	30	14	
豆	840	326	33	14	
豆	470	1092	65	26	
豆	2630	101	84	22	
豆	3720	85	116	46	
豆	950	83	149	76	
豆	1490	107	5100	2534	

| | 9 八月 | 10 九月 | 11 十月 | 12 十一月 | 13 十二月 | 14 一月 | 15 二月 | 16 三月 | 17 四月 | 18 五月 | 19 六月 | 20 七月 | 21 八月 | 22 九月 | 23 十月 | 24 十一月 | 25 十二月 | 26 一月 | 27 二月 | 28 三月 | 29 四月 | 30 五月 | 31 六月 | 32 七月 | 33 八月 | 34 九月 | 35 十月 | 36 十一月 | 37 十二月 | 38 一月 | 39 二月 | 40 三月 | 41 四月 | 42 五月 | 43 六月 | 44 七月 | 45 八月 | 46 九月 | 47 十月 | 48 十一月 | 49 十二月 | 50 一月 | 51 二月 | 52 三月 | 53 四月 | 54 五月 | 55 六月 | 56 七月 | 57 八月 | 58 九月 | 59 十月 | 60 十一月 | 61 十二月 | 62 一月 | 63 二月 | 64 三月 | 65 四月 | 66 五月 | 67 六月 | 68 七月 | 69 八月 | 70 九月 | 71 十月 | 72 十一月 | 73 十二月 | 74 一月 | 75 二月 | 76 三月 | 77 四月 | 78 五月 | 79 六月 | 80 七月 | 81 八月 | 82 九月 | 83 十月 | 84 十一月 | 85 十二月 | 86 一月 | 87 二月 | 88 三月 | 89 四月 | 90 五月 | 91 六月 | 92 七月 | 93 八月 | 94 九月 | 95 十月 | 96 十一月 | 97 十二月 | 98 一月 | 99 二月 | 100 三月 | 101 四月 | 102 五月 | 103 六月 | 104 七月 | 105 八月 | 106 九月 | 107 十月 | 108 十一月 | 109 十二月 | 110 一月 | 111 二月 | 112 三月 | 113 四月 | 114 五月 | 115 六月 | 116 七月 | 117 八月 | 118 九月 | 119 十月 | 120 十一月 | 121 十二月 | 122 一月 | 123 二月 | 124 三月 | 125 四月 | 126 五月 | 127 六月 | 128 七月 | 129 八月 | 130 九月 | 131 十月 | 132 十一月 | 133 十二月 | 134 一月 | 135 二月 | 136 三月 | 137 四月 | 138 五月 | 139 六月 | 140 七月 | 141 八月 | 142 九月 | 143 十月 | 144 十一月 | 145 十二月 | 146 一月 | 147 二月 | 148 三月 | 149 四月 | 150 五月 | 151 六月 | 152 七月 | 153 八月 | 154 九月 | 155 十月 | 156 十一月 | 157 十二月 | 158 一月 | 159 二月 | 160 三月 | 161 四月 | 162 五月 | 163 六月 | 164 七月 | 165 八月 | 166 九月 | 167 十月 | 168 十一月 | 169 十二月 | 170 一月 | 171 二月 | 172 三月 | 173 四月 | 174 五月 | 175 六月 | 176 七月 | 177 八月 | 178 九月 | 179 十月 | 180 十一月 | 181 十二月 | 182 一月 | 183 二月 | 184 三月 | 185 四月 | 186 五月 | 187 六月 | 188 七月 | 189 八月 | 190 九月 | 191 十月 | 192 十一月 | 193 十二月 | 194 一月 | 195 二月 | 196 三月 | 197 四月 | 198 五月 | 199 六月 | 200 七月 | 201 八月 | 202 九月 | 203 十月 | 204 十一月 | 205 十二月 | 206 一月 | 207 二月 | 208 三月 | 209 四月 | 210 五月 | 211 六月 | 212 七月 | 213 八月 | 214 九月 | 215 十月 | 216 十一月 | 217 十二月 | 218 一月 | 219 二月 | 220 三月 | 221 四月 | 222 五月 | 223 六月 | 224 七月 | 225 八月 | 226 九月 | 227 十月 | 228 十一月 | 229 十二月 | 230 一月 | 231 二月 | 232 三月 | 233 四月 | 234 五月 | 235 六月 | 236 七月 | 237 八月 | 238 九月 | 239 十月 | 240 十一月 | 241 十二月 | 242 一月 | 243 二月 | 244 三月 | 245 四月 | 246 五月 | 247 六月 | 248 七月 | 249 八月 | 250 九月 | 251 十月 | 252 十一月 | 253 十二月 | 254 一月 | 255 二月 | 256 三月 | 257 四月 | 258 五月 | 259 六月 | 260 七月 | 261 八月 | 262 九月 | 263 十月 | 264 十一月 | 265 十二月 | 266 一月 | 267 二月 | 268 三月 | 269 四月 | 270 五月 | 271 六月 | 272 七月 | 273 八月 | 274 九月 | 275 十月 | 276 十一月 | 277 十二月 | 278 一月 | 279 二月 | 280 三月 | 281 四月 | 282 五月 | 283 六月 | 284 七月 | 285 八月 | 286 九月 | 287 十月 | 288 十一月 | 289 十二月 | 290 一月 | 291 二月 | 292 三月 | 293 四月 | 294 五月 | 295 六月 | 296 七月 | 297 八月 | 298 九月 | 299 十月 | 300 十一月 | 301 十二月 | 302 一月 | 303 二月 | 304 三月 | 305 四月 | 306 五月 | 307 六月 | 308 七月 | 309 八月 | 310 九月 | 311 十月 | 312 十一月 | 313 十二月 | 314 一月 | 315 二月 | 316 三月 | 317 四月 | 318 五月 | 319 六月 | 320 七月 | 321 八月 | 322 九月 | 323 十月 | 324 十一月 | 325 十二月 | 326 一月 | 327 二月 | 328 三月 | 329 四月 | 330 五月 | 331 六月 | 332 七月 | 333 八月 | 334 九月 | 335 十月 | 336 十一月 | 337 十二月 | 338 一月 | 339 二月 | 340 三月 | 341 四月 | 342 五月 | 343 六月 | 344 七月 | 345 八月 | 346 九月 | 347 十月 | 348 十一月 | 349 十二月 | 350 一月 | 351 二月 | 352 三月 | 353 四月 | 354 五月 | 355 六月 | 356 七月 | 357 八月 | 358 九月 | 359 十月 | 360 十一月 | 361 十二月 | 362 一月 | 363 二月 | 364 三月 | 365 四月 | 366 五月 | 367 六月 | 368 七月 | 369 八月 | 370 九月 | 371 十月 | 372 十一月 | 373 十二月 | 374 一月 | 375 二月 | 376 三月 | 377 四月 | 378 五月 | 379 六月 | 380 七月 | 381 八月 | 382 九月 | 383 十月 | 384 十一月 | 385 十二月 | 386 一月 | 387 二月 | 388 三月 | 389 四月 | 390 五月 | 391 六月 | 392 七月 | 393 八月 | 394 九月 | 395 十月 | 396 十一月 | 397 十二月 | 398 一月 | 399 二月 | 400 三月 | 401 四月 | 402 五月 | 403 六月 | 404 七月 | 405 八月 | 406 九月 | 407 十月 | 408 十一月 | 409 十二月 | 410 一月 | 411 二月 | 412 三月 | 413 四月 | 414 五月 | 415 六月 | 416 七月 | 417 八月 | 418 九月 | 419 十月 | 420 十一月 | 421 十二月 | 422 一月 | 423 二月 | 424 三月 | 425 四月 | 426 五月 | 427 六月 | 428 七月 | 429 八月 | 430 九月 | 431 十月 | 432 十一月 | 433 十二月 | 434 一月 | 435 二月 | 436 三月 | 437 四月 | 438 五月 | 439 六月 | 440 七月 | 441 八月 | 442 九月 | 443 十月 | 444 十一月 | 445 十二月 | 446 一月 | 447 二月 | 448 三月 | 449 四月 | 450 五月 | 451 六月 | 452 七月 | 453 八月 | 454 九月 | 455 十月 | 456 十一月 | 457 十二月 | 458 一月 | 459 二月 | 460 三月 | 461 四月 | 462 五月 | 463 六月 | 464 七月 | 465 八月 | 466 九月 | 467 十月 | 468 十一月 | 469 十二月 | 470 一月 | 471 二月 | 472 三月 | 473 四月 | 474 五月 | 475 六月 | 476 七月 | 477 八月 | 478 九月 | 479 十月 | 480 十一月 | 481 十二月 | 482 一月 | 483 二月 | 484 三月 | 485 四月 | 486 五月 | 487 六月 | 488 七月 | 489 八月 | 490 九月 | 491 十月 | 492 十一月 | 493 十二月 | 494 一月 | 495 二月 | 496 三月 | 497 四月 | 498 五月 | 499 六月 | 500 七月 | 501 八月 | 502 九月 | 503 十月 | 504 十一月 | 505 十二月 | 506 一月 | 507 二月 | 508 三月 | 509 四月 | 510 五月 | 511 六月 | 512 七月 | 513 八月 | 514 九月 | 515 十月 | 516 十一月 | 517 十二月 | 518 一月 | 519 二月 | 520 三月 | 521 四月 | 522 五月 | 523 六月 | 524 七月 | 525 八月 | 526 九月 | 527 十月 | 528 十一月 | 529 十二月 | 530 一月 | 531 二月 | 532 三月 | 533 四月 | 534 五月 | 535 六月 | 536 七月 | 537 八月 | 538 九月 | 539 十月 | 540 十一月 | 541 十二月 | 542 一月 | 543 二月 | 544 三月 | 545 四月 | 546 五月 | 547 六月 | 548 七月 | 549 八月 | 550 九月 | 551 十月 | 552 十一月 | 553 十二月 | 554 一月 | 555 二月 | 556 三月 | 557 四月 | 558 五月 | 559 六月 | 560 七月 | 561 八月 | 562 九月 | 563 十月 | 564 十一月 | 565 十二月 | 566 一月 | 567 二月 | 568 三月 | 569 四月 | 570 五月 | 571 六月 | 572 七月 | 573 八月 | 574 九月 | 575 十月 | 576 十一月 | 577 十二月 | 578 一月 | 579 二月 | 580 三月 | 581 四月 | 582 五月 | 583 六月 | 584 七月 | 585 八月 | 586 九月 | 587 十月 | 588 十一月 | 589 十二月 | 590 一月 | 591 二月 | 592 三月 | 593 四月 | 594 五月 | 595 六月 | 596 七月 | 597 八月 | 598 九月 | 599 十月 | 600 十一月 | 601 十二月 | 602 一月 | 603 二月 | 604 三月 | 605 四月 | 606 五月 | 607 六月 | 608 七月 | 609 八月 | 610 九月 | 611 十月 | 612 十一月 | 613 十二月 | 614 一月 | 615 二月 | 616 三月 | 617 四月 | 618 五月 | 619 六月 | 620 七月 | 621 八月 | 622 九月 | 623 十月 | 624 十一月 | 625 十二月 | 626 一月 | 627 二月 | 628 三月 | 629 四月 | 630 五月 | 631 六月 | 632 七月 | 633 八月 | 634 九月 | 635 十月 | 636 十一月 | 637 十二月 | 638 一月 | 639 二月 | 640 三月 | 641 四月 | 642 五月 | 643 六月 | 644 七月 | 645 八月 | 646 九月 | 647 十月 | 648 十一月 | 649 十二月 | 650 一月 | 651 二月 | 652 三月 | 653 四月 | 654 五月 | 655 六月 | 656 七月 | 657 八月 | 658 九月 | 659 十月 | 660 十一月 | 661 十二月 | 662 一月 | 663 二月 | 664 三月 | 665 四月 | 666 五月 | 667 六月 | 668 七月 | 669 八月 | 670 九月 | 671 十月 | 672 十一月 | 673 十二月 | 674 一月 | 675 二月 | 676 三月 | 677 四月 | 678 五月 | 679 六月 | 680 七月 | 681 八月 | 682 九月 | 683 十月 | 684 十一月 | 685 十二月 | 686 一月 | 687 二月 | 688 三月 | 689 四月 | 690 五月 | 691 六月 | 692 七月 | 693 八月 | 694 九月 | 695 十月 | 696 十一月 | 697 十二月 | 698 一月 | 699 二月 | 700 三月 | 701 四月 | 702 五月 | 703 六月 | 704 七月 | 705 八月 | 706 九月 | 707 十月 | 708 十一月 | 709 十二月 | 710 一月 | 711 二月 | 712 三月 | 713 四月 | 714 五月 | 715 六月 | 716 七月 | 717 八月 | 718 九月 | 719 十月 | 720 十一月 | 721 十二月 | 722 一月 | 723 二月 | 724 三月 |
<th
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |

	總	400	半	板
	割合	割合	割合	割合
新月 4日～12日				
北 海	25,100	0	44,220	0
東 京	10,900	954	18,020	2,462
横 滨	28,300	6,647	45,640	0
秋 岛	2,200	2,329	15,920	4,921
山 畠	10,600	1	6,000	3,712
山 畠 交 切	11,300	1,445	15,560	0
山 畠 城 大 鳥	29,800	12,890	15,200	1,643
山 畠 城 大 鳥	6,800	2,971	12,580	4,994
山 畠 城 大 鳥	8,600	3,400	14,720	9,342
山 畠 城 大 鳥	12,600	2,103	23,360	3,682
山 畠 城 大 鳥	1,600	661	2,760	1,114
山 畠 城 大 鳥	2,600	1,514	3,920	264
山 畠 城 大 鳥	4,600	1,267	6,980	1,980
山 畠 城 大 鳥	1,600	0	3,000	0
山 畠 城 大 鳥	14,700	6,800	23,320	11,320
山 畠 城 大 鳥	4,700	0	7,880	3,880
川 井	3,200	1,957	5,320	2,661
川 井	6,800	4,343	10,900	1,318
川 井	6,800	3,854	11,140	1,102
川 井	13,300	6,118	21,560	1,380
川 井	12,800	2,255	19,000	2,323
川 井	11,200	2,606	16,920	1,932
川 井	3,200	3,200	6,260	4,960
川 井	6,500	3,600	11,920	1,620
川 井	2,200	0	2,780	0
川 井	4,600	2,041	2,380	5,419
川 井	1,600	581	2,720	979
川 井	9,000	4,000	12,200	8,600
川 井	4,200	1,235	6,280	5,044
川 井	4,300	2,517	2,060	5,315
川 井	5,200	0	8,440	0
川 井	16,600	9,674	19,840	14,811
川 井	10,200	6,600	16,980	10,680
川 井	13,600	8,600	21,320	11,320
川 井	11,600	0	19,560	0
川 井	1,600	1,667	12,480	2,854
川 井	1,200	373	1,1840	102
川 井	6,400	0	14,540	0
門 賀	13,400	8,018	21,620	15,445
門 賀	5,800	0	8,720	0
門 賀	3,200	2,688	6,280	6,240
門 賀	4,600	6,334	8,920	2,221
門 賀	2,600	0	12,990	8,132
分 岩	9,600	0	16,240	0
分 岩	12,848	0	21,240	0
分 岩	14,700	11,283	23,240	16,830
兒 魚	416,784	136,642	678,604	222,400
此見 時計 南				(2)

石	嶺	鐵	銅	金
調査4月~12月	調査当	調査4月~3月	銀	純
北	92,760	7,480	37,539	19,114
青	11,080	7,37	14,415	3,000
綠	26,870	50,570	32,496	0
白	31,400	8,844	10,186	2,734
成	38,870	12,270	12,989	381
田	34,480	12,840	10,400	2,446
形	75,430	5,730	83,442	10,942
基	19,290	12,190	9,106	2,444
收	27,930	0	11,212	2,469
木	25,340	0	12,047	0
屬	7,440	6,100	2,153	190
五	12,300	7,521	4,499	0
樂	17,340	12,080	8,387	600
水	9,910	4,910	3,537	173
川	53,220	11,809	12,890	2,803
渠	23,280	5,600	3,864	1,681
山	27,100	6,800	4,519	1,416
井	26,950	19,141	9,895	1,399
井	23,040	2,200	9,794	1,433
井	46,400	37,000	20,702	5,216
井	30,940	12,000	24,575	0
井	22,800	6,332	12,930	1,461
井	22,780	15,180	6,292	1,925
井	19,030	2,300	3,783	1,236
井	9,710	2,000	3,099	962
井	21,570	15,070	2,055	2,744
井	2,210	600	1,699	0
井	31,250	3,000	12,348	4,432
井	9,430	1,800	4,215	0
井	14,740	5,610	6,691	24,843
井	19,230	11,000	5,582	0
井	37,520	11,600	24,624	10,767
井	32,700	26,300	13,032	1,655
井	44,650	15,900	16,339	5,072
井	21,570	0	13,817	0
井	14,520	0	12,820	0
井	9,630	1,574	2,115	661
井	23,600	8,000	11,610	372
井	66,030	13,600	32,088	926
井	13,940	3,600	6,715	0
井	14,940	2,800	8,290	1,440
井	17,910	13,600	6,732	1,471
本	32,500	0	13,607	0
大	40,430	11,200	20,955	1,101
大	52,600	0	23,421	1,111
大	16,030	10,000	25,250	1,299
大	3,580	3,500	0	0
水	44,26500	28,187	31,582	1,655

立替

被災向 リンゴ物資配給状況

1月20日現在

供給物 (4月~12月)

	貯留数量	貯蓄数量	配給数量	備考
北 海 道	10,520	5,160	2,148	
東 京	3,170	1,630	266	
神 廃	1,630	630	149	
新 城	4,610	1,660	1,630	
四 国	2,030	820	132	
山 領	2,090	970	350	
福 岸	3,900	1,320	739	
高 竜	2,630	1,090	715	
大 球	2,830	1,660	963	
高 橋	3,720	720	232	
千 葵	6,630	2,990	2,342	
東 京	3,930	1,620	1,000	
東 京	136,290	46,025	27,621	
東 京	34,630	15,150	12,360	
山 口	1,720	710	710	
岐 阜	3,290	1,280	1,240	
愛 岐	6,290	2,580	1,874	
三 重	26,480	12,810	9,721	
新 喬	610	410	-	
石 崎	2,730	730	-	
川 岡	2,560	1,180	630	
井 伊	3,620	1,620	1,560	
伊 予	1,790	760	208	
高 旗	1,660	470	160	
高 旗	20,090	13,200	12,707	
高 旗	52,800	23,970	18,691	
高 旗	42,680	20,070	16,270	
長 野	1,050	650	460	
長 野	3,080	1,460	943	
長 野	1,560	690	498	
長 野	1,080	430	331	
長 野	4,380	1,780	1,292	
長 野	14,500	7,110	5,222	
長 野	5,960	3,510	1,836	
長 野	1,600	280	280	
長 野	2,350	1,300	1,150	
長 野	4,560	1,580	1,288	
長 野	680	150	67	
長 野	51,510	25,910	25,110	
長 野	2,710	990	854	
長 野	4,910	2,160	-	
長 野	3,410	1,690	1,690	
長 野	3,410	1,430	954	
長 野	400	400	107	
長 野	2,380	1,070	828	
長 野	501,360	217,105	154,579	

火薬手帳 (4月～7月)

	输出数量	回着数量	貯納数量	備考
東京	90,500	52,439	31,718	
大阪	20,000	12,200	14,766	
名古屋	15,300	10,100	6,862	
大坂	18,500	11,800	11,561	
神戸	34,700	22,800	10,281	
横須賀	29,700	20,700	11,603	
福島	33,000	15,120	22,600	
沖	250,000	158,139	118,814	
計	140,000	106,000	85,959	

地下火薬 (4月～7月)

	漏泄数量	回着数量	貯納数量	備考
東京	51,400	39,600	31,833	
神戸	11,600	8,000	6,041	
名古屋	8,700	6,500	4,874	
大坂	9,800	6,700	6,660	
神戸	20,300	14,000	12,191	
横須賀	16,400	12,300	8,929	
沖	5,000	3,800	3,130	
福島	16,800	12,300	12,300	
計	140,000	106,000	85,959	

鮮魚小向 リンク物販出荷状況

1月20日現在

精緻物(4月~12月)				地下足袋(4月~12月)			
割	当	出	荷	割	当	出	荷
北 海 道	137,330	52,320	6,720	3,720			
青 岛	26,810	10,810	1,123	1,123			
平 沢	19,280	9,080	1,000	1,000			
岐 阜	46,660	16,960	1,840	1,840			
山 條	2,400	1,300	115	115			
山 楠	1,530	930	100	100			
步 路	9,860	6,760	1,080	1,080			
初 鮑	3,260	3,360	360	360			
新 鮑	-	-	-	-			
千 葉	-	-	-	-			
東 相 山	-	-	-	-			
久 藤	-	-	-	-			
川 岡	-	-	-	-			
東 京	-	-	-	-			
東 京	14,130	10,730	205	205			
東 京	4,630	3,030	500	500			
東 京	10,630	6,150	500	500			
東 京	3,480	1,630	115	115			
東 京	1,880	700	105	105			
東 京	4,680	2,680	220	220			
東 京	4,080	3,780	410	410			
東 京	-	-	105	105			
東 京	3,930	1,830	200	200			
東 京	3,030	1,130	135	135			
東 京	2,660	2,660	260	260			
大 仁	-	-	-	-			
大 仁	3,520	1,900	200	200			
大 仁	2,650	2,320	300	300			
大 仁	1,660	1,400	130	130			
大 仁	1,330	650	110	110			
大 仁	1,280	650	130	130			
大 仁	59,350	40,850	2,260	2,260			
大 仁	1,940	1,610	105	105			
大 仁	11,400	1,140	105	105			
大 仁	6,440	3,820	200	200			
大 仁	2,340	2,340	250	250			
大 仁	13,470	7,710	200	200			
大 仁	6,160	4,350	600	600			
大 仁	14,470	14,820	2,160	2,160			
大 仁	8,870	2,570	350	350			
大 仁	2,160	1,240	150	150			
大 仁	4,040	2,470	210	210			
大 仁	4,530	4,630	400	400			
大 仁	3,6280	2,61,000	25,853	25,853			

支内帳類(4月~12月)		支外帳類(4月~12月)	
期	当	出	借
支内	25,820	25,820	12,810
支外	5,530	5,530	6,010
支内	3,970	3,970	4,940
支外	10,800	10,800	6,200
支内	430	430	3,400
支外	3,640	3,640	3,400
支内	2,520	2,520	2,450
支外	1,260	1,260	1,160
支内	3,120	3,120	2,830
支外	1,540	1,540	1,620
支内	2,460	2,460	2,030
支内	3,800	3,800	3,040
支外	970	970	940
支内	2,240	2,240	2,170
支外	840	840	730
支内	360	360	340
支外	1,010	1,010	1,040
支内	1,270	1,270	1,340
支外	200	200	160
支内	570	570	560
支外	900	900	860
支内	770	770	710
支外	1,310	1,310	1,090
支内	480	480	450
支外	480	480	460
支内	230	230	230
支外	11,180	11,180	11,700
支内	310	310	290
支外	360	360	310
支内	1,320	1,320	1,350
支外	890	890	720
支内	2,960	2,960	2,960
支外	1,570	1,570	1,470
支内	10,030	10,030	9,970
支外	1,480	1,480	1,420
支内	610	570	600
支外	1,010	1,010	980
支内	1,490	1,490	1,380
支外	103,970	103,970	95,750

裏面白紙

2.9.
10~4

昭和二十三年産米の超過供出農家に対する窒素肥料
及びリニケ物資の特配に関する件

(昭二四、二、本)

今般政府においては、經濟再建九原則に基き、昭和二十三年産米の超過供出について都道府縣に對し、目標穀米一三〇万石を指示して農家の超過供出を懇請することとなつたのである。

特に左の要領により、窒素肥料、鐵錐製品及作業用品の特配を行ひ供出促進を図ることとする。

一、農家計画に基く施肥全国平均反当割当量は五貫七。・又、(疏安換算)であつたが、今回特に都道府縣に對して、昭和二十三年産米の超過供出目標額及び耕種面積に応じて窒素肥料へ疏安換算(三三。・・越へ全国平均にすれば反当三。・又に相当する)の特配を行う。その配給基準は知事に於いて地方の実情に応じ昭和二十三年産米超過供出目標を定する。

二、昭和二十三年十月十二日閣議決定の「昭和二十三年産米及び甘藷の供出に対するリンク制実施要領」甲一部を改め昭和二十三年産米の超過供出に対する鐵錐製品及作業用

品の配給基準を供出先達の場合の二、五倍とする。

三、以上の措置により昭和二十三年産米の超過供出に對して特配すべき物資は左の通りである。

窒素肥料(疏安換算) 三三。・・越
綿織物 一二八二。・・反
地下足袋 四二八。・・足

裏面白紙

2.1
3/e
✓

48

100
原 5
3月

経治第六一〇号

昭和二十四年二月一日

経済安庁本部 生活物資局長

殿

昭和二十三年度第一四半期ゴム製品配当計画決定

通知に関する件

標記の件別数の通り決定したから通知する。

尚ゴム履物府庫別配当明細書は二月二十日迄に商工省生活物資局ゴム課宛提出乞

此たい

昭和二十三年度第一四半期ゴム履物配当計画

19.

正行 23 年度第 4、四半期丁ム履物配当計劃
E.S.B. 30.1.1949
中 分 増 地下管渠 長 豐 半長形 管土乳 漆 布 此 佈
類

E.S.B. 30.1.1909

E.S.B.

六 分 類 中 分類 地下穴板 長 沈 半溝地 硫土靴 深靴布 此 項 考	
石炭鉱業	以 の 他 25,000 計 66,480 25,000 120,000 10,000
電気機械	硫酸化鋼 55,000 販 の 他 45,000
船山精機	計 100,000 50,000 24,000 2,500 4,000
石油業	計 9,000 500 1,000 350
鐵鋼	國 銀 75,000 3000 1,500 2,000 1,000 社 銀 204,000 5,000 4,500 1,000 800 25,000 増築川越電所用管工 運 34,000 1,000 1,000 200 2,300 以降八次水車貯留計 鐵道 川運送 38,000 1,500 600 1,300 陸上小運送 95,000 3,000 2,000 2500
港	計 311,000 10,500 6,000 4,500 33,000 48,000 鴻南便 75,000 3,000 2,400 1,000 1200
船	航 貨 45,000 2,000 1,200 1,000 3,000 客船工事 20,000 1,000 600 180
海	倉 15,000 850 180 船舶修理 5,000 500
汽水事業	計 158,000 25,000 42,000 1,180 23,800 3,000
船舶修繕業	70,000 1,000 2,400 2,000
金属工業	8,000 800 500
鐵道車輛	鐵道車輛 8,000 信号保安装置 500
機械工業	計 8,500 150 250 汽カル、滑動 2,500 100 120 肥料配給公團 1,500 150 60 販 の 他 43,000 4,900 3,000 5,000 計 46,000 4,950 3,180 5,000
化學工業	農業藥劑 100 100 200 油 2,000 900 600 販 の 他 13,000 2,000 1,000 1,500 4,000 計 15,100 3,000 1,800 1,500 4,000
鐵道工業	橋 1,000 250 販 の 他 9,000 2,800 2,400 4,500 4,000 計 10,000 3,050 2,400 5,000 5,000
航及ハセ	計 7,000 500 1,200

大 分 類		中 分 類	地 下 管	長 軌	軌 道	半 長 軌	鋪 上 軌 深	鋪 下 軌	鋪 備	備 考
燃	氣		30,000	1,500	600	2,000			900	
水	產	水 庫 加 工	3,000							
		水 庫 士 墓	1,500		3,000				4,500	
		潛 水 管 葉			150					
		計	18,000	6,500	5,000				4,500	
林	業	耕 作	10,000			7,000				
		其 の 他	23,000	1,300	4,000	2,000	2500			專供停車用瓦等不
		計	33,000	1,300	1,300	2,000	2,500			
製	材	合 板 葉	2,600		700					
		計	7	30,000	4,000	5,000	6,000	9,000		
農	業	蔬 菜	6,000							
		稻 托	8,000	2,000	2,400	1,000	1,700			
		果 地 葉 葉	10,000							
		養 源 葉	13,000	1,000	1,200					
		畜 產 葉	20,000	1,000	1,000					專供集販用之者也
		畜 產 飼 料	3,000							
		其 の 他	70,000	34,000	13,600	13,000	13,000			
		計								
機	械	機 廠	9,000	300		10,000				
		機 廉	5,000		200				100	
		計	12,000		500				1,000	
煙	草		50,000		150				3,000	
		其 の 他	76,000	3,000	4,000	3,000	1,500	20,000		
電	力		67,000	4,000	2,400	2,000	2,500	5,000		
		瓦 断 及 コ ー ク ス	5,000		350					
		印 刷	微 帶 放 官 葉	200	70				1,000	
	機	本	其 の 他	1,800	150				1,000	
		計	2,000		720				2,000	
土	木 建	土 建	179,000	6,000	3,600	1,000	2,000			
		機 械	15,000	700	1,200					
		計	194,000	6,700	4,800	1,000	2,000			
食	料 品	工 葉	35,000	2,000	1,200				1,000	
衛	生 用 品		6,000		350				5,000	
		土 石 槍 取 葉	30,000	1,000	400					
		石 尾 石 槍 取 葉		6,000	500	200				
		石 尾 燃 造 葉		4,000	200	100				
	生 活 用 品			1,000	500					76,500 燃料加工費 每噸 300 元
		其 の 他 消 費 葉		1,500						
		保 溫 保 寒 葉	400							

03)

大 介 獲 中 分 標		地下尺袋	長 道	半英里	海 上 路	深 水	市 總	傳 情	考
賄 優 官 理		計	1,9,000	700	700				
連 軍 單 劳勞 者		價	30,000	1,000	1,000	900	2,000		
連 軍 單 劳勞 者		價	40,000	20,000	1,000	900			
政 財 斤 算		計	20,000	3,000	2,000	1,800	2,000		
厚 生 施 設		價	9,000	800	100	400	500	10,000	7 枕 魔 雾 用 布 雾 5,000
化 厚 生 施 設		價	23,000	3,000	2,000	3,000	2,000		
厚 生 施 設		價	7,000	400	200	200	2,000		
厚 生 施 設		價	4,000	300	100	100	1,000		
厚 生 施 設		計	43,000	4,500	2,400	400	3,700	123,000	
後 備 配 船 公 团			10,000						
電 燈		價	10,000	1,000	1,200	2,000	2,500		
消 防		價		1,000		4,000			
消 防		價			100		500		
酒 糟 酒 遣 取 部							1,000		
新 國 駕 室			20,000				3,000		
新 國 駕 室		酒 勞 厅	15,000	500	600	600	700		
新 國 駕 室		火 部 倉	8,000	300	200	450			
新 國 駕 室		果 林 庫	20,000	15,000	1,200	1,000	800		
官 市		厚 生 庫	2,000	100			200		
官 市		宮 內 廳	2,00	50					
官 市		鹽 庫	500	200	100	350			
官 市		船 上 保 安 廳	700	50	50	100			
官 市		所 什 廳	5,000	200	100	80			
官 市		特 別 請 送 廳	50	50		100			
官 市		造 帶 廳	200	100					
官 市		大 藏 省 主 倉 庫					1,000		
官 市		北 方 財 寶 錢 會					2,000		
一 政 府 購 配 路		計	41,720	3,050	2,250	2,500	1,600	23,100	
生 產 調 整 用			588,095	5313	790	97	348	18,800	
總 計			435,209.5	261,333	10,322.0	62,029	55,828	345,000	

業種別区分	炭酸織	耐酸長靴	水中長靴	木工靴	水田靴	牛長靴	学生用靴	学童靴	豆長靴	空筒靴	靴靴用品	
											技工ム	ヒールマシンズ
石炭鉱業	5,000											
銅山機械	2,100											
化学工業		2240										
牧産業			450									
林業及林産物輸送				9,198								
農業(北海道)					4491							
土建			100									
土石採取業			100									
文部省			64									11,171
通信			150									
労働省	200					184,234	314,398	731,358				
学童用												
一般荷物配達								29,161	222,205			
靴靴用										464,256	163,295	
合計	93,00	2240	864	9,198	4491	184,234	314,398	731,358	29,161	222,205	464,256	163,295
												11,171

貿易促進計策

- (1) 従來の放出衣料品の例はさうい、納復手段、価格査定口引き出来るが簡便、迅速を指置を繰り返すこと。
- (2) 公團から引取る販売業者の引取金額については金融輸送に努めること。
- (3) 織製品用のものについては商工省は速かに織製業者別割当を行ふこと。
- (4) 割当については、一定明日内に引取ることを條件として、希望する業者に対する割当すること。
- (5) 布地用のものについては商工省は速かに卸業者別割当を行うこと。
- (6) この割当の内織物については在庫許可数量はか、わらず、一定期日中に引取ることを條件として希望する業者に対する割当すること。
- (7) 一定明日迄に引取をしない業者に対してはその割当を削減し他の業者に割当すること。
- (8) 織物の布地（国内向計画生産品を含む）については、小業者の一般原綴品目の在庫許可数量割の適用外として、購入割当を行ふこと。
- (9) 織物の布地（国内向計画生産品を含む）の衣料切符点数を引下すこと。
- (10) 織物に対する消費税の税率を現行價の%よりニ・〇%以下下げるなど。

昭和二十四年度炭鉱労務者向物資の配給計画に関する件

(昭二十四年五月
経本生産物資局)

一、経過

24-110
(219)

(一) 二月四日午前九時価格配給課長ボーナー氏より左の要請があつた。

二月三日司令部内にて超本提出の明年度出炭目標三九〇万を案について検討し結果大体これを承認することとなつた。但し

一、三九〇万を目標より除外された非能率炭鉱（C級）については、リンク物資配給の対象から除外する。

二、三九〇万を目標によるその月別出炭目標に達しない炭鉱については、リンク物資は全然配給しない。

就いては十一月九日迄に次の資料を提出されたい。
一、高能率炭鉱（A B級）の名簿及び各炭鉱の労務者数、高能率、非能率区分の基礎
二、三九〇万を目標による各炭鉱の月別出炭目標
三、各炭鉱の過去における月別最高出炭実績及び上記方針に則した配給方法案を提出されたい。要するに司令部としては来年度より各炭鉱の目標達成の如何により配給の有無を決めることとし、炭鉱内部の個人的分配については従来のよう配給方法でもその他の方法でも差支えない。

(二) 当方より他産業における労務加配の状況について説明し他産業により生産目標達

29

成の如何を向わず加配を実施している現状に比照し炭鉱労務者についてのみ目標に達しない場合全然配給を行わないことは奇酷にすぎる旨説明し右の条件の変更方を要望した。

之に対しボーナー氏によれば昨日の司令部内会議においても労働部より反対があつたが大勢は之を容れなかつたので右の方針については変更の余地は少いとのことであつた。

尚内容が主要な点を含むので正式公文の交付を求めたが拒絶された。

二、対策

(一) 月別目標に達しない炭鉱に対して全然リンク物資の配給を行わないことは他産業との均衡上その他の点より承服できないのでこの条件の撤回を求ることとし、経本長官よりマーカットE.S.S.局長宛正式公文を提出する。

(二) その際経本より提案すべき明年度の配給方法として

第一案

1. 月別目標の七〇%に達しない炭鉱には配給を行わない。
2. 月別目標の七〇%以上の出炭ありたる炭鉱に対しては出炭にリンクして炭鉱別販売定額を決定し、一〇〇%以上の出炭に対しては更にリンク基準を上ける。
3. 各炭鉱内の個人別配分は坑内坑外について級別に差等を定め（例えはA級五、B級四、C級三）配分するものとし、各級内の配給基準は配給委員会の定めると

こうによる、

第二案

1. 現行基準と引下げて労務者数に基き一定率の定額加配を行う。但し個人別配分は第一案に同じ。
2. 月別目標の一〇〇%以上の生産ありたる炭鉱には団体特別報奨を行うこととし出炭にリンクして炭鉱別配当を決定する。
3. 各炭鉱内の個人別配分は第一案に同じ。

第三案

1. 一号物資については現行リンク制を踏襲する。但し各炭鉱についてその月別目標の一〇〇%に達しないときは稼動日数を一割、九〇%に達しないときは二割、八〇%に達しないときは四割を減ることとし七〇%に達しないときは配給を停止する。
2. 二号物資については第一案に同じ。即ち出炭にリンクして炭鉱別配当を決定し一〇〇%以上の出炭に対しては更にリンク基準を上げる。
- 各炭鉱内の個人別配分は坑内坑外について級別に差等を設けて配分するものとし各級内の配給基準は配給委員会の定めるところによる。
- 三、九〇〇万屯目標より除外された非能率炭鉱(小鉱)に対する措置

第一案

亞炭に準ずる定量加配とする。

第二案

第一案の枠内にて出炭にリンクする。

三、明年度炭鉱リンク物資需給計画

- (1) 明年度の米軍放出物資に関する見透しは本年度の八割程度、米軍煙草については本年度は輸入の見込少しこのと/orである。
- (2) 一号物資については三九〇〇万屯目標による労働強化の程度に応じ配給総量を考慮する。
- (3) 一号物資に属する米軍放出物資は本年度団体報償用として放出されたものを除きその半数を除外とする。
- (4) 二号物資については本年度団体特別報償用として放出されたものを除き明年度も本年度と少くとも同程度を維持するものとするが米軍放出煙草は国産煙草に置換されるかその換算は合意とする。
- (5) その具体的数字は別途協議する。

國內放出用綿織物、人綿織物及びスツ織物の配給促進対策

(二四二五)

2.7
10~4

① 従来の放出衣料品の例に仿うべ、納税手続、査査査定につき出来るだけ簡便、迅速を措置を講ずること。

このために貿易公団は速かに必要な資料を物価庁に提出し、物価庁は簡単方式によつて速かに査査を設定する。個々の査査は公団からの引渡後、荷役場にてこれを受け、公団の荷役價格はこの結果に基いて最終的に定まるものとする。

② 公団から引取る販売業者の引取資金については、金融斡旋に努めること。

③ 織製品用のものについては、商工省は速かに綿織業者別割当を行うこと。

この割当については、一定期日内に引取ることを條件として、希望する業者に対してのみ割当すること。

④ 布地用のものは、商工省は速かに卸業者別割当を行うこと。
この割当の内綿織物については、在庫許可数量にかゝわらず、一定期日内に引取ることを條件として希望する業者に対して割当すること。

⑤ 一定期日内に引取をしない業者に対してはその割当を削減して他の業者に割当すること。

⑥ 綿織物の布地へ国内向計画生産品を含むにつけては、小売業者の一般販賣品目の在庫許可数量割の適用外として、購入割当を行うこと。

- ⑦ 綿織物の布地へ国内向計画生産品を含むの衣料切替点を引下げるのこと。
⑧ 綿織物及び人綿織物へ国内向計画生産品を含むに対する消費税の税率を現行40%より20%に引下げるのこと。
- ⑨ 綿織物の内、特に国内消費者向であるにつけては、價格を極めて安めること。
- ⑩ 公団からの引取実務につけては、輸出用梱包のしくあるものは、梱包單位による等量充てしめる態の特別の考慮を払うこと。
- ⑪ 前回放出の綿織物へ(100,000石)についても前各項によること。

外港外物 貨物輸出計画表

2.7
3.1.C
✓

項 目	年間需量	1/4	1/4	1/4	1/4
進 出 品 量 向	-	-	-	-	-
貿 易 品	去	1	-	-	-
輸 出	用	300	200	200	200
國 銀	銖	5500	1150	1150	1100
私 小 通	銖	1000	250	250	250
小 通	銖	500	100	100	100
計		61000	11500	11500	11500
海 通	港 湾	160	40	40	40
港 舱	庫	-	-	-	-
計		160	40	40	40
郵 便 通 信	電	-	-	-	-
電 信	銖	400	100	100	100
石 炭	力	2400	600	600	600
亞 鋼	英	1200	300	300	300
亞 鋼	銖	100	25	25	25
石 炭	銖	-	-	-	-
石 炭	銖	-	-	-	-
石 炭	銖	-	-	-	-
石 炭	銖	-	-	-	-
石 炭	銖	-	-	-	-
石 炭	銖	-	-	-	-
石 炭	銖	-	-	-	-
鉄	銖	325	325	325	325
ガス・ガス	銖	400	100	100	100
ガス・ガス	銖	400	100	100	100
鉄	銖	325	325	325	325
金 属	銖	3200	800	800	800
金 属	銖	540	125	125	125
金 属	銖	-	-	-	-
金 属	銖	-	-	-	-
金 属	銖	-	-	-	-
金 属	銖	-	-	-	-
船 舶	工 船	紫	50	10	10
船 舶	海 航	機 助	-	-	-
船 舶	計		3,200	800	800
汽 車	力	600	150	150	150
汽 車	車	1800	450	450	450
機 械	農 機	具	500	125	125
機 械	械	-	-	-	-
機 械	械	-	-	-	-
計	銖	8450	2,115	2,115	2,115
計	銖	11,350	2,840	2,840	2,840

類目	年間需給	$\frac{1}{4}$	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$
医藥供給	60	15	15	15
土建	100	25	25	25
大藏省	-	-	-	-
商工省	-	-	-	-
建設省	-	-	-	-
計	-	-	-	-
文化厚生省	設施需	-	-	-
官公署	需	-	-	-
鐵道部	需	-	-	-
生産材料	出	-	-	-
保				
總	1,440,000	10,000	10,000	10,000

(27)

四

748C ⑦ 50
万. =
512

昭和三十四年度概要統計表

畢 位 千 級 度

裏面白紙

鐵道区分	民 生							國内小計	總計
	米	鐵布	東大八	雜品	雜米	合計	医療衛生		
錦糸町	31,245 (95)	7,083 (47)			3,332 (9)	(9,200) 21,000	3,000	123,000	346,500
大通東	2,672 (57)	1,843 (40)	92 (2)			4,607	200	6,319	36,578
地毛	(千箱)	3,045 (20)	870 (20)			4,350		4,630	10,741.5
地毛	4.5 (10)								
生糸	11,060 (10)	3,950 (25)				15,800		18,040	21,665
生糸	2,032 (00)	87 (3)	59 (2)	126 (25)	2,704	72	4,356	29,258	
綿糸	2,569 (35)	453 (05)				3,020		3,500	5,000
綿紡スラム						-		-	2,400
綿紗綿糸		840 (00)				840		840	1,240
人糸	5,829 (67)	2,610 (30)	261 (3)			8,700		9,200	19,922
亞麻	1,845.25 (00)					1,845.25		9,311.5	12,836.5
手麻	1,944 (00)					1,944		5,509.5	7,441.5
黃麻						-		12,282.2	18,982.2
麻						-		85,940	87,000
特銜	5,677 (95)	1,002 (15)				7,679	120	7,379	12,279
カニ筋	4,918 (65)	1,136 (15)	1,513 (20)			7,567		8,347	13,847
雜鐵雜	877 (85)	155 (15)				1,032		1,032	1,632
合計	1,925	74,351.25	19,189	1,925	4,058	6,200 10,748.25	3,362	300,286.85	685,225.2
合後附						424			506
東京						1,555			11,635
加工工場						-			1,950
總計						162.4		162.4	499.4

2.7
3~5

2.9
10-4

二四、二・八

(連) 5/2
9日

60

指定生産資材割当手続規定(昭和二十一年内閣訓令第十号)第四條の二を次のよう
に改める。

本部の承認を受け定める割当基準に従むければならぬ。

前項の割当基準は、經濟安定九原則の要請に従い産業全体にわたる生産能率の積極的向上を図ることを目標とし、良縁廉価な製品を供給し得る能率的な生産者に対する資材が重実的割り当てられるよう定めるものとするが、その生産能率の良否の判定は、消費者の自ら行う選択に基いてこれを用いることを原則とし、諸般の事情により消費者の選択を適確に反映することが不可能若しくは極めて困難な場合に限り、別個に公正な資料に基いて主務官庁が判定した生産能率を根拠的に基準通り入札ることとして、左の各号によりこれを実施することとする。

一、最終的に消費される製品の生産業種の多くにおけることく、公正に定めた消費者の注文へ特定の銘柄の製品を選択する場合を除む)を正確に把握することができ業種については、消費者の専門製品に対する選択をさりとま実際の生産として確保するため、正寺に行われた注文に基き、専門生産業者の確実な生産能力の範囲内

において所要の資材を割り当てる。

主務官庁は、前項の場合において、消費者の注文を適確に把握するための手段を明かにし、要すればそのための法的措置をとることも、實際の生産の適切な遂行を確保するため必要あるときけ、過去における注文の遂行状況を併せて基準要素に入札るものとする。

二、前号による注文生産割度をとり得ない業種においても、割当証明書の運送その他の方法により消費者の需要傾向が明瞭に把握し得る場合にはこれを基本的な要素としてとり上げるものとする。

三、前二号により消費者の選択を適確に把握することができない業種又は前二号のみでは生産業者の能率向上を促進するために不充分と認められた業種においては、技術的に可能なかぎり生産業者の生産能率を表現する諸要素へ製品の品質、及び生産原価を中心とするが、それをとり得ない場合若しくはそれのみでは不充分な場合は、資材の使用効率、労務効率その他該業種の生産能率を把握するため選択必要な要素をとり上げるものとする。これを重視して、生産能率がよいと判定された生産業者に重実的割当を行うものとする。

四、輸出品生産用資材について、經濟安定九原則の要請に従い輸出の割当的増加を抑止するため、他の需要に優先してこれを取扱うとともに、輸出製品発注者の希望を完

全く充足し得るよう「輸出品生産用資材等確保令」(昭和二十四年經濟安定本部訓令第1号)に定めると、ころに従い、生産者の選択する生産業者に對しその生産能力の許す限りにおいて全面的に所要資材を割り当てることとし、発注者が特に生産業者の選択を行わない場合においても、公正な資料に基き主務官庁において生産能率がより一判定した生産業者に対し特に集中的に資材を割り当て、輸出製品の品質の向上と生産原価の切下を促進するとのとする。

新規企業に対する取扱いは、原則として既存企業と差別をつけることを許されないが、ただ既存企業の設備が著しく過剰の状態にあり、現在の割当量ではその操業度が極めて低く、この上更に新規企業に対する割当を行ふとすれば、結局既存企業全体につき重大な影響を及ぼすような場合においてのみ、主務官庁は経済安定本部の承認を得て、新規企業に対する割当を中止し、又は既存企業と差別をつけることができる。但し新規企業が消費者の正守反対を提示した場合又は生産能率が優秀であることが確認された場合には、既存企業と同じ基準によつて割当を行ければならない。

前項により新規企業に対する割合を中止し又は差別をつける場合は、主務官庁は、予めその旨を公表しなければならぬ。

の法令に基いて行われる生産用飼資についてもこれを準用し、すべての實積及び動力の割合が綜合性を持つよう努めなければならぬ。

本條に定めるところの割合基準は、主として製造工業の運輸用資材の割合について適用されるものであるが、散端用資材及び備修用資材の割合についても、本條によりて運輸用資材による生産を確保し得るふうに、生産能力のよい生産者に

第五條第3項は次の如くに改めらる。
主務官庁は、經費を定本部の用意の下に、第4條の二に定める額を基準に因し、該
員委員を指名することができる。諸員委員には、広く且つ民主的に考課審査部門等が
表するものほか、専該部門の製品の消費者に代表するもの、加えて、(略)

昭和 24 年度

重 要 物 資 需 給 計 画 表

紙

- 第一表 昭和 24 年度物資需給暫定計畫表
第二表 昭和 24 年度施工資生産量表
第三表 昭和 24 年度生産及配給計劃表
第四表 昭和 24 年度石炭開拓需供表
第五表 昭和 24 年度電力需供表
第六表 昭和 24 年度鐵力需供表
第七表 昭和 24 年度鐵鋼需供表
第八表 昭和 24 年度重要物資需給計劃表

經濟安定本部

(昭和 24 年 2 月 8 日)

2-11
21a
69

第一表 昭和二十四年度物資需給暫定計画案方針案

(経済安定本部)

一 基本方針

1. 昭和二十四年度は、目下経済復興計画委員会において、次の中の経済復興計画の第二年度であり、したがって、昭和二十四年度物資需給計画も、その經濟復興計画の成り立により最終的に決定せらるべきものであるが、その成立に至るまで、既に若干の時日を要するので、暫性業の貿易のため、暫定的に、立候通商にある經濟復興計画の基本線を考慮しつゝ、昭和二十四年度物資需給計画を実施する。

2. 竣工業の生産水準は、前年度に比し、外國の漫衍くさりごうに生産資源の輸入が増加することを期待し、昭和五十九年水準の約7%の割合で予測することと目標とする。

3. 生産資源の配当についでは、もとより我が國經濟の正常運営のための基盤を確立することに考慮を拂ひつゝも、特て、輸出物資が豊富である前年度に比し、少くとも二倍以上の輸出を達成することを目標とする。

二 實施要領

1. 輸出においては、前年度に引きつき、穀物資源の輸出につとのると共に、特に、本年度においては、海外市場の需要にかかるべく、鐵鉄、鐵鋼製品、鐵城、車輛、船舶、汽船セメント等の生産資源の輸出とも積極的く進める。

2. わが國經濟の正常なる発展の基盤を確立するため、石炭の増産、生産力の更なる拡大とともに、特に、太郎原にて、資源の解禁、電気発送の整備、株主に財政の考慮を兩うと、それに食糧増産加工に特め、満洲に生産、輸送、販賣の復旧と防寒化に遺憾無き三脚する。

3. 國民生活水準は、反対して文化等、些細な改善を小くめ、若干このと同上としめるよう措置し、その裏付けとなるソーシャン原因である主要生産必需物資の大さの緩和及び労働者として職業低勤労を可能ならしめることにおける資金の安定に資するよう努力する。

4. 右の暫定的と造成するため、特に鐵鋼、セメントの増産に重点をおき、ついで、鐵、錫、造船、鐵道、化学肥料、化學製品、統化織、等の生産增加にひとつの。5. 同一工業内における原料資材の配分について、既に成立せる生産資源割当標準の効率的な運用により、高能率な企業に対し原料資材を資源的に割り当て、もって資材の面から企業の合理化を促進する。

第二表 昭和24年度 鉄工業生産指数推移表

品 目	昭和 5年 正 均	昭和 21年 度 実 績	昭和 22年 度 実 績	昭和 23年 度		昭和 24年 度 計 画	昭和 24年 度 実 績 推定	過去に於ける最高実績(A)		過去に於ける最高実績(B)	
				年 次	实 绩			年 次	实 绩	年 次	实 绩
鐵工業統合指數	100	347	49.1	58.4	57.7	73.4	昭和16	201.5	95.0	16	201.5
機械	100	118	71.0	106.0	103.0	126.1		121.4	18	185.8	
製造工業	100	28.7	25.9	31.0	30.7	24.4		26.2	16	26.2	
機械	100	146	19.8	21.0	22.5	20.7		27.4	12	199.2	
金属	100	23.2	29.8	25.0	27.0	103.3		20.2	18	29.2	
機械工業	100	42.0	47.1	72.0	75.2	90.2		89.2	17	102.6	
機械	100	30.6	27.1	60.7	61.8	78.7		55.0	12	163.0	
化學工業	100	38.0	49.8	21.0	73.3	100.8		75.2	14	255.6	
金屬品工業	100	53.6	42.5	43.0	48.6	51.2		52.7	9	107.7	
造船業	100	177	51.0	108.0	102.0	120.4		115.0	16	195.0	

備考

- 本表は昭和5—7年に於ける産業別労務人員数をweightとした指數である。
- 昭和24年度計画実績は下記のE.S.B.実による。
- 過去に於ける最高実績(A)は、統合指數が最高であった昭和16年の実績別指數と(B)は各業種別に最高実績を示したものである。

第三表 昭和24年度生産及配給量計画別冊表

	生 産		配 給 (千石)		配 給、百万公噸	
	昭和23年度実績	昭和24年度計画	昭和23年度実績	昭和24年度計画	昭和23年度実績	昭和24年度計画
鉄 鋼	純 鐵 (内鑄入分) 1,715.2 1,200. (1,080.)	1,700. (1,650.)	3,948 5,824 (4,876.)	5,824 (4,876.)	自掌火力 大口 計 2,520 1,116 1,997	3,20 1,466 1,970
鉱 山 及 練	下 鹿 銅 鉛 金 硫 化 成 1,715. 1,215. 1,504.	25 57 12 25 10 1,504.	306 6,134.9 1,504.	1,111 6,134.9 1,504.	下 鹿 銅 鉛 火 力 大 口 計 140 42.11 64.9	246 11 661 211
金 屬 工 業	電 線 1,700.	60 60	1,101 1,101	1,101 1,101	大 口 1,13	1,13
石 油 工 業			11 11	11 11	大 口 11	11
機 械 工 業			2,02 2,02	2,02 2,02	大 口 2,048	2,048
農 業	セメント 耐火煉瓦 重 油 硝 酸 子 1,800. 400. 27. 1,800. 70	2,812 510 20 2,043	1,543 1,543	1,985 1,985	自掌火力 大 口 計 1.7 400. 594	258 26 234
食 品 工 業	木 炭 1,700.	65 65	0.12 0.12	0.074 0.074	食 品 工 業 大 口 1,2	215 220 2
紙 及 化 工 業	紙 パルプ 1,715. 1,597.	1,100 454	634 634	671 671	大 行 火 力 大 口 計 78 215 471	78 215 471
化 學 肥 料	硫酸 石炭酸 過磷酸 カルボナート 892. 209. 1,000. 22,514.	1,000 250 1,100 4,00	1,129 2,025 (1,055.)	1,129 2,025 (1,055.)	自掌火力 大 口 計 111 2,024 3,125	105 3,044 3,167

	生産量		配炭(千石)		配電(百万千瓦)	
	昭和23年度実績	昭和24年計画	昭和23年度実績	昭和24年計画	昭和23年度実績	昭和24年計画
化 学 工 業	硫酸ソーダ	1,047	170			自燃火力 156
	ソーダ灰	55	144			大口 614
	硫酸	1,950	2,110	1,316	1,935	計 625
	炭酸	6	64			計 521
	塩	2,212	925	1,219		(ガス炉と除く)
	二硫化鉄素	14	12			
ゴム 日用品	「三井処理」	280	27	1,8	285 (1,596)	大口 84
皮 車	「辰巳処理」	4,888	15	5	12 (2,004)	大口 13
織 織 工 業	綿 素	6,829	1,111			自燃 55
	人絨スル	110	115			大口 616
	毛 素	2,5	36	1,171	1,290	計 771
	麻 素	17	17		1,103	227
	生 素	3,500	17			(ガス炉と除く)
其 の 他			「東京ガス」		（電気供給会社、 大口 312）	312
石 炭				1,340 1,103	毛炭ナカ 321 大口 1,935 計 2,235	614 1,731 2,315
通 貨 用 及				1,016 1,127	多摩ナカ 1,077 大口 10,311 計 11,148	1,911 11,315 12,146
					（他に候由分して 大口 105）	

備考：配炭数量には自家発電用炭を含む

又 配電計画中ゴム及皮革の大口配電量は化学工業の内数とする

3. 配炭計画昭和24年度額中括弧内は昭和23年度推定実績に対する比である。

第四表

昭和24年度石炭需給統計表(単位千吨)

	昭和23年実 需給見込(A)	昭和24年需 給計画(B)	$\frac{B}{A}$	備 考
出 砂	34,608	40,000		
輸 入	1298	2,100		
決 算	35,806	37,400		
貯 炭 増	-16	0		
配当 燃内炭	21,164	(+5,316)	40,990	115%
・ 輸入炭	1298	(+1,021)	0	185%
・ 合計	25,952	(+6,416)	2,400	112%
内燃 非直営	23,106	(+2,980)	26,086	113%
雇 用	12,016	(+3,438)	16,374	127%
輸入 灰岩				
(原炭) 附加強化				
・ 煤灰				
・ 増大弱化			100	
・ 低可燃性			50	
・ 手力把			100	
・ 合計			2,400	
(配分) 無 灰	1,048		3,600	
灰 1-7%	126		200	
石炭寒天	111		150	
少々他	7		50	
小 合計	1298		2,400	

第五表 昭和24年度配炭計画

(単位千石)

項 目	昭和23年度 推定実績	昭和24年度 計	所 在
山 元 消 費	(⑤) 525.9 2,239.7	合 2,440.0	
運 輸	車 1,066.7	⑥ 90.0	
輸	出 1,150.8	1,200.0	
國 私 船 貨	航 32.0 鐵 82.7 料 煤 1,333.3 炭 886.4	⑦ 70.0 9,530.0 93.0 1,380.0	
輸	計 34.0	⑧ 70.0 9,203.0	
通 備 燃 施	房 力 31.5	合 666	
電		(④) 1,704.0 635.4	
水	人 1,841.7 コ 1,926.0 計 3,767.7	① 200.0 925.0 (⑤) 2,000.0 2,825.0	
ガス・瓦斯	其 の 他 各 部 門		
官、府、院、連、通、房	相 1,82.1 酒 1,006.5 道、政、房 1,22.4 北、石、浮 1,9.9 瓦、一、八、ノ、十、火、燃 1,61.9 瓦、火、燃 1,528.6 其 の 他 1,52.5	415.0 1,650.0 220.0 240.0 165.0 150.0 600.0 160.0 3,594.0	
悉 賦	計 3,146.6		
非 常 用 合 計	(⑤) 556.9 1,26.5 23,944.8	(①) 2,040.0 ⑥ 770.0 22,920.0	

類 目	昭和23年農 業生産額	昭和24年農 業生産額	增 減
食 品 加 工 工 業	222.0	110.0	-112.0
味 精 油	163.5	92.4	-71.1
牛乳及乳製品	22.4	22.3	0.1
烟	22.3	13.0	-9.3
罐頭	11.6	11.6	0.0
主 要 食 糧 及 副 料	11.6	11.6	0.0
酒 煙 其 他	11.6	11.6	0.0
湖 草 等	11.6	11.6	0.0
總 計	11.6	11.6	0.0
林 業	38.0	38.0	0.0
飼 料	2.0	2.0	0.0
飼 料 機 械	1.2	1.2	0.0
(機械に含む)	0.0	0.0	0.0
农 用 化 學 藥 品 其 他	0.3	0.3	0.0
計	1.5	1.5	0.0
紙 人 造 織 物	52.2	40.0	-12.2
紙 人 造 織 物	52.2	40.0	-12.2
計	48.5	38.0	-10.5
化 工 其 他	26.0	26.0	0.0
化 工 其 他	26.0	26.0	0.0
計	44.0	44.0	0.0
家 庭 用 品	2.5	2.5	0.0
家 庭 用 品	2.5	2.5	0.0
其 他	14.0	14.0	0.0
其 他	14.0	14.0	0.0
計	17.5	17.5	0.0
安 全 裝 置	122.4	24.0	-98.4
安 全 裝 置	122.4	24.0	-98.4
計	122.4	24.0	-98.4
安 全 裝 置	143.8	120.0	-23.8
安 全 裝 置	143.8	120.0	-23.8
計	143.8	120.0	-23.8
化 學 工 業	112.0	150.0	38.0
化 學 工 業	112.0	150.0	38.0
硫 酸 過 磷酸 鉀	0.5	2.0	1.5
硫 酸 過 磷酸 鉀	0.5	2.0	1.5
總 計	30.0	30.0	0.0

項 目	昭和之3年成績 昭和之4年成績	總 額	考
鐵 鋅 工 業			
燃 料 及 人 力 費 其 他	5.3 ◎ 123.7 (① 5.0) 337.7 183.2 319.6 356.0	10.0 ◎ 184.4 391.0 224.0	
、 計	(② 115.7 (5) 5.0) 101.6.9	◎ 194.0 112.6.0	
成 產 率 用 合 計	0.1 32.9 ◎ 24.1 (5) 117.2 12.12.5	12.6	
總 計	(③ 1,262.2) 35,682.1	(④ 2,600.0) 42,400.0	

第六表 昭和 24 年度電力需給統計表

(単位 10⁴ kwH)

品目	昭和 24 年度 電力需給統計表	昭和 24 年度 電力需給統計表	単位 10 ⁴	備考
水力発電量	26,831	28,187	92	
火力発電量	2,801	4,210	150	
（石炭）生産	(3,276)	(4,650)	(443)	
計	31,032	32,407	102	
需用端	22,169	23,190	105	
余剰水力利用電力	Low 30,945	Low 28,274	-	
自家用燃内	(2,230)	(2,300)	(105)	
合 變 量	Low 10,111	Low 10,790	604.5	
自家用火外	1,511	1,594	130	
（石炭）	(1,362)	(1,604)	(25)	
自家用燃外	Low 3,110	Low 3,110	130	
自 变 量	Low 9,956	Low 10,477	613	
自家用火外	2,216.9	2,314.0	105	
公 用 火 力	1,120	1,457	130	
通 貨	1,140	1,160	100	
2 家庭用薪炭用	2,320	4,560	1,025.1	
3 小口電力	(42,917) 328	4,380	102	
4 大口電力	(10,353) 313	14,667	110	
5 常用	(公上)	13,150	1,025	
6 家用火力	1,120	1,457	130	
7 其他(不動産)	431	-	-	
8 未定	10,927	14,111	131	
9 未定	10,464	11,315	142.5	
10 未定	11,541	12,126	110	
11 未定	4,3	5,511	102	
12 未定	1,691	1,835	102.5	
13 未定	1,724	1,881	102.5	

第七表 昭和24年度配電計画表 (単位 10⁴KWH)

業 界	昭和23年度		昭和24年度		%	%
	基 准	実 績	目 標	大口 燃 料		
自 然 ガ ス	大口供 給	自然火力+ 水力(8)	自 然 火 力	(C) 0 +50.0	1.411	111
公 共 用 炭	325 463 463	4224 126.7 計	326 426 422	1.368	420	100.2
石 油	325 268	1196 1449	2097	414 438	1.460 1.460	117 122
鐵 道	213 213	342 442	442	213 221	460 471	60 103
鐵 山 浦 線	241 241	1140	1110	321 321	246 246	126 126
瓦 ル ミ ニ ウ ム	31	32	32	32	32	100 100
合 成 工 業	163	103	168	168	168	103 103
機 械 器 業	126 126	4025 4025	1018	1018	50	97 97
黑 色 金 屬	126 126	4025 4025	126 126	4126 4126	416	112.5 12.8
化 學 肥 料	610 911	3024 3142	3142	315 315	3062 3115	105 102
化 學 工 業	126 126	3024 3024	126 126	321 321	321	113 111
鐵 道	126 126	3024 3024	126 126	321 321	321	122.5 134
食 料 品 加 工	227 227	1301 451	227 451	451 451	499 499	10.9 11.9
其 他	126 126	126 126	126 126	126 126	126 126	102 102
計	2010 1320	1323 1323	2010 1323	2160 1454	1350 14007	468 468
						10.82 11.0

該11業の数値は大体同一數値等で外観上、各業種の実績と目標の如く予想一概に
ある。

第八表

昭和二十四年度主要物資配当計画表

(単位:一般用紙13,000万面)

科 目 別	鋼 鉄		銅 鉛		一般用紙		カーバイド		シーダ床		普通シーダ		アメント	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
三、駐車用	20,000	21,000	8,000	20,850	1,000	7,124	4,000	3,205	900	934	1,800	1,815	100,000	129,000
船機械用	800	150	0	0	400	150	35	34	0	0	100	202	200	213
輸出用	500,000	240,000	56,000	24,900	1,200	870	4,000	1,350	2,000	587	11,000	10,934	610,000	248,000
運送	151,000	159,400	40,000	33,230	1,620	2,022	10,500	14,520	220	217	625	632,4	116,000	99,589
酒	11,000	9,350	1,000	070	350	368	900	902	20	14	30	28	81,000	69,017
電力	10,000	2,460	1,200	1,030	000	6225	95	125	189	210	200	24,000	22,394	
電気	155,000	147,000	45,000	36,420	1,304	1,304	10,000	9,560	85	78	165	190	180,000	146,118
ガスコ-ジタ	1,000	37,000	24,000	1,020	11,2	10,8	700	540	150	1150	15	17	1,600	350,55
鉄鋼	45,600	11,000	10,700	8,640	360	350	3,400	10,865	1,800	1,590	550	500	10,000	25,335
磁石精錬	14,000	6,700	1,500	1,300	200	22,5	1,860	1,147	4,800	1,890	0,600	5980	15,000	12,455
石油	3,000	2,000	120	710	80	60	350	780	0	3	500	550	3,300	3505
金属工業	1,520	1,850	1,060	1,314	100	120	1,200	1,190	200	70	900	834	4,000	3,253
船舶	145,000	60,200	46,60	12,300	90	45	12,400	10,900	225	115	185	180	30,500	15,250
紙	1,7760	2,9520	42,000	57,647	1,300	1,315	10,700	14,210	3,379	3,052	2,400	670	17,000	12,984,5
烹業	6,000	3,350	1,550	1,475	200	115	500	475	34,000	12,750	250	1,75	12,000	7,755
化雪器等	22,500	10,160	4,000	4,200	230	12,7	3,000	6,700	4,000	3,430	5,400	5250	3,200	3,0158
化學工業	10,500	8,865	7,600	2,980	150	12,5	1,863	1,102	3,0090	23,910	13,500	19,503	20,000	12,145
丁口人民軍	500	480	150	350	20	-	810	65	150	112	180	171	1,850	890
獸體工業	10,800	11,534	14,500	14,800	1,140	575	2,64	1,95	2,910	1,929	50,000	35,372,5	34,000	24,970
紙袋	32,40	2,60	1,000	750	200	140	1,90	1,70	450	407	7,500	5,890	7,000	5,550
米	1,000	200	1,60	156	52	75	70	153	70	71	15	17	2,500	2,625
米	10,000	5,745	3,500	2,540	700	739,0	500	440	450	430	708	610	193,000	131,930

物 類 期 別	総 額		銅 鐵		一般用		ガ 気 ト		リ 一 フ 灰		苛性ソーダ		マ イ ン ト	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
林 菜	3600	1550	1300	870	130	125	770	900	25	12	700	610	118,000	149,252
水 産 菜	5000	2380	2000	1795	1000	915	3,300	1,550	200	51	500	550	42,000	22,774
畜 產 菜	2000	900	150	140	00	50	10	9	2	0	50	367	25,000	7,465
養 產 菜	300	150	-	-	420	40	1	2	3	0	5	4	4110	1295
食 料 品 工 菜	5500	5385	4100	5886	800	613	220	202	15100	6511	3,580	1,8735	111,400	27,005
燃 料	4900	11900	3700	3100	3400	310	80	15	10	8	80	94	2,4610	8841
機 脳	100	195	100	20	9	-	20	-	15	8	10	12	150	116
上 流 用 品	3700	2400	3050	3000	3000	833	250	360	1515	1344	6430	4507	10,000	2,759
大 衣 用 品	3,000	1,000	800	925	450	320	500	1,645	1,300	1,330	3,800	3,650	3,500	11,320
大 木	15,000	9,500	2,000	1,750	32,000	3,35	180	187	0	0	0	0	221,000	153,825
建 葉	16,000	6,300	1,000	3,540	12,8,00	2,629	50	97	0	0	0	0	128,000	118,329
其 他 星 菜	3,000	1,740	1,200	689	220	81	161	1,495	711	153	1,253	1,080	1,520	3,459
美 洋 雪 宝 銀	8,000	5,540	1,000	913	3,800	2,628	60	45	264	195	255	2,075	105,200	65,214
官 金	40,000	23,700	1,200	1,770	1,304	1,12	470	548	100	65	130	131,8	90,510	15,679
生 產 用 貨 物	283,000	230,150	70,350	49,400	560	5	0	0	0	15	0	0	112,000	80,750
保 密	0	11,680	0	15,231	1,290	42	660	1,820	119	849	0	510	100,000	-
小 口 貨 物														
合 计	1,800,000	1,197,500	470,000	512,000	41,560	25	12,560	93,703	105,000	77,500	13,800	111,0463	280,000	1,726,136

国立公文書館 National Archives of Japan

National Archives of Japan

裏面白紙

2.7.
31a
V

七

山東江蘇等處太師生基

資材名	単位	供給力	進駐軍用	輸出用	國內用
鐵 鋼	噸	生産 總計 生産 過剩 過量 過量	100,000 5,200	5,200	11,000
鋼 材	噸	生産 過剩 過量 過量	390,000 60,000 10,000	5,000	120,000
碳素板	噸	10,000	1,800	428	325,000
鉄 金	金	11,875	1,300	(935)	10,575
銅 線	金	4,140	300	(326)	3,840
亞 鋅 鋅 鋼	金	3,570	300	(609)	3,210
鋁 管	金	3,420	150	(451)	6,870
電 機	台	2,857	1,000	(613)	6,857
電 氣	台	12,600	600	0	11,600
電 気 亞 鋅	金	1,200	750	1,180	14,570
蒸 油 亞 鋅	金	500	1,000	1,000	6,900
巴 克 ト	金	3,050	50	15	2,755
液 油 子	箱	210,000	60,000	220,000	430,000
耐 火 燃 良	公	169,000	23,000	25,000	629,500
電 力	公	142,000	240	50	142,710
火 一 ハ ト	公	9,700	35	910	8,755
ソ 一 タ 灰	公	11,950	1,700	1,100	116,700
苛 性 ナ ー ツ	公	- 2,600	170	500	25,330
硫	噸	2,464,000	3400	3,600	2,458,000
一 枚 用 材	公	10,395	280	350	9,805
造 燃 用 片	千 吨	665	40	0	625
重 燃 用 片	千 吨	385	0	25	360
抗 電 伐	木	3,393	0	0	3,393
伐 木	木	18,144	0	0	18,144
ペル 20用材	木	3,5	0	25	290
		141	0	0	141

昭和24年度期別生化異常割合

~~2-9~~
31C

中 分 類		鐵 鋼		銅		木	
品 間	規 格	每 吨	每 吨	每 吨	每 吨	每 吨	每 吨
文 化 庫	火 鋼	~320	153	218	234	235	1488
常 庫	生 鋼	28	21	24	27	26	280
常 庫	10	15	3	4	4	4	120
法 庫	鐵 工	10	2	2	3	3	30
商 庫	光 鋼	9	1	2	2	2	10
鐵 庫	鉛	100	210	250	290	270	8000
外 庫	鋼 紗	100	21	25	27	27	350
火 庫	鐵 紗	9	10	11	0	0	1
法 庫	鐵 紗	310	61	98	86	85	1000
火 庫	鐵 鋼	2	1	0	0	0	200
火 庫	生 鋼	4	1	1	1	1	1
常 庫	15	7	2	2	3	0	27
農 庫	林	15	3	4	4	4	48
商 庫	二 輪	3	0	1	1	1	10
運 庫	轎	24	5	6	7	6	45
運 庫	10	0	0	0	0	0	10
鐵 庫	327	68	80	88	80	1100	230
鐵 庫	理	1	1	0	1	0	3
寫 庫	肉	1	1	0	0	0	0
營 消	繩	248	52	62	69	65	850
海 上 保 安	防	27	6	6	7	8	100
地 方	方	123	26	31	33	33	420
計		1200	250	300	330	330	12000

大公報		民 報				民 報				亞 細 亞			
年 月	日	%	3/4	4/4	年 月	日	%	3/4	4/4	年 月	日	%	3/4
文 部	202	40	-40	57	591	1	990	206	241	271	266		
學 生	19	3	5	6	-5			10	22	26	26		
勞 工	4	1	-1	-1	-1			15	3	4	4		
旅 館	3	1	-1	-1	-1			13	3	3	3		
商 業	0	0	0	0	0			0	0	0	0		
觀 光	0	0	0	0	0			0	0	0	0		
計	228	45	55	65	63	1110	230	270	310	300			
戴 列	17	3	4	4	6	24	18	18	20	18			
外 交	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
大 法	2	1	1	0	0	2	1	2	1	2			
旅 館	5	0	12	15	15	228	44	54	64	65			
大 風	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0			
風 雨	1	1	0	0	5	-	-	1	2	-			
勞 動	1	1	0	0	0	3	-	-	-	0			
農 業	3	1	-1	-1	-1	2	-	-	-	0			
商 通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
通 信	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0			
運 送	55	9	12	16	18	238	46	56	70	65			
械 器	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0			
電 信	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
官 署	42	9	9	15	19	183	38	45	50	48			
消 防	5	1	2	1	1	24	6	6	6	6			
海 上 保 火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
炮 火	1	2	4	6	5	6	94	23	23	25	23		
計	260	40	48	57	55	816	181	210	240	230			

總	中合織	平間	縫	底	管	臂
建	屋木住宅					
國	補住宅					
其	他住宅					
狀						
又	鄉	220	150	200	220	200
厚	社	450	90	110	130	120
常	功	40	2	12	10	3
波	勝	2	1	1	0	0
商	工	0	0	0	0	0
觀	光	0	0	1	0	0
計		500	100	125	150	125

公 司 名 称	中 介 費	電 線				一 般 用 材				
		年 間	4~6	7~9	10~2	年 間	4~6	7~9	10~12	1~3
文 化 保 育 公 司	150	213	212	212	213	3,370	878	878	807	807
文 學 傳 播 公 司	80	20	20	20	20	322	84	84	127	127
文 化 傳 播 公 司	16.	3	4	4	4	61	16	16	19	16
文 化 傳 播 公 司	10	2	3	3	2	43	11	11	11	10
文 化 傳 播 公 司	5	2	1	1	1	4	1	1	1	1
光 電 公 司	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
計	960	240	240	240	240	3,800	920	920	910	910
鐵 路 公 司	30	0	0	0	0	100	25	25	25	25
外 交 部	0	0	0	0	0	-5	05	-	-	-
大 藏 省	2	0	0	0	0	0	2	2	2	2
法 務 省	20	20	40	22	20	334	76	104	76	248
文 化 傳 播 公 司	2	0	0	0	0	2	1	1	1	1
勞 動 部	5	1	1	1	2	3	1	2	1	1
農 林 省	7	1	2	2	2	8	2	2	2	2
商 工 部	11	2	3	3	3	16	4	4	4	4
通 信 部	8	2	2	2	2	16	3	4	4	4
建 設 省	-	0	0	0	0	1	1	1	1	1
國 稅 廳	90	22	22	23	23	359	83	110	83	83
國 稅 廳	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
內 政 部	-	0	0	0	0	05	05	-	-	-
衛 生 省	40	10	10	10	10	225	83	84	64	63
海上 保 安 廳	6	1	1	2	2	30	7	9	7	7
地 方 公 司	10	2	2	3	3	135	31	42	31	31
計	300	70	70	80	80	1,300	300	400	300	300

指導資料第三号

蔬菜の統制撤廃について

経済安定本部企画部指導課

2.9
10~4

8

はしがき

蔬菜の統制撤廃問題については、屡々論議されてゐる處であるが、當局は承して如何なる見解を持ち如何なる処置をとろうとしているか、一本指導資料の第三号はこれに対する大略の解説を認ることとした。

本資料の執筆は生活物資局生鮮食品課 岩下事務官を煩し

昭和二十四年一月三十日

経済安定本部企画部指導課長

蔬菜の統制撤廃について

一 統制撤廃問題の端緒

蔬菜の統制撤廃の問題が云々されるに至つた端緒は、改年の夏蔬菜が異常に出遅りを示し、各消費都市に於ける市場の卸売価格が統々と公定価格を割りに至つた時、これを当時の野澤國務大臣が商議の席に於て取上げ生産農民を「代券」して「生産者の出荷したもののが公定価格以下で市場で競かれ、而もそれが小売商より消費者の手に渡る時は公定価格乃至それ以上である」と云ふ主音の発言をし、此の商の中間利潤の調整についての改善措置を事務当局に要請したことが始まる。當時蔬菜の統制に関するではある新聞の社会面及び論説に於ても、農業パリティ方式による価格決定、或は政府の価格政策の非現実性に就いて非難があつたところであるので、政府としても此の際物価庁の「①最高価格論」を振り廻して形式論させて此れ等の非難に応へて居た被災の態度を改め、先づ実状を克く調査した上秋蔬菜については適切の対策を講じようとしてなり、そのため蔬菜の統制問題についての安本、農林省、物価庁及び政綱当局の各係官の第一回の会合が九月の始めて安本に於て開かれたのである。此の会合に於て物価庁より、七月八月の^②割定額の一例として東京中央卸売市場の場合について、次の様な報告資料の提出があつたが、会時に十一月、十二月の秋蔬菜に対する^③割定額は起らなかつて何等対策は要しないとの主張がなされた。

然し物価庁の秋蔬菜の出回りの見透しとは安本、農林省及びその時々々來会せて居た東京都の係官も皆意見を異にし、天候に異變がない限り、今近の作付状況よりすれば、矢張り本年の十一月及び十二月に於ても、蔬菜は氾濫する。それに対する対策は時期を失はぬ内に樹て、置くべきであると云ふことになり、兩三回の会合の結果「公定価格割出週り蔬菜についての特別措置」なるものが出来上つた。

ご	だ	キ	か	き	と	な	ね
ま	や	ば			う	ま	
ぼ			ね	べ	ち		
う	ぎ	ツ	や	り	と	す	き
四	四	四	三	三	五	四	三
九	三	七	三	九	〇	九	八
・	・	・	・	・	・	・	・
八	二	一	八	四	八	九	四
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四	三	三	四	四	三		
〇	〇	五	〇	〇	〇	〇	〇
・	・	・	・	・	・	・	・
・	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
・	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二	二	一	二	一			
〇	〇	五	〇	〇			
・	・	・	・	・			
・	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
・	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二	二	一	二	一			
〇	〇	五	〇	〇			
・	・	・	・	・			
・	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
・	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

の様な事態が秋蔬菜についても考えられるので此の空同利得を調整し、広庭者の出荷意欲の低減を防止すると共に、消費者の家計支出の軽減に資するため、大根など菜類について必要により開局及び地域を限り次の措置を講ずるものとする。

- 一、一地域に出荷計画以上相当量が出運る場合又はその虞れがある場合には、農林大臣は知事に付し隨時出荷計画変更の旨承きなし出荷の地域的調整を図ること。
- 二、生産者が指定消費地域に直売所を開設して消費者に直接販売することを認めること。
- 三、登録小売業者 又は知事の承認を受けた消費組合等が自由に公認荷受け機関から買入得る途を開くこと。

- 四、蔬菜及び漬物配給規則第十一條の規定を積極的に發動し消費者が任意の登録配給店より配給還帳を使用することなしに自由に希望量を買ひ得るものとする。
- 五、小売業者と市場仕切価格に適当な利潤を加えた標準価格で販売せらよう指導し、消費者にもうデオ等での標準価格と周知徹底させるものとし、この面に於ける消費者運動の活発化を期待するものとする。
- 六、呂飯解度の相異による④の段階的設定を考慮すること。
- 七、十一月、十二月の出週り蔬菜を購入貯蔵し、一、二及び三月の蔬菜不足期に備えるよう消費者に対する指導宣伝的措置を講ずること。
- 八、公設販売所を遠かに設置して市場の④副品は總て標準価格で此處で販売せらような措置を講ずること。

九

本措置に伴い所得税の賦課は④によらず農家の実際の販売価格を基準として之を行ふこと。

右の措置は十一月、十二月に出週り大根と菜類についてのみ、然も期間を限つて適用される臨時暫定的なものであり、列挙されて居る各項目は何れも從来何回も唱へられて來た処のものか、差当りは実現されざらしないものの、或は現に實際は行つて居るものであつて、か題目的な歴のすらものばかりであるが、此の案の立案過程中、最も議論の中心となつたのは四の措置で前述して、自由購入の期間中は公定価格を停止しては如何と云ふことであつた。すなはち、此の問題が取上げられるに至つた契機は、中間利潤の公せへ外せば自然的經濟的に当然調整される筈のものであり④がその妨害をして居る、從つて此の際少くとも大根菜類については④を一時的にでも停止すべきである。然も大根菜類は供給過剰のため④撤廃により価格が騰貴すると云ふことは考へられない、寧ろ④の価格吊上げ作用が無くなるため消費者価格は下り、であろうと云ふのであつた、次に對しては物価統治より④操作の技術的困難性とか、④の影響の農民、心理的影響を理由とはするが、將來再び決定しないと云ふ含みでするなら問題はなくなると云ふこととなり、客觀的狀勢は④停止など到底許さないだらうとの判断の下に前述の様な衆が作り立てるこゝなり、これを次官会議で決定し閣議に報告するよう手書き整へること、し、他方、野溝田翁には此の案を押進めることにつき了解を得ることにしたのである。

此より先七月下旬、市場に於ける蔬菜の④割れが着しかつた頃、一應その対策の概要なるものを安本が纏めたことがあり、當時それでいて司令部E.S.A.の生鮮食料品統制の担当官であるストイツ氏に口頭で報告をして置いたことはあらが、その直后ストイツ氏が三ヶ月の賜暇を取つて帰國したので、此の蔬菜対策は司令部とは全然連絡を失し、日本側に於て一方的に張り立たこととなつた訳である。此の措置の実施方につき、彼の留守中の代理者であるドルデン氏によればストイツ氏の留守の間は生鮮食料品についてはその統制方式に変更を加へるよな措置は何も報りたくないとの回答があつた。

本國內に於ては此の向く政治、状勢の變る徵が見え出したので、若しさう云ふことになれば、現在のものより一層根本的な蔬菜の統制の改善対策が必要となる。であらうとの見解の下に、今迄の暫定的対策を總て撤廻として、新たに、統制の現段階を再検討し大上の合理的な観點的各諸論から得ら及ぶものと実施するため、充分な準備資料を整へ、之を次の内閣の蔬菜立案の梗概として提供しようと太ふことになつたのである。

二 資料の作成

右の様な目的で内務省が大々分担を定めて資料の作成に當つた訳であるが、その結果出来上つたのが次の様なものである。

○「蔬菜の作付面積と生産数量」

蔬菜の作付面積は昭和十三年が四二三、七四、町歩。昭和二十三年は四七八、八、四、八町

歩で昭和十三年を一〇〇とすれば、二三年は一一つ、三と増加して居る。尚生産数量は昭和十三年が六七六六三九二千メートルであり、二三年は未だ判らぬが、二二年は一六五〇、〇〇〇千メートル、十三年に対し九三・五となつて減少して居る。(以上要旨)

○「大消費地に於ける一人一日当入荷量」

(抜粋) 甲斐、昭和二十三年八月以降の数量は計画

	昭	15	23	24
1月	41	28	90	
2月	43	66	92	
3月	43	54	27	
4月	46	33	23	
5月	32	43		
6月	58	56		
7月	58	69		
8月	52	76		
9月	51	62		
10月	58	54		
11月	67	74		
12月	94	86		
平均	55	58		
総額	7	/		
計	62	58		

昭和二十三年度は氣候條件で悪まれたため、蔬菜自体として見れば一人一日当たりの平均配給量は昭和十五年を上回つて居るが、當時に於ては諸類が蔬菜として取扱はれて居たため、それを含めば当時の既給量の方が多い。尚昭和二三年に於ては端境期の入荷減が特に目立ち、アーバーマルな生産状況を示すとして居る。

○「家計費中蔬菜購入費の占める割合」

全國の各都市に於ける昭和大年より昭和十六年迄の平均

一在帶当り
支出額

主食 副食

豆、蔬菜

主食+副食

八四・八二

一二・八七

三・一四

二大・七六

東京都の場合 (昭六一四六)

一一大七

三・三大

三二・八四

全国各都市黔石の平均 (昭和二三年の中頃さとる)
七七五八・〇九

二大・一〇

三・八三

六九・三

東京都の場合 (昭和二十三年の中頃)

九七六九・〇〇

二九・〇

大立

五七・五

以上の様な蔬菜の副食として家計費中占める。ウエイットは最前の約二倍となつて居る。

○ 東京都に於ける蔬菜の配給購入率 (%) 一在帶一ヶ月当

年 月	数量	金額	全金額	
			百	円
22年 7月	25	1.0	18.65	174
8月	30	1.5	52.33	382
9月	30	2.4	68.31	541
10月	12.5	7.0	52.02	499
11月	8.2	2.5	86.93	421
12月	6.0	15.0	158.44	668
23年 1月	18.0	4.85	50.17	245
2月	69.0	4.33	304.0	713
3月	72.0	2.35	67.86	250
4月	44.2	3.95	42.97	302
5月	55.5	4.73	122.7	368
6月	52.1	4.73	80.89	464
7月	55.1	4.60	122.67	771
8月	62.5	3.69		

配給数量の全数量に対する比率は昭和二十三年一日例の緊急具体措置の実施迄は殆んど無視すべき程度であるが、その実施により急激に上昇して居る。配給品に支払はれ金額も全様であるが矢張り商価格の占める比の方が重い。全支出金額も二三年一月以来急激して居るが六月、七月には本筋千増加して居る。尚大、七、八月と配給量の数量と全会額とのパーセンテージが接近して来て居るのは商価格と配給価格との接近を示して居るものである。

○ 蔬菜価格の変動

これは圖示されたものであるが、東京都に於ける小売價格は、昭和二十二年度の七月当時は配給価格と商価格の間が非常に大きく、而も実効価格は商価格と殆んど變りないが、漸次商価格が配給価格に接近すると同時に、実効価格は商価格よりも寧ろ配給価格に接近し、配給量の増加及び商価格の線は一致せんとする方向も示して居る。且し此處に云ふ配給価格とは公定價格ではなく公定價格プラスアルファである。

○ 蔬菜の実効価格と消費者物価総合指数

両指數とも二年八月から二年三月迄の平均を一〇〇とすれば、昨年の秋の災害時では蔬菜の方が上つて居るがそれ以外は然で低く、本年七月に於ては総合物価指数四〇〇に対し蔬菜のそれは二〇〇で丁度半分である。蔬菜の価格の上昇が一般物価のそれと比して非常に緩いことが判る。尚本圖表に於ては蔬菜の価格指數を大根と人參の夫れで表した。

「蔬菜の箇価格指数と消費財総平均の箇物価指数」

これについても矢張り前と全様のことが云える。

○ 「東京都に於ける蔬菜入荷量の品目別の統制前（昭和一三・一日年平均）後（昭和一六・一七年平均）と現在との比較」

月別・品目別の詳細な表である。

単位キメ（括弧内は一人当たり単位×）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
昭15・14年 平均(A)	671.3	724.4	823.5	924.7	1124.3	1102.8	1226.3	1335.8	1115.2	1228.0	1228.5	10590.3	13204.5
昭16・17年 平均(B)	1035.9	976.1	871.5	1013.8	1443.4	1649.8	1529.2	1544.0	1450.1	1412.8	2148.4	2466.0	17815.9 (44744)
昭23年 (C)	4,120	2,230	1,694	2,007	2,894	2,999	1,301.3	1,124.3	1,020.8	2,053	1,282.8	1,557.6	10993.5 (24787)
人荷量 %	138	104	114	128	130	150	122	116	122	131	120	167	137
人 %	61	124	80	99	63	73	103	84	82	73	104	98	85
(A)	196.7	180.2	152.9	52.0	166.5	81.6	67.0	51.8	143.0	246.0	172.9	168.4 (2.95)	1469.0
(B)	244.7	202.5	179.7	164.0	109.3	19.5	127.8	92.1	190.5	255.6	908.6	481.6 (2.88)	1099.1
(C)	240.7	450.0	91.5	69.5	82.2	18.8	37	27.5	174.7	277.4	356.5	360.6 (2.32) (40.45)	2302.4

人 %	昭 %	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
%	%	128	112	116	200	148	235	191	178	128	104	208	193

大根の他、かぶ、だいこん、こぼう、さといも、なす、なすいき、なすいき、いんげん豆、えんどう、そらまめ及び枝豆について右表の様な調査が行はれたのであるが、總入荷量及び一人当たりの配給量は一三一、一四年に及ばない。一時大當時に於ては此の外に譲頒がある。各品目別に比較すれば、だいこんの入荷量は當時の「田七倍」かぶ「田四、だいこん八九、なすい」「大、ねぎ」「四一、なす」「三」とおと「五八、さうり」「〇九、かぼちや三、四八であつて、此れ等の品目は當時より多くなつて居るのである。

右の表をグラフで現はしたものと同時に作成したが、此の図表は、各品目とも昭和十三、十四年度比してせ三年は月別の出荷量の波の高低が著しく、生産が季節的と往々變化されて居らないことを示して居る。

○ 「莧少蔬菜の入荷量」

東京市場、統制前、昭和十三年十四年平均 現在昭和二三年。

（括弧内は當量110に対する比率） 単位キメ

	輸入荷量 (千石)	出庫量 (千石)	貯 入 (千石)	販 賣 (千石)	積 込 (千石)	3 月 販 賣 (千石)	苟 利 販 賣 (千石)	計 (千石)
統制前 (A)	130,047	141	665	526	1658	1164	705	1090
現 在 (B)	109,935	2	173	332	332	1	96	185
%	85	84	260	159	260	136	170	23.7
%	40							17.5

の品目は蔬菜の輸入荷量を以てめた比重が極めて小さなのみならず、戰前に比し亦數減して居る。

「夏蔬菜の季節別東京都入荷比較表（括弧内は輸入荷量に対する割合%）」

輸入荷量	供給物の時期			出庫期	抑制物の時期		
	1~4月	5月	6月		7~9月	10月	11~12月
昭和 13 (A) 14	4006 (40.5)	21 (2.5)	25 (2.6)	220 (2.5)	266 (26.6)	2566 (25.6)	164 (16.4)
昭和 23 (B)	5295 (50.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)	1 (0.2)	5037 (55.1)	257 (24.9)
%	132	0	0	6.5	6.4	141	157
							148

3. 蔬 菜

4. 蔬 菜

四品目について促成物及び抑制物の調査をしたのであるが、若干の時期のすれ違ふ外何れも出週期以外の時期の出荷は戰前と比して非常に少く、殆んどが出週期に集中して居る。

「果実（りんご、みかん）の価格と消費財総平均価格の指數の比較グラフ」兩者とも二年九月を一〇〇とすれば、二三年五月に於て、果実の七〇〇と對し消費財總平均の価格の指數は一二〇〇となつて居る。果実の統制撤廃後のその価格の動向を示して居る。

「蔬菜の統制撤廃によつて生ずる価格變動の見透し」安本物価局に於て、蔬菜の統制撤廃によつて生ずる価格の變動の予想を計数的大表しだが、それによると、統制撤廃により、本年二月～四月の端境期に於て、蔬菜の価格は、廿三年の末の実効価格の一・五倍に最悪の場合騰り得る虞れがある、然しこの値上りは消費者の家計面に於ては、味噌及び醤油の増配によつて吸收され得ると太ふくあり。

○「都市家計に於ける蔬菜支出の比重の推移」

	家計費總額(A)	豆類(B)	B/A
21年	7.22より 4月	1967.16	403.33
	12.2	3015.04	486.78
	"	3605.11	413.57
	7.1.7月	6661.54	793.46
	10.4月	7068.89	560.86
	12.月	9663.-	729.-
22年	1月	7753.-	332.-
	2月	7152.-	380.-
	3月	8422.-	750.-
	4月	8784.-	363.-
	5月	9645.-	569.-
	6月	9769.-	581.-
23年	7月	10.928.-	836.-
	8月	10914.-	793.-

蔬菜の比重は一般的に漸次下つて来て居る。以上の資料の外「蔬菜輸送実績」「價格甲地販配給小売價格」「蔬菜品目別生産数量」等の資料が整へられたが、此れ等の資料より抽出された結果を纏めて整理して見るに次の如くなるのである。

(一) 蔬菜の生産は全体としては戦前と比し、特に二三年の気候條件も加けり、相当上

つて米では居るが、未だ健全化されては居らず、出港期に集中し過ぎる等浮動的で

ある。大根莢類等肥料を余り要さないもの、生産は戦前以上であり、これ等についでは、その時期的な出荷の集中を緩和する等の措置を講ずる事がある。ふき、筍、豆類等は戦前と比し生産が極めて少いため、之が配給統制を実施するもその効果が少なく、むしろ此れ等は走り物と共に統制を廃止することが望ましい結果を齎す。

(二) 右の生産増加に伴ひ、需給の關係も一般的には好転して来て居るが、端境期に浮

尚業観を許さないものがある。

(三) 家計費中蔬菜の占めるウエイトは戦前と比し倍加されでは居るが終戦以来漸次低

下して来て居る。

(四) 價格については、商店・公定價格とが漸次接近し、本実効價格も、②に近づく

今時、一般消費材の購買率に比して緩やかであり、果实の統制撤廻後の價格の推

移が、蔬菜の場合についても見られるであろう。

(五) 蔬菜の統制撤廻を行つても、その價格は騰らないであらうと云ふ見透しき樹である

ことは出来ない。於いて價格の動きが前号の様な傾向であるに拘らず尚統制撤廻は

一月の当初、此れ等の結論よりして、安本、農林省及び物価庁とも、夫々統制撤

廻案を作つたのである。

三、統制撤廻案

先づ各府の案を照会する所、安本本部の作成したのは左の通りである。

蔬菜の統制方式の改善について

(昭二三・一・二)

第一方法

蔬菜については、昨年十二月十五日以降統制強化の措置を講ずると共に、生産の増強に努力して来ており、相当の成果を挙げてゐるに至り、尙今後の商機の見通しも、好転することが期待されるので、この統制大綱を、次のようす改善措置を講ずることによつて、一層蔬菜の生産及び出荷の増強並びに配給及び消費の合理化を図り、以て労働者の実質賃銀の充実並びに消費生活内容の向上を期するものとする。

第二、要領

- 一、時期的に供給が過剰となり、均分配給制を実施しなくとも消費者が必要量を充分廉価で購入することが出来且つその大部分の価格が相当期間(②)を割り、均分配給を施行することが却つて、消費者の家計負担を増加するが如きものについては、気候條件等を考慮の上適宜末端配給及び価格の統制を緩和すること。
- 二、現在時局的に出荷数量僅少で、一般家庭向蔬菜として、数量的にも家計支出上にも重要でなく、寧ろその時期に②を存置して置くことにより生産の阻害、品質の低下及び周値の吊上げを惹いて居るが如き呂目については、左の如き結果を予測して、その時期には統制をしないものとすること。
- (1) 早熟栽培者、促成栽培品で初期結穎品を摘除することにより、出週期の生産期間を延長し生産量を増加する。

(2) 早熟栽培者、促成栽培品の生産を剥奪しその技術の向上を図り、出週期の過剰出荷を緩和し、生産者価格の不当な低下を防止し、併せて土地利用の高効化を促進する。

- 三、一般的に生産及び出荷数量が僅少で、一般家庭向蔬菜として数量的にも、家計支出上でも重要でなく、統制の有無が直接消費生活面に影響を及ぼさないと予想せられる呂目であつて、寧ろ統制の対象としないことが尤も如き好結果を求めて認めらるるものについてはその統制を廃止すること。
- (1) 生産上資材労力を投下すること僅少で且つ栽培を増加することが却つて地力增强となる。
- (2) 冠婚葬祭等特殊の場合の大部分が消費せられ、統制を廃止しても他の作物全く影響を与へない。

- (1) 要領の一に基き、本年の冬に出週る大根及び菜類につき、統制を廃止すること。
- (2) 蔬菜及び漬物配給規則第十一條の規定を發動し配給通帳の使用を停止する。

第三、措置

一、当面取るべきもの

- (1) 要領の一に基き、本年の冬に出週る大根及び菜類につき、統制を廃止すること。
- (2) 蔬菜及び漬物配給規則第十一條の規定を發動し配給通帳の使用を停止する。

(3) 全時にその期間現行の適用を停止し爾後の期間については(2)を一本建とする。
(4) 要領の二に基き左の品目に左の期間統制を解除する旨政府より正式に公表し、
逐次それれに応じた手続をとる。

かぶ(一月一四月) ます(十月一六月) さうり(十月一五月)

かぼちゃ(十月一五月) トマト(十月一六月)

(5) 要領三の(1)及び(4)に基き、れんこん及びかぶの(2)を廃止する。

一月一四月に就けるべき措置

要領三の(1)及び(4)に基き明年四月からの新(2)設定に当りいんげん、えんどう、そら豆

枝豆 等及びいきの(2)を廃止する。

(6) 全時に(2)を一本建とするか又は廃止する。

農林省案

蔬菜の統制方式の變更案

(昭ニ三・一・八農・林・省)

一 生産關係

(1) 農林大臣及び知事の蔬菜指定產地を整備し指導の徹底を図ること。

(2) 蔬菜生産計画を樹て、特に冬期及公夏期端時期の出回品の増産と生産過剰の薦めあ

る品目へ大根、菜類、南瓜等の作物転換を図ること。

二 輸送關係

(1) 貨車及び船について蔬菜の優先輸送を行ふこと。
(2) 大消費地域向蔬菜出荷トラックに対するガソリン及び代用燃料のリンク配給を現在と全様に継続実施すること。

(3) 輸送証明制度を継続実施すること。

三 出荷關係

(1) 農林大臣は大消費地等に対する蔬菜の供給計画を樹て、計画出荷の確保に必要な出

荷統制の法的措置を現行制度と全様に実施すること。

四 消費關係

消費地に於ける配給割度を廃止すること。

五 價格關係

公定価格を廢止すること。

尙物価序は別に積極的な案は持たないが、第一案として農林省案の実施期日を四年の春以降としたもの、第二案として安本案に近いものと腹案とした。
此案等の案は未だEさんとのステット氏が帰任しない鳥、司令部には持ち込んできないのであるが、農林省案について云ふと、四及び五の点で、その実現性は殆んど不可能と云ふこ

これが立派、亦安本家も理論的ではあるが、余り大至が細かく現実に実施する上に相当問題が残されて居るのであるが、遂に内政省としての方針を定め、決める事となり、十一月中旬農林大臣室に各府の関係者が会合し、同農業主様の下に各案の審議に入つた。此の会合に於て最も問題となつた点は、前述した所でちうゞ統制を撤廃することより蔬菜の価格は上ると太ふ資料があるかと、敢へてこれを無視して統制撤廃案を押進めるかどうかと云ふことである。農相は事務当局に於ける資料の結論の變更方を終了したのであるが、事務当局は之に應せず、結局、通商は呂ニ勝るが消費大眾も撤廃は望んで居る所であるから、此の際諮詢よく農林省長まで第一案とし、安本家も第二案とするところ、農林省についではまだ安本の幹部会にも一巡、前以て照会しておくこととした。

此の會議の直後蔬菜農相はオ一案を自ら、E.S.S.の統制課課長ウイツチング氏の詳説し、その実現方法つき権力懇請したのであるが、當時の客觀状勢は所謂民自覺的な政策の遂行に好都合でなく、且つ通商の担当官であるステイツ氏も留守のため、農相の努力を空しくオ一案は当分お預けになり、オ二案で進まねばならぬこととなつたのである。然し、蔬菜問題が政党的色彩を帶びて来て居ると太ふ風に見られて居る所では、オ二案の実現も望みなしとの懐疑が強く、之を立派した生活物資局に於ても暫く此の案は伏せて置くこととしたのであるが、十二月始め、ステイツ氏の帰任当初、留守中の状況を説明した際、その提出を求められたので、一巡先の資料と共に、先方に手渡したのである。その後E.S.S.より、この案は余りに複雑過ぎる、今直ぐにかかる太ふ細かい方法で統制改善案を実

施するよりも、日本側の資料の示す如く需給事情が改善されて居るならば、時期を見て全面的に統制を撤廃しようと太ふ意向が示され、統制撤廃の時期についても具体的に農林省で樹てた、左の如き大大消費地への一一三月の蔬菜の入荷計画が実現され、上位、と云ふようなことが仄かされた。(蔬菜統制撤廃問題の一巡の結論)

一人一日当次

東京	一月	二月	三月
横濱	六七・二	五八・一	四四・九
名古屋	五四・一	六・三	四五・六
大阪	五一・七	五一・七	四五・一
神戸	五二・五	五五・二	五・三
福岡	四五・七	四五・二	三二・六
長崎	五九・三	五一・九	三五・四

然しそれにしても、此の問題について事態は尙樂觀を許さず、寧ろ悲觀的ではあるのである。才一月の中の各都市への蔬菜の入荷状況は忍はしくなく、己に計画目標の達成是不可能であり、二月三月に於ても今迄の見透しては計画量は出過るなり一特に東西に於て一であらうと思はれる。更には蔬菜の統制撤廃の、主食生産農家に対する心理的な思

影響、麥及諸々作物に及ぼす影響等が、九原製油の主食の供給の能率化の問題と絡み合つて考へうれねばならないのである。とにかく安定本部としては、農林省及び物価庁等と歩調を揃へて、將來の市場価格の予想、価格統制が中商業者に齎したもの——価格統制の弊、蔬菜統制微発の主食農家に及ぼす影響等につき、各種の調査を行ひ、此の資料を肉厚方面に提出して、蔬菜の統制微発問題についての理解を深め、且つ速かに統制微発が実現するよう努力して居るのであるが、現実は仲々思ふやうにならぬものではなく、而も、それを蔽つたり、偽つたりして事を遁ぶことは出来ないのである。

昭和二十四年度期別配当計画に関する事項

2.9
10-4
28

- 一 期別計画の前提となる配炭計画については、一月十七日作成配当計画に準據したこの配炭計画は四〇〇〇万噸出炭計画に基いているが目下四二〇〇万噸出炭計画が研究され居り、この出炭による配炭計画は未定であるから、今後の決定に従つてその都度変更してゆく予定である。
- 二 電力の配当計画は目下審議中であり、配炭率に基く生産計画達成のために必要な各部門の所要電力の充足には疑問があるが、一応第一、四半期は概ね充々小もほとし、第二、四半期以降は実施計画に於て調整することとする。
- 三 新に付けて提出した二十四年度年間計画との調整については、
(1) 七月より一月三十日迄に正式回答が来る予定であつたが未着に付取敢えず各部門から提出された意見に付て調整方一部研究したが部門によつては需要量が極めて膨大なため別途研究してあるものもある。
- 四 年間配当計画と各期の供給率に基づいて各部門の配当数量を計算することを根本方針としたので、特定部門に対して早期に右比率以上に配当することは行かない。
- 五 出貨順位に付けても輸出以外は右方針による。尚配当枠内で特定品種に対して特定部門より特別の要望ある場合も出来るだけこの方針による。
- 六 国物資が供給量の中に入つて、る品種は鋼材及一部の非鉄であるが内閣機関に対する

命令もあるので極力上期に処分するため鋼材は第一四半期六万石 第二四半期三万石の配当とすることとした。

七、建築関係中炭鉱、硫化鉱等の計画住宅の外ニ四年度より電力、鉄鋼、造船、運輸、肥料等の各部門よりの要請に対しでは一般住宅の件を或る程度縮少~~シ~~しても計画的に増設せしむることとし、建屋、事務所、住宅以外の建設については従来通り各部門で之を見きしむることとした。

八、機械関係については自動車、自転車、農機具、ラヂオ等従業計画生産せしめた機種の外、各需要部門より素材を主要機種別に移管~~シ~~せることとした。

九、木材の供給量には従業木材需給調整規則第十三條により特殊部門に付し現地伐採並に現地使用を認め系つたが、本年度に於ては可及的之が数量をば採数量の追加として加算すべく目下調査方面と折衝中である。

十、微量需要については鉄、亜鉛、銅板、針金、セメント、カーバイト、木材等に対して配当した。

(一) 輸出格外品 発生品等に対しては漸次重要部門に対し紐付~~シ~~ることとした。

(二) 農林、水産及食料品工業中の加工食品については出業得る限り別に指示ある品目別に細分した。

(二) (五)に因しては非鉄及び~~シ~~次製品の如く比較的に要求と配当との開きが少く、ものについては出業るだけ調整したが鋼材、銅等は第三、四半期の返還分を考慮し、一応第一、四半期分の要求に近づら~~シ~~めたが、其の他については取扱えず年間配当案のすとし出ありた~~シ~~。

十一、需要部門別分類については添付別紙の説明に従つたが、改訂希望ある場合は特に申



60P
8.3
2.0

2.9
2.1
2

昭和二十三年度第四四半期化字工業製品供給量調査書

(算定率)

(総本化字一課)

商 品 名	(A) 1/23 ~ 2/23	(B) 2/23	(C) 2/23	(D) 1/23 ~ 2/23	(E) 2/23	(F) 2/23	(G) 2/23 ~ F 2/23	(H) 2/23	(J) (A+F) 2/23
耐 火 ト リ	9.0967	10.3663		85.500	89.195	17.324	48.000	65.324	
耐 火 鋼	3.186	507.851	506.046	9.991	990.000	500.000	~ 9	495.000	481.000
リ ー グ リ 反	~ 985	21.123	22.380	~ 2241	19.000	19.000	(次期調査)	20.640	20.640
耐 性 リ ー グ	2738	33.628	34.745	1.621	24.600	26.221	0	24.900	24.900
合 成 鹽 酸	54	15.021	19.090	(次期調査) 2/23	14.100	14.100	- 1.665	12.500	12.500
音 道 脂 油	- 661	6.806	6.650	- 505	6.000	5.900	- 505	4.610	4.610
耐 火 鋼 板	- 121	279	346	- 188	300	280	- 168	300	300
被 体 鋼 素	- 416	1.519	2.002	- 899	1.700	1.700	- 899	1.470	1.470
重 菊	418	1.200	2.118	- 500	1.000	1.500	- 1.000	1.200	1.200
人 騒 鋼 素	731	7.808	7.231	- 1.008	7.000	8.308	0	7.000	7.000
耐 火 鋼 素	- 1.007	- 5337	- 4.992	- 662	- 4.700	- 5.708	- 1.670	5.808	7.138
化 学 用 鋼	- 44	143	151	- 52	120	105	- 37	(NIPK100)	113
中 性 鋼 素	106	~ 85	196	- 5	90	90	- 5	90	85
碳 化 リ ー グ	- 144	1.778	1.157	477	(NIPK100)	1.747	0	1.300	1.300
被 体 アンモニヤ	32	3.006	2.146	892	1.800	2.135	(NIPK100)	1.990	1.850
鐵 鋼	- 445	4.251	5.912	- 1.506	4.000	4.530	(NIPK100) - 503	4.150	3.950
鐵 安 (A)	- 48	508	579	- 119	600	500	- 19	500	450
鐵 安 (B)	- 93	101	120	- 112	120	100	- 92	120	110
金 鉛 鋼	486	1.780	1.920	346	(NIPK100)	2.287	(NIPK100)	1.000	1.541.2
鉛 鋼	- 284	235	204	(NIPK100)	300	239	1.	360	361
鉛 鋼	- 148	355	281	(NIPK100)	333	82	- 330	412	
塗 化 亞 鉛	184	555	523	206	400	510	96	400	496
鋼 鋼	- 243	391	548	716	220	685	- 251	321	572
鐵 鋼	- 79	236	198	(NIPK100)	320	220	100	135	235
重 クロム 鋼 リ ー グ	17	218	200	35	(NIPK100)	301	14	210	224

昭和二十三年農業、工業化農工業収支調査書

販 容 / 販 売	(A) 213~223 販 売	(B) 223 生産実績	(C) 223 営利実績	(D) (A+B)-C 223~223 損 失	(E) 223 生産見込 採算額	(F) 223 販 売	(G) (D+F)-E 223~223 純 利 潤	(H) 223 生産計画 収益可 能量
	(A+B+C) 223~223 販 売	(B+C) 223 生産実績	(C)	(A+B)-C 223~223 損失	(E)	(F)	(D+F)-E 223~223 純 利 潤	(G+H)
製、水ヶ口火薬	-324	77	70	142(減85)	120	0	80	84
社 様 燃	71	180	252	(-1)	190	187	3	200
シート・ル・ル・ソーフト・織	164	462	1322	53	1246	-5	900	408
社 会 力	14	-	社庫10	455	137	輸入1100	1405	(次期調整) 間内 400 -112 輸入1427
社 會 織 力	11	27	77	84050	80	109	189	(次期調整) 間外 114 -59 輸出386
手 画 計 算 力	-5	174	172	-3	222	278	-59	56
二 黄 砂 土 力	16	24	44	-9	127	127	-9	128
柳 葉 可 持 力	17	23	45	-10	63	63	-10	75
炭 灰 力	11	21	40	29	76	107	0	100
重 クロム 灰 力	-35	27	18	-31	68	85	-48	115
造 マンカク 灰 力	-2	27	17	8	43	53	-2	55
人 漢 (鰐)	-1035	2288	4460	-647	3006	2864	(次期調整) -51	3300
屠 牲 敷 (鰐)	-16371	1622726	162462	-9783	172412	193451	(次期調整) -29832	194700
畜 管 (万頭)	-623	1732	-	-	7660	(次期調整)	2200	7260
電 気 電 管 (万門)	869	21253	-2985	1046	3103	-588	1050	(次期調整) 1050
製、火 薬 (社)	-15530	9086	4047	-15991	40000	10383	(次期調整) -16374	12600
社 ベニヤー 17	-85	2065	2258	-278	7957	2457	0	2516
靴 ト ハ ト - 16	-15	390	445	-70	453	483	0	494
90% ベニヤー 16	607	1123	568	1162	744	504	0	962
40% ベニヤー 16	-923	703	1235	-1455	697	1097	0	919
ソルベントオーフ - 282	454	284	-112	520	520	0	494	494
松脂ソルベントオーフ - 189	-189	136	262	-309	240	240	0	212
コールタール - 16	-647	48799	52642	-3540	54023	54830	0	45742
クレオソート油	-190	7173	6031	-799	7453	7432	0	7677
松脂クレオソート油	190	1522	2160	-448	1252	1252	0	1797
高 渥 ピオーフ	-	24381	-	-	25490	25490	0	26750
松 脂 ピオーフ	-2734	859	24786	-3480	856	856	0	911

昭和二十三年秋、四、四半期化粧工某課は販売調査書

	(A) 載 物 重 量	(B) 150 kg 以上 者	C 150 kg 以下 者	(D) (A+B)-C 250 kg 以上 者	(E) 250 kg 以下 者	(F) I/23 kg 以下 者	(G) (D+E)-F 250 kg 以下 者	(H) II/23 kg 以上 者	(I) (H+I) kg 以上 者
搬取 + フクル >	73.5	1.832	707.3	556	2.659	2.511	6	7.112	2.112
搬取 + フクル >	152	556	998	90	810	810	0	2.74	8.79
フクル - ル 搬	1.144	344	364	-159	383	339	1 0	4.22	4.22
搬取 ツレヨム - ル	1.7 57	59	56.	-54	72	72	- 0	1.03	1.03
搬取荷満度アーノ搬	1.21	31	71	-99	86	76	0	7.7	7.7
× 2 11 - ル	-120	1.661	1.889	-748	⑩ 51 1.711	4.51 1.470	-23	1.650	1.650
取	1.2	1.170	-240	-72	220.	⑪ 2.6 2.09	-61	2.20	1.59
搬	-4.5	2.513	2.351	1.18.5	2.303	2.426.5 523搬取搬送	0	2.600	2.600
搬火・融融	1 - 43	2.13	1.230	-60	2.22	1.51	5	1.80	1.85
アセト	- 78	3.09	-77	-46	⑫ 25 358	2.5 2.912	1 0	2.40	2.40
ブリ	7 - 16	-6.2	1.31	1.62.5	-128	27.8	1.40	1.5	2.70
搬 藏工 4 ル	- 97	4.43	4.96	-100	54.5	5.23搬取搬送 4.90	550	2.56	2.56
搬 藏 ツ ル	- 19	8.7	1.94	-122	1.40 1.20	1.23 - 82	1.40	1.50	1.50
搬 藏 ツ 4 ル	- 16.5	1.63	1.40	-53.5	- 202.2 2.25	⑬ 0.5 -75.2	2.50	6.5 2.50	2.50
搬 藏 ツ ル				0.22	0.22				
運 輸 ツ - セ ル				-	-	-) -	-	-
合 成 石炭 石炭融通(底盤用)	17.4	48.5	43.9	240	550	1.05	1.85	- 4.35	1.22
石炭融通(底盤用)	30	71	70	31	110	130	1 1	80	91
石炭融通(レドン)	29	66	63	32	102	132.1	2	1.95	9.9
底盤系(大型所)	4.9	14.3	2.02	18	150	1.60	3	1.60	1.63
底盤系(搬着所)	-2.1	11.0	1.61	-88	10.0	1 - 52	- 40	1.20	1.20
輸入端所	14.00	0	2.67	1.19	0	3.32	7.81	0	0.31

最近三十年間に於ける民生用衣料品配分計画

E.S.B 衣料課

2-10

織種別	総供給数量			一人当封廻数			一般消費用供給数量(%)			一般消費用一人当封廻数			A) の比率		
	22年度	23年度	24年度案	22年度	23年度	24年度案	22年度	23年度	24年度案	22年度	23年度	24年度案	22年度	23年度	24年度
綿糸	43,834,000	57,142,918	(20,000,000) 46,860,000	0.56	0.715	(0.242) 0.568	27,741,000	16,562,718	(3,955,000) 8,118,000	0.35	0.207	(0.190) 0.099	29.5	14.4	13.6)
スワ糸	13,234,000	12,315,521	(20,000,000) 11,202,500	0.17	0.154	(0.024) 0.051	13,234,000	12,315,521	(2,000,000) 3,803,500	11.09	0.154	(0.024) 0.048	13.2	10.7	19.5)
絹毛糸	9,093,000	14,672,212	(3,000,000) 4,050,000	0.16	0.056	(0.038) 0.049	6,778,000	4,612,212	(2,000,000) 4,050,000	0.087	0.056	(0.036) 0.049	5.9	3.9	(2.94) 3.9
人絹糸	7,254,000	22,183,145	(3,000,000) 8,718,000	0.094	0.275	(0.036) 0.106	6,523,000	22,183,145	(3,000,000) 8,718,000	0.074	0.275	(0.036) 0.106	8.0	19.1	(2.94) 8.5
麻糸	8,717,000	5,485,729	3,067,150	0.111	0.067	0.045	2,581,000	5,485,729	3,667,150	0.033	0.067	0.045	2.7	4.6	8.58
絹毛糸	21,815,000	15,354,851	15,080,000	0.29	0.192	0.189	13,915,000	15,354,851	14,680,000	0.198	0.192	0.177	14.0	13.4	1.43
小計	103,947,000	177,094,176	(28,000,000) 83,178,050	1.341	1.459	(0.338) 1,008	70,862,000	76,514,176	(2,955,000) 43,056,050	0.891	0.951	(0.266) 0.522	69.3	16.1	(1.43) 41.98
生糸		9,923,407	(8,400,000) 7,611,030		0.12	(0.102) 0.032		9,923,407	(8,400,000) 2,611,030		0.12	(0.102) 0.032		8.3	(8.1) 2.4
綿紡糸	22,494,000	4,195,237	2,970,000	0.289	0.052	0.036	21,494,000	4,195,237	2,970,000	0.276	0.052	0.036	21.6	9.6	2.94
綿紗		9,190,337	8,800,000		0.012	0.010		9,190,337	8,800,000		0.012	0.010		0.8	0.85
特殊糸	-	5,245,078	5,457,400	-	0.065	0.06	-	5,245,078	4,857,400	-	0.065	0.058	-	4.4	4.73
ガラ紡糸	2,032,000	10,119,961	6,520,200	0.038	0.126	0.079	2,132,000	10,119,961	6,520,200	0.027	0.126	0.079	2.1	8.7	0.45
難纏糸	-	1,544,472	946,200	-	0.015	0.011	-	1,544,472	946,200	-	0.015	0.011	-	1.3	0.92
製綿	7,000,000	1,135,500	10,209,500	0.09	0.088	0.124	7,000,000	7,135,500	10,209,500	0.089	0.088	0.124	7.0	6.2	10.06
綿體	-	526,000	14,084,0	-	0.006	0.001	-	526,000	14,084,0	-	0.006	0.001	-	0.4	0.14
其他	-	292,141	-	-	0.003	-	-	292,141	-	-	0.003	-	-	0.2	-
小計	32,126,000	39,960,824	(8,400,000) 29,239,170	0.47	0.487	(0.102) 0.353	30,626,000	39,960,824	(8,400,000) 29,239,170	0.392	0.487	(0.102) 0.351	30.7	33.7	(8.1) 28.49
総計	136,073,000	157,055,000	(36,400,000) 12,917,820	1.758	1.946	(0.440) 1.361	101,428,000	116,415,000	(30,355,000) 92,235,020	1.283	1.438	(0.368) 0.373	100.0	100.0	(29.53) 70.47

(1) 24年度は計画立案中のものである。

2. 括弧内数は輸出品の国内販用等追加供給力によるものである。

家庭燃料の薪炭、加工炭の統制方式の臨時措置について

2.11
10-4

一、薪炭

今年は各種の原因により生産と政府への供出意欲は予想外に好調であるのに反し荷捌きは甚だしく不内滑であつたため、政府薪炭特別会計の手持ちは益々増大し、その金額は信り入れ限度の五十五億円を超過すること約二十二億円に達するに至つた。これが手荷持薪炭の荷捌き促進対策としては薪は特に登録店舗を通して又は政府直売による自由販売の臨時措置を探ることとし実行中である。

但しこれがたの薪炭生産者は金融の逼迫を感じることとなり、配給業者は商種を侵害せらるること、もなうので林野局に於ては生産者にアリは金融の駆除、金利の補給につき対策中であり配給機関に対しては乗合能率を昂揚して取扱数量の増加を図るよう奨励中である。又薪と木炭の価格不均衡是正につけても規格価格の改正案はつき目下研究中である。

二、加工炭

加工炭は薪炭特別会計の買取りの対象とはなつていなか、その需給情勢は薪炭と殆ど同一條件にあるからこれに対するも薪と同様な配給措置を採用すべく、周辺方面と接觸中であり、近日中に実施に移す予定である。

以上一時的とは云え、家庭燃料面においては甚だ明朗になつたとも云えども、これがたの生産者、消費者及び周辺機関までも統制は全面的に解除せられたと誤認し動搖を来している向きもある。併し家庭燃料の絶対量から見れば決して樂觀を許さないものがあり今回の措置は飽くまで一時的臨時措置であるから今後必要があると認める場合は直ちに正常の統制に引き戻す予定であることを充分承知の上指導と監督をせられたい。

地方経済安定期長会議に提出すべき案件

一、乳幼児食糧確保に関する件

現在乳幼児に対する牛乳、乳製品等の配給は生産事情の好悪の為供給価格が高いために家計への負担が大きく、有効需要の波退を来しているが、これは乳幼児の保健のみならず社会問題として由々しい問題であるので、乳製品と食管特別会計で購入し主食と極端アールする外配給にちつては、主食と差引配給する方針の下に目下乳児食糧需給調整法案を衆議院に提出すべく準備中である。

然しあつ未だ技術的な面例へは飲用牛乳の価格アールの仕方等について問題があらうので、目下検討中である。

15.

現行割当制度の改善に関する意見

二四二一三 陸本生産局

生産費附に因する既定の割当制度は、既定充実の要請に従い、最も合理的な手筋へとつて最大の範囲をもつて改めるよう、左記の如く改善するのが適当と思われる。

記

一 重要物資の生産計画及び需給計画の策定方法について

経済安定本部が策定する毎四半期毎の重要な物資需給計画は、現行割当制度の基礎を保すものであるが、その策定方法は、現在先づ毎四半期毎に策定される石炭及び電力の配当割合並びに当該割当額中における重要な物資の輸入見込を基礎として生産計画を作り、そとに付して算出される各物資の供給力を各産部門別に割りふつて原案を形成し、GHQの承認を受けて決定しているのである。然つて毎四半期毎に新しい基礎の上に新しい考え方を以て策定されることになり、その時々の情勢に全く左右されて勢い行き当たりばったり式となり、時には單に数字上の辻つまき合せるだけの水ぶくれ計画に陥つて、長期的な計画は、合理性に欠ける傾向があり、又事務的にもGHQの承認がとかく遅延しがちであるので割当を実施に限る時限がすぎて混乱を来たす事例さえある。このような欠陥を是正して計画の合理性を高め、割当の現物化を確保すると共に、一方後述の如く予約注文制度による消費者の選擇制を割当に積極的に取り入れ、又輸入物資についてもその割当先を現物化の到着前に決定しておいて入荷次第速速にこれを活用することを可能

2.16
10~4

75

ならしめるため、次の手段が採用されるべきである。

(1) 每四半期の物資需給計画は年初に予め明確に定められ大年間計画に基いてこれを策定することが最も必要である。既に配炭計画については、すべての計画の基礎となるのみではなく、実際にGHQの自ら策定されたものであるから、かゝる方法によることが日本政府の他物資の計画策定のために必要である。昭和二十四年度年間計画について

は、原案をGHQに提出済であるから、至急何分の回答を願ひたい。

(2) 每四半期毎の需給計画は、現在においては早くとも当該期の開始一ヶ月前位にしかGHQの承認が下りないが、日本政府においても原案提出を更に遅上げGHQからは遅くとも当該期の開始三ヶ月前に承認を得らねばならないして、当該期開始前にすべての発券を完了し、又後述の予約済支票の使用を可能ほしめる。配炭計画につけて、この場合も、やはりそれより早く六ヶ月以上早目につまり当該期開始少なくとも三ヶ月半前に決定される必要がある。

(3) 輸入物資につけても、当該期当該の開始三ヶ月までに、当該期中における大体の輸入見通しをGHQから示して貰う。

(4) 配炭計画について、現在GHQの自らこれを策定されておりが、すべての計画の基礎と成るものであり、従つて各産業間のバランスは適切に全産業の合理的な生産に甚大な影響を及ぼすことになるのであるから、この点につき他の物資の割当と統合的な検討を充分に積んでそのバランスの保持にはざるだけ努めている所の日本政府の配炭

二 重要物資需給計画の内容について

(1) 計画実の内容を充分に尊重されたい。

現在日本政府の需給計画原案につきGHQに提出して受け取られたことは、必ずしも品目が余りに多く、そのため承認が遅延しがちなので付いかと思われる。この品目を減じて例えば割次の要領の如きは、主要資源の割当に比例して割り当てられるべしとするのであるが、日本政府限りで決定し得よう改められたい。

(2) 現在の物質需給計画において問題となるのは、炭鉱生産及び建築のための費材の取扱い方であるが、これにつき次のように考える。

(1) 炭鉱生産用の費材につきましては、煤炭は需給計画上、電動機、自動車等のものにつけてのみ炭鉱工場の外の外に組み、その他の炭鉱生産以下の産業機械につけて、炭鉱局マーケットに属するしていたが、炭鉱行政の一元化により炭鉱生産を内閣に一括りし、その管理内線も初めから炭鉱工場の内に機械につきの割当を受けることと改めた。

(2) 建築用費材については、從来需給計画上一般住宅等は建築部門において、又産業施設へ建設事務所、労務者住宅を含むことは各産業部門において見ていたのであり、

國立公文書館
National Archives of Japan

National Archives of Japan

これを建築部門に一元化することについては現在尚問題を留めてはいるが、例えは、焰爐炉の如きは純粹の産業施設については、生産と直接に結びつくものであるから、延べ通り産業部門において一括して取扱うことが適當であろう。併し乍ら工場の建屋、事務所、労務者住宅の如く、生産と間接的で関係なく立つものについては、その主たる構成部材へ木板、セメント、釘、鋼材、亜鉛鐵板、板ガラス等はじめから建築部門の枠に入れておき、建設省として一元的に取扱わせることが可能である。

(二) 輸出品生産用資材につけては、輸出の後樂を圖るために最優先の取扱いとし先般GHQに提出した「輸出品生産用資材等確保要領」(日本訓令案)に依つて処理する。セメント及び板ガラスについては、現在他の物資とは異なる独特の需要部門別されて居り、又割当の方式も異つてゐるのであるが、このよう荷物元的取扱いは上めて他の物資と全く取扱い方に改めることを許されない。

三、開港の実施手続について

(1) 各需要者についてその主務官庁を一体として、割当の申請、契券、報告等すべての手續の需要者にてて主務官庁が割当審査及び引渡しの手続は、全般的に貿易制度の中核を構成するものであり、その合理化は直ちに経済再建に好影響を及ぼすことになり、一方經濟の現状を離れた理想論、雙念論は却て經濟運行を阻害する結果を来たすことを充分認識して次のようだ改善を参える。

1

(2)

は、元的に処理し得るオウに改めて需要者の便益を促進しようといふ立場の方につい
ては、至一美運の工場の場合は現在でもその通りであるが、(但し中央官庁と地方出先
機関との分担の問題については機関のよう改善すべきである。) 美運を兼業する
工場の場合には適切にこれを採用しなおる。何と云へば現在の行政機関においては各
主務官庁の間にこそ必ず所管する美運の区分があり、他の庁の所管する美運の事
内容については、これを把握する懸念も知識経験も乏しくからであつて、もしこれを取
えて推し進めようとすれば、結局安定本部自らかゝる工場に対する直接の割当を行わ
なければならぬ事となり到底不可解である。併し乍ら一工場に対する二つの主務官庁
から割当が行われる場合には、その割当資材の総合的な利用に因し、各主務官庁間に
充分の連絡をとり、資材が重複して割り当てられたりすることがなりようにて注意する
と夫く、需要者の便宜を図るために必要な改善について充分研究したい。

一三弊官庁において、中央官庁とその地方出先機関とでこのように割当発券事務を
分担するかといふ問題については、小笠原事務者の場合の如く、その事業現場を基づ
て中央官庁が果然これに適する事が困難なものについては、すべて地方出先機関で割
当発券を行ふこととし、主要事務者であつてその実体も充分把握し得る場合にのみ中
央官庁でこれを担当することとする。但し後者の場合でも、ニ次的な資材とか補助用
券を行わしめる。

(3)

現在は各主務官庁が自ら割当券券に因する一切の事務を担当することとなつてゐる
ので、極めて多くの物資調整官を民間から臨時的に採用してこの事務に当らせて、いろ
どあるが、販賣節減のため行政整理が強く要請されてゐる現在においては、努めて
これを縮少し、統制機構の簡素化を図らなければならぬ。故にこの際協同組合利用
の範囲を拡大するとか或は又べきれば事業者団体の利用の途を拓き、割当券券に因
する機械的補助事務へ割当証明書の記入・発送、その他割当の本質には關係のない
簡單な事務について、主務官庁に協力させることを御認め願ひたい。

(4) 炭礦工業における鋼材・鐵錐工業における錠花の如く各産業の主要原材料について、
現在の工場別割当方式を改め、必要ある場合には企業を単位とする割当を行い、
企業内部でどれだけをどの工場にふり向けるかは、企業の創意に委ね、以て資材の機
動的且つ有効な使用を促進する。

(5) 主務官庁の需要者別割当がいかに行われるかということは、現行割当制度の最大の
問題であるが、従来は昭和二十三年五月に公布された経本訓令「指定生産資材割当手
続規程」の一部改正しに示された所により、各需要部門毎に主務官庁が定めた割当基準
に従つて行なれていた。この割当基準の一般的内容は、概ね工場の設備能力と過去の
実績を中心とする公平無差別主義によつているのであつて、今日の如く經濟安定九原
則に基き、輸出の振興と生産能率の向上が強く要請されてゐる時代は既に不適当であ
る。企業の生産能率に明らかな優劣の差がある場合には、徒らな公平主義は棄て、も
ちろん割当の実質的意義を失つて、もはや意味がない。

優秀な企業に集中的に資材を割り当て、良質廉価な製品の生産を推進しなければなら
うない。而してこの場合各企業の生産能率の良否の判定は、原則として消費者の選擇によ
ることとし、輸出の注文とか予約クーポン制度に依り消費者の注文が更に集まつた企
業を優秀企業とみなして、その注文を消化し得るよう優先的に資材を割り当てるこ
ととし、業種の性質上このよう居消費者の注文を適確に把握し得ない場合においては、
主務官庁が一定の基準の下に公正な資料により各企業の生産能率、立地條件等を総合
的に判定して其の間優劣の差が明に認められたときは優秀とみなされた企業に対する
裏面的に資材を割り当てる方式をとる。

この点については、別途具体案を提出するが、かかる客観的基準に従つて機械的判
断が行なわれるのであるから、個々の需要者別割当につき現在G.H.Q.の或る課課で行
つてはいるようす承認制度は廃止して、日本政府に委せ、事務の迅速化を図らねたい。
（6） 増入物資の割当につきましては、經濟安定期本部において物資需給計画の一環として産業
別の配当を行ひ、それについてG.H.Q.の承認を得たらば、それに基づき主務官庁が
さうに工場別の割当を定めて貿易公團に通知するものとし、公團はその通知に基づいて
貨物の入荷次第これを割当工場に引渡すことにしてG.H.Q.に對しては事務報告に留め
置き、當の迅速化を図ることとする。但し鉄鉱石、石炭等については、荷揚港の國保があ
るので然未通りG.H.Q.と協議する。

(7) 割当証明書の有効期限については、前述の如く物資需給計画の決定を一期前に繰り

上げるという前段の下に、原則として当該割当期限りに統一する。但し物資によつては、その生産年月から例外的に若干延長する必要のあるものもある。

(ア) 割当申請書については、需給計画の決定と前述の如く繰り上げるとすればその内容が現在より一層陳述のものとけらざるを解消いかう、申請を長期的なものにすると共に其の内容を尽可能的かつ簡潔に記入せんとする。

(イ) 割当資材の現物化を確実にするため、小規模需要者の共同購入の途を積極的に拓いて行くと共に、販賣業者割当の方法を積極的に利用し販賣業者の手許に常に所要のストックがあるよう心することを考へる。以上のような操作を行つたためには、販賣業者の制限を登録又は割当の操作により行う必要があろう。

四、割当資材の入手使用状況の把握及び法令違反の取締りについて

(ア) 割当証明書は現物化された後は結局生産業者の手に集り、物資の所管官庁に提出されことになつてゐるのであるが、生産過程が複雑で、長期間を要するようす物資については、その還流状況も日々一々つて、これのみで資材の現物化状況を把握しようとするることは困難である。還流ハ比較的早く且つ順調に行く物資については、その還流状況を次の期の割当基準にとり入れてやつてゐるが、すべての物資について割当証明書の還流によつて割当削減を一律的に処理して行こうということは困難である。従つて割当資材の現物化状況の把握につけても、この還流制度による調査のほかに、

割当を受けた需要者がからその主務官庁を経由して經濟安定本部にその現物化実績を述べに報告させる方法を講じ、若しその報告を怠つたときは、その割当を停止し又は削減するものとする。特にその際輸出品生産用原材料と輸入物資については徹底した把握を図り得るようとする。

本件につつては、別途具体策を提出する。

(イ) 割当証明書の偽造防止のため検査・印刷の向こうと回ることなし、既に一部実施されてゐる。

六、割当手続の違反に対する取締りについては、經濟安定本部にその現物化実績を述べて重責的反撲措を行つために、この際発制品目の整理を施行し、需給關係の回復した物資につづくまゝ、発送を停止すべきである。これについては經濟安定本部から既にその案を提出してあるから至急決定されたい。又一部の重要な部門に対してものみ割当を確保すれば足りるようほ物資については、全面的統制は無駄であり、その原材料の割

五、その他

(ア) 統制の範囲を尽可能的かつ簡少し、真に必要で物資に限らずすべての生産力を結果として重責的反撲措を行つために、この際発制品目の整理を施行し、需給關係の回復した物資につづくまゝ、発送を停止すべきである。これについては經濟安定本部から既にその案を提出してあるから至急決定されたい。又一部の重要な部門に対してものみ割当を確保すれば足りるようほ物資については、全面的統制は無駄であり、その原材料の割

当の際条件を附する等の手段により適當は一部統制に切りかえるべきである。尚配給統制を廃した場合には、価格統制をも廃れた方がよい物資が大部分であるが、価格統制は中々廃止の承認が得られないもので跋行状態を生じ、取引の円滑を阻害する場合があるから考慮されたい。

昭和23、24年度生活物資需給計画(概括比較表)

E ジャ 生活物資需給

品目名	年次	供出の基準となつている諸条件	供給需給量(一般取引)					貿易運送量			備考
			生産量 食料	輸入 額	供給計 額	配当	輸出 額	需量 (千円)	貿易者 数	貿易 額	
生 鮮	23	生産高 條款 清結未算除 94,115 2,259 2,670	49,939	13,971	62,930	53,082	-	43,327	23	2,309,100	4,556 2.0
(単位千円)	24	94,307 4,160	49,340	18,207	67,547	58,554	-	46,278	25	2,513,700	5,573 2.2
水 鮮	23	生産高 62,348	34,862	400	35,262	26,386	-	25,910	14		減耗 3% 加工度止 96%
(単位千円)	24	61,333	34,140	667	34,807	28,016	-	27,222	15		"
大 貨	23	5,667	-	2203	2,855	5,058	3,827	-	3,289	0.1	" 3 4/5 78 1/2
(・積石)	24	5,719	-	2,667	4,221	6,880	5,145	-	4,663	0.1	" 3 4/5 77 "
保 貨	23	5,720	-	2,397	-	2,377	2,139	-	2,119	0.1	" 3 4/5 92 "
(・積石)	24	5,194	-	1,494	-	1,530	1,291	-	1,078	-	" 3 4/5 87 "
小 貨	23	6,257	-	3,574	7,318	11,372	9,724	-	9,483	0.4	" 3 4/5 88 "
(・積石)	24	9,349	-	5,333	12,254	12,597	14,679	-	14,414	0.6	"
甘 蔗	23	161,679	-	706,660	-	744,660	671,334	-	371,228	0.1	" 10 4/5 "
(・積石)	24	138,667	-	614,879	-	644,939	582,445	-	200,889	0.1	"
馬 鈴 薯	23	581,891	-	326,700	-	328,700	295,830	-	178,353	-	"
(・積石)	24	619,682	-	276,000	-	276,200	248,400	-	97,200	-	"
雜 貨	23	3,548	-	1,567	1,148	2,715	2,443	-	1,674	0.1	" 3 4/5 93 3/5
(・積石)	24	4,820	-	1,440	4,000	5,410	4,896	-	4,250	0.2	"
糖 入	23	輸入砂糖 3,603 " 出口 144	-	3747	-			-	3747	0.2	
砂 糖	24	" 出口 300	-	300	-			-	300	-	
蜜 菜	23	-	1,700,000	-	1,700,000	903,000	-	640,000	40	29,500 60分 30分	製糖業者一人 " 家族一人
	24	-	1,923,000	-	1,900,000	1,080,000	-	740,000	55"	夫長	

物名	供給の実績と目録 7月31日 残條件	供給		販売		一般配当		旁移配当		備考		
		生豆	輸入	供給計	販当	輸出	總量	一人当	旁移首筋款			
牛乳	23	722	-	1,000,000	500,000	100,000	120,000	即期	90,000			
	24	1,500,000	-	1,820,000	830,000	900,000			830,000			
水産物	23	豪魚 48 590,000	-	536,000	530,000	340,000	大網 129		7,776			
	24	600,000	-	603,000	100,000	490,000	140		10,000			
塩	23	271,000	1,219,000	1,435,000	139,000	-	975,164	1,000	4,038,000	4,836	100	
	24	925,000	1,403,000	1,774,000	1649,000	-	1095,164	1,105	"	"		
味噌	23	輸入大豆 28,815kg 国產大豆 15,000kg 三色糀 21,943kg 米 8,015kg 麦麹 19,179kg 馬糀 6,566kg 甘納 12,110kg	388,717	3,798	392,515	382,101	-	366,744	-4月 520kg	1,014,000	9,786	805
	24	輸入大豆 148,400kg 國產大豆 39,600kg 玉蜀黍 116,000kg	546,700	-	546,700	530,700	-	478,310	645	748,050	5,090	560
醤油	23	輸入大豆 72,133kg 國產大豆 29,290kg 骨頭 44,670kg コアラニール 1,019kg 小麦 10,600kg	697,270	-	697,270	670,886	-	607,809	659	1,131,500	3,434	252
	24	輸入大豆 108,920kg 國產大豆 20,280kg 玉蜀黍 23,220kg 骨頭 15,800kg コアラニール 8,400kg	812,600	-	812,600	781,300	-	695,765	761	983,000	2,235	189
油脂	23	供給数量の57%を外國に依存せり其のうち の輸入油脂は牛脂 1000kg 生油 1000kg 豆油 8,000kg 等計 10,000kg 他 輸入原料は大豆 230,000kg コアラニール 66,950kg 其の外牛脂 22,000kg 計 242,950kg にてある 23年夏に比し 10,935kg の増産を行な けたがる。大豆 76,000kg 生油 20,000kg 牛脂 10,000kg 豆油 22,600kg)	輸入 34,635 計 36,716	47,880 (内原料占 りの生産) 36,430	24,596 (内工場用) 34,010	76,282 内工場用 34,010	0	34,052	蒙実 270kg 非蒙实 540kg	1,114,200	550	4,442
	24	同上 65,000kg 外國依存地盤等に輸入油脂 牛脂 200kg 相当 19,000kg 生油 10,000kg 豆油 8,000kg 等計 10,000kg 輸入原 料は大豆 262,000kg コアラニール 66,950kg 其の外牛脂 22,000kg 計 242,950kg にてある 23年夏に比し 10,935kg の増産を行な けたがる。大豆 76,000kg 生油 20,000kg 牛脂 10,000kg 豆油 22,600kg)	輸入 6345 計 65,170	114,425 (内原料占 りの生産) 103,995	179,598 (内工場用) 68,000	173,250 (内工場用) 76,118 (内工場用)	1,850 76,118 68,000	7309 "	1,430,000 1,636 1,044	2. 同上	20,000kg	

物資名	年度	供給の基準とはつての諸條件	供給の実績						備考
			供給量	輸入量	供給計画量	輸出量	貯蔵量	一人当り	
畜産食	23	3K/milk Powder 4,000T	120,000 20,000	-	21,000 17,000	-	12,200 (1-12月) 1,000 (1-24月)	1人1日 3.12 " " 0.11	
乳及 乳製品	24	" 8,090T	915 17,800	-	17,800 17,800	-	17,800 (1-12月)	1人1日 3.68合	
乳粉	23	link feed	939	-	1,300,000 1,310,000	-	1,309,600 (1-6月) (7-12月)	1人1日 1.37合 " " 0.70	
乳粉 呂乳	24	link feed Calf-Cake 27,800T 21,000	945 17,000	-	17,100 17,000	-	17,000 (1-6月)	1人1日 1.60合	全粉乳の生産量増加
農畜乳	23		187,000	-	187,000 187,000	-	150,000 (1-6月) (7-12月)	1人1日 1.09合 " 0.56	
農畜乳	24		200,000	-	200,000 200,000	-	170,000 (1-6月)	1人1日 1.56合	
計	23						1-6月 7-12月	1人1日 2.06合 " 2.57	
	24						1-6月 7-12月	2.21 3.58	
甘味品 (水飴)	23	澱粉 1,882,875T	1,506,310	-	1,506,300 1,506,300	-	-	澱粉 1,506,300 4,150,000	606,000 100
	24	" 4493,750/18,733	3,595,000	-	3,595,000 3,595,000	-	-	4,500,000	1,020,000 22
砂糖	23	輸入量 182,130セキモリ	11,300	182,130	193,430 129,700	-	97,260 300及120kg	504,100 1,092	3752 主食用砂糖はこれを除く
	24	輸入量 397,000セキモリ	10,000	397,000	497,000 397,000	-	297,700 300kg	2,504,000 5810	2327
煙草	23		53,000	0	53,000 57,068	0	23,075 4月~2月 1月~3月 60本	4789 4本 1600,020	1月 28本 リソルバEX (1/10/124年)
	24		64,000	0	64,000 63,565	0	35,490 上 60本 下 70本	5,000 4本 1700,000	1月 28本
酒類	23		1,397	0	1,397 1,531	0	247 上 2合 下 3合	2,554 4人 93 7月迄 30合	但しリソルバEX (期間記述のみ)
	24		2,435	0	2,435 2,611	0	494 上 5合 下 5合	2,600 4人 10 38合	全 ("")
飲料品	23	原料 輸入事情により左右され 輸出と国内使用	700袋 10,055	40袋 161,055	700袋 161,055	-	40袋 8,005 1.1	4人 23,000 39,100	17 23年度は実施計画
	24	公 上	231,000 (45,1889)	231,000 (45,1889)	231,000 (45,1889)	-	152,965 87,946 1.8 1.0	4人 24,000 24,000 42,500	19 178 24年度は目標計画 " 実施計画
木炭	23		46 1,677	46 1,677	46 1,677	-	837 4,52袋	4人 23,000 39,100	17 23年度は全国非農業 12月迄 配給分とし農家に付する 配給免除
	24		1,880	1,880	1,880	-	1220 7.0		
普通薪	23		46 3592.3	46 3592.3	46 3592.3	-	47,956 27,335 6.3袋	4人 23,000 39,100	17 23年度は全国非農業 12月迄 配給分とし農家に付する 配給免除
	24		40,000	40,000	40,000	-	31714 7.0		

(3)

物資名	主次	供給の基準と方法 ①(1) 三種類性	供給 量	販入	販出計	販賣		一般販賣		内需		貯蔵 量
						販賣	輸出	外貿	一般販賣	内需販賣	内需	
煙草	23		778.5	778.5	778.5	66.44	778.5	6250	4250	250	250	
	24	半煙葉配當 (安否二次葉) 630 (千袋) 600 (一)	880.0	880.0	880.0	-	880.0	772.0	23			
炭	23		150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	115.0	0.34			
	24	無煙炭 40 (千袋)	200.0	200.0	200.0	200.0	200.0	150.0	0.40			
カラ炭	23		108.0	108.0	108.0	108.0	108.0	49.0	0.16			
	24	泥炭灰微粉炭 240 (千袋) (安否二次葉) 150 ("")	120.0	120.0	120.0	120.0	120.0	55.0	0.17			
瓦斯	23		106,000 295	106,000 295	106,000 295	106,000 295	106,000 295	106,000 295	1.1			
	24	瓦斯液料袋 1,700 (千袋) 家庭用 58 1/2	394	394	394	394	394	394	1.4			
電力	23		105kW/H 900	105kW/H 900	105kW/H 900	105kW/H 900	105kW/H 900	105kW/H 900	1.1			
	24	前年度七同程度	900	900	900	900	900	900	1.1			
家庭燃料計	23					全国非農家一世帶當 市都一世帶當		16.2 17.6				
	24					全國非農家一世帶當 市都一世帶當		19.4 20.0				
地下足袋	23	生24 2980袋 再生24 1,544袋	17,052	17,052	17,052	48	17,052	27,750	17,092	0.61		
	24	生24 3,621袋 再生24 3,520袋	25,706	25,706	25,706	48	25,706	28,000	25,706			
総合	23	生 1,805袋 再 609袋	3,041	3,041	3,041	48	3,041	27,750	1,842	0.06		
	24	生 2,500袋 再 660袋	4,079	4,079	4,079	48	4,079	28,000	23,79	0.06		
石炭	23	分解強化用油船 19,000袋 ②317475	15,13,653 317475	13,653 317475	13,653 317475	48	13,653 317475	317475	32	対外貿易 7,700,000	317475 32	1袋 1袋 = 20,000 1袋 = 12,500
	24	" 38,000袋 ②6,912	15,39,657.8 6,912	39,667.8 6,912	39,301 5,376	48	39,301 5,376	30,261	7	7,820,000	5,376 8.6	

40

2.14
31d
✓

昭和二十四年度衛生生活費開支計画策定基本方針

(一) (二) (三) (四)

2.16

10~4

104

一 方針

「昭和二十四年度衛生生活費開支計画策定基本方針」

日本は終戦後の糧食の悪条件を徐々に克服して来たが、今や單一為替レートの設定及び輸出振興を前提とし復興への困難な道を踏み出すべき更大の段階に入りせんとして、いろいろの機会を失すれば日本経済の安定は長き将来に亘つて期待し得るほどの危險性を多分に認識する。

右の認識は立脚して經濟安定九原則を総合的に実現に努力することが急務であり既に基礎産業培養及び輸出振興との重点項目によつて國民の物的生活水準は依然而立と發展なくさびざるを得ないのであるが、地方最弱耐乏と得る極度の物的生活水準はこれを確保して、インフレーションの収束、基礎産業における生産増強及び輸出振興の基礎としなければ日本經濟復興そのものを不可能にすることとなる。このため昭和二十四年度生活費開支計画においては次の如き基本方針と要領とによつて配給生活の水準確定を行ふものとする。

第一 基本方針

一 本計画は目下經濟復興新委員会においてマ澤連中の終戦復興計画の基本方針に對し、現在與えていた前提條件を考慮の上出来ただけ更復性と計算して作成す

二、自立経済運営の基本線は皆の生活物資の需給が恩賜産業に於ける生産増大輸出産業の振興に対して厚い貢献を留意しつゝ、一般国民消費生活水準の促進に努めると同時に重要な産業扶助は後押すう助成者に対する誠実な行動を可能ならしめるために必要な生活必需物資の需要面面における不足の緩和を図る深く急務との抱負の需要に応ずるため必要な措置をとつ。

（一）食糧、衣料、医薬、家庭燃料

当りの要確保目標並と前年度水準をこえることを日途として設定すると其にその質的改善と因りその配給の確保により閑旅等を排除することによつて國民生活が均しい耐乏生活を行ふ得るよう措置し、インフレーション収束基礎産業における生産増加及び輸出振興の基礎力として一般の生産性に資するものとする。右の要確保目標量の設定に當つては家計費に関する諸統計の分析により平均的な物的消費内容及び物費需給に対する購買力の面からの不正さを参考して妥当量を考究する。

（二）國家緊急業務に從事する筋肉労働者又はこれに準ずるものに対する加配乃至分配については一般民生用との調整を因りつゝその誠実な労働を可能ならしめることを目途としてこれを行うこととして精々本年度においては加配乃至精々總体として貢反力量において前年度に比し若干の配当改善を期する。

（三）前年度深刻した如き不測の災害に対する應急措置の後には更に生活必需物

資の配当を行ふ置く外社会救護施設における被用機械の配当はつゝも遺憾をさせぬ期である。

（四）前各項の措置を可能ならしめる供給力の増大とはだる次の左の結果を講ずる。国内資源の農人有効耕用に全力を傾けたる食糧於公の能率化については根本的な改善を意圖しつゝ不平底産食糧の確保につけて貢獻を期する。

（五）占領地板濟費による援助の増額を要請する。

（六）重要生活物資に於ける貯蔵・輸送計画の廻期と經営を推進、生産開拓の矩縮に努力を傾ける。

第二 物資別計画策定要領（抜粋）

一、医薬品関係

（一）医薬品

前年度において急目によつては相当地域が順調に達せ得る貿易の均衡を保ち得るに至つたものであるが本年度は於てまた之等の生産と確保し需給の円滑を計ると共に駆出制限緩和原則、確実制へ、家庭救急薬等前年度に於て著しく不足し反対の

並に今後の国民生活上重要なおそれる事の医学的薬剤の増産を図る

(2) 鋏士材料

医療用、公私用、労働者用等の製造確保は重点を置くと共に一般婦人用等で多少の配慮を確保するよう努める

(3) 医療器械類

医科器械、歯科器械、眼科器械、衛生材料についでは前年度に於ては相当の不足を来たしから本年度は於ては新たに不許免に織り込み緊急度の最も高いものについてその最底必要量を確保する方針に努める

(4) 医療衛生用品

乳首、月经袋、水袋、水桶等業務上及び國民生活上広く使用される不足没有する保健衛生に好ましからぬ影響を與えるものについて新たに本計画に織り込み水の販給を確保するよう努める

(5) 衛生用品の輸出について

東亞地域の需要が次第に回復しつゝあるので國內需給状況と見合せ本年度より積極的に輸出を促進すると共に生産性の向上による原価切下げとの品質の優秀化、包装の改善を計りながら速々に既前の輸出状況に追いつきよう一応本年度において医薬品は医薬品は戦前の二〇%衛生材料は一〇%程度の輸出を目指とする

二 要領

1 本計画策定の様式は二十三年賄給基本計画に準ずるが、経済見原則実施の影響が二四半期或は下半期以降に生活必需物資當面の需要は現段階から予想されるとの想定に基づき本年度需給基準計画は於ては年間の概算を行なびて明につけては原則的には四半期別或は四半期別計画が形成せず下半期概算計画だけとするが、其は各月段は財情以下半期につれては採算分を増加し經濟情勢の変化に伴う配当額の調整の要請に因応できるよう計画する

2 枢要は三月十二日までに完成する。三月十二日はいたるところに於ける枢要は別紙の通りとする

3 村落人口は人口問題研究所推定数字を採用する

4 畜種別生產計画については長期計画を基礎とすが修正に当つては重点品目を決定して計画すること、すなが、修正による長期計画の大軸は変更は出来るかぎり避けるものとする。

二十四年度衛生用品需給計劃案定稿案予定表

月 日	體	本業及公議事実	監査箇所	監査内家	摺	専
二月十五日	火	監査省と打合せ	該處及厚生省薬務局 該處及厚生省薬務局	策定及厚生省薬務局 策定及厚生省薬務局	策定及厚生省薬務局	策定及厚生省薬務局
十六日	水					
十七日	木					
十八日	水					
十九日	木	翻内にて、起当の空氣、淡秋はつゞ懇親会				
二十日	火	學生省と氣體別区分及重兵三回史定の方針打合				
二十一日	水					
二十二日	木					
二十三日	金					
二十四日	土					
二十五日	月					
二十六日	火					
二十七日	水					
二十八日	木					
二十九日	金					
三十日	土					
一月一日	月					
二月一日	火					
二月二日	水					
二月三日	木					
二月四日	金					
二月五日	土					
二月六日	月					
二月七日	火					
二月八日	水					
二月九日	木					
二月十日	金					
二月十一日	土					
二月十二日	月					
二月十三日	火					
二月十四日	水					
二月十五日	木					
二月十六日	金					
二月十七日	土					
二月十八日	月					
二月十九日	火					
二月二十日	水					
二月二十一日	木					
二月二十二日	金					
二月二十三日	土					
二月二十四日	月					
二月二十五日	火					
二月二十六日	水					
二月二十七日	木					
二月二十八日	金					
二月二十九日	土					
二月三十日	月					
三月一日	火					
三月二日	水					
三月三日	木					
三月四日	金					
三月五日	土					
三月六日	月					
三月七日	火					
三月八日	水					
三月九日	木					
三月十日	金					
三月十一日	土					
三月十二日	月					
三月十三日	火					
三月十四日	水					
三月十五日	木					
三月十六日	金					
三月十七日	土					
三月十八日	月					
三月十九日	火					
三月二十日	水					
三月二十一日	木					
三月二十二日	金					
三月二十三日	土					
三月二十四日	月					
三月二十五日	火					
三月二十六日	水					
三月二十七日	木					
三月二十八日	金					
三月二十九日	土					
三月三十日	月					
四月一日	火					
四月二日	水					
四月三日	木					
四月四日	金					
四月五日	土					
四月六日	月					
四月七日	火					
四月八日	水					
四月九日	木					
四月十日	金					
四月十一日	土					
四月十二日	月					
四月十三日	火					
四月十四日	水					
四月十五日	木					
四月十六日	金					
四月十七日	土					
四月十八日	月					
四月十九日	火					
四月二十日	水					
四月二十一日	木					
四月二十二日	金					
四月二十三日	土					
四月二十四日	月					
四月二十五日	火					
四月二十六日	水					
四月二十七日	木					
四月二十八日	金					
四月二十九日	土					
四月三十日	月					
五月一日	火					
五月二日	水					
五月三日	木					
五月四日	金					
五月五日	土					
五月六日	月					
五月七日	火					
五月八日	水					
五月九日	木					
五月十日	金					
五月十一日	土					
五月十二日	月					
五月十三日	火					
五月十四日	水					
五月十五日	木					
五月十六日	金					
五月十七日	土					
五月十八日	月					
五月十九日	火					
五月二十日	水					
五月二十一日	木					
五月二十二日	金					
五月二十三日	土					
五月二十四日	月					
五月二十五日	火					
五月二十六日	水					
五月二十七日	木					
五月二十八日	金					
五月二十九日	土					
五月三十日	月					
六月一日	火					
六月二日	水					
六月三日	木					
六月四日	金					
六月五日	土					
六月六日	月					
六月七日	火					
六月八日	水					
六月九日	木					
六月十日	金					
六月十一日	土					
六月十二日	月					
六月十三日	火					
六月十四日	水					
六月十五日	木					
六月十六日	金					
六月十七日	土					
六月十八日	月					
六月十九日	火					
六月二十日	水					
六月二十一日	木					
六月二十二日	金					
六月二十三日	土					
六月二十四日	月					
六月二十五日	火					
六月二十六日	水					
六月二十七日	木					
六月二十八日	金					
六月二十九日	土					
六月三十日	月					
七月一日	火					
七月二日	水					
七月三日	木					
七月四日	金					
七月五日	土					
七月六日	月					
七月七日	火					
七月八日	水					
七月九日	木					
七月十日	金					
七月十一日	土					
七月十二日	月					
七月十三日	火					
七月十四日	水					
七月十五日	木					
七月十六日	金					
七月十七日	土					
七月十八日	月					
七月十九日	火					
七月二十日	水					
七月二十一日	木					
七月二十二日	金					
七月二十三日	土					
七月二十四日	月					
七月二十五日	火					
七月二十六日	水					
七月二十七日	木					
七月二十八日	金					
七月二十九日	土					
七月三十日	月					
八月一日	火					
八月二日	水					
八月三日	木					
八月四日	金					
八月五日	土					
八月六日	月					
八月七日	火					
八月八日	水					
八月九日	木					
八月十日	金					
八月十一日	土					
八月十二日	月					
八月十三日	火					
八月十四日	水					
八月十五日	木					
八月十六日	金					
八月十七日	土					
八月十八日	月					
八月十九日	火					
八月二十日	水					
八月二十一日	木					
八月二十二日	金					
八月二十三日	土					
八月二十四日	月					
八月二十五日	火					
八月二十六日	水					
八月二十七日	木					
八月二十八日	金					
八月二十九日	土					
八月三十日	月					
九月一日	火					
九月二日	水					
九月三日	木					
九月四日	金					
九月五日	土					
九月六日	月					
九月七日	火					
九月八日	水					
九月九日	木					
九月十日	金					
九月十一日	土					
九月十二日	月					
九月十三日	火					
九月十四日	水					
九月十五日	木					
九月十六日	金					
九月十七日	土					
九月十八日	月					
九月十九日	火					
九月二十日	水					
九月二十一日	木					
九月二十二日	金					
九月二十三日	土					
九月二十四日	月					
九月二十五日	火					
九月二十六日	水					
九月二十七日	木					
九月二十八日	金					
九月二十九日	土					
九月三十日	月					
十月一日	火					
十月二日	水					
十月三日	木					
十月四日	金					
十月五日	土					
十月六日	月					
十月七日	火					
十月八日	水					
十月九日	木					
十月十日	金					
十月十一日	土					
十月十二日	月					
十月十三日	火					
十月十四日	水					
十月十五日	木					
十月十六日	金					
十月十七日	土					
十月十八日	月					
十月十九日	火					
十月二十日	水					
十月二十一日	木					
十月二十二日	金					
十月二十三日	土					
十月二十四日	月					
十月二十五日	火					
十月二十六日	水					
十月二十七日	木					
十月二十八日	金					
十月二十九日	土					
十月三十日	月					
十一月一日	火					
十一月二日	水					
十一月三日	木					
十一月四日	金					
十一月五日	土					
十一月六日	月					
十一月七日	火					
十一月八日	水					
十一月九日	木					
十一月十日	金					
十一月十一日	土					
十一月十二日	月					
十一月十三日	火					
十一月十四日	水					
十一月十五日	木					
十一月十六日	金					
十一月十七日	土					
十一月十八日	月					
十一月十九日	火					
十一月二十日	水					
十一月二十一						

寫

各都道府県知事

油糧配給公團總裁 謹

二四食局第六六九號 昭和二十四年二月十五日

農林省 食品局長

未統制米糠より生産される米糠油の取扱に關する件

未統制米糠より生産された米糠油の取扱に就ては種々疑義があつたので左記に依り取扱うことにしたから御了知願い度い

記

(1) 農家保有米より發生した米糠を共同搾油機供出により發生した米糠を農家が共同搾油又は委託搾油する場合は左の取扱による

(2) 農家が自家消費に營てるため共同搾油も又は搾油工場に委託搾油したもの場合は油糧需給調整院則第九條第七項が適用されないから製品をそのまま受け取り自家消費することが出来る

(3) 前項の場合は原油二十斗十升(新し食糧酒四九五瓦)三合一斗び(新規格石けん酒〇瓦〇も)の一斗〇箇とする

同交換方法は次に依る

油糧配給公團は受託工場に據め食用油と石けんを渡して置き農家が米糠を工場に持込むのと引換に食用油及石けんを渡すことをする

(4) 此際食用油の授受に就ては割當公文書を要しない

(5) 政府の委託搾油によつて發生した米糠は經方米供出農家に還元配給することゝしこの米糠より生産された米糠原油に就ては(1)と何様に取扱うるゝことゝ此の米糠原油を精製せんとする時は油糧需給調整規則第十六條第三項が適用されるので割當を受けねばならない。この場合精製工場へ受託者と通名にて別紙様式に依る精製用米糠糠油割當申請書を都道府縣糧由農林省食品局長に提出すること

(6) 前三項を實施するため輸送を要する場合は別紙様式の出荷證明書を交付すること

(7) 搾油及精製加工費に就ては左の金額の範圍内であること

出米糠搾油加工費米糠六〇近につき三四〇円
米糠精製食用油製造加工費米糠原油六〇近につき四九五四
門米糠精製工業油製造加工費 二八四円

六、油漬需給調整規則第十六様第三項

油漬等加工して物品を製造し又は二號切資を輸送する者はその切品を製造するために割合でられた油漬でなければ該品をその原科として使用してはならない

六、同規則第九様第七項

二號切資ハ魚油及びビタミン油を除く一若しくは三號切資の製造業者業務に關し二號切資を精製する者又は製造に關し油漬を輸入する者はその製造し精製し又は輸入する油漬を油漬配給公團に課り役を命ぜられねまらない、但し左の各項に掲げる割合はこの限りでない

一、二號切資を製造することを棄とする者であつてその精製することを廢れている者がその製造した二號切資を農林省の割り合てもれた定量の範囲内で精製する場合

二、試験検査又は見本に供するため農林大臣又は都道府県知事の指示する場合

47

昭和二十四年度衣料品の配給について

経済安定本部

124
2.15
317

一、經濟自立の達成のためには、國民の衣生活はなんらかに耐えねばならぬこととし、本年度衣料品の配給は少くとも昨年度と同じく國民總平均一人当たりニ封度へ統制品のみで（六封度）を確保するに努める。そのうち特にリンク用を含む労務者の作業用品については、昨年度を下らか量を最優先に充足する。

二、一般消費者に対しては、供給力の確保されて行くに従い、本年度末までには統制品のみで一人当たり〇・九封度を全國民一律に配給することを目標とし、七月以降専効の新衣料切符を發行する。但し、特に重要な配給品についてはその供給量に応じて優先的に購入し得る消費者の範囲又は一人当たりの購入量を限定することとする。

三、統制を行つてゐる衣料品については、統制の運用を改善強化することと具体的な供給源毎に個別的な実施計画を立て、これによつて実施の推進を行い、特に重要な配給については、生産配給の各段階を通じて総合的に連絡上責任が明確にふるよう業者相互間に夫々割当の範囲内で購入販賣の予約を行ひしめると共に、成績不良の業者の割当は、他の業者に替える事の措置を講ずる。

(単位 1,000封度)

昭和24年度衣料品需給計画(案) 概括表

(経本、衣料課)
24. 4. 30

供給 計 画	供給源	昭和24年度										合計	供給源	計		
		綿	ス.ト	絹織 スフ	人絹	梳毛	絨毛	亞麻	苧麻	其の他	計					
生産 追加 計 画	生産 内 うち 3/23~3/24 の内	31,352	4,033	2,597	6,736	4,315	16,797	2,107	1,416	2,694	73,047	3,390	18,775	2,80	22,445	94,492
	放送及 其の他	(12,776)	(2,402)	-	(1,579)	(629)	(3,159)	(784)	100	-	(21,328)	(3,412)	(482)	-	(3,894)	(25,222)
	計	39,809	7,465	-	8,210	1,062	4,200	1,252	100	-	62,088	7,440	9,80	-	8,420	76,508
計	計	(44,127)	(6,435)	(2,597)	(8,315)	(4,944)	(19,956)	(4,307)	(2,694)	(93,375)	(6,802)	(19,257)	(280)	(26,339)	(119,714)	計 161,055
	71,161	61,498	2,597	14,936	5,377	20,997	3,359	1,516	2,694	134,135	10,880	19,775	280	30,865	165,000	
配当 計 画	昭和24年度(統制品のみ)										(参考) 昭和23年度(第4次実施基本計画)					
	需 要 部 門	割当数量 (1,000封度)	対象人口 (1,000人)	配当基準量 一人当たり(封度)	割当総量 (1,000封度)	対象人口 (1,000人)	配当基準量 一人当たり(封度)									
	一般消費者	73,616	82,500	0.9	88,055	80,000	1.1									
	妊婦用	3,016	2,500	1.2	2,566	1,800	1.2									
	乳児用	4,266	2,500	1.7	3,565	1,800	1.7									
	労務者用	40,452	22,500	1.8	40,580	23,000	1.7									
	内(リンク) 販(一般)	20,292	10,500	1.9	22,771	12,000	1.8									
	救濟用	4,896	1,500	3.3	13,481	2,000	6.7									
	公共業務用	7,889	---	---	10,982	---	---									
	内(重要役務) 販(重要施設)	2,819	---	---	1,827	---	---									
	計	5,070	---	---	1,827	---	---									
	計	(93,375)	82,500	(1.1)	161,055	80,000	2.01									
	非統制品占金状況	165,000	82,500	2.00												

〔註〕(一) 内の数字は未確定の追加供給量を除いた数値表示す。



昭和三十一年度材料品需要算定(案)

2. 品種別候期計画表

昭和24年農林省品種審議会圖(案) 2. 品種別候補計畫表 (總長 畜牧課) (第11) 單位 | m.m. lbs

单位 | mm

卷之三

番号	製品品目	人	馬	車	船	機		電		火		瓦		鉄		毛		
						4/3 ~5/4	5/4 ~5/5	5/5 ~5/6	5/6 ~5/7	5/7 ~5/8	5/8 ~5/9	5/9 ~5/10	5/10 ~5/11	5/11 ~5/12	5/12 ~5/13	5/13 ~5/14	5/14 ~5/15	5/15 ~5/16
1	織糸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	手織糸	430	120	590	-	1,100	-	490	110	-	600	-	600	200	-	-	600	-
3	手織(浮游者)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	靴下(浮游者)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	靴下(足の組)	-	1,270	324	-	2,390	-	-	-	-	-	-	200	-	40	-	240	-
6	メリヤス作業衣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	950	260	-	-	1,000	-
7	メリヤス外衣及靴着	330	879	1,000	-	1,949	300	860	340	-	1,690	360	2,418	820	20	-	1,650	-
8	漁業地	289	-	70	-	5,300	6,679	-	-	-	903	903	980	1,570	600	-	2,090	1,921
9	木	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	帆	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	タオル(易燃易爆)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	タオル(その他)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	手拭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	作業服物(小物)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	作業服物(瓜引)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	毛布	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	作業衣類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	割服	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	白衣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	外衣、着衣	-	10	-	70	-	999	460	1,420	-	29	-	1,909	1,000	2,895	-	500	-
21	靴	300	221	-	100	-	672	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	足袋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	綿	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	綿良繩	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	帆	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	帽子	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	その他縫織品	-	70	-	-	-	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	被	80	-	415	105	-	-	415	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	その他	-	210	30	-	-	260	-	60	-	60	-	115	-	-	-	115	-
30	工業用綿糸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計		1,119	4,647	2,290	5,300	14,936	2,790	2,905	440	109	243	5,397	2,420	2,956	2,110	2,090	2,099	
非税別品		-	160	140	-	-	270	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		1,119	4,707	2,290	5,300	14,936	2,790	2,905	450	109	243	5,397	2,420	2,956	2,110	2,090	2,099	

(304)

序号	产品名称	规格	单重	重量	原		中		原		中		单重
					毛重	净重	毛重	净重	毛重	净重	毛重	净重	
1	挂衣架	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	手编 箱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	手袋(单肩包)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	靴下(单襟布)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	靴下(单襟布)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	男女工作鞋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	x112外衣及风衣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	布 地	160 462.2	15	- 1000 1637.2	93	660	660	- 100 883	- 100	50	-	- 150	-
9	木 盒	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	玻璃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	5#铁丝(穿带用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	4#铁丝(40#地)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	手 试	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	作業械物(小件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	作業械物(大件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	毛 布	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	作業衣 衬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	制 袜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	毛 毛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	外 衣	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	毛 毛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	足 鞋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	脚 针	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24	幅 良 頭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	帆 帆	460. 348	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	幅 片	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	4#地體製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	鞋 00	20	20	- 1000 2350	200	1143	1143	- 100 1516	- 100	50	-	- 100	-
29	2. 0 代	-	20	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	工業用 鐵架	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小	計	663 1379	49	262 1090	2350	200	1143	20	- 100 1516	- 100	50	-	- 100
總	計	663 1379	49	262 1090	2350	200	1143	20	- 100 1516	- 100	50	-	- 100

番号	製品品目	肩			腰			腰			腰			腰				
		2/3 2/4 2/5	2/6 2/7 2/8	2/9 2/10 2/11	2/12 2/13 2/14	2/15 2/16 2/17	2/18 2/19 2/20	2/21 2/22 2/23	2/24 2/25 2/26	2/27 2/28 2/29	2/29 2/30 2/31	2/32 2/33 2/34	2/35 2/36 2/37	2/38 2/39 2/40	2/41 2/42 2/43	2/44 2/45 2/46	2/47 2/48 2/49	2/49 2/50 2/51
1	綿 糸	-	-	-	-	-	-	1.970	930	69	1.396	14.735	-	-	-	-	-	
2	手 編 紗	-	-	-	-	-	-	1.890	630	500	-	3.000	-	-	-	-	-	
3	手袋(専用)	-	-	-	-	-	-	2.970	1.195	-	-	3.945	-	-	-	-	-	
4	靴下(専用)	-	-	-	-	-	-	930	105	-	-	922	-	-	-	-	-	
5	靴下(その他)	-	-	-	-	-	-	2.650 ²	0.99	490	-	3.716 ²	-	-	-	-	-	
6	1/14×作業衣	-	1.550	1.550	-	1.000	-	3.000	1.000	-	-	4.000	-	-	-	-	-	
7	1/14×外衣及靴着	-	-	-	-	1.010	1.610 ²	1.610 ²	3.620 ²	3.620 ²	3.620 ²	12.470	-	-	-	-	-	
8	靴 地	-	-	-	-	1.345 ²	5.149 ²	5.149 ²	1.345 ²	-	15.965 ²	22.685 ²	-	-	-	-	-	
9	手 ハ ル	-	-	-	-	-	1.070	1.070	1.070	-	1.690	2.690	-	-	-	-	-	
10	頭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.622	3.622	-	-	-	-	-
11	タイル(分離部用)	-	-	-	-	-	1.620	620	-	-	-	2.200	-	-	-	-	-	-
12	タイル(その他)	-	-	-	-	-	1.000	250	-	-	2.920 ²	2.920 ²	-	-	-	-	-	-
13	手 城	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.533 ²	4.533 ²	-	-	-	-	-
14	作業織物(小巾)	-	-	-	-	-	1.026 ²	-	-	-	-	10.260	-	-	-	-	-	-
15	作業織物(長巾)	-	-	-	-	-	2.920	-	-	-	-	6.986	9.786	-	-	-	-	-
16	毛 管	-	-	-	-	-	1.000	260	260	-	-	1.840	-	-	-	-	-	-
17	作業 長 線	-	-	-	-	-	1.015	-	1.015	-	-	2.020	-	-	-	-	-	-
18	別 服 裝	-	-	-	-	620	1.165 ²	-	1.165 ²	-	-	4.245	-	-	-	-	-	-
19	裏	-	-	-	-	-	1.30	-	-	-	-	1.20	-	-	-	-	-	-
20	心	-	-	-	-	-	1.50	-	-	-	-	1.52	-	-	-	-	-	-
21	胸	-	-	-	-	-	1.10	1.50	-	-	-	5.820	-	-	-	-	-	-
22	足 靴	-	-	-	-	-	-	-	1.00	-	1.00	-	2.110	-	-	-	-	-
23	裏	-	392	-	392	2.70	2.70	2.70	-	4.339	-	-	15.712	-	-	-	-	-
24	底	-	1.31	-	1.31	-	1.31	-	1.31	-	-	-	1.316	-	-	-	-	-
25	腰	-	921	-	921	-	921	-	921	-	-	-	9.995	-	-	-	-	-
26	脚 伸	-	-	-	-	-	-	-	2.50	-	-	-	2.2	-	5.918	-	-	-
27	脚 伸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.07	-	-	5.07	-	-	-
28	腰 带	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.07	-	-	5.820 ²	-	-	-
29	脚 带	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.07	-	-	5.820 ²	-	-	-
30	腰 带	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.07	-	-	5.820 ²	-	-	-
31	腰 带	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.07	-	-	5.820 ²	-	-	-
32	腰 带	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.07	-	-	5.820 ²	-	-	-
33	腰 带	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.07	-	-	5.820 ²	-	-	-
34	腰 带	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.07	-	-	5.820 ²	-	-	-
35	腰 带	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.07	-	-	5.820 ²	-	-	-
36	腰 带	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.07	-	-	5.820 ²	-	-	-
37	腰 带	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.07	-	-	5.820 ²	-	-	-
38	腰 带	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.07	-	-	5.820 ²	-	-	-
39	腰 带	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.07	-	-	5.820 ²	-	-	-
40	工業用織糸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.07	-	-	5.820 ²	-	-	-
41	紗	-	2.394	1.50	-	2.644	6.492	51.560 ²	9.995	23.510 ²	39.938 ²	134.162 ²	-	-	-	-	-	-
42	紗 制 品	-	2.123	1.452	-	2.644	6.492	51.560 ²	9.995	23.510 ²	39.938 ²	134.162 ²	-	-	-	-	-	-
43	紗	-	14.577	6.824	-	17.270	6.492	21.335 ²	11.645 ²	23.160 ²	42.168 ²	165.001 ²	-	-	-	-	-	-

番号	商品名目	厚手	薄手	織品量		備考
				単位	数量	
1	綿 素	足	足	kg	4,980.00	本表は本年度内(24年4月～25年3月)の製品として生産を完了し且年度内に販売し得るもの数を示してある。
2	手 編 素	素	紡糸	kg	3,000	
3	手織(精織)	匹	匹	kg	26,300	
4	織下(精織)	足	足	kg	9,683	
5	織下(毛織)	足	足	kg	27,163	
6	メリヤス作業衣 素	足	足	kg	5,350	2. 繊維別本筋糸方式で主に原糸機械の種別ごとにつづきの内「精織式スッフ」は精織機は多うと綿紡入織及
7	メリヤス外衣及靴着	足	足	kg	16,500	の「精織式スッフ」の製品「綿」は生糸及紡糸糸及生の製品「肩織綿
8	布 被	足	足	kg	11,492	その他は属せざる特紗、ガラ紗、織錦等の織錦製品、綿紡製品、帽体等の能稱である。
9	不 紗	足	足	kg	7,320	
10	綿	足	足	kg	15,600	
11	4寸(洋服用)	足	足	kg	1,026.00	
12	7寸(毛織)	足	足	kg	3,674.00	
13	手 紡	足	足	kg	52,500	各期の数字は新規生産12,500kgの追加は新規生産以外の輸出帶貨品の枚出との他供給源はどちらものかその分析
14	作業織物(小巾)	足	足	kg	2,222	が加工して製品となるもの、日本加工せず日本製物に得るもののがある。
15	作業織物(大巾)	足	足	kg	9,993	
16	毛 布	足	足	kg	32.2	
17	作業衣 煙	足	足	kg	2,967	
18	羽 利 服 煙	足	足	kg	1,650	
		足	足	kg		
19	白衣 頭 帽	足	足	kg	1,060	
20	外 衣 羽 着	足	足	kg	11,331	
		足	足	kg		
21	肌 着	足	足	kg	2,700	
22	足 頭 羽 着	足	足	kg	25,100	
		足	足	kg		
23	脚 鞠	足	足	kg	6,13	
24	頭 具 燐	足	足	kg	210	
25	鍼 毛 毛 糖	足	足	kg	1,41	
26	帽 子 围	足	足	kg	320	
27	その他織製品	足	足	kg	220	
28	寝 着	足	足	kg	6,15	
29	Y.O 他	足	足	kg	6,23	
30	工業用綿糸	足	足	kg	700	
	小計			kg		
	非織制品			kg		

番号	製品目	原材 料	繊 維	品 量 (kg)	単位 量	備 考
1	綿	糸	綿	478000	kg	本表は本年度内(24年4月～25年3月)に製品として生産を完了した年度内に販売し得るもののが記載されてゐる。
2	手織・木綿	糸	綿	3,000	kg	
3	手織(竹筋布)	竹	綿	26,300	kg	
4	縫下(吉藤書)	足	綿	9,625	kg	
5	縫下(笠の松)	足	綿	37,163	kg	
6	メリヤス作業長	長	綿	6,360	kg	2. 繊維別は紡糸方式が多く原料繊維の種別であつべきもの
7	メリヤス作業及帆布	長	綿	16,500	kg	中「綿紡式スワフ」は縫紗織機は多う御祝織機スワフ集束毛
8	布	地	綿	21,492	kg	のこの製品「綿」は生糸及紬糸糸及生の製品「脇織壁」
9	アメ	リ	綿	23,250	kg	は他の繊維といふ織物、ガラ紗、製織等の織物製品、
10	晒	リ	綿	15,600	kg	織織織品、帽体等の織物である。
11	タオル(浴衣用)	綿	綿	17,667	kg	
12	タオル(浴衣)	綿	綿	17,722	kg	
13	手 紡	城	綿	52,500	kg	3. 各期の数字は新規生産12,500kgの追加による増加以外
14	作業織物(小物)	長	綿	2,222	kg	の輸出導貿品の該出しが他の供給源は多くものからのA
15	作業織物(細)	長	綿	2,993	kg	は加工して製品化するもの、日本加工せず日本製の催眠
16	毛 布	布	綿	392	kg	
17	作業衣類	長	綿	2,957	kg	
18	制 服	長	綿	1,655	kg	

時和 24 年度衣料品需給計画表 (量産 1,000) 3. 配給計画及貯配給基準(表)

(總本部特環 24 4. 30)

品名	保給計画数量		一般消費量		販賣販乳現用		首務需用		放済用		公表販用		番号	備考							
	余量	農品量	単位	余量	農品量	余量	製品量	余量	農品量	余量	製品量	余量	農品量								
穀	4,125	492,000	石	4,125	492,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.						
米	3,000	3,000	石	1,340	1,340	1,250	1,250	-	-	-	-	160	160	160	160						
豆	3,945	26,300	袋	-	-	-	300	2,000	1,601	20,000	8,901	26,000	-	25	190	180	84	300	3		
乳	勞務若用	922	9,683	及	-	-	42	359	196	5,112	3,683	6,903	-	88	900	1	10	84	910	4	
下	生の他	3735	37,163	石	3,661	36,263	-	-	-	-	-	80	700	-	-	-	-	-	5		
XII年冬作蓄衣	4,000	6,340	石	-	-	-	182	195	3,868	6,165	4,000	6,340	-	-	-	-	-	-	6		
明治外衣及靴	13,570	17,262	石	11,630	15,822	-	-	-	-	-	-	1,650	1,500	45	50	45	50	70	100	7	
畜	地	22,186	39,100	方頭	21,856	38,800	-	-	-	-	-	-	180	600	1,650	5,570	1,830	6,100	8		
木	山	2,600	3,325	石	-	-	2,600	3,325	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9		
飼	料	2,432	15,600	"	-	-	2,432	15,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10		
糞	肥料若用	2,200	19,961	本	-	-	367	9,870	1,325	11,091	2,192	19,961	-	-	8	80	8	80	11		
山	牛・肥	3,938	36,372	"	3,850	36,272	-	-	-	-	-	78	200	-	-	-	-	-	12		
手	成	5,533	52,500	"	5,533	52,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13		
附	小市	10,260	9,222	灰	-	-	9,470	1,667	190	2,65	10,261	9,222	-	-	-	-	-	-	14		
物	石市	9,986	9,973	"	-	-	-	9,935	1,576	1851	1,297	9,976	9,973	-	-	-	-	-	15		
毛	市	1,830	372	枚	354	72	-	-	-	-	-	472	100	-	-	982	200	982	200	16	
作	蓄衣類	7,020	7,967	本	-	-	-	1,232	14,600	5,348	6,607	6,880	7,967	-	220	250	220	250	400	500	17
葉	類	3,637	1,650	"	-	-	-	-	-	2,125	850	2,125	850	-	1,518	600	-	1,518	600	18	
白	秋一葉	260	1,060	葉	-	-	-	-	-	50	60	50	60	-	648	800	162	200	810	1,000	19
外	衣	11,832	11,821	"	10,722	10,221	-	-	-	-	-	1,190	1,100	-	-	-	-	-	-	20	
鰐	着	5,823	7,700	"	6,472	9,050	-	-	-	-	-	860	1,800	90	50	480	200	510	850	21	
足	袋	4,267	25,100	足	4,267	24,975	-	-	-	-	-	6	200	-	3	15	3	15	22		
胸	帶	260	622	枚	-	-	-	188	400	92	38	260	422	-	-	-	-	-	-	23	
最	具	1,320	710	枚	115	60	-	-	-	-	-	547	250	-	-	948	400	948	400	24	
被	被	1,110	161	張	326	41	-	-	-	-	-	392	50	-	-	392	50	392	50	25	
棺	子	761	370	-	24	120	-	-	40	200	40	200	-	10	50	-	10	50	26		
石	地種農品	220	280	石	120	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	100	-	27		
雜	品	615	615	"	292	-	-	-	150	-	110	-	(180)	-	161	-	(32)	-	(182)	-	28
生	の	622	622	"	622	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	
工業用織	品	200	800	"	400	-	-	(22)	-	110	-	(180)	-	(180)	-	(32)	-	(182)	-	20	
計	人口	130,35	134,610	-	134,610	-	134,610	2,262	9,282	20,372	-	20,600	40,452	-	4,876	-	2819	-	6,090	-	2,889
統	計	人口	134,610	-	134,610	-	134,610	2,262	9,282	20,372	-	20,600	40,452	-	4,876	-	2819	-	6,090	-	2,889
1	人	当	9	-	85	0.9	-	1.2	-	1.9	-	1.8	-	-	-	-	-	-	-	-	
統	計	率	-	-	134,610	-	134,610	2,262	9,282	20,372	-	20,600	40,452	-	4,876	-	2819	-	6,090	-	2,889

811

20
2月
22日
済

3月15日

昭和二十三年度第四四半期工業用油脂配当表

(単位 吨)

24.2.16
E.S.B.

主 務 官 厅	用 途	大 分 類	中 分 類	制 令 量	亞 麦 仁 油	油	大 豆 油	菜 種 油	米 糜 油	蓖 麻 子 油	オ リ - オ 油	椰 子 油	異 油	鰐 油	牛 脂	其 の 他
														長 銀 牯 奥		
商工省生活物資局	今解凍化用	化 学 工 業	油 脂 製 局	5,500			200	500				° 200 △ 2,200		750	250	1400
	塗 料 用	リ	塗 料	(240) 1,400	(80) 870	100) 400	80	-	40				(60) 10			
	皮 草 用	レ	皮 草	150				5						145		
	ゴ ム	レ	ゴ ム 製 品	70				70								
	ア レ ー ミ 油 漆 漆 保 单 油 等		油 脂 製 品	120	20	25	22	10	5	18	° 10 △ 10	10				
	鉛筆 等 具 用	生 活 用 品	其 の 他	120		60	25					° 5	5	30		
	漆 烟 捷 灯 宋 教 用 具		日 用 木 製 品	8		4	4									
	化 粧 品	レ	日 用 化 学 製 品	25			15		10							
	リ リ エ ー ム 前 英 の 他			110	100	2		3	5							
松 山 局	金 属 製 品		日 用 金 属 製 品	25				15	5	5						
	切 制 油 芸 の 他	石 油	石 油 精 製	120			50	17	10	3			40			
	仲 蔵 庄 及 金 属 工 業				50				40	10						
	レ ト ル ド 鉱 山 機 械				4				4							
	錫 及 金 属 入 鉄 鋼			150				20	10			△ 120				
	石 炭 行 管 理 局	ガバナ - 鋼 製 瓦 斯 等 柔 鋼 等	瓦 斯	15				7						8		
石 炭 行 資 材 局	油 味 煤 炭			1						1						
商工省航氣通信機械局	通 信 機 械 用 機 械		電 気 通 信 機 械	100	5	70	32	25	5	3						20 (管 油 漏)

(1)

主 勢 官 厅	用 途	大 分 類	中 分 類	割 合 率	亞 麦 仁 油	桐 油	大 豆 油	蒸 種 油	米 機 油	蓖 麻 油	オリーブ油 落 叶 生 油	椰 子 油 バ パ ル 油	異 油	鐵 油		牛 脂	其 の 他
														長 纤	赤 纤		
商 工 省 機 械 局	機 械 用	"	"	420	150	60	40	80	50	20				20			
" 電 力 局		電 力		3				3									
" 化 学 局	所 废 布 纸 耐 火 纸 用	黑 素	其 の 他	10	5		5										
" "	電 灯 局	化 学 工 业	電 灯 用	8	8												
" 纺 织 局	纖維油剂 (生活物資局)	纖維工業 (化學工業)	(油 脂 製 品)	1,075				200	50	245	15			365	200		
" 生 活 物 資 局	印 刷 ワ ニ ス 新 聞 イ ン ク	化 学 工 业	油 脂 製 品	(50) 280	(50) 280												
" 纺 织 局	加 工 纸	紙 及 パ ル プ	加 工 纸	35		16		14		4							
特 别 資 材 部	遮 障 布 用	遮 障 布 用		10	7			3									
農 林 省	農 業 用	化 学 工 业	農 業	80			60	10			10						
	溫 底 纸	紙 及 パ ル プ	加 工 纸	180	55		95							30			
	漆 木 黑 用	林 業	木 材	36		15		16						5			
	廢 素			20										5	15		
	合 羽 飼 溶	水 產		10	2			8									
	肺 油 等	畜 產 業		20					12	8							
運 輸 省 旅 運 德 局	汽 車 工 廉 オ リ ベ ン フ オ ル	化 学 工 业	油 檬	30				30									
運 輸 省 旅 運 德 局	屋 根 布 潤 滑 油 用	陸 運	國 鉄	140	60	40	20	18	2								
" 陸 運 管 理 局	屋 根 布 潤 滑 油 用	陸 運	私 鉄	15				5	8	2							
" "		"	小 通 送	15				5	8	2							

主務官庁	用途	大分類	中分類	倒当量	亞麻仁油	桐油	大豆油	菜種油	米糠油	亞麻仁油	オリーブ油 花生油	椰子油 ココナッツ油	食油	麻油	牛脂	其の他
運輸省鉄道總局	機械油用	機械	鐵道車輛 信号保安装置	18			8	8	2							
" 海運總局	ヘット 防水布 其の他	船 舶 海運		40	6	9	10	14	2							
" 海上保安廳保安局	カルバージ用 防水ローラー			15	4	5										
大藏省專売局	温床紙及 印刷用インク	官公需		45	25		20									
厚生省衛生局	医薬品用	衛生用具	医薬品用	280			43	40	15	50	10 2	15	5	-	30	20 (油膏10)
貿易庁輸出局		輸出用	輸出用原材料	100	10	25	8	35		12				5	5	
文部省教育施設局	試験研究用	官公需	文 部 省	10	1	1	3	3	2							
大藏省印刷局 造幣局	印刷インキ	"	大 藏 省	150	148					1		1				
建設省	一般工業用		建 設 省	4					4							
通信省資料局			通 信 省	30			5	12	10	3						
商工省總務局		"	商 工 省	80	6	5	20	25	25							
農林省總務局		"	農 林 省	10	1	1	3	5								
厚 生 省			厚 生 省	10	2	3	3	2								
			計	5,926	(130) 1,760	(100) 680	605	766	220	400	25 △ 2 25	40 △ 120 52	(60) 270 160	48 410 330	410 220 48	71 9
			保 貨	6,000	10 1,900	20 800	5 610	4 770	220	400						

(註) (◎印は輸入油脂、

昭和二十三年度第四回半期重要油脂製品配当表

六
類
之
書
卷
三
四

E 9 5

三、グリセリン 三四八・七四 ダイナマイトグリセリン換算

昭和二十三年度第四、四半期工業用石鹼由剤配当表

24. 2. 16
E. S. B.

主務官庁	大分類	中分類	割当量	石鹼 農用	石鹼 工業用	石粉 練未	石鹼 珪珪	ロート 酒ト	乳化油	梳毛油	ヘソト	乳化油	高級アント	洗剤	備考
商工・省 生活物資局	化学工業	塗料	10			10									
"	"	皮革	10	二		10									
"	"	油脂製品	3					3							ノトン イニク用 コトン ブレーキオイル用
"	"	ゴム製品	55		35	20									
"	生活用品	日用化学製品	10			10									化粧品
"	"	其の他	75.5		10.5	80		5							粉末石鹼—衣服用石鹼—亞基 ロート油 ノトン 用 4トン塗装用
"	"	紙及パルプ	15		14										工業用石鹼—サイズ其の他 高級アルコール溶液—レイヨンパルプ
商化 工学 省 局	窯業	石綿	1		1										
"	化学工業	無機製品	40			40									
"	"	写真感光材料	6		6										
商工 機械 省 局	機械		4		4										
商工 電気通信機械局		電気通信機械	1.0		1.0										
商工 省 鐵山 局	鉄鋼		120		120										
"	金属工業		60		60										
"	石油	石油潤滑	3		3										アスファルト乳剤
"	鐵山製錬		4		2	2									

33

主務官庁	大分類	中分類	割当量	石炭 農業用	石炭 工工業用	石粉 酸木	石鹼 銀錠	口下ト烟	乳化油	潤毛油	ヘソト	乳化油	高級アルコール	洗剤	高級アルコール	備考
商工省	鐵	鐵	2837			1	1250	267	500	66	510	165	78			
厚生省	衛生用品		94			27	10	27								鐵 鐵石鹼一脱脂錠-薄型用
公務課			15			15										病院理髮用
農林省	化學工業	農業	225	220					5							
農林省			22		2				5	10				5		口下油 生素解及試用 工業用石鹼-水 高級アルコール 洗剤-毛
通運省	陸國鐵		20			20										
通運省	海運航		15			15										
資材部			10			10										
通運省	匯信		2			2										
大通運省	煙草		2		2											
商工省			1	15	5	1										
	計		4689	220	270	262	1290	312	510	66	510	165	84			
	保留		48		8	4	10	4	5	5	4	4	4			
	合計		4737	220	278	266	1300	316	515	71	514	169	88			

(註) 鐵道石鹼中には 500 脱入石鹼を含む

(8)

2.21
31C

化煦之表不統制振麾予定五目中南生用兵部門止於二境制維持

卷之三

一月二十九日起

算出基礎

六、飼料の算出基礎

- 輸出アングラ兎毛一ボンド五匁(一年一鉢ニ五五五匁の四分の一
輸出計画三〇〇〇〇ボンド
種兎場飼料一ニ七七又
一年一頭ニ五五五匁
飼養頭数五〇〇〇〇頭

(別紙)

昭和23年度第4.四半期リンク用及販賣用消耗品生産及配給計画

($\frac{24}{250}$ 2. 29)

(単位 1,000)

2.2
31d
✓

品目	用企	生産計画		販	輸	西	備考
		生産(試算)	販売数量				
作業用織物 (小巾)	タタク用	1,000	250	250	150	1,100	
	石炭袋	1,000	—	—	—	—	
	木炭袋	10	30	30	30	—	
(瓦)	新	55	25	30	30	—	
	鉢	160	50	50	—	—	
	一般歩移器用	3,420	3,420	3,420	3,420	—	
作業用織物 (瓦巾)	新	3,420	2,415	3,420	3,420	1,160	
	石炭袋	1,000	250	1,050	—	—	
	木炭袋	102	—	—	—	—	
(瓦)	新	200	100	100	—	—	
	木炭袋	150	70	70	70	—	
	鉢	—	—	—	—	—	
作業用織物 (瓦巾)	一般歩移器用	2,590	2,162	420	910	802	
	新	2,590	2,152	420	930	802	
	木炭袋	—	—	—	—	—	
作業外衣 (労働者用)	新	—	—	—	—	—	
	木炭袋	—	—	—	—	—	
	鉢	—	—	—	—	—	
(瓦)	一般歩移器用	3,52	2,10	—	—	—	
	新	3,52	2,10	—	—	—	
	木炭袋	1,019	1,019	—	—	—	
メリヤス外衣 (労働者用)	新	—	—	—	—	—	
	木炭袋	—	—	—	—	—	
	鉢	—	—	—	—	—	
(瓦)	一般歩移器用	3,50(350)	2,00	2,90	1,10	—	
	新	3,50(350)	2,00	2,90	1,10	—	
	木炭袋	95	25	20	—	—	
(瓦)	一般歩移器用	500(500)	1,333	—	—	—	
	新	500(500)	1,333	—	—	—	
	木炭袋	2,350	650	1,900	—	—	
(瓦)	木炭袋	200	40	160	—	—	
	木炭袋	620	350	280	—	—	
	鉢	350	180	840	2,340	—	
(瓦)	一般歩移器用	150	1365	—	—	—	
	新	150	1365	—	—	—	
	木炭袋	500	4545	—	—	—	

卷之三

リンク用のうち新規・水産及ぶ漁業部門についでは、リンク部門より除き一般常務者
編成は編入するべし。



127

昭和四年一月十九日



25

昭和二二五年一六年生活物資需給の見通し

經濟復興計画室
農林班

生活物價一般配當基準費比較
(昭24~26年)

物 品 名	單 位	昭和24年	昭和25年	昭和26年
主 要 食 粮 增 墊	日 及 月	385 (28.7%)	385 (28.7%)	385 (28.7%)
主 要 味 味	月	200	200	200

目 次

- 一、主要食糧 (2)
- 二、大豆及小麥蛋白糖 (6)
- 三、食兩兩油脂 (9)
- 四、砂糖及牛乳製品 (10)
- 五、牛乳及乳類 (11)
- 六、酒 (12)
- 七、衣料品 (14)
- 八、年賀 (15)
- 九、煙草 (16)

較基準費比價
生活物資一般取當年
(昭 24 ~ 26 年)

11

量輸入保關糧食年

一 主要食糧
A. 主食用配当可能量(玄米換算 1000 趨)

種別	生産見込高		農家保有		畜		漁獲量	飼料	飼料	加工後工場用原料	主食用可能量
	玄米換算 固有数量	玄米換算 固有数量	穀子	飼料	飼用	料					
米	9,419	9,419	129	4,943	5,072	4,347	130	/	/	107	4,109
小麦	111,0	944	59	15	489	554,3	391	12	/	5	374
大穀	666	513	24	105	206	235	178	5	2	25	146
高粱	933	812	30	60	461	551	261	8	2	253	253
甘藷	5,749	1,667	103	183	387	335	332	3	-	359	387
馬鈴薯	2,436	487	47	15	142	204	263	28	30	61	164
玉米	2,38	2,38	36	185	284	485	253	8	9	32	52
計	21,051	14,580	418	525	2,092	8,235	6,345	224	43	34	709
主食用澱粉										60	55
主食用澱粉 總配給可能量										5,600	

B 配給心要量

一般消費者

(a) 基準配給量

年令別	一般消費量		1950年11月 1951年6月 玄米換算量(P.R.E.)			一日當基準量 (P.R.E.)	年間所要量 (B.R.E.)
	百分率	人口	人	口	人		
0~2	9.6%	279,6	210	214	228	228	228
2~4	2.7	36,49	290	306	411	411	411
5~8	8.8	4,171	350	353	567	567	567
9~13	10.6	5,024	4,200	4,200	819	819	819
14~24	21.8	10,332	4,25	4,25	1,705	1,705	1,705
25~59	37.7	12,868	4,00	4,00	2,976	2,976	2,976
60以上	7.5	3,555	3,30	4,28	4,55	4,55	4,55
計	100.0	47,395	P.R.E. 378.2	P.R.E. 378.2	6,961	6,961	6,961
平均							

(b) 產業勞務者用加配

種別	配給人口	一人一日當平均配給量		配給日數	精米	糙米	水
		重量	kg				
最重勞作	1,850	520	kg	cal.	288	277	44
重勞作	1,780	300	kg	cal.	288	277	44

(B) 產業勞務者用加配

5 ~ 8	A.P.	4.171	350	533	567
9 ~ 12	10.6	5.024	420	770	819
13 ~ 24	21.8	10.332	425	1603	1705
25 ~ 59	32.7	1286.8	400	2609	2776
60以上	2.5	3555	330	428	455
計 均	100.0	4739.5	P.R.E 378.2	654.3	696.1

(2)

種 別	配給人口	一人一日当平均配給量		配給日数	精米	粗米	米 売 量
		重 量	量				
最重労作	48	185.0	520	cal. 182.5	288	277	445
重労作	178.0	300	105.3	288	154	154	295
比較的重労作	302.0	200	70.2	288	174	174	164
中等労作	135.0	140	49.1	288	54	54	185
計 (平均)	800.0	276	100.4	288	659	659	357
平 均					701	701	

(C) 特別配給

種 別	配給人口	一人一日当一配給量		配給日数	精米	粗米	米 売 量
		重 量	量				
婦人 加配	262.0	70	24.5	140	256.76	273.5	
病囚	160	93	32.6	95	54.31	57.8	
囚人	105	25.0	8.75	365	9.581	10.93	
計					129.600	137.072	
					170.288	181.158	

2 一部保有農家

種 別	配給人口	配給基準量 (P.R.E)		配給日数	精米	粗米	米 売 量
		重 量	量				
基本配給	10.66.9	378.2	132.4	184	74.2	78.9	
農業地主及公營労務者特配	276.1	285.0	99.8	61	48	51	
計					79.0	84.0	

(3)

C 外國食糧輸入要請数量

種別	數量(B.R.E)	種別	數量(B.R.E)
一般消費者基準配給量 農業勞務者加配給量	4951 701	國內產主食配當可能量 外國食糧輸入要請量	5600 3197
特別配給 一部保有農家配給	181 840	" (3%減耗合計核算)	3296
緊急保 繫味噌用原料玉蜀黍、燕	20 94	" (3%減耗合計小麦核算)	3189
計	8774		

品目別輸入數量

品目及換算率	原 量	重 量	支 付 額	狀 算
小 麥 (87)	2690	千 克	2340	
玉 蜀 黍 (82)	200		164	
大 米 (77)	200		154	
計 (1.06)	600		638	
	13476		3296	

説明資料

1. 農作面積及公換算率

種別	耕作面積	ヘクタール生産量	米換算率	加工歩留り	貯蔵及輸送中の耗減率
米	2,896	3,251	1.00	2.4	3%
小麦(国内産)	677	1,622	0.5	8.0	3%
" (輸入)	-	-	8.7	8.2	3%
大麦	328	1,845	0.7	7.2	3%
燕麦	501	1,822	0.7	8.2	3%
蕎麥	394	14,602	2.9	-	1.0
甘藷	226	12,283	2.0	-	1.0
馬鈴薯	726	0.905 (係数)	0.905	-	3%
穀類計	5,260	21,650	1.00	2.4	3%

備考 農業の穀類の生産量 大豆 104 其他豆類 104 薩摩 61、高麗 65、粟 65、

黍 65、稗 48、蜀黍 23、玉蜀黍 82、落花生 104

2. 加工及公工業用原料(玄米換算 1,000 吨)

種別	味噌	醤油	酒	米酒	合酒	アルコール	糠粉	飼料	乳粉	食糖	其他
米	98	-	-	-	-	-	-	-	107	-	-
小麦	-	-	21	-	-	-	-	-	2	3	5
大麦	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	25
燕麦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
蕎麥	-	-	-	54	71	163	71	-	-	359	-
甘藷	88	45	4	4	4	53	-	-	2	17	32
馬鈴薯	88	45	98	21	52	25	216	71	7	30	709
穀類計	526	250	21	216	21	71	7	7	17	32	709

備考 1. 味噌、醤油用の需要量は国内産穀物より供給する原料の外を計上した。

2. 飲料アルコールの製造数量は昭和5ヘタ年度に対するものと云ふに極めて少額である。これは酒造酒を抑制し正規のルートによる酒を製造して酒税を徴収し、併せて農民及代米銀労務者の生産意欲を扇揚せしめるよう使用している。

五 人口

区分	人 口	百 分 额	摘
完全保有農家	24,994	29.69%	
一部保有農家(非地主)	1,123	1.34	
" (地主)	10,669	12.67	
一般消費者	47,395	56.30	
計	84,181	100.00	

六 農家の保有食糧

完全保有農家 $630 \text{ 吨} (4.25) \times 345^{\text{石}} \times 24.994^{\text{戸}} = 5,747^{\text{石}}$

不完全保有農家 $\left\{ \begin{array}{l} \text{保有省営農業 } 600 \text{ 吨} (4.00) \times 365 \text{ 戸} \times 12.3 = 246 \\ \text{要配給農家 } 570 \text{ 吨} (3.80) \times 181 \times 10.669 = 1,099 \end{array} \right.$

計 $7,092$

七 大豆及大豆蛋白食糧

(1) 大豆及江戸前大豆需給表

単位

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
生 大 豆	能 脂 大 豆	生 大 豆	能 脂 大 豆	生 大 豆	能 脂 大 豆	生 大 豆	能 脂 大 豆	生 大 豆	能 脂 大 豆	生 大 豆	能 脂 大 豆	生 大 豆	年計
味噌用	60,000	110,635 (28,572)	172,685	108,020	70,738 (36,662)	170,738	108,020	70,738 (36,662)	170,738	108,020	70,738 (36,662)	170,738	1,707,388
正油用	-	163,513 (30,780)	163,513	-	-	-	-	-	-	-	-	-	164,320
グルタミン酸用	-	13,570 (10,860)	13,570	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,570
豆腐用 (一丁 100%)	-	50,000 (26,250)	50,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,047
納豆その他食用	20,000	-	-	20,000	-	-	-	-	-	-	-	-	20,000
種子用	15,000	-	-	15,000	-	-	-	-	-	-	-	-	15,000
その他	-	20,532 (22,438)	40,532	-	-	-	-	-	-	-	-	-	95,875 (76,783)
計	95,000	306,300 (306,920)	473,300	140,000	140,000 (306,920)	140,000	140,000	140,000 (306,920)	140,000	140,000	140,000	140,000	585,000

備考：括弧内は能脂大豆の実重量外は生大豆重量

(6)

第一回 豆類

1. 食物計畫

	昭和 25 年	昭和 26 年
國產大豆葉荷 味	150,000 吨	160,000 吨
食用大豆輸入 味	250,000	350,000
加工用大豆輸入 味	75,300	75,000
合計	423,300	585,000
味 煙、用 味	378,300	445,000
味 煙、用 味	95,000	140,000
合計	473,300	585,000

2. 脂肪大豆收量

	昭和 25 年	昭和 26 年
味 煙、用 味	56,000 × 0.885 = 48,250	56,668 × 0.885 = 50,500
味 煙、用 味	100,000 × 0.84 = 84,000	
味 煙、用 味	228,300 × 0.78 = 178,240	
合計	378,300 → 306,790	

(一) 味噌、醬油、味付、味付、味付

第一回 豆類

(單位: 吨)

	昭和 25 年	昭和 26 年
味 煙 味	82,592 (8711 味)	10,860 (3,0835 味)
豆 豆 味	60,000	-
味 煙 味	82,491	-
豆 豆 味	60,000	100,000
味 煙 味	82,491	93,313
豆 豆 味	60,000	-
味 煙 味	82,491	170,510
豆 豆 味	60,000	22,500
味 煙 味	82,491	199,771
豆 豆 味	60,000	3,306
味 煙 味	82,491	18,892
豆 豆 味	60,000	4050

二、生産

	昭和 25 年	昭和 26 年
味 煙 味	465,742 吨	491,122 吨 (1,302,625 味)
正油 (味付味)	867,305 吨 (3,989,613 吨)	872,377 吨 (4,012,603 吨)
味付 味付 豆 豆 味	1,255,000 吨	900 吨 2,510,000 吨

(7)

(三) 味增、醬油配當計画

味嚙

昭和25年		昭和26年		昭和27年		昭和28年		昭和29年		昭和30年	
对象人口	一人当月量	対象人口	一人当月量	対象人口	一人当月量	対象人口	一人当月量	対象人口	一人当月量	対象人口	一人当月量
一般配給用	50,263,200 (645,858人)	1,722 (645,858人)	50,263,200 (645,858人)	38,935 (645,858人)	51,025,000 (678,196人)						
被服穿著用	50,000,000 (360,491人)	-	50,000,000 (360,491人)	-	50,000,000 (360,491人)	-	50,000,000 (360,491人)	-	50,000,000 (360,491人)	-	50,000,000 (360,491人)
糧費用	20,900,000 (25,044人)	-	20,900,000 (25,044人)	2,357 (25,044人)	-	23,8,000 (25,044人)	-	23,8,000 (25,044人)	-	23,8,000 (25,044人)	-
學校施設用	6,000,000 (235人)	-	6,000,000 (235人)	1,398 (235人)	-	1,398 (235人)	-	1,398 (235人)	-	1,398 (235人)	-
中央保留其他用	-	-	-	32,342 -	-	-	-	1,216 -	-	1,216 -	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
減耗	-	-	-	3%	-	12419	-	-	373	-	12419
總計	-	-	-	-	465,742	-	-	-	-	-	465,742

中華

昭和25年		昭和26年		昭和27年	
耕種人人口	耕種面積	耕種人人口	耕種面積	耕種人人口	耕種面積
一般配給用	22,104.000	728,337.000	225,693.000	784,394.000	784,394.000
農牧物等用	632.000	6,662	650,100	6,562	6,562
飼育用	-	-	-	-	-
其他勞務用	300,000	3,028	540,000	5,432	5,432
運搬施設用	6,000,000	6,057	6,000,000	6,057	6,057
加工用其他	-	45,260	-	45,260	45,260
計	-	-	-	-	-
減耗	-	-	-	-	-
減耗率	-	-	-	-	-
一人ヶ月当耕種量	(2.9合)	841,224	(3.9合)	841,224	(3.9合)

食用油脂生產計劃

昭和二十五年		昭和二十六年		昭和二十七年		昭和二十八年	
原	産	輸入	料	油	脂	團扇	綿
大豆油	9,000	32,000	4,400	(39,700)	10,000	43,600	33,000
菜種油	3,000	-	2,000	(3,000)	3,000	-	3,000
南洋鮮油	10,000	-	10,000	(9,300)	10,000	-	(9,300)
桐子油	-	48,000	4,800	(39,800)	-	20,000	20,000
椿花玉油	-	7,000	7,000	(7,700)	-	10,500	10,500
計	22,900	87,400	10,940	(93,500)	23,000	124,100	142,100

(三) 食用油脂

二、食用油脂需給計画

生	產	109,600	131,960
運	元	1,000	1,0,000
集	銷	9,600	12,196
銷	耗	2,962	6,518,2
差	引原 料油	8,645	10,281,1
銷	製油 配當量	7,226	12,447
一	般人 用	1,635,5	1,9,06
外	用 加配	2,5	2,5
勞	勞校 食	6,00	6,60
學	他 配給用	2,060	2,060
佛	其 配給用	6,70	6,70
要	加 工 用	3,000	3,000
要	保 留	1,000	1,000
要	配 留	2,276	10,647
要	計		

三、食用油脂需給計画

	昭和25年	昭和26年
全人口	對象人口 83,772人	85,125人
	-一人一日配當 2.4g	3.4g
配給人口	對象人口 58,952人	58,952人
	-一人一日配當 3.0g	3.5g

四 砂 塵
砂燃需給計画

項 目	次 次	対象人口	一人一日當量	總 燃 灰 量	対象人口	一人一日當量	總 和 2 6 年	總 故 量
持 国 内 保 留	規		29.220				30.050	
輸 入			12.000				15.000	
計			350.000				400.000	
製 糖			391.220				445.050	
配 運			3.912				4.113	
總			357.258				410.960	
			30.050				30.000	
一 般 用	84.104		300.0	30.2.720	35.439	300.0	302.580	
牛乳 添加 用	382.9	300.0	6321	872.4	300.0	5221		
食 用 及 用								
青 菜 豆 子 用								
小 計			13.200	10.931			58.437	
學校 飲 食	15.210	(人-日-29)	678.4	周 左	周 左	6.784		
特 病 人 用	85	300.0	306	"	"	306		
外 人 用	41	650.0	320	"	"	320		
小 計			2.410				2.410	
炭坑 勞 者	504	成年 100.0 半年 500.0	1.810	500	周 正	1.801		
數 據 徒業 廉	-	-	1.800				2.250	
其 他 勞 者	2254	(人-日-19) 264日	1.510	2540	"	649		
小 計			4.120				4.700	
便 通 工 具	-	-	1.6360				18.750	
一 般 工 具			3120				3130	
中 央 保 留		總 灰 故 量 約 7.5%	3907		同 上	40.061		
計			357.258				410.960	

(10)

五、牛乳及乳製品

	昭和25年度	昭和26年度
乳牛頭頭數	22,100	24,300
惟乳牛頭數	12,000	13,600
一頭平均泌乳量	140石	145石
牛乳總生產量	1,650,000	1,943,000
煉乳及用原料乳	591,000	679,000
飲用牛乳用	570,000	668,000
バターテース用	294,000	338,000
國家用その他	225,000	258,000
牧品出產量		
煉粉	1,770,000(金額)	2,263,000(金額)
飲用牛乳	529,000石	655,000石
バターダ	3,931,000	4,520,000
干一ズ	570,000	668,000

昭和25年度貿易乳類輸入計画

	対象人口	1日当々需要	始所専管
幼児食(1~5才)	4640	7.7(97)	365
保育所給食	240	22.0	3.0
学年・校・給食	6,100	22.0	21.5
療養・食			28.5
保	留		2.0
計			44.712
専門			46.000
専門			(3.46%割増△2)

昭和26年度脱脂粉乳輸入計画

	対象人口	日当数	總所要量
幼児食(1~5才)	4,923	5.0 (9人)	36.5 m/t
保育所給食	240	22.0	30.0 m/t
学校給食	6,100	22.0	21.5 28.8 m/t
幼稚園食			20.0
保育			40.2
計			40.6 m/t
要請入邊			41.8 m/t (3%の備蓄ロス△)

大酒類 (貢献 干正)

区分	昭和25年度	昭和26年度	備 考
清酒	100.8	129.5	1) 合計石板及び成約可逆貯蔵はそれを基準酒量
合成酒	36.5	42.6	2) 昭和25年度はこの年の10月1日に始まり翌年の7月20日に終る。
耐酒	72.6	75.5	3) 昭和25年度は昭和24年度は平成元年と並んである。
焼酒	70.5	82.2	
合計	262.3	284.8	
供給可能石板	273.0	303.8	

1,21

2 年度別酒類別原料所要量

原 料	用 途	運	単 位	124酒造年度		(25酒造年度) 酒和26年度		備 考
				酒	千石	酒	千石	
米	清 燒	財 外	"	627	"	810	"	
	燒	財	"	26	"	40	"	
	計		"	653	"	850	"	
甘 油	清 合成	燒 酒	"	30,240	"	34,970	"	
	燒	財 外	"	26,400	"	29,959	"	
	計		"	58,300	"	50,071	"	
大 油	及 燒	酒	千石	229	"	377	"	
	燒	財 外	"	12	"	23	"	
	計		"	241	"	400	"	
擬 原 料	合 成	清 酒	千 石	1000	"	1000	"	
	燒	財 外	"	2000	"	21000	"	
	計		"	3000	"	31000	"	
アルコール	清	酒	升	3,000	"	3,000	"	
燃 油	合 成	清 酒	升	13,000	"	13,600	"	
	燒	財 外	"	16,200	"	16,400	"	
	計		"	29,200	"	30,000	"	

社 及標位 清酒 千石 実米 30/31ルコーネ

12.2 千石

2 / 7.7

合成清酒 " 甘堺

9.2 千石

燒 財 "

11.5 "

液 酒 " 大丸

37 千石

611

七 衣 料 品

昭和二十五年皮織錦生産見通

品種	輸出量	輸出額	内需			國外一人當		
			小計	生産費	民生	小計	生産費	民生
綿糸	379,920	180,000	199,920	75,000	104,920	2.41	1.15	1.26
毛糸	30,640	7,100	23,540	1,140	22,400	0.284	0.014	0.270
絹絲	25,275	2,475	22,800	2,800	20,000	0.276	0.034	0.242
人絹	64,000	36,000	28,000	1,000	27,000	0.339	0.013	0.326
スズ	(101,200)	(18,000)	(83,200)					
黄麻	19,000	4,500	14,500	14,500	0	0.175	0.175	0
苧麻	8,000	100	7,900	3,800	4,100	0.096	0.046	0.050
亞麻	16,000	2,000	14,000	8,000	6,000	0.169	0.096	0.073
生絲	19,800	10,510	9,240	1,320	7,920	0.112	0.016	0.096
入刀	54,200	16,200	38,000	2,000	36,000	0.461	0.025	0.436
絹織物	6,100	1,000	5,100	0	5,100	0.062	0	0.062
絹紬	1,500	0	1,500	0	1,500	0.018	0	0.015
合成織物	4,400	0	4,400	1,250	2,650	0.053	0.021	0.032
綱用織物	88,779	4,000	84,779	84,779	0	1,025	1,025	0
特筋	25,000	8,000	17,000	8,000	11,000	0.205	0.073	0.133
ガラ筋	25,000	8,000	17,000	8,000	11,000	0.205	0.073	0.133
難織織物	10,000	0	10,000	0	10,000	0.120	0	0.120
工ト	4,800	0	4,000	4,000	0	0.048	0.048	0
帽体	900	150	520	0	520	0.006	0.006	0
肥脂	2,600	0	2,600	2,600	0	0.092	0.092	0
總計	758,914	264,515	494,399	233,689	260,710	5.928	2,826	3,132

八、毛蠶生產與貿易

人 当	民 生		24		25		26		1951 U.S.FY FTB:ESB Draft	海外貿易	Revised	24	
			輸 出	内 需	輸 出	内 需	輸 出	内 需				輸 出	内 需
医療材	民 生		照 明 機 器	20,000	25,000	30,000	50,000	25,000	20,000	30,000	40,000		
1.15	1.26		鐵 鋼	10,000	10,000	30,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000		
0.014	0.270		鈑 金 工 業	200,000	230,000	250,000	280,000	280,000	280,000	280,000	600,000		400,000
0.034	0.242		塑 膠 製 品	-	500,000	-	-	-	-	-	-	1,500,000	
0.013	0.326		飼 料 農 業	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000		90,000
0.175	0		香 辛 料 料	200,000	250,000	350,000	200,000	250,000	200,000	200,000	500,000		100,000
0.046	0.050		水 餃 類	10,000	10,000	15,000	10,000	10,000	10,000	10,000	30,000		
0.096	0.073		豆 腐 製 品	5,000	5,000	10,000	10,000	10,000	5,000	5,000	5,000	20,000	50,000
0.016	0.096		北 海 航 運	5,000	5,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	15,000	
0.025	0.436		蟲 鳥 類	5,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		100,000
0	0.062		其 他 類	-	50,000	-	70,000	-	70,000	-	-	-	
0	0.013		計	20,000	25,000	30,000	30,000	30,000	50,000	50,000	50,000	200,000	
0.021	0.032		小 計	480,000	795,000	835,000	860,000	1,170,000	-	-	1,425,000	2,550,000	
1.025	0		菸	50,000	50,000	55,000	60,000	55,000	50,000	50,000	50,000	100,000	100,000
0.073	0.133		アスパラガス	10,000	5,000	10,000	15,000	5,000	5,000	5,000	5,000	20,000	10,000
0	0.120		番 薯	5,000	7,000	10,000	10,000	10,000	5,000	5,000	5,000	10,000	
0.048	0		アツシユルーム	1,000	1,500	2,000	3,000	1,500	3,000	3,000	3,000		
0.006	0		ジ ア ム	4,000	5,000	10,000	5,000	5,000	5,000	5,000	20,000		
0.092	0		密 柑 桔 子	250,000	50,000	300,000	350,000	60,000	20,000	100,000	20,000	600,000	1,000,000
+	3.132		其 他 果 蔬	20,000	30,000	70,000	50,000	100,000	10,000	20,000	10,000	70,000	200,000
2,826			小 計	350,000	185,000	423,000	320,000	517,000	451,000	451,000	873,000	910,000	
			畜 産	10,000	20,000	20,000	25,000	25,000	25,000	25,000			
			合 計	830,000	990,000	9,058,500	1,510,000	1,377,000	1,975,000			2298,000	1,310,000
			總 計	1,820,000	2,568,500	3,352,000						5,508,000	
			トマトピューレ-5G	80,000	100,000	120,000						200,000	
			ジャム用パルプ		148,000	192,000		238,000					300,000
			味の素	47					500	600	500		

九 煙草

一 製造たばこ需給計画

年・度別	前年度 生産量 万担	製 造 量 万担	輸 入 量 万担	販 売 量 万担	輸 出 量 万担	翌年度へ 預 留 量 万担
25	20.20	3.0000	0	18.000	100	0.920
26	8.620	3.5000	0	8.000	100	0.520

備考

- 一、昭和25年度需給計画は製造能力80%の像本の基礎に於て樹立した。
- 二、翌年度へ預留は製造数量の1/6を計上した(即ちこの在庫量は20日間の消費量である)。
- 三、現在実施中の家庭登録配給制並びに傍発加税を廃止する。
- 四、輸出は沖縄等に対するものである。

二 製造計画

年・度別	計 制	口 付	酒 切	香
25	10.700千担	600 萬石	68.700	8.000
26	10.000	500	73.600	5.500

備考 自由競争制に依り昭和25年度の開切純毛煙草の品種別生産割合は最初の一級品52.9% 第二級品42.9% 第三級品4.8%とさき計画でかかる。

三 製たばこ需給計画

年・度別	精進巻 リ	生巻葉	蒲 入	仅 用	輸 出	翌年度へ 預 留	持 舰 月 収
25	95.281	88.354	4.000	83.900	3.650	98.085	12.8万
26	98.085	93.091	4.000	88.680	4.000	102.696	12.7万

- 備考
- 一、昭和24年度の生産量目より6,000千担、黄色種の開切純毛煙歩減ざるより23,492千担としこ計算した。
 - 二、昭和25、26年度も同純歩減と夫々3,500千担及び3,768千担としこれ以上産量目より差引き計算した。
 - 三、東にはばこの輸入先は米國、印度、日本實業といふ輸出先は埃及、台灣或は英國などです。

四、製たばこ生産計画

種 種	公 分	昭和25 年 度	昭和26 年 度
赤色種	耕作及訓練 反 当 収 積	24,173 ノイシ野 ソウル野	25,850 ノイシ野 ソウル野

一 沿和24年度の生産量目標6,000千石、黄色種の販売量をこなすより減らすことを計算了した。

二 沿和25、26年度を再燃燃歩減と大きく500千石及び2千石とし計算した。

三 繁忙期に於ける輸入米は米團、印度、比津實貿とし、輸出米は埃及、白耳或は英國、泰國などとし、生産量目標より差引き計算した。

(6)

四、米たばこ生産計画

種類 穀物	耕作区分		昭和25年度		昭和26年度	
	耕作区分別	反当収量	耕作区分別	反当収量	耕作区分別	反当収量
左木穀	耕作区分別	24,193千石	耕作区分別	25,850千石	耕作区分別	25,850千石
	反当収量	1,644千石		1,677千石		1,677千石
	収量	39,644千石		43,120千石		43,120千石
バーレー穀	耕作区分別	26,952千石	耕作区分別	27,500千石	耕作区分別	27,500千石
	反当収量	1,988千石		2,029千石		2,029千石
	収量	30,660千石		32,522千石		32,522千石
合計	耕作区分別	52,005千石	耕作区分別	54,029千石	耕作区分別	54,029千石
	反当収量	1,070千石		1,077千石		1,077千石
	収量	50,530千石		51,948千石		51,948千石

(参考)

たばこ製造計画(五ヶ年従業計画対ニケ年計画比較表)

年次	新計画	削除	口付	商切	平港用列		計
					西日本	東日本	
24	新	10,800千石	800	56,400	1,570千石	63,500	63,500
	旧	10,900	800	49,000	2,700	51,700	51,700
25	新	10,700	1,00	68,400	800	79,200	79,200
	旧	10,500	500	61,000	3,000	64,000	64,000
26	新	10,900	500	73,000	8,700	81,700	81,700
	旧	10,500	500	69,000	2,000	71,000	71,000
27	新	10,900	500	75,300	10,000	85,300	85,300
	旧	10,500	500	73,000	2,000	75,000	75,000
28	新	10,900	500	76,000	10,000	86,000	86,000
	旧	10,500	500	73,000	2,000	75,000	75,000

新計画に於ける製造数量は工場の復旧、新設又は拡充により施設以及設備と機械装置に授業して製造する所と大体計算したものである。なお工場の現状は 25 年度改定以降で一應定まつてあるが、設備能力に 10% 程度の余力があるものと想定すれば、機械能力を以て 27 年度にはタフロの日本製鋼所の製造が可能である。

(3)

裏面白紙

2.21
31e
✓
BT

薪炭の需給状況

本冬は幸にして稀有の温暖さでありましたために燃料に計する需要が例年に比べて少く他方におきまして農村の金詰りのため薪炭の供給が促進せられ又燃料炭の配当が確保されたため加工炭の供給が増大致しましたなり。本年の家庭燃料の需給状況は例年になく後期致して居り薪炭の消費が見受けられる程であります。一部では薪炭の統制撤廃も議題に上つて居ります。

併しそがらC.P.一により調査致しますと家庭燃料の価格は公定価格を上回つて居りますて不だ統制撤廃を可能とする段階でないことを示して居ります。現在所々において見受けられる薪炭の滞貯は、本冬は割合に温暖であつたために需要が例年に比して少かつた事。昨年秋の薪炭需給調整規則の改正によつて統制方式が改り取扱機関が新配給方法についは不慣れ可こと、新規則による小売業者の配給能力が少々過ぎること、消費者の側における金詰りのため配給によつて大量買い入れることができず、少量の高価な潤滑料に頼ることなどのために生じたものでありまして決して本質的に統制を不要とする状態を示していないものではないのであります。政府としても右の事情に鑑みまして、販売店舗の機能を充分に営ましめる様機宜の措置を講じます。また薪炭需給調整規則に検討を加え、配給の円滑化を計るべく計画中であります。

24(10)
211

2.25
316

88

昭和24年度生産・配炭計画試案

(出炭4,200万をベースの一推算)

内 容

1. 説 明
2. 昭和24年度生産計画案
3. 昭和24年度配炭計画案

経済安定本部生産局需給課
“ 動力局配炭課

(24. 2. 21)

説明

- 一、本案の回り数給付は「三次案」より200万石増の4200万石である。
4,200万石ベースは現在の所要本に於ても最終決定をみていいが、今日ながらも
正式の指令はない。従って本案は飽くまで圖なる草案である。
- 二、既成の基準方針は三次案同様である。然し供給力の增加分を総括的に各部門に追加
することは避け、次の特徴なるものに限つた。
- (1) 三次案依頼時参照した二十三年度配成実績確定が、その後の報告により修正で
られたもの。
- (2) 全じく当時参考とした二十三年度四四年期の基本配成計画に対しその後計画が修
正されたもの。
- (3) 三次案依頼の際その算出基準（原量位の決定）が著しく不当であると思ふるも
の。
- (4) 物質生産目標が三次案依頼の場合より大幅に変更を予想されるもので妥当と思わ
れることの、
- 然つて他の一般産業の生産目標は原則として三次案に於けると公模である。
- 三、4200万石出農は未決定であるので、その場合の割別の配成について、以下の所本
定がある。但し第一四半期については供給力4,200万石の場合と大差ないヒ寄も
り徴引が担当もあり変化ないと考えられる。
- 四、公模に及種別の生産計畫が未決定であるので、4,200万石ベースの各産業の目標力
ノリ一算出不可能である。但し見込としては二百万石増産には粗成炭も相当あ
るが、カコリーは四千万石ベースの場合より上昇するとは思われない。
- 五、四千二十三石を達成不能の場合、当然4000万石ベースの削減を行わるべきであ
るが、この場合にしても、非産業用炭は「正業重視」の為、圧縮されて、これらの
で、總体について規制の運ある場合は、非産業用は基礎産業、輸出産業と共に嚴格
的に規制するものとする。
- 六、本業による産業、非産業の割合は次の通りである。
- | | 産業用 | 非産業用 |
|-----|-------|-------|
| 輸入炭 | タバコ | 8.5% |
| 國内炭 | 33.9% | 67.1% |
| 總計 | 36.6% | 63.4% |
- 七、参考にした玉葉の推定配成実績に対する本案の配成端加指紋を極めた、急ぎの手稿
ルートのほゞ次の理由による。
- (1) 産業の重要性により配成のウエイトは当然異なる。
(豪華計画基準方針及び二十四年度物資需給計画案定方針による)
- (2) 郡内要員の産業があつたこと、又は全く新規の産業があつたことによるもの。
(例、コーカス、硫安)

- (3) 每四半期の計画数量が日々のから強く指示せらるるものがあること。〈輸出用、特
殊用、病院用等〉
(4) 炭種的に限定されたものがあること。(例、煉瓦、石灰ドコマイト)
(5) 国産力コリ一が本年度と著しく変化すると思われるものがあつたこと。(例、国鉄)
(6) 輸入炭の数量により国内炭の相数変化が比較の標準とはりめの。(例、石炭空港
ガス)

八、輸入炭に就いては三次業会機であるが、輸入困難な場合には国内炭を配当しなけれ
ばならぬ。そのために「振替50%余」を設けた。

昭和24年度生産計画案(4,200万石ベースの一試案)

	昭和23年度 推定実績 (4,000万石)	昭和24年度本三次業 (4,200万石)	昭和24年度試算 (4,230万石)	備考
鉄	436千石	1,700千石	1,830千石	内 電気炉 1,700 50
銅	1,250"	1,800"	1,920"	内 銅鉄 80 銅精錬 40
(内基本分)	(1,120)"	1,650"	(1,800")	
7. 1. 3.		25"	25"	
銅	55"	57"	65"	
鋳	10"	12"	13"	
鉛	金	22"	35"	36" 内 電気炉 25 蒸溜。 11
鉛	貢	43"	70"	70"
炭化銅	1,192"	1,500"	1,520"	
電線	60"	63"	70"	
鉛	銅	64"	60"	65"
鉛	X	1,950"	2,800"	2,800"
耐火煉瓦	2420"	570"	600"	
電機	26"	30"	32"	
板	34	1,860千石	2,050千石	2,250千石
木	材	72千石	65千石	65千石
化	化	1,020千石	1,120千石	1,120千石
硫	安	940千石	1,020千石	1,020千石
石灰窯	素	240"	280"	280"
通	通	1,030"	1,100"	1,120"
カーブト	ト	335"	400"	400"
荷物	2	118"	130"	140" 内 電気炉 70
ソ	タ	80"	125"	110"
硫	酸	2,020"	2,460"	2,460"
炭	料	6.2"	8.5"	9"

	昭和23年度 推定実績 (4,200万石)	昭和24年度実績 (4,200万石)	昭和24年度試算 (4,200万石)	備考
総	290 ⁴⁴	425 ⁴⁶	425 ⁴⁶	
二硫化炭素	16°	22°	28°	
アルコール	30 ⁴⁴	30 ⁴⁴	30 ⁴⁴	
コム(製糖量)	24 ⁴⁴	39 ⁴⁴	39 ⁴⁴	
皮(皮肉過量)	46 ⁴⁴	24 ⁴⁴	46 ⁴⁴	
綿	277.0	420	346.5	
人絹	81°	115°	132.3°	人絹糸 内又 7 52.5
毛糸	24°	40°	32.4°	毛糸 内物毛糸 13.0 19.4
麻糸	27.7°	56.5°	59.3°	
生糸	140 ⁴⁴	150 ⁴⁴	156 ⁴⁴	

昭和 34 年 廣 郡 步 計 事 容

（4200万ベースの一試案）

別		昭和23年度(原価)		全24年度(原価)		第四次審査 (4,040万円)		第三次審査 (4,040万円)		備考	
山	元	消	費	④	5790	2474	④	2000	24420	④	2500
造	工	業	軍	出	1105.3		1320.0		1320.0	1248	107
輸					1235.5		1118.0		1292.0	104	820
運						3	12	220	670		
輸	出	保	留			④ 32.0	7336.4	④ 740.0	7530.0	④ 700.0	7530.0
私						84.2		93.0		102	
船	舶	瓦	鴻			1340.1		1580.0		1660.0	124
計						④ 32.0	8210.7	④ 740.0	9203.0	④ 700.0	9203.0
通	信	漫	房			32.7		34.0		34.0	105
電	車	其	電			3182.3		4650.0		4650.0	146
電	力	其	電			1,333.6.6		12040		20040	150
力						4523.9		6354.0		6654.0	147
力						④ 115.3	1661.2	④ 200.0	1700.0	④ 200.0	1750.0
力						④ 2.0	262.6	925.0		965.0	112
官						1713	415.0				
務	院	用				172.9					
北	海	通	漫	房		1312.8		1650.0		1650.0	126
石	灰	ト	マ	イ		310.2		432.0		432.0	139
学	營	給	食			16.6		24.0		24.0	193
ニ	ハ	一	ハ			161.5		165.0		165.0	103
カ	ラ	煙				136.8		150.0		150.0	110
燃	瓦	其				④ 311.481.0		600.0		600.0	125
其	瓦	其				148.8		160.0		160.0	600
計						④ 51291.6.9		3594.0		3614.0	124
財	成					-		502.0			600
非	履	其	用	資		④ 120.4	23,625.5	② 200.0	200.0	④ 200.0	2668
鉄						2,362.5		26,020.0		28,020.0	
金	屬	二	葉	銀		④ 2074	51022.2	④ 320.0	20,000	④ 520.0	52,000
金	屬	二	葉	銀		2546.4		3435.0		3636.0	137
金	屬	二	葉	銀		107	12.0	132.0		132.0	12.5
金	屬	二	葉	銀		119.0		132.0		132.0	115
金	屬	二	葉	銀		295.9	④ 15.0	396.0	④ 15.0	436	147
金	屬	二	葉	銀		107	12.0	12.0		12.0	115
金	屬	二	葉	銀		④ 282.4	21062.2	④ 47.0	2242.0	④ 537.0	2242.0
金	屬	二	葉	銀		2,92.0		398.0		422.0	121
金	屬	二	葉	銀		142.5		202.0		215.0	145
金	屬	二	葉	銀		46.0		52.0		52.0	30.0
金	屬	二	葉	銀		52.0		52.0		52.0	112
金	屬	二	葉	銀		46.0		52.0		52.0	5.0

部	門	別	昭和23年費 用実績(A)		合22年度 定期決算 (4010万円)		合計四次業 (4220万円)(B)		B/A	24年 格外成 績	原 旁
			桂	英	桂	英	桂	英			
一 電	機 械	機 械	190.0		210.0		215.0	113	32.0		
電 通	機 械	機 械	90.2		102.0		107.0	120	10.0		
電 線	球	球	102.8		108.0		108.0	105			
電 線	計		40.0		40.0		45.0	113			
板 材	加 工	火 焰 瓦	136.5		151.0		161.0	116			
板 材	農 品	農 品	102.7		110.0		110.0	106	8.0		
鋼 鐵	磁 器	磁 器	90.2		98.0		98.0	109	5.0		
鐵 鋼	鋼 器	鋼 器	11.0		11.0		11.0	101	1.0		
耐 火 瓦	機 器	機 器	184.2		280.0		280.0	152			
耐 火 瓦	農 業 資 料	農 業 資 料	204.4	33.7	39.0		39.0	116	1.2		
研 磨 劑	湖 料	湖 料	14.5		16.4		16.0	110			
研 磨 劑	灰 灰	灰 灰	55.1		60.0		63.0	114	14.0		
研 磨 劑	土 壤	土 壤	33.0		35.0		40.0	121	8.0		
研 磨 劑	黑 土	黑 土	10.0	204.4	280.0		102.0	145	81.0		
研 磨 劑	黑 土	黑 土	19.5		20.5		22.5	142			
研 磨 劑	出 口	出 口	④14.5	52.5	98.5		206.3	135	118.2		
味 精	醬 油	醬 油	162.2		222.0		232.0	143	14.0		
味 精	牛 乳 製 品	牛 乳 製 品	77.5		110.0		122.0	156	8.0		
味 精	豆 漿	豆 漿	92.4		133.0		151.0	163	12.0		
味 精	豆 漿	豆 漿	28.4		115.0		134.0	145	7.0		
味 精	豆 漿	豆 漿	29.7		95.0		195.0	118			
味 精	燶 燶	燶 燶	111.5		134.0		140.0	120	24.0		
味 精	草 藥	草 藥	41.3		52.0		55.0	133			
味 精	他	他	②43.1	54.3	②60.1	63.0	②60.1	180.5	117	36.0	
味 精	計		③43.2	12.3	③60.1	102.0	③60.1	102.5	135	101	
味 精	菜 料	菜 料	32.5		38.0		38.0	117	2.0		
味 精	料	料	14		20		35	25.0			
味 精	料	料	3.0		4.0		4.0	133			
味 精	其他	其他	0.3		2.0		2.0	67			
味 精	他	他	4.7		6.0		6.5	201			
味 精	他	他	15.1	7.0	32.4	49.2	45.0	55.0	53.5	95.0	
味 精	他	他	14.1	7.0	49.0	110.0	110.0	110.0	110.0	15.0	
味 精	他	他	22.4		26.0		26.0	115	5.0		
味 精	他	他	④32.4	5.0	45.0	62.6	45.0	55.0	67.1	114	

部門別	(23年実費) A	(三次費) B	$\frac{B}{A}$	24年 格外費	備考
家庭用金物	75	8.0	8.0	106	2.0
工芸品	72	8.0	8.0	111	
非鉄日用品	12.9	14.0	14.0	110	4.0
ゴム製品	156.7	218.0	218.0	149	34.0
計	184.3	248.0	248.0	134	42.0
麻安	② 169,597.2	③ 170,650.0	④ 175,0	108	
石灰窒素カルボン	② 68.2	48.9	③ 150.0	22.0	41
過磷酸鈣石炭	21.7	30.0	30.0	138	
廃肥料	-	2.0	2.0		
加里肥料	-	6.0	6.0		5.0
計	② 726.9	③ 682	④ 172.0	150.0	107
ソーラン公説薬品	② 65.1	1,667.8	③ 72.0	650.0	1,788.0
カリ塩	567.1	692.0	692.0	500.0	122
無機肥料	32.0	44.0	44.0	138	11.0
有機合成肥料	53.7	67.0	67.0	124	12.0
化粧品	② 6.3	69.0	100.0	105	10.0
タバコ葉品	16.3	12.0	12.0	74	
合成樹脂	② 6.2	33.3	③ 16.0	38.0	114
合成樹脂繊維	23.2	15.0	15.0	145	3.0
油脂加工	② 60.4	17.0	17.0		
塗写真感光材料	31.7	50.0	55.0	120	10.0
アルコール	12.1	2.0	2.0		
セラチン	104.6	104.0	104.0	104	6.0
メシニン	5.7	8.0	8.0	120	
医薬	-	4.0	4.0		
農業	99.7	112.0	112.0	113	32.0
其の他	11.3	14.0	14.0	125	
農業	6.4	5.0	8.0	132.0	200.0
其の他	15.7	17.0	17.0	108	14.0
計	② 92.4	③ 93	④ 112.0	⑤ 50.0	128
紡織物	91.9	119.0	119.0	130	12.0
総合織工	10.8	12.0	12.0	111	1.5
毛糸	46.0	60.0	60.0	144	9.5
麻	26.6	27.0	27.0	101	10.0
又	7	6.0	7.0	117	

部門別	(23年実績) A		(三回目) B		$\frac{B}{A}$	24年 格外炭	備考
	(三回目)	(四回目)	(三回目)	(四回目)			
機械人綱	8.7	10.0	10.0	11.5		11.0	
織工	127.7	155.0	194.0	274.0	1.46	60.0	
蚕糸	162.7	220.0	271.0	371.0	1.67	143	
染色整理	309.6	350.0	350.0	350.0	1.13	16.0	
計	510.972.2	6194.0	7126.0	10274.0	1.33	120.0	
皮革	5.8	11.2.0	12.0	20.7			
産業用炭	52.7						
産業用炭計	1,160.1 1,0,806.8	2200.0 1,318.0	2200.0 1,318.0	2700.0 2,880.0	1.27	133.2	
総計	1280.5	2400.0	2400.0	3400.0	1.90	120.0	
販賣量	34330.3	40000.0	42000.0	42200.0	1.22	120.0	

裏面白紙

2.21
10~4
149

済
3037
原3
220

飲用牛乳及び煉粉乳に対するリンク制実施について

二四二二二二

牛乳及煉粉乳の重要性に鑑み、その合理的配給を実施することを目的として、このたび「乳幼児食糧管理法」を制定し、牛乳及び煉粉乳を食管株別会計により買上げ、米麦等とパール計算の上その消費者価格を引下げ、主食との差引配給を実施する計画の下に目下法案を審議中である。

右法案は今次四公に提出の予定であるが、本法実施上、原料乳生産者に対する報償物資については、米麦と可程度のウエイトの下でリンク制により配給を実施しようとするものである。

昭和二十四年度飲用牛乳及び煉粉乳に対するリンク制実施要領（案）

一 配給対照

イ 煉粉乳製造工場に原料乳を供出した者

ロ 農林大豆の指定する地域内の牛乳処理場に牛乳を供出した者

ハ 同上、乳幼児に対し主食差引により優先配給された乳量に限る。

二 生産量の認定

イ 煉粉乳については公團の買上数量

ロ 飲用牛乳については毎月の主食差引配給均等額を翌月公團において集計し、数量を確認する。

三 発券手続

生産量に基く府県別の需要物資の割当数量に応じ地方庁が供出団体別に配給券を発券する。

四 リンク物資の種類・数量

リ ン ク 物 資	単 位	數 量	(一) 織維製品及び作業用具				
			千 本	千 尺	千 尺	千 尺	千 尺
(1) 織 織 物	千 反	二〇	五三二	一〇、六四〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
(2) 喫 好 品	千 本	五〇〇	五三二	一〇、六四〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇

(二) 自転車タイヤ・チューブ	手 袋	地 足 袋	城 趾	千 本				
				千 本	千 尺	千 尺	千 尺	千 尺
(3) (4) (5)	(2)	(1)	(5)	一〇、六四〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
自 転 車 タイ ヤ チ ュ ーブ	手 袋	地 足 袋	城 趾	一〇、六四〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇

五 リンク配給基準

上半期、下半期毎月織切り夫々生産された煉粉乳三、三函ハ全粉乳核算所要原料乳一石ハ、飲用牛乳一石につき次のリンク物資を該農家にその供出乳量に応じ配給する。

イ 織維製品及び作業用具、別表に掲げる呂目四点に相当するもの

ロ 百産通草二〇本

ハ 烟一合

六 商取態勢

供出田林毎に一石百文

(別表) 織維製品及作業用呂点数表

名	単位	点
錦手地ゴム	一	二五点
地ゴム半長靴	一	一五五四
ゴム深靴	二	二五〇
自転車タイヤ	一	一五五
子一ブ	二	一五五

参考資料

一、昭和二十四年度牛乳生産及認分計画

総生産量
農家自家消費
集乳口数

(總生産の一〇%)
(販売乳量の二%)

飲用牛乳
原科乳
原科乳内式
原料乳
煉乳
粉
乳
バター
チーズ

三八九、一八〇タ
六七九九八〇
三二一、〇四〇タ
一一六、六四〇タ
二三八、〇〇〇タ
一四、三〇〇タ
一〇、〇〇〇タ
八二九、一四〇
三八八、八〇〇
一〇〇、〇〇〇石

(複呂三八一四〇〇石)
(複呂一四八三三〇〇西、一國二〇九七)
(、三八八、八〇〇西、一國三斗)
(、三、四〇〇〇〇封底)
(、一四三三〇〇〇)

二、リンケ対象生産量

不
凍
粉
乳
内
証
全
粉
内
証
調
粉
凍
乳
飲
用
牛
乳

一四二五、六四〇西
二〇、七七〇〇西
(夷國一六七五六〇〇西)
八二九、一四〇
三八八、八〇〇
一〇〇、〇〇〇石
(六大都市乳児肉)

昭和二十四年二月二十二日

2.21
31e
✓
146

昭和二十四年度酒類需給計画策定資料

経本生活物資局加工食品課

69

10037
原 16
23日

目

次

- 一、昭和二十二年酒造年度酒類生産計画（至昭二十三年四月一日）
二、昭和二十二年酒造年度月別生産実績調
三、昭和二十三年酒造年度各四半期別酒類別生産実績表
四、昭和二十三年酒造年度酒類生産計画（至昭二十四年九月三十日）
五、昭和二十四年酒造年度各四半期別酒類生産実績及見込高調
六、昭和二十三年酒造年度各四半期別酒類生産実績及見込高調
七、昭和二十四年酒造年度各四半期別酒類生産高調（経復案）（至昭二十五年一月三十日）
八、昭和二十四年度各四半期別酒類製成見込高調（経復案）
九、昭和二十四年度酒類需給計画（経復案）（案）
一〇、(案)による昭和二十四年度酒類供給見込高及び稅收見込高調（経復案）
一一、(案)による昭和二十四年度各四半期別酒類製成高表（G.H.Q案）
一二、(案)による昭和二十四年度各四半期別酒類製成高表
一三、昭和二十四年度酒類需給計画（司令部案）
一四、(案)による昭和二十四年度酒類供給見込高及び稅收見込高調（司令部案）
一五、昭和二十三年度上半期分用途別酒類割当配給計画案
一六、昭和二十三年度下半期分用途別酒類割当計画案

(16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)

昭和二十二酒造年度酒類生産計画（自昭二二、一〇、三〇。）

一七、	昭和二十三年歲酒製別特別酒將酒消化狀況調査
一八、	酒類稅率表
一九、	"
二〇、	昭和十二酒造年慶以降酒類製造高額
二一、	主要酒類販賣額將甲稅負擔割合
二二、	酒類價格表（一般配給酒）品名
二三、	酒類價格表（特別酒類）品名
二四、	酒類原單位表

(24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17)

昭和二十四酒造年度月別生産実績表

酒 類 別 及 介	月別											
	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月
酒	四三石	二天一石	一元石	三二三石	五八石	四八石	五八石	一七石	三八石	五一石	五三石	六八石
合 成 酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒
米	味	味	味	味	味	味	味	味	味	味	味	味
麥	燒	燒	燒	燒	燒	燒	燒	燒	燒	燒	燒	燒
果	實	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒
雜	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒
計												

(2)

昭和二十二酒造年度各四半期別酒類別生産実績表

酒 類 別 及 介	四半期											
	生 產 高	割 合										
酒	四八三三五石	九%	一七二石	%	田田二石	%	四五七。八九石	%	五〇六〇三八石	%	一一大七四七	%
合 成 酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒
米	味	味	味	味	味	味	味	味	味	味	味	味
麥	燒	燒	燒	燒	燒	燒	燒	燒	燒	燒	燒	燒
果	實	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒
雜	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒
計												

(3)

昭和二十三酒造年度酒類生産計画（昭和二十三年三月三十日）

已 分 木	大 製	日 誉	穀 粟	アルコール	雜 原 料	生産見込枚 稿	率
清 酒	四三〇九〇石	一 石	一一三一九〇 千貫	千貫	四〇三三 升	一七〇	六二〇 石
合 成 清 酒	—	—	一九〇三四	八〇〇	八〇〇	七〇〇	一三五
味 林	三三四一 石	—	四〇六	一七〇	一四〇	一三	五
燒 耐	八〇二四 石	五六〇	一三〇八〇	八〇〇	八七〇	一四二	五
夏 宾 酒	一九〇八〇	四〇〇	一〇〇	一六八〇	六四〇	二八	六四〇
雜 酒	八〇〇	二六八六	七〇七	一〇〇	四三	一八二七	一
一 計	四〇〇八〇〇	四〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一

(4)

昭和二十三酒造年度各四半期別酒類生産実績及び見込商調

酒類別	各四半期別	名			計
		(二四、四、一)	(二四、七、一)	(二三、一二、三一)	
清 酒	大〇三〇〇 石	九〇三八 石	二大二 石	六〇〇〇〇 石	大七〇〇〇〇 石
合 成 清 酒	六五八〇	五一五三一	六三六九	五四〇〇〇	三三五〇〇〇
味 林	五五八〇	五六三八	七九二	六〇〇〇	一八〇〇〇
燒 耐	一九八四〇	二六三六八	九五九一七	八三〇〇〇	大四〇〇〇〇
夏 宾 酒	三〇八〇	七〇五七	一四八六三	三〇〇〇	二八〇〇〇
雜 酒	二三五二	九〇三八	一九〇〇	四〇〇〇	一八二七〇〇
一 計	三三五六三五	二四六一五	八六〇〇〇	一八二七〇〇	一

(5)

註 (1) これは実績その他は見込を示す。

昭和二十三年度各四年期別酒類生産実績及び見込高額

酒類別	四年期別	名	%	%	計
清酒	四八三五石	一七〇石	二六二石	六〇〇石	六四八七六石
合城酒	四六七四九	五三〇五八	大三六九	五四〇〇	二一七六七石
味淋	二三〇一	二一八〇	七九〇	六〇〇	一一三九三
燒酎	三〇六〇二	二八六三八	六一〇一四	九五〇〇	二一五五四
米酒	一三八四七五	一五六九〇	九五九七	八三〇〇	田比四一八二
果実酒	二八九三	一二三八五	一四八三	三〇〇	一六三〇七
雜酒	八一五八	九四三八	一九〇〇	四八九七七	六四三六五八
計	一三九五三一	三五八九六三	二四六一五五	八六〇〇〇	

昭和二十四酒造年度各四年期別酒類生産高額(経復案) (自二四、一〇、一至二五、九、三)

酒類別	四年期別	名	%	%	計
清酒	九〇四五〇石	〇石	一〇〇五〇石	九〇四五〇石	一〇〇五〇〇石
合城酒	一〇三七六	一一三七〇	六六〇六	八四〇一〇	三六七〇〇
味淋	八〇六	七八〇	一〇〇	八八〇	二六〇〇
燒酎	五三五六	田九六四〇	田大七一〇	一四三〇八	二九三〇〇
米酒	三九七六〇	三三六〇〇	一一一六〇	一四三〇〇	九三〇〇〇
果実酒	三〇八〇	五六八	一六三〇	二八〇〇	二八〇〇
雜酒	一〇四〇	一五六〇	七八〇	一六四〇〇	六〇〇〇
計	一三九五一〇	五二八六九〇	三四九七七〇	一三九四八三〇	三七三八〇〇〇

昭和二十四年度各四半期別酒類製造見込高銅（経復案）

酒類別	四半期別	1/4	2/4	3/4	4/4
清酒	酒	六〇三〇石	九〇三八石	一〇〇五〇石	九〇四五〇石
合成清酒	酒	六五八〇	五五八〇	五五八〇	六六〇六〇
燒酎	味	一九八〇	三四七〇	一三〇〇	八八〇
麥酒	酒	三〇八〇	二六三六八三	一〇一〇〇〇	一三〇〇〇
泉酒	酒	七三一〇	七〇五七	一六三〇〇	一三〇〇〇
雅酒	酒	七三一〇	七三五二	七八〇〇	二六〇〇〇
計		三七五三一〇	三四五六三五	三四九七〇	二三五四三五

昭和二十四年度酒類需給計画（経復案）

単位 千名

酒類別	区分	昭、二年酒、年生産見込高				合計
		昭、二年酒、年生産見込高(A)	合計見込高(B)	供給見込高(A)	供給見込高(B)	
清酒	酒	六七〇	六七〇	六七〇	六七〇	六七〇
合成清酒	酒	二三五	二三五	二三五	二三五	二三五
燒酎	味	一七	一七	一七	一七	一七
麥酒	酒	一九三	一九三	一九三	一九三	一九三
泉酒	酒	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇
雅酒	酒	二八	二八	二八	二八	二八
計		六二六	一四三〇	一四三〇	一四三〇	一四三〇

註：(1) 昭、二年、供給見込總量の内括弧内は適用免稅分である。

(一) 来による昭和二十四年度酒類供給見込高及び税収見込高額(経復率)

(二) 基本税・加算税の内(一)、(二)は各酒類の級別、(三)は平均税率である。

昭和二十四酒造年度各回半期別酒類製成高表(4.1.1.2表)

酒類別	四半期別	1/4	2/4	3/4	4/4	計
清酒		八五七七〇万	九五三〇万	八五七二〇	一八一〇〇〇	九五三〇〇〇
合成清酒		五〇六八〇	五大二一〇	三三五八〇	四一六三〇	一八一〇〇〇
味味林		三四一〇	三三〇〇	五五〇	三七一〇	一八一〇〇〇
燒酎		二八三六〇	二六六九〇	二五一三〇	七大九三〇	一五七〇〇〇
麥酒		一三六四〇	一五四〇〇〇	九〇〇〇〇	五七二〇〇〇	三四〇〇〇〇
果實酒		一一一〇〇	四一〇〇	一一大六〇	三〇〇〇〇	九〇〇〇〇
雜酒		五七四〇	八三三〇	田一六〇	一四〇八〇	三〇〇〇〇
計		三一三六〇	三五三六〇	一七五九〇	一〇五三二八〇	三七九〇〇〇〇

案による昭和二十四年度各四半期別酒類製成高表

昭和二十四年度烟燬開始計画（司令部案）

寧位
千石

		酒類別		酒類別		酒類別		酒類別		酒類別	
		生産見込高		販売見込高		生産見込高		販売見込高		生産見込高	
		全上の内昭二由		昭二三、酒軍		全上の内昭二由		昭二三、酒軍		全上の内昭二由	
		生産実績	酒	販賣	酒	生産実績	酒	販賣	酒	生産実績	酒
計		二八二六	二八	四三	六四〇	一九三	一七	二三五	六七〇	一〇〇%	二八二六
米	實	(60%)	(65%)	(70%)	(60%)	(60%)	(60%)	(60%)	(60%)	(60%)	(60%)
米	實	一四二〇	一七	四四八	一六	一五七	一〇	一四一	六七〇	九五三	一四二〇
米	實	六七九八	二〇	三二	四四〇	一五七	一五	一八一	九五三	一〇	六七九八
米	實	(35%)	(30%)	(35%)	(35%)	(35%)	(35%)	(35%)	(35%)	〇	(35%)
米	實	二五一	七	一〇	一〇	五五	五	六四	九五三	一七	二五一
米	實	一六八一	三四	三八	五五八	一七一	一五	二〇五	二〇五	一七	一六八一
米	實	九八%	九八%	九九%	九八%	九八%	一七	一一五%	一一二%	一一一%	九八%
米	實	四三二	一七八八	三三	五五二	五二九	五五二	一六七	一四八	七四八	一六八一

司令部案

昭和二十三年度上半期分用金別酒類割当配附計算表
(單位千石)

、但し黒寅毛は昭二三、四、一一昭二三、七、七までの方である。

田約二十三畝，下半年分用金別滿額刷制，每升面表

(單位 千石)

昭和二十三年度西瀬別特別個別化粧品課

酒類別		分当初計画		自昭二年三月 実績化	計画に付す る消化割合	概要
基準酒量	計	四〇四〇〇	三七四五一五			
五百六十五	四四五七五	五八三〇〇	三七一五	六八七	一ヶ月平均〇七五%であるが	一ヶ月平均〇七五%であるが
五百九	一六二〇〇	一六七一	一六七一	六三四	二月及ひ三月まで、一四	二月及ひ三月まで、一四
五百九	一九一一一	一六七一	一六七一	七〇五	五とすると、一月まで、七二五%で	五とすると、一月まで、七二五%で
七二五	五六二	七一八	七一八	七三四	から昭二年三月まで、ハセ〇	から昭二年三月まで、ハセ〇
		七二五	七二五	七二五	とある。	とある。

17

15

類 稱 案 本 表

482

基 本 税		加 算 税	總 稅
區 分 別 別	果 実 酒 酒	額	額
方 四 飲	カ 一 飲 カ 二 飲 カ 三 飲	一 石 当 リ 一 石 当 リ 一 石 当 リ	一 五〇〇〇 円 一 五〇〇〇 円 一 五〇〇〇 円
ク	ク	三 五〇〇〇 二 六〇〇〇 二 八〇〇〇	三 五〇〇〇 二 六〇〇〇 二 八〇〇〇
ニ 〇 〇 〇 〇	二 五 五 〇 アルゴール分三十度ヲ超エ ルトスハ、アルゴール分二十 度ヲ超コル一度毎ニ千五 百三十円ヲ加フ	オ 二 飲 オ 三 飲	九〇〇〇 アルゴール分二十度ヲ超エ ルトスハ、アルゴール分二十 度ヲ超コル一度毎ニ千五 百三十円ヲ加フ
一 〇 〇 〇 〇		一 石 当 リ	九〇〇〇 アルゴール分二十度ヲ超エ ルトスハ、アルゴール分二十 度ヲ超コル一度毎ニ千五 百三十円ヲ加フ

49

昭和 12 年度算定以降消費量紙類 (單位 千石)

種類	12	15	18	20	21	22	23 (電池)
書類	12	15	18	20	21	22	23 (電池)
清	4,376	2,642	1,824	835	868	510	470
合	成	97	326	285	122	193	163
通	用	6	5	3	0	0	0
白	人	5	4	0	—	—	—
紙	力	95	96	31	17	16	9
鐵	力	269	510	204	181	151	130
良	用	1,295	1,506	3,67	593	510	527
黑	良	32	61	172	33	36	29
耗	用	61	76	52	38	39	38
計	2,515	(2,807)	(6,222)	(10,651)	(12,151)	(15,217)	(15,317)
生	產	指	數	1,400	1,67	1,63	1,62

(20)

備考 1. 本表は依然統計より作成した。

2. 前期の数字は、標準価値表示す。

貿易() 主要油類販売額中税率割合

額	数量	100円	200円	300円	400円	500円	600円	700円	800円	900円	1000円
精	油	39.7%	47.9%	55.1%	49.6%	46.9%	44.6%	42.7%	40.6%	38.7%	36.7%
清	油	44.4%	49.1%	54.1%	57.5%	59.7%	61.7%	63.7%	65.7%	67.7%	69.7%
合	成	37.9%	34.7%	31.5%	37.0%	35.2%	33.4%	31.6%	30.8%	29.9%	29.1%
合	成	14.2%	12.3%	10.5%	12.3%	11.5%	10.7%	10.0%	9.3%	8.6%	7.9%
合	成	14.2%	12.3%	10.5%	12.3%	11.5%	10.7%	10.0%	9.3%	8.6%	7.9%
燃	料	21.1%	19.9%	18.7%	20.5%	19.3%	18.1%	17.0%	15.9%	14.8%	13.7%
燃	料	26.3%	22.2%	19.5%	21.0%	18.7%	17.4%	16.1%	14.8%	13.5%	12.2%
燃	料	3.6%	3.4%	3.2%	3.6%	3.4%	3.2%	3.0%	2.8%	2.6%	2.4%
總	計	3.6%	3.4%	3.2%	3.6%	3.4%	3.2%	3.0%	2.8%	2.6%	2.4%

(21)

158



日本製油販賣(公团)主張及小松武雄



組合



取引税及電力消費税

酒類価格表(一般販賣酒) 20人範囲

区分	単位	数量	酒税(税込)	販(公課)	小盛	税 額	販(公課)及 税額(税込)		(A) (C)	(B) (C)
							(A)	(B)		
清酒 一級	升	1	74.40	380.00	13.00	326.00	76.17	486.67	678.78	959.78
清酒 二級	升	1	63.40	245.00	15.70	250.00	70.52	378.52	549	923
合計清酒 一級	升	1	89.10	210.00	15.10	247.00	72.55	264.45	573	108
合計清酒 二級	升	1	79.85	210.00	16.75	23.55	26.34	352.44	555	109
味りん 木箱	升	1	32.70	252.00	80.80	29.50	22.60	422.60	533	158
味りん 木箱	升	1	39.90	252.00	16.50	27.60	30.97	410.97	613	184
味りん 木箱	升	1	39.55	215.00	14.75	24.50	27.47	365.29	589	164
味 酒	升	1	11.81	51.60	2.34	4.25	5.70	75.70	172	457
味 酒	升	1	132.40	515.60	20.00	40.30	52.45	109.15	145	819
味 酒 味 酒 味 酒 味 酒	升	1	51.95	12.50	18.70	22.90	304.50	649	1029	1529
味 酒 味 酒	升	1	11.20	12.77	3.00	9.55	11.03	142.63	557	102
味 酒 味 酒	升	1	5.50	5.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

酒類価格表(特別価格酒) 20人範囲

区分	単位	数量	酒税(税込)	販(公課)	小 盛	税 額	販(公課)及 税額(税込)		(A) (C)	(B) (C)
							(A)	(B)		
清酒 一級	升	74.40	370.00	17.60	42.00	42.35	97.235	799.78	877.78	959.78
清酒 二級	升	63.40	235.00	17.60	33.50	16.60	81.010	1283	858	877.78
合計 一級	升	89.10	210.00	27.70	32.90	27.05	758.58	736	810	959.78
味りん 木箱	升	32.70	252.00	10.80	31.45	57.05	959.15	1464	1001	1529
味りん 木箱	升	39.90	252.00	12.60	25.50	13.10	842.10	1768	1049	1529
味りん 木箱	升	39.55	215.00	11.45	20.50	12.00	865.20	1748	1023	1529
味 酒	升	11.81	51.60	2.34	4.25	12.22	162.22	794	869	959.78
味 酒	升	132.40	515.60	20.00	40.30	112.10	1495.20	985	1860	959.78
味 酒 味 酒 味 酒 味 酒	升	51.95	12.50	18.70	22.90	304.50	598.50	978	1052	1529
味 酒 味 酒	升	11.20	12.77	3.00	9.55	11.03	142.63	557	102	959.78
味 酒 味 酒	升	5.50	5.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

造 繕 保 草 仕 事

A. 原 料

原 料 名	規 格 名	厚 さ 位	大 量 用 材	鐵 油 用 材	米 量 用 材	合 成 鋼 用 材	施 工		ウ イ ラ ブ
							米 量 用 材	鐵 油 用 材	
米	石				77.5	67.2	4.0	—	1.2
大	瓦	0.37	0.295						1.9
古	舊	X	1.6	鐵 物	26.7	8.9	5.5	10.5	1.21 / 1.68
工 地 原 料		鐵 成 石 敷 / 石 当り		6		1.41.5		7.5	1.2
鐵	木								
樹	前	kg							
75 % 乳 鋼	水				6.0	1.14			
鐵 鋼 鋼	水					1.20			
ジルタミニスチーリング	g/m					1.20			

(24)

III その他の原 料 製成石数 / 石当り

石	块	1.8	6.0	1.29	2.13	2.28	4.13	3.00	
コ - ク ス	木		大 木 - 一 也 当り	2.50			大 木 - 一 也 当り 2.50		
電	力	KWH		6.2	2.3	2.8	3.1	4.5	
四 工 種 材 料 製成石数 / 石当り									
高 用 木 材	木	24木入0.56	20%	10木入0.55	20%	0.85	2.0%	0.86	20% 12木入1.3 20%
樹 用 木 材	石	25.2木入	"	4木入	0.75	2.5%	0.75	2.5%	—
費	木	640cc 26.5	"	一 木	1.00	5.4	1.00	5%	720cc入 K56 2.85 5%
油		1.80	1.15	1.0%	6.5	1.0%	1.51	10%	1.67 1.15 10%
五	油	7.11	1.045	1.5	6.5		9.5	1.08 (P.M.S. 48)	0.8

(25)

四) 塗装費用区分 配給額の概略	
丁 ルコ - リ 令	平均 3.5 一級 16.0 二級 15.0
漆工 灰 令	一級 27.0 二級 26.5

註 アルコール分付重量の漆工灰以外は100t中の割合を示す

(C) 漆物 (防腐剤)	聚丙石板 の 一 瓶
漆 增 増 %	漆 料 合成樹脂 漆 料 ウレタンモー

リ リ リ 距 25 mm 以下 45 mm 以上

(D) 油漆方法	漆 增 増 %	漆 增 増 %	漆 增 増 %	漆 增 増 %	漆 增 増 %
漆 增 増 %	80~92	20~60	5~16	3~12	100
漆 增 増 %	8~20	10~40	95~84	—	—
漆 增 増 %	—	—	—	91~88	—

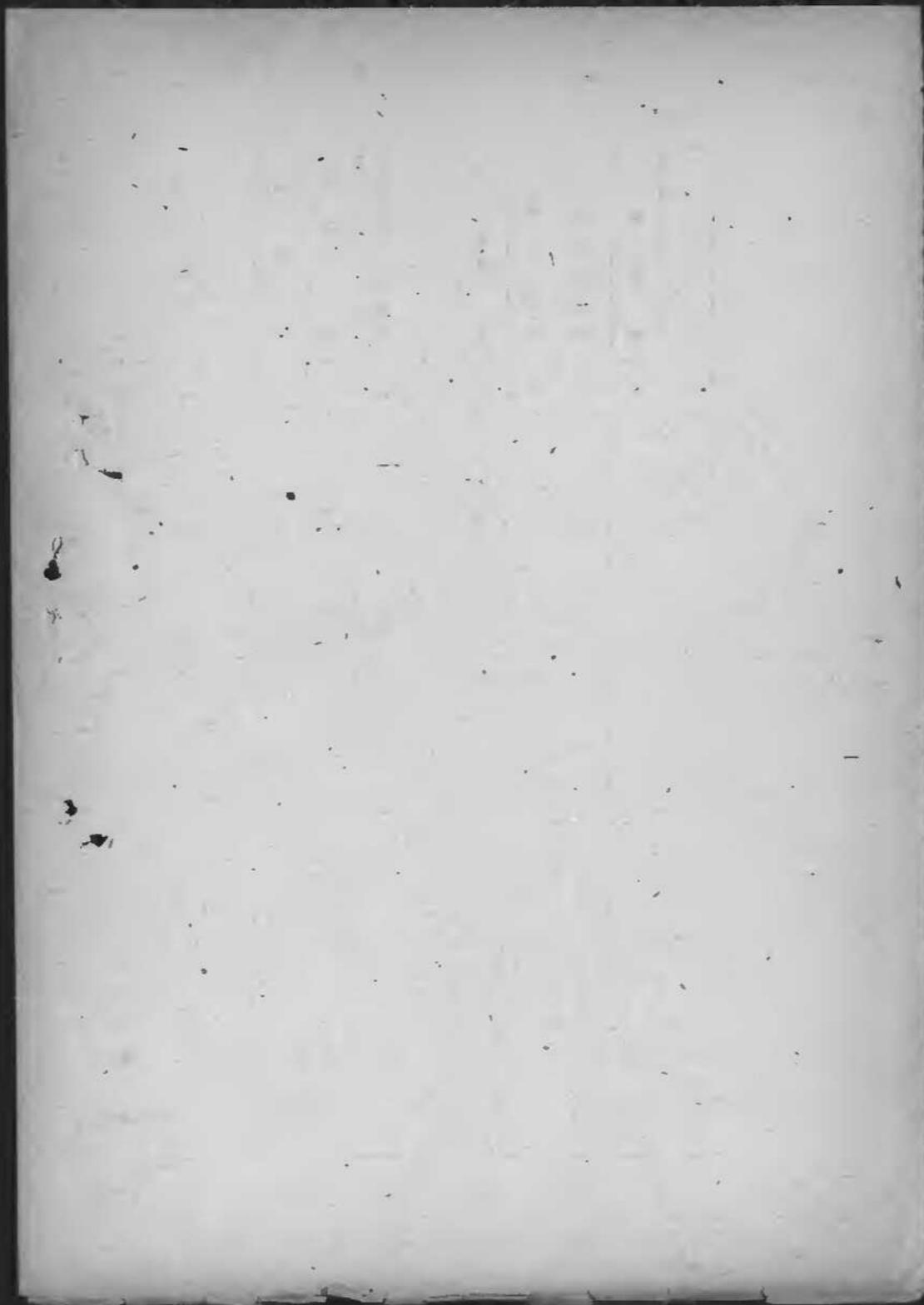
註 配給計画にナツテ多岐の種がある

(E) 用 途	・	・	・	・	・
重 油 油 料	100	100	100	100	100
此上算加又付他原料	%	—	—	—	—

(29)

(F) 配給 実績 23年度 配給計画比 ± %	・	・	・	・	・
1 制 当 配 給	%	41	25	87	82
2 漆 增 増 草	%	44	65	13	18
3 漆 增 増 草	%	15	—	—	—
4		14.0	100	100	100

161



列
歌

(一) 昭和二十四年度酒類需給計画(案)

(昭二四二二四)
F.S.B 加工食品课

貢の割当があり今回税法改正の見込によると稅收を計上した。

昭和二十四年度酒類需給計画(案)

註 石計画は昭和二十四年度に於て米六五〇千石 大麦一八三千石 甘藷三一〇〇〇千貫の割合があり且つ税法改正の見込による稅收を計上した。

質の割当があり且つ税法改正の見込みによる税収を計上した

国立公文書館
National Archives of Japan

民二十四年度酒類需給計畫（案）

酒類別	生產見込高	供給率	供給見込高	酒稅額	額
清酒	六七〇 吉	一一一 %	六九三 千百	三二六 二千四	
合成清酒	二七〇	一一一	三二七	八〇二	
味淋	一一九	一一五	二二	一一二	
燒酎	一一八	九八	二一四	六四五	
威士忌	六八八	九八	六三五五	一	
雜酒	四六	外 二二	大 五二	一	
果実酒	二七	九八	外 二九	一	
計	一九三七	一	一	一	
基準酒量	一六五〇	一	一	一	

二
古文

廿六
著友

清原軍

燒
合
卷

木
アルコール 六二五石
三〇%

大五〇千石
三〇〇

大豆三四

一〇五四

アルコール 三〇%

大豆三四

100

三

2

参考

(一) 一日本政府案

昭和二十四年度酒類需給計画(案)

於ケヨ

昭和二十四年度酒類需給計画(案)

164

計		果実酒		糞酒		麥酒		焼酎		味淋		合成清酒		清酒		酒類別区分		昭和二十三酒年生産見込高	
一八三六	一八	四三	四三	六四〇	一九三	一七	一七	一四一	一四一	一七	一七	一七	一七	一七	一七	昭和二十三酒年生産見込高	全上の昭和二十三酒年生産見込高(44)		
一四三〇	一七	四四六	四四六	一一大	一一六	一〇	一〇	一〇	一〇	昭和二十三酒年生産見込高	全上の昭和二十三酒年生産見込高(44)								
二七三八	二八	六	九六〇	二九二	三六七	一〇五	一〇五	一九	一九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	昭和二十三酒年生産見込高	全上の昭和二十三酒年生産見込高(44)		
五〇七	一〇	六	一四〇	一〇二	一九	一九	一九	二一八	二一八	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	昭和二十四供給見込高(18)	昭和二十四供給見込高(18)	
一九三二	二七	四六	六八八	二一八	一九	二一五	二一五	一九	一九	二一四	二一四	二一四	二一四	二一四	二一四	二一四	供給率	供給率	
二〇二六	二六	四二	九九	九八	九八	九八	九八	九九	九九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	昭和二十四供給見込高	昭和二十四供給見込高	
(三三)	二六	四二	六五二	二一四	二二	二二	二二	二二	二二	千石	千石								

昭和二十四年度酒類需給計画(案)

164

註 (二) 昭和二十四供給見込量の内酒類内は通用免稅分である。

者	酒類別区分	昭和二十四供給見込高	基		稅本	稅率	稅額	石數	稅本	稅率	稅額	石數	稅本	稅率	稅額	石數	稅本	稅率	稅額
			見込高	供給見込高															
果実酒	酒	二二二六	二六	二六	二二二六														
糞酒	酒	(三三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)	(三)
麥酒	酒	二二二六	二六	二六	二二二六														
燒酎	酒	二二二六	二六	二六	二二二六														
味淋	酒	二二二六	二六	二六	二二二六														
合成清酒	酒	二二二六	二六	二六	二二二六														
者	酒類別区分	昭和二十四供給見込高	基	見込高	稅本	稅率	稅額	石數	稅本	稅率	稅額	石數	稅本	稅率	稅額	石數	稅本	稅率	稅額

註 (二) 右案による昭和二十四年度酒類供給見込量の内酒類内は通用免稅分である。

註 (二) 昭和二十四供給見込量の内酒類内は通用免稅分である。

註 (二) 基本税、加算税の内(一)～(四)は各酒類の級別、(四)は平均税率である。

註 (二) 清酒(一)は三〇%、(二)は七〇%として計算した。

註 (二) 加算税の石数は税率を据置いた場合の石数で二三年度実績に比し略同量とした。

二
（司令部案）

一
酒燭藥料米六五。千石 大豆一三八千石

昭和二十四年慶應期總計更一案

(單位 千瓦)

計		果実酒	梅酒	辰巳酒	焼酎	味淋	合成清酒	清酒	清酒
一八三六		二八	四三	六四〇	一九三	一七	二三五	六七〇	六七〇
一四三〇		一七	二八	四四八	一一六	一〇	一四一	六七〇	生産見込高(年)
一、一七九八		二〇	三二	四四〇	一五七	一五	一八一	九五三	供給見込高(年)
二五一		七	一〇	一一〇	五五	五	六四	〇	供給見込高(年)
一六八一		三四	三八	五五八	一七一	一五	二〇五	六七〇	昭三四四年供給見込高(年)
一、一、一		九八	九八	九九	九八	一一五	一二一	一一一%	供給率
一七七八	四三二	二三	四五	五五二	一六七	一七	三三	七四四	昭三四四年供給見込高(年)

右案に付昭元二十四五年度酒類供給見込高及び税收見込高調

類別		清酒		清酒		清酒		清酒		清酒		清酒	
分類		見上		高		大九三半石		石		數		稅率	
供給												本基	
類別	分類	見上	高	大九三半石	石	數	稅率	類別	分類	見上	高	大九三半石	石
供給	本基	見上	高	大九三半石	石	數	稅率	類別	分類	見上	高	大九三半石	石
酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒	酒
一、七〇五	一、七〇五	二三	三四	五二三	一六七	一七	二四八	一、七	一七	二一七	二四八	四八五	二二八
一、七〇五	一、七〇五	二三	三四	五二三	一六七	一六七	二一七	一、七	一七	二一七	二一七	三八·四	三八·四
三、八八六	三、八八六	二九·〇	四六	五〇·〇	一四七	七六九	三五九	四三	三一	五三一	二一〇	二一八八	七九五五石
		五八七	一	一	一七七	五〇	一四		三一	二二二	一一八八	一一八八	一九五五石
		一	(四)	七五〇	二二〇	三七〇	三九·五	三一	三一	三七〇	三九·〇	三九·〇	三九·〇
二、〇四九	二、〇四九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五、九三五	五、九三五	四六	四六	二三〇	一一五八	五四四	五九	大三六	大三六	大三六	大三六	八六六	二、〇四九

参考

三 昭和二十四年度酒類需給計画の日本政府案と司令部案による比較影響について

		酒類別区分		日本政府案		司令部案		全社比増減	
		生産高	全税額	生産高	全税額	生産高	全税額	△	△
清酒	六〇〇五千石	三二六二万円	九五三千石	三二六二万円	△	△	△	△	△
合成酒	三大七	八〇二	一六三	一五	一五	一六六	一六六	△	△
味淋	二六	一八一	五九	一五九	一五九	一六六	一六六	△	△
燒酎	二九二	一五七	一五七	一五七	一五七	一六六	一六六	△	△
及	九六〇	一四五	一四〇	一四〇	一四〇	一五五	一五五	△	△
果實酒	二八	二〇	三二	二三〇	二三〇	二七〇	二七〇	△	△
計	二七三八	大五九九	一七九八	五九三五	△九四〇	△九四〇	△六六四	△	△

註 生産高は昭和二十四年度(自昭二四、一〇、一至昭二五、九、三〇)に於ける石数

昭和二十四年度セメント需要計画
〔省議決定案〕

農林省畜産局

方針

1. 畜産振興五ヶ年計画に基く家畜の増殖に必要な飼料供給を第一義とし、之が爲サイロの設置補修及び既存飼料工場の補修により飼料の生産確保の萬全を期する。

2. 家畜力増殖に伴う畜舎の増築及補修並びにG.H.Q.より常時指令を以つてある乳牛舎の衛生的改善を行ひ、乾糞法の施行に伴う国營競馬及縣立營競馬の拡充整備努力を努める。

3. 原皮倉庫の拡充整備により生産原皮の貯蔵保全の措

置を講ずる。

4. 鈍鋸蹄釘工場及各駅蹄所の補修により現有駅蹄及造鋸釘能力の低下を防止する。

5. 畜産計画策定の概要

1. サイロ

a. 乳牛新乳牛役内用牛を対照とする。

b. 現有サイロ基數三七四、〇〇基は牛のサイロ所要基數一、一三五、五〇〇基の三二、九%である。之を五ヶ年計画により五〇名に追加せんとする。(新設)

c. 牛の年間增加頭數に対する所要基數六七、四〇〇の五〇名を新造せんとする。(新設)

d. 昭和二十四年度現有サイロ基數三六三、〇〇基の半を補修せんとする。

備考 新設 一基当六五〇頭 補修三〇頭

24
2.25
31①

ノ食料工場

指定配合飼料工場

許可配合飼料工場

奥約工場

酒
精
炮
工
場

卷之三

牛舍

卷之三

卷之三

卷之三

也。舊書

肉、牛、馬、豚、狸、鷄

記

年 度	增 加 頭 數	年 內 增 加 頭 數	昭和二十三年度		役肉用牛
			當 年 增 加 頭 數	當 年 增 加 頭 數	
一 年 度	一 年 度	一 年 度	一 九 二 九 、 〇 〇 〇 〇	一 九 二 九 、 〇 〇 〇 〇	一 〇 九 二 、 〇 〇 〇 〇
二 年 度	二 年 度	二 年 度	一 一 四 〇 、 〇 〇 〇	一 一 四 〇 、 〇 〇 〇	一 七 〇 、 〇 〇 〇 〇
三 年 度	三 年 度	三 年 度	四 八 、 〇 〇 〇	四 八 、 〇 〇 〇	一 九 〇 五 、 〇 〇 〇 〇
四 年 度	四 年 度	四 年 度	五 八 、 〇 〇 〇	五 八 、 〇 〇 〇	二 一 九 八 、 〇 〇 〇
五 年 度	五 年 度	五 年 度	一 羽 、 一 坪	一 羽 、 一 坪	二 九 三 、 〇 〇 〇

新築は昭和二十三年度頭數の $\frac{1}{100}$ に $\frac{1}{2}$ にて行う

法第二案に基く阪神競馬場の復旧工事及其の他九競馬場の既充整備を世人とす。現有六二地方競馬場を補修す。昭和二十四年度に於て一〇競馬場を新設す。

6. 原皮倉庫

1. 設原皮倉庫一、〇〇〇棟の5%を更新する。(1棟当一屯)

2. 原皮倉庫一、〇〇〇棟の5%を補修する。(1棟当0.1屯)

7. 路線

1. 路 斧町工場二計四工場の補修を行う。(1工場当三屯)

2. 飯 級跡所七、五〇〇ヶ所を五年計画にて補修を行

一ヶ所當 五。庭)

8. 附記 既活中請の概要

1. 尿溜

原業に於て厂肥舍及尿溜の新造として
五〇、七九六戸を提出しとが厂肥舍は農政局三
、故の堆肥舍と重複する為削除され左が有富農
業上とつては、自給肥料の生産対策としては
サイロ同様に必要とされる之が為尿溜

と復活申請する

2. 其の他

官衙、公務、牧野、家畜市場、家畜診療所等
の補修 及牧野の暗渠排水用家畜診療所等

の公用を復活申請する

三、附録

1. 産業局申請量

一三一、六二二戸

2. 確定業

五大、九、六四戸

3. 石墨求量

一〇、四四一戸

計

六七、四〇四戸

畜産振興五年計画

(単位 1,000頭羽)

家畜	昭和24年度	昭和25年度	備考	
			昭和23年度過去最大頭数	昭和25年度過去最大頭数
牛	1,80	2,60	1,71	2,65
乳牛	3,4	93,8	-	-
役用牛	2,019	2,451	1,929	3,150
馬	1,140	1,350	1,092	1,540
豚	2,28	786	1,70	1,140
鶏	3,33	561	3,97	2,39
山羊	367	628	328	380
兔	5,217	8,085	4,459	6,600
(毛皮用)	4,890	6,726	4,233	-
(毛用)	3,28	1,362	226	-
鷄	21,982	42,061	19,053	53,900
鶴	367	536	280	560
家畜單位計	3,782,7	4,904,4	3,571,8	

昭和二十四年度 主要畜産物生産計画

家畜	頭数(1,000頭)	卵(1,000個)	肉(1,000kg)		毛(1,00)	毛皮(張)
			肉(①)	皮(②)		
牛	1,433		2,600	636		
役用牛			33,320	5,680		
馬			5,189	1,134		
豚			10,028	216		
鶏			538	144	1096	
山羊	147		952	224		
兔		933,600	3,651	566	385	3,326
鷄			7,494			
鶴			4,480			
計	1,380	9,38,080	64,338	8,034	1,134	3,328
国民人当年間平均消費量(推算)	1,78		1,184	705.5(張)		
(昭和五～九年)	1,78		457	2,180(張)		

統制維持心率才乃品目調

(都金野編)

発

(相合せ紙)

條件附 統制撤廃可能なる品目

品目 條件 牛

本品は医療用品の漂白に使用するも、二十四年を年間所要量ハ、四〇〇噸
三千耳が、内示量は四〇〇噸にして五〇%である。本品は水道、道着用と
多量に使用されるから、是非共所要量を確保を希望し、状況に依り
当省の使用証明又は生産命令等に依り現物化し得る杯措置を講ぜ
せらる杯希望する。

二十四年所要量三、六四九、八七二卅

字本内示量は、ニ、セラロ噸にて依然として供給し、需軍のバラ入
がトトて至り。家庭等方面及医師向にて需要が益々増大し之
が不足は保健衛生に大なる支障を来す事となる是非共所要
量を確保を要求し、状況に依り当省の斡旋状等に依り現物化を求
得る杯措置を講ぜらるべし。

厚生省

尚今後食料關係の膨脹、需軍量に依りては統制を強化する以
上がある。

所要量は僅か年間三三噸なるも医薬用としては最上貯するも、袋
とするので上貨なるも是非共確保の方希望する。
本品は船底塗料と重複する所以、状況に依り生産命令使用証
收書等に依り現物化を求得る杯措置を講ぜられたい。

船丹

重曹

厚生省

123

化學者島絲制撒癮于定品目中
衛生用品部門於之統制維持之必重于之品目調

品目		年間需量		年間割当		用途	特記事項
品目中	品目内	三十三年度	三十二年度	三十二年度	三十三年度		
衛生用品部内に於て統制維持を必要とする品目調査	無水醋酸	七三八、四四〇	七三八、四四〇	七五五、四四〇	二三、四四〇	ペルガミル ブロバクレ モナフラシン ミノガリニ ビノガリニ	有機合成五% 化成品三% 合成樹脂三% 医薬三%
醸造アミル	二二、四四〇	四四、四四〇	四四、四四〇	五五、四四〇	二二、四四〇	アスビリン エフェドリン アセトスルファミン ホモスルファミン モナフラン ゼタミン	有機合成五% 化成品三% 合成樹脂三% 医薬三%
四五、四四〇	合計	一六四、四四〇	一六四、四四〇	五五、四四〇	二二、四四〇	厚生省	
ペニシリン	其他	八四、四四〇	三〇、四四〇	九〇、四四〇	二四、四四〇		
七二八、四四〇							

昭和23年度公共事業用衣料品割当実績表

24.3.5 ESB 及特報

割当年月日	商工省に 付する 通牒番号	主務官庁	専要部門	割 当 品 目							備 考
				布地 (方碼)	毛布 (枚)	寝具 (枚)	被帳 (張)	被服 (張)	肌着 (枚)	晒 (方碼)	
23.8.10	経済 NO.243	参議院	参議院		1,200	1,000	130	500			外に削減500を割当請求済
"	"	衆議院	衆議院				30	700			外に削減750をもとめ、当請求済
23.12.24	533	"	"	500					180		被帳180人に対するシャツ、布地は既に代用 △2012.3.21 記入: 21号にて意味(へいじ) 被服は全国裁判所勤務の延長、守護裁判所
23.8.10	243	最高裁判所	最高裁判所		1,000	1,000	40	520			検定局などの各局の宿泊用
"	"	通信省	通信省		30,000	20,000	1,500				医療局指導所、職業安定所等の宿泊用及び公務費用用
"	"	経済調査庁	経済調査庁		500	500					勤災保険災害病院用
"	"	労働省	労働省		5,000	3,000	1,000		20,000		衛生上有害な休養に使用する者に対する被服、公用作務服
23.11.24	446	"	"				-400				被服は衛生管理官白衣、布地日々の勤務厚生会社との省油済用寝具の補助用
23.12.24	538	"	"					200			
"	"	労務省福利厚生	労務省福利厚生	1,000				42,000			
"	"	計		1,000	5,000	3,000	1,400	42,200	20,000		
23.8.10	243	中央労働委員会			20	20					外に削減10,000をもとめ、被服10,000を割当請求済
"	"	國家消防庁	消防	5,000	2,000	800	60,000	10,000			民間消防団250人に對し100人に1枚の割
"	"	"	消防団					25,000			被服の減耗補充及び新規増員5,000人が被服及び713シャツ
23.12.20	519	"	消防職員					8,000	21,200		
24.1.26	経産 NO.174	"	"					2,000			
"	"	計		5,000	2,000	800	111,000	31,200			外に削減2,900をもとめ、被服2,300を割当請求済
23.8.10	243	海上保安庁	海上保安		5,000		1,800	18,000	2,900		灯台本体水路基地その他の宿泊用
23.11.24	446	"	"		2,000	2,000	300				海上保安官の被服及び713シャツ
23.12.20	519	"	"					10,900	2,800		
24.1.26	経産 174	"	"					4,000			
"	"	計		7,000	2,000	2,100	40,900	5,100			

割 当 年月日	商工省に 対する 通報番号	主務官庁	貿易部門	割 当 口 目							備 考
				布地 (方巾)	毛 犬 (枚)	寝 具 (枚)	蚊帳 (張)	被服 (枚)	肌 善 (枚)	晒 (方巾)	
23.8.10 243		總理府	臨時人等委員会	750							敷地代用として(500枚)計 お借本資
23.11.24 446		建設省	建設省總務局	30,000	6,000	6,000					現場作業員用(現場数 5,000枚)
23.8.10 245		特別調達室	特別消防団					52,400	10,400		陸軍軍需級消防隊監属用として(3,500枚) 外に同額1,3200を割当
23.11.24 446	"	"	850		150						進駐軍將級消防団員の宿泊用
"	"	建設省設備工事	10,000								建設省設備工事隊兼業冬期宿泊用
		計	20,850		750	52,400	10,400				
23.8.10 243		農林省	農林省林野局	1,000		500					給へ食糧、配給に供する労働者に付与割当
"	"	金銀取扱公司					5,000				農林省林野局の試験場及び研究所等の施設にて割当
"	"	農林省官房監修課				550					畜生防除農務員の負担減輕等の試験研究に付与
23.12.24 583		畜産					1,000				畜生防除農務員の全国畜羽所12,877,750の宿泊費の補修用
"	"	農林省官房監修課	65,000								
		計	65,000	1,000	-1,050	6,000					
23.8.10 243		大蔵省	紙幣印刷	1,540		20					印刷馬鹿の宿泊用
"	"	税務折	~	1,220	220	85					新設税務折宿泊用
"	"	税關				80	4,000				
"	"	大蔵省財務局		100	100	20					政府職員の宿泊施設用
"	"	大蔵省官房公幹				170					財務官署に場監視員の宿泊用
"	"	專賣局		1,000	2,000		12,180				専賣局400人の割当
"	"	海陸空工場監視					800				印刷馬鹿の監視所増加による勤務員宿泊用
23.11.24 446		紙幣印刷			1,200						財務局民及び税務署
"	"	税關			800	100					財務局民及び税務署
"	"	稅務折		1,000	1,000						財務局民及び税務署
"	"	財務管理工場		2,000							財務管理工場保育員当由用

割 当 年月日	商工省に 対する 通牒番号	主務官庁	貢奉部門	割 当 量 目							備 考
				布 紗 (支綱)	毛 糸 (枚)	綿 織 (枚)	蚊帳 八重	被 袋 (枚)	肌 着 (枚)	晒 (支綱)	
23.11.24	446	大蔵省	革費局		5,000	5,000					
23.11.10	432	"	財務獎勵用	262,500							人情、謝物又は麻袋物につてハシカ、ハガケを送致するものとする。
23.12.4	479	"		6,650							被兵 125組分
24.1.21	590	"		1,390							寝具 25組分
24.1.22	600	"	煙草製造收容員								アール削減 5,000
24.1.26	604	"	財務獎勵用	12,000							被服業 LPS 90,000
"	605	"	政黨宣傳用				800				
23.12.24	593	"	財務獎勵用	137,500							行商獎勵用としてハシカ 500,000枚分に相当する人未定。
"	"	"	大蔵大臣被替				850				日銀及び通商省の地方通次至被業員向入込 650 及び通商省官舎 100人に対する被服
"	"	"	煙草製造	10,000							煙草生産官職差成の被業員費用や兼用帽子 20,000枚分
"	"	"	大蔵省給與局	2400	~	1,300					政府職員の衛生施設用として鉄設本所兼養竹 他 12ヶ所分、布地は被石用
			計	432,380	11,860	10,620	485	18,630			
23.8.10	243	運輸省	鐵 鋼	33,000	30,050	3,000					
"	"	"	汽 車 観測	500	1,000						
"	"	"	船 舶	20,000	~						船舶用備品(新造船及び修理用)
"	"	"	運輸省官舎合計			△ 500					
23.11.24	446	"	鐵道鐵道禁	46,000	23,000						鐵道員徹夜宿直勤務用
24.1.22	600	"	鐵道鐵道收容員								江戸削減 40,200
24.1.26	674	"	國 鋼	50,000							
"	"	"	道路監査	34,300							
			計	183,800	54,000	3,900					
23.8.10	243	國家地方警察本部	警 察	30,000	20,000	5,000	36,200	34,000			被服及被着の添添員 36,000人に対する被服、被着、被夏服。 外に帽子 30,000枚、日糧 140,000文を担当者賄済。
23.11.24	446	"	"	30,000	10,000						警察学校施設用

割 当 年月日	商工省に 対する 通牒番号	主務官庁	専管部門	割 当 品 目								備 考
				布地 (方碼)	毛布 (枚)	寝具 (枚)	蚊帳 (張)	被服 (枚)	航 着 (枚)	晒 (方碼)	その他の	
23.12.20	519	國家地方警察本部	警察職員					114,071	113,000			国警及び自治体警察職員の船内及びワイヤーの減耗補充 及び被服支給による補充用。航着のうち18,000枚は休業手帳。
24.1.22	600	"	"							エルト羽織 19,800		
24.1.26	674	"	"					32,000				
24.2.28	670	"	鐵道車務員					3,500				国警本部、都道府県本部、鑑識課及都道府県地区警察署 鐵道車務員用白作業衣。
			計	60,000	30,000	5,000	511,571	157,000				
23.8.10	243	文部省	官公私立学校		15,000	10,000	1,200					
"	"	"	官公私立学校病院	100,000	11,000	11,000		40,000		2,000		病院施設用
"	"	"	給食実施学校							30,000		学校給食を実施する小学校等の衛生施設用
"	"	"	運動競技用						100,000			競技は運動着とする。内10,000枚はオリンピック陸上競技会場 競手服装用としてトレーニングパンツ等の他とする。
"	"	文部省商工省	文化芸術用	100,000								映画 演劇衣装用
"	"	文部省	放送使用学校	76,256 (400,000)								放送用として布地を採用する小学校及び放送学校 24.1.10 経済5,780にて323,744SYと生産資料に織入
23.12.24	533	"	給食実施学校	122,800								調理人 61,400人の前掛用
			計	999,056	26,000	21,000	1,200	40,000	100,000	32,000		
23.8.10	243	厚生省	國立病院 (合參養病)	150,000	20,000	15,000	2,000	50,000	10,000	4,000		病院医薬品の施設用。但し航着は特殊患者用
"	"	"	公私立病院	50,000	34,000	34,000		60,000	10,000	14,000		病院施設用
"	"	"	理 整 痘	50,000				50,000				理整瘡費用白衣(上)及び施設用。
"	"	"	衛生監視					6,000				衛生監視員3,000人に対する制服。
23.12.24	533	"	乳兒院							6,000		乳兒院收容孤児1200人のおむつ代用
"	"	"	国民健康保険医療					50,000				(国民健康保険医療)衛生白衣130,000方碼 衛生施設用
24.2.28	674	"	国民健康保険医療及びその他	900,000								170,000方碼。(その他)衛生白衣袋 600,000方碼
			計	1,150,000	54,000	49,000	2,000	216,000	20,000	24,000		
23.8.10	243	法務省	罰務所	350,000				205,000	50,000	20,000	240,000 ^{LBS}	行燈は人情燃物として割当指示済 作業衣5,000枚は北海道開拓奉公者用として割当指示済 刑務校官吏増員25,000人余外に1,250枚割当指示済

001

割当年月日	商工省に 対する 通牒番号	主務官庁	専門部門	割 当 品 目							備考
				船 地 (方碼)	毛 布 (枚)	寝 具 (枚)	蚊帳 (張)	被 袪 (枚)	肌 着 (枚)	晒 (方碼)	
23.8.10	243	法務府	矯正院					18,000	4,500	600	矯正院収容者増員3,000人に対する被服並びに手拭代用
"	"	"	刑務官用					15,000			刑務官増員分として割当指不満
"	"	"	保護団体		1,800	200		8,000			保護団体収容者 4,000人
"	"	"	法務府施設官房				400				法務官守衛宿直用
23.12.20	519	"	刑務職員					20,000			新規増員 5,000人分の制限
24.1.26	174	"	"					2,000			
"	"	"	刑務収容者		70,000						
"	"	"	少年監護收容者		20,000						
"	"	"	少年院収容者		10,000						
24.2.19	657	"	"	50,000							少年院改修時に伴う少年院施設用として前規収容者分
"	"	"	少年監護所	100,000							少年院改修時に伴う少年監護所新設施設用
"	"	"	刑務収容者	200,000							刑務改容
			計	700,000	100,000	800	600	268,000	54,500	20,600	
23.8.10	243	商 工 省	鉱山器械			10,000					金屬鉱山労働者の宿泊用
"	"	"	火力発電							2,700	九州、中国地区火力発電所復旧整備に従事した労務者に対する手拭代用(6,800本分)
"	"	"	石炭鉱業								
"	"	"	鐵 鋼								
"	"	"	電 力								
23.12.24	533	"	貸 布 団	200,000							日本貸布団商工会に属する貸布団業者の再製行団 400,000枚の補修用
24.2.9	620		麻 光 織 増 産 用	手拭40,000枚 擦10,000枚							
			計	200,000		10,000	2,500			2,700	
23.12.24	533		沖縄人道支援	10,000							リビー颶風による沖縄復災民救済用の慰問袋用生地
23.9.10	320		23年度被服総 割別目録用					80,000			

18

割当年月日	商工省に對する通牒番号	主務官庁	需要部門	割 当 出 目									備考
				布地 (方碼)	毛布 (枚)	寝具 (枚)	蚊帳 (張)	被服 (枚)	肌着 (枚)	晒 (枚)	その他		
24.1.28	607		小笠原諸島用		328								
			總 計	2908.486	537.553	210.940	33.850	1153.701	408.380	79.900			
〔註〕	昭和23年度公文業務用衣料消耗計画数 (第四次実施基本計画)			4292.000	428.000	379.000	95.000	1483.000	300.000	100.000			
	基本より割当 指示 敷量			1018.350	353.173	207.300	33.850	1175.350	276.180	79.000			
	残			3279.650	74.827	171.700	44.150	307.550	23.820	21.000			

-63-



15

3.9
3/e
✓

裏面白紙

予約注文方式を採用すべき業種の選定について

予約注文方式と採用すべき業種の選定について

二四三九 生 庫 向

(一) 指定生産資材の割当基準に能率生産主義を採用し、高能率企業に資材が集中して割り当てられるよう改めて行くことは、現下の経済情勢から見て弊害の要事であるが、その際各企業の能率の判定と政府自ら行うことには技術的でも極めて困難で、公正な結果を期し難く、且つ又天降り的企業合理化の感じを与えるので政治的なり適当ではない。そこでこれに代るものとして、消費者の自由に表明された意思による選擇に基づいて割当を行うこととし、予約注文制度を採用し注文を集めて未だ高た比例してその資材を割り当てることとするのがよいと思われる。何とならば、生産状況の好悪と金融の引寄せたよって、最近では消費者の選擇能力は逐次回復されて來ているから、かかる制度によつて自由競争の原理を導入すれば、注文は自ら良質廉価を商品を生産するメーカーの許に集中し、企業の合理化が促進されることが期待されるからである。

(二) 右の考え方によりこれからは予約注文方式を原則として割当を実施して行こうと考えてゐるのであるが、この方式を採用するためには消費者の選擇が適確に反映し得るという前提條件が必要である。従つて技術的事由から消費者の選擇を適確に把握し難い業種については、この方式をとり得ない。又農業政策的な考慮から、この方式による自由競争の原則を全面的な採用とその結果としての企業合理化を今直ちに行うこと不適當とする。

る業種についてもこの方式はとり得ない。

(三) さう述べたのは、大々の業種についての本質的な問題であり、その限りにおいては、予約注文方式は根本的に制約されるものであるが、その他にも、この方式を採用するためには、在庫の割当方式をすっかり改めなければならぬので、そのための時間的調整を要する業種があり、それだけでも差当たり予約注文方式の例外として取扱わなければならぬ。

(四) 従つて先づ第一次的に予約注文方式を採用する業種は、本質的よりも又技術的よりも予約注文方式が比較的容易に実施し得るものと云うことになる。勿論これは今後準備態勢の整備につれて逐次その範囲を拡大されるべきであつて、結局殆ど大部分の業種に迄この方式が推し及ぼされることになるであろうが、第一次的選定においては、相当制限されざるを得ないと思われる。予約注文方式を採用する業種として先づ選定されたのは割地の如きものであつて、その選定基準について既に述べた所を敷衍すれば次のような事にならと思はれる。

(1) 製品の品種・規格が多岐に廣り、予め需要に即應した具体的な生産計画をたてるにくくが困難な場合、例えば注文機械の如く本来注文生産の形態となる業種については、勿論予約注文方式によるべきである。

(2) 消費者の選擇が適確に把握される業種であることを。

(3) 消費者に正常な選擇能力があること。即ち生産資材の如く消費者が経済人であつ

て通常約で当該商品を需要する場合には、当然選擇を妨がせるであろうが、日用品のやく消費者が一破してゐるときは、宣伝その他の商業政策へ不正不當の手段によるものも含めて、より影響を及ぼすもの需要が浮動しがちであるのみならず、その選擇も理物につづく行うのが常態であるから嚴格な意味での予約注文方式が困難なもののが多い。但し、かかる場合においても、或いは消費者の希望を代表するものにして販売業者の段階で予約注文方式をとることは可能な場合も相当多く、又時期を限つて世論調査の如きを行つて、それに表れた需要傾向をとり入れると云うことも考へられるが、これも各業種毎に慎重に検討した上で実施すべきはならない。

- (2) 消費者の数が比較的限られていてこと、需要部門が極めて多く、殊に一般人であるようの場合には、直接消費者の予約注文をとることは、事務量の甚しい増加を来るに至らざるか、又予約注文の正当性の確認等にて、この方は現在の所持術的に困難である。但しこのような場合においても、(1)に述べたよだ販売業者の段階で予約注文方式をとるか、或いは主要な需要部門につづくの予約注文方式を採用し、地は販ねその需要傾向に比例するものとして取扱うと云うようなやり方も可能であるが、その実施は各業種毎に慎重に検討した上の事でなければならぬ。
- (3) 当該業種の製品が概ね最終的に消費へ工事等に使用し或いは輸出することを含むされる商品であること。何れに就けば、中間的な生産物につづて今直ちに予約注文方

式を採用することは、二段階で度の庄文を前提しなければならぬので、時間的調整の必要上実施が難しきからである。但し、特殊鋼の如き非焼制物資については、

ニの問題がないから、予約注文方式は可能となる。

(4) 一つの割当資材から多種の製品が生ずる場合とか、生産工程の各段階において異うた生産物が生ずるような場合とかには、それそれの生産物に対する需要傾向が一致しない場合があり、当該メーカーの総合的能率を把握するためには、單純な予約注文方式にはより得ない場合がある。

(5) 底案政策的な考慮からも自由競争原理による企業合理化を可とする業種であること。

- (1) 石炭、鉄鋼等の基礎的産業につづては、未だ生産は充分に回復せず、その健全な再建を図ることが先次である。即ちその生産活動は、別個の國家的見地から計画化され、合理化されて行かなければならぬのであるから予約注文方式にはより得ない。
- (2) メーカーが零細で極めて多数であり、その正規の割当量が実際の使用量の一部に

るものであるから、予約注文方式にはより得ない。

(3) 公團等による一手買取制度が行われている場合には、予約注文方式などり得ない。

(4) 美術工芸品の如く特殊の技術を中心となる業種につづては、單純な予約注文方式にはより得ない。

(5) メーカーが零細で極めて多数であり、その正規の割当量が実際の使用量の一部に

過ぎるいような場合（難貨工業等にその例が多い。）には、別個にもしう公平主義を採用するとか、又いは協同組合による一括割当の方法による方がよい。

(4)

予約注文方式は、各メーカーの品質向上の努力を要請し、更に生産コスト切下げの方針を促進することになるであろうか、反面販路は発注者に制限されるので、還流クーポン方式の場合のように資材原單位を切下げの利益が直接的には出て来ないとも考えられる。従つて未だ生産状況が悪く單純な量的増産が先決問題として要求されるような業種については、必ずしも適合しない場合も考えられる。併し乍らこれも程度問題であり、生産状況の回復につれて品質、原価の要素が重要な要素であるのであるから、現在からそのような方向を推進指導するよう割当を行い、追々完全な予約注文方式に移行して行くべきであろう。

(5) 以上の如き考慮の下に現在直ちに予約注文方式とするべき業種が選定されているが、この範囲は今後の研究と経験により急速に拡張されるべきである。但し、予約注文方式と一概に云つても、すべての業種について必ずしも画一的なものではなく、要是消費者の希望を反映させることが目的なのであるから、他の方式と併用される場合があり得る。例えば予約注文と併行して還流クーポン方式によりその出荷の状況を考慮するとか予約注文方式では企業の能率の差による懸念が充分に表れぬ場合において、これに併せて別の資料により主務官庁が判定した品質、コスト等の要素をとり入れてその傾向を大々々しくして行くべきである。

附
表

注文生産方式を適当とする某種部門（未完稿）

ニ、支流クーポン方式その他により需要者の

を反映するのを適當とする薬理部門
（未定稿）

個別的に割当基準を策定し、各省で割当量を決定するのを適当とする業種部門。

菜種名	標準	菜種名	標準	菜種名	標準
炭鉱業	一〇〇%	亞炭、鉱業	一〇〇%	ガス工業	大八
チフス事業	五九	鐵道	一五	普通鋼鋼材	一五
大工機械	五五	機械及信管	一九五	工作機械	五〇
太型自動車	七〇	時計	七一	光学機械	七〇
トラック車体	四八	三シン	九〇	印刷製本機械	大三
ノンモニヤ法	六〇	小型四輪車	五七	自動三輪車	一九一
アルミ製品	五八	バーカー車体	七九	電解ソーダ	五〇
アルミニウム	五九	硫酸	一五	硫酸	大五
高炉窯業	六〇	硫酸	七九	硫酸	大一
高爐	七九	硝酸	一五	硝酸	大一
高爐窯業	五五	過磷酸	一五	日用品の大部	一

昭和23年度主食供出農家と重要農業者に對する
時配物費の算定一人当配給数量比較

(経本支店物販局)
24. 3. 10

3.29
31d
188

物 質 名	販 賣 額 金	販 賣 數 量	主 食		炭 鉱		鐵 鋼		化 學 肥 料		一般农 業	
			總 數 量		人當 數 量		上期		下期		上期	
			總 數 量	人當 數 量	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
衣 物												
國 生 品	1,143,800	16,291	1,435.9	145.9	2,571	2,331	2,181	1,121	1,160.00	1,160.00	(基本配給)	
米 放 出	"	4,283	1,422	1,322	3,771	3,581	3,421	2,121	1,111	1,111		
計	"	21,224	1,920	3,436.9	6,771	5,296	2,801	1,111	1,111	1,111		
被 袋 物 (被服類を含む)	11,435	1,078	925	1,438	1,225	1,438	1,225	1,225	1,225	1,225		
被 袋 手 織	2,235	0,232	1,930.4	3,322	1,832	1,832	1,832	1,832	1,832	1,832		
地 下 足 級	3,465	0,382	2,518.4	4,562	2	2	2	2	2	2		
ジ ム 靴	"	210	0,017	148	0,291	0,022	0,022	0,022	0,022	0,022		
革 鞷 (牛革靴)	"	400	0,035	120	0,2	0,2	0,2	0,2	0,2	0,2		
石 砕	千圓	-	12,652	24,301	8,141	9,610	9,610	10,210	10,210	10,210		
酒	石	111,820	1,218	49,600	8,141	4,558	4,558	4,558	4,558	4,558		
國 產 煙 草	干本	821,122	6,000	86,000	144	40	40	40	40	40	50	60
外 國 煙 草	"	152,266	13,8	269,730	537	-	44	-	44	-		

(備考) 1. 主食計算人口は農家一戸当稼働人数2.5人(農林統計による)として確

定した。

2. 衣料品の銅綱、化學肥料等並同一人当配給量草付前着甲2.4支、乙1.8支、後着甲2.2支、乙1.6支にして都門より此表上、川口大々作業、作業手袋として概定した。

3. 炭酸に対する外國煙草はハイブ煙草を含む。

4. 煙草の一人当配給数量は月当の煙草量である(但し一般家庭は半期分で約3)

昭和24年度第一、四半期人相手理別明細

24.3.10 E.S.B

3.25
3~5

189

需 要 部 門	種類	品 名	規 格	數 量	单 价	金 額	貯 藏 品 量	用 途	主 管 官 厅
通航用	廢 棄			EX D 120	60.000	7200.000			商 二 航 局 通 航 局
輸出用	輸出品			EX K 1200	14,900.000	214,710.000	202,000.000	販 賣 易 出 口	
	輸出廢紙	機 物	平 地	2	"	5,000	1,236		
				EX 2	"	10,000	2,923		
				"	"	20,000			
				"	"	40,000			
				"	"	80,000			
				"	"	10,000	554		
				"	"	30,000			
				"	"	60,000			
				"	"	120,000			
				"	"	240,000			
				"	"	480,000			
				"	"	960,000			
				"	"	1,920,000			
				"	"	3,840,000			
				"	"	7,680,000			
				"	"	15,360,000			
				"	"	30,720,000			
				"	"	61,440,000			
				"	"	122,880,000			
				"	"	245,760,000			
				"	"	491,520,000			
				"	"	983,040,000			
				"	"	1,966,080,000			
				"	"	3,932,160,000			
				"	"	7,864,320,000			
				"	"	15,728,640,000			
				"	"	31,457,280,000			
				"	"	62,914,560,000			
				"	"	125,829,120,000			
				"	"	251,658,240,000			
				"	"	503,316,480,000			
				"	"	1,006,632,960,000			
				"	"	2,013,265,920,000			
				"	"	4,026,531,840,000			
				"	"	8,052,063,680,000			
				"	"	16,104,127,360,000			
				"	"	32,208,254,720,000			
				"	"	64,416,509,440,000			
				"	"	128,832,018,880,000			
				"	"	257,664,037,760,000			
				"	"	515,328,075,520,000			
				"	"	1,030,656,150,000			
				"	"	2,061,312,300,000			
				"	"	4,122,624,600,000			
				"	"	8,245,249,200,000			
				"	"	16,490,498,400,000			
				"	"	32,980,996,800,000			
				"	"	65,961,993,600,000			
				"	"	131,923,987,200,000			
				"	"	263,847,974,400,000			
				"	"	527,695,948,800,000			
				"	"	1,055,391,897,600,000			
				"	"	2,110,783,795,200,000			
				"	"	4,221,567,590,400,000			
				"	"	8,443,135,180,800,000			
				"	"	16,886,270,361,600,000			
				"	"	33,772,540,723,200,000			
				"	"	67,545,081,446,400,000			
				"	"	135,090,162,892,800,000			
				"	"	270,180,325,785,600,000			
				"	"	540,360,651,571,200,000			
				"	"	1,080,721,303,142,400,000			
				"	"	2,161,442,606,284,800,000			
				"	"	4,322,885,212,569,600,000			
				"	"	8,645,770,425,139,200,000			
				"	"	17,291,540,850,278,400,000			
				"	"	34,583,081,700,556,800,000			
				"	"	69,166,163,401,113,600,000			
				"	"	138,332,326,802,227,200,000			
				"	"	276,664,653,604,454,400,000			
				"	"	553,329,307,208,908,800,000			
				"	"	1,106,658,614,417,817,600,000			
				"	"	2,213,317,228,835,635,200,000			
				"	"	4,426,634,457,671,270,400,000			
				"	"	8,853,268,915,342,540,800,000			
				"	"	17,706,537,830,685,081,600,000			
				"	"	35,413,075,661,370,163,200,000			
				"	"	70,826,151,322,740,326,400,000			
				"	"	141,652,302,645,480,652,800,000			
				"	"	283,304,605,290,961,305,600,000			
				"	"	566,609,210,581,922,611,200,000			
				"	"	1,133,218,421,163,845,222,400,000			
				"	"	2,266,436,842,327,690,444,800,000			
				"	"	4,532,873,684,655,381,689,600,000			
				"	"	9,065,747,369,310,763,379,200,000			
				"	"	18,131,494,738,621,526,758,400,000			
				"	"	36,262,989,477,243,053,516,800,000			
				"	"	72,525,978,954,486,106,733,600,000			
				"	"	145,051,957,908,972,213,467,200,000			
				"	"	290,103,915,817,944,426,934,400,000			
				"	"	580,207,831,635,888,853,868,800,000			
				"	"	1,160,415,663,271,777,707,737,600,000			
				"	"	2,320,831,326,543,555,415,475,200,000			
				"	"	4,641,662,653,087,110,830,950,400,000			
				"	"	9,283,325,306,174,220,661,900,800,000			
				"	"	18,566,650,612,348,440,333,801,600,000			
				"	"	37,133,301,224,696,880,667,603,200,000			
				"	"	74,266,602,449,393,761,335,206,400,000			
				"	"	148,533,204,898,787,522,670,412,800,000			
				"	"	297,066,409,797,575,044,140,825,600,000			
				"	"	594,132,819,595,150,088,281,651,200,000			
				"	"	1,188,265,639,190,300,176,563,302,400,000			
				"	"	2,376,531,278,380,600,353,126,604,800,000			
				"	"	4,753,062,556,761,200,706,253,209,600,000			
				"	"	9,506,125,113,522,400,140,506,419,200,000			
				"	"	19,012,250,227,044,800,281,012,838,400,000			
				"	"	38,024,500,454,089,600,562,025,676,800,000			
				"	"	76,048,000,908,178,200,124,051,353,600,000			

舊 廉 銅 門	雜 項	品 雜	雜 品	器 物	用 道	金 棱 宮 斧
雜 品	現 金	銀 各	銅 鑄	500	金珠多行組	金 棱 宮 斧
雜 物 級 續	12	12.00		100	門 珠及鑰匙用	金 棱 宮 斧
計				20.00		
其 他 賽 物 級 續	32	52.00	400	56	洋 金 鑰 鑰 用	"
平 也	1	"	1000	172	銀 鑰 鑰 用	"
" 宋 子	1	"	400	44	銀 鑰 鑰 用	"
" 平 此	49	1400	409	紫 紫 紫 其 他	"	"
雜 品 リボン	10	100	2422	人 形 衣 裝 用	"	"
紙 物 平 也	1-4	800	動物 治 藥 用	"		
" 平 也	2	1800	427	藥 管 用	"	"
" 平 也	50	100	24	洋 食 器 用	"	"
" "	" "	" 100	24	茶 筷 用	"	"
" "	" "	" 2500	606	袋 物 用	"	"
" "	" 2	" 200	53	紫 裝 用	"	"
計		10.00				
保 護		P.500				
風 作 用		2830.000				
		18.000.000				

(五) 輸出品以外の輸出税は三年品以下、
一九二〇

経済統制の廢止総括に関する件

(二四、三一)

一、指定期生産資材割当事務

- (一) 現在の如き厳格な全面的統制は必要已むを得ない旨目に限定し限らざる行政能力を、それに集約して強力な統制を実施する方針の下に
(イ) 需給關係が略均衡を取り戻した物資、(例えは塩酸、晒粉、床板)
(ロ) 一部重要部門の需要さえ充足すればより物資(例えは重要非鉄
金属製品)

(ハ) 物資の性質上その統制が技術的に極めて困難な物貨(例えは一部改革)等については、この際統制品目の整理を行い、
全面的解除六四品目及び一部解除一二品目を選定してその整理を速か
に行うよう自下手続を推進している。尚古に伴ひ價格統制につても
その簡素化を考慮する。

(二) 現在の物資割当の方法である立案から実施の最末端まで悉く政府
自ら行う方針を改め、割当証明書の記入、発送、集計整理等の如き機械的補助事務は事業団体に一任する方法とする。

尚、小規模事業者の構成する協同組合に対して認められてゐる一括
割当の制度の適用範囲を更に拡大する。

二、生活必需物資統制事務

- (一) 現在指定期既給物資となつて居り未だ法的統制に行はれていない日用品で需給状態の好転一にもか(塵紙、鍋、釜、電球、洋傘等)は指定期既給物資より除外し、配給統制を行はない旨を明確にする。
(二) 薪類については、六大消費地に出售されるものと除き現行特別会計買取制を廃止し、切符制による既給統制を実施する。

24-10
(27)

(三) 本生産物については價格及び配給統制の品目整理を行い専價格統制の方式を簡素化する。

四、蔬菜等については出廻期の出荷の状況及び將來の見透しを検討した上で價格統制を全廃すると共に消費地における配給統制を廃止することも考慮する。

三、建築統制事務

指定生産資材を緊要な用途に確保するため、不急不要の建築を制限することと目的とする臨時建築規則の本末の趣旨に鑑み、料飲店等の不急不要の建築及び一定規模を越える住宅の建築は現行通り臨建規則により厳重に抑制禁止し、右の一定規模以下の住宅及び産業建築は、臨建規則の適用外として指定生産資材割当規則による資材統制に一元化することによって手続を簡素化し、緊要な建築の促進を図る。

四、輸送証明事務

重要物資の輸送証明制度は、出荷証明書の発給取締等の事務能力に限度があるため却つて正常な物貨の流通を不円滑にしていた面があるに鑑み、重要物資輸送証明規則を廃止して、主務官庁の発行する割当証明書等を根據とする荷送人の舉証責任制により直ちに物貨の輸送を行なうことができるものとする等の方法に改める。

五、物價統制事務

(一) 本年八月廃止予定旨で決定の際除外されたものにつきその撤廃を要望する。(約一〇〇品目)

(二) 一及び二による物貨配給統制廃止品目の整備と脱離させて價格統制品目の整備を更に一段と推進する。(例) 鋼、鋼鐵、水銀、塩酸、肥料、重曹、塗料その他の化学工業製品、砂利、砂類等)

2.14
10~4

経済安定本部訓令第

号

経済安定本部令第十五號の規定により、輸出品生産用資材等確保要領を次のよう改め
る。

昭和二十四年 月 日

経済安定本部總裁

吉田

茂

輸出品生産用資材等確保要領

第一款 この要領は、支國經濟の現状に鑑み、輸出の特段の振興を図る所為、輸出品の生産に必要な資材及び労力の適切な割当を行ひ、且つ、その機械化と強化することを目的とする。

第二款 輸出品の生産には豊富な資材及び労力は、他の需要に優先してこれと割り当てられねばならぬ。

第三款 経済安定本部は、毎期の物資需給計画に定める「輸出用」の大枠の中において、計画的生産を要する輸出品へ産業的生産資料、船舶、車輛、大型機械、鐵道等の如く輸出の生産のための大量の資材を要し、或いは國內向品の生産との關係上特に綜合的な生産計画を必要とするものと云ふもの(以下「輸出品」といふ)及ぶ右以外の輸出品の中期前(即ちその輸出が確実と見透さ得るもの)の所要資材割当量を特掲し、且つこれと均衡のとれた石炭及び電力の割当計

國を組むとともに、その他の輸出品へ当該割当期の実行中にあつて新に輸出が確定したものと含むとの所要資材については、輸出課又は次第その数量の中から順次割当を執行し、且つ石炭及び電力もこれに應じて「輸出用保留」の枠からの機動的操作を行つて、輸出契約の遂行に努めるものとする。

前項によるもなお資材の不足を生じたときは、經濟安定本部は、輸出品生産業者の主務官廳へ以下主務官廳と云ふの要亦に應じ、毎割当明細に各資材及び労力につき別に定める数量の限度内にあつて、当初の輸出用割当の枠を超えて臨時追加割当を行ひ、以て輸出品生産の円滑化を図るものとする。この場合の追加割当分については、次期の割当にあつて、これを調整する。

第四條 前款による各生産割当の範囲内において主務官廳が当該輸出品生産業者に対する行う資材及び労力の割当は、貿易廳より輸出権限届知があり次第、原則として次の各号に従つてこれを行めらるべくらむ。

一 当該輸出品の生産者が特甚か生産業者の製造を希望するときは、その生産業者の生産能力を度えず、限り全面的に當てて行ふ。

二 当該輸出品の発送者について、生産業者につき特別の希望がなければ、場合においては、製造の品質、どその生産原價を特に考慮し、契約相場の範囲内で良質の製品を生産することができる可能性生産業者に対して集中的に割当を行ふ。

第五條 主務官廳は、必要がある場合には、經濟安定本部の承認を得た基準に従ひ、輸出

品生産用の主要資材につき、工場割当に由らず企画課の割当をすることができる。

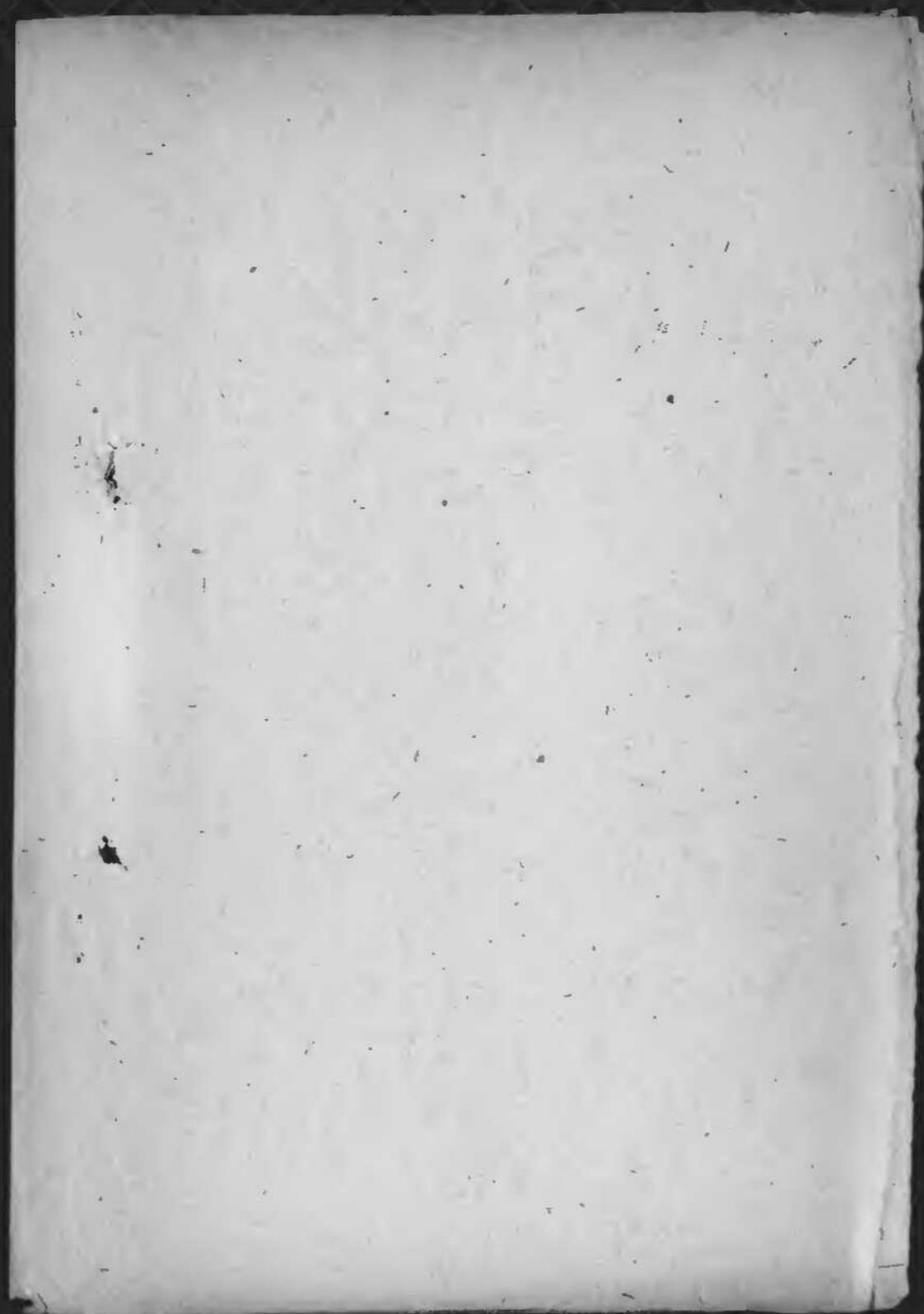
第六條 前二條により輸出品生産業者が割り当てられた資材及び労力の現物化を確保するため、開始割当の適切していける資材及び労力を經濟安定本部が前に指示するものにつき、輸出品生産用のものは最優先該文として取扱ひ、当該資材又は労力の生産業者は、該業者名、此の該文又は予約に先行してこれを放棄することを要するものとするとともに、又当該資材及び労力の割当証明書の有効期限についてても、現物化を阻む特別の事情があるときは、簡易手手續でこれを伸長し得るよう改めるものとする。

前項の措置を実施するため、主務官廳は、所要の法令を制定することを要する。

第七條 開始割当は、輸出品生産業者が輸出品生産用として入手し反対資材及び労力を適正有効に使用するよう指導監督することとも、不正不当の使用に対するは、最終的な正措置を講じなければならぬ。

第八條 主務官廳は、輸出品生産業者の資材及び労力の割当現物化実績、輸出品の生産及び荷役等資材及び労力の割当後における入手使用の状況を常に明確に把握し、經濟安定本部の指示するところに従ひ、貿易廳を経由してこれを經濟安定本部に報告しなければならない。

前項の指監迄実施するため必要あるときは、主務官廳は、所要の法令的措置をとるものとする。



3.145
3~5

95

昭和二十三年度 楽興品供給計画の実績明細表

品種別	販売額(万円)	一人当該費	一般消費用(%)	一般消費用(%)	一人当該費
綿	57,142,718	0.715	16,562,718	0.207	13.8
ス フ 素	12,315,521	0.154	12,315,521	0.154	10.3
帆 着 素	4,612,212	0.056	4,612,212	0.056	3.8
絹 着 素	15,354,851	0.192	15,354,851	0.192	12.9
生 素	13,923,407	0.174	13,923,407	0.174	11.6
綿 紗 素	4,195,237	0.062	4,195,237	0.052	3.4
紡 素	979,033	0.012	979,033	0.012	0.8
人 線 素	22,183,145	0.275	22,183,145	0.275	18.4
麻 素	5,485,729	0.067	5,485,729	0.067	4.5
絲 紗 素	5,245,073	0.065	5,245,073	0.065	4.3
リ ナ 紡 素	10,112,961	0.126	10,112,961	0.126	8.6
麻 紹 綿 素	1,544,472	0.015	1,544,472	0.015	1.0
綿 紗 素	2,135,540	0.089	2,135,540	0.088	6.0
綿 素	526,000	0.006	526,000	0.006	0.4
其 の 他	292,141	0.003	292,141	0.003	0.2
計	161,665,000	2.00	120,475,000	1.422	1.00

此、一般消費者用供給数量はリンク及ペー一般専門用供給数量 44,580,000 両度を並記
いたもので、既便購、既使用、既済用、既供用及び公共兼用のものを含む。

昭和二十四年度衣料品供給計画の織維別明細表

織 繊 別	リンク及浴筋者用 供給数量(戸度)	一般消費者用(A)		一人当社販賣 (A)の比率
		供給数量 (戸度)	供給数量 (戸度)	
綿 級 絨	(6,045,000) 38,682,000	(34,958,900) 31,782,000	0,423 0,079	2.8.5 6.7
ス フ 絨	400,000	(5,945,000) 3,803,500	0,072 0,046	4.8 3.2
帆 毛 絨		(3,000,000) 0,050,000	0,036 0,049	2.4 3.2
紗 毛 絨	1,000,000	-14,682,000	-0,177	11.4
生 紬 絨		(4,400,000) 2,611,030	0,053 0,032	3.5 2.2
綿 紡 絨		2,920,000	0,036	2.5
紬 紡 絨		880,000	0,010	0.6
人 紡 絨		(2,968,300) 0,718,000	0,036 0,005	2.4 2.1
絲 紡 絨		2,662,150	0,045	3.1
絹 紡 絨	600,000	4,857,400	0,058	3.9
ガ ラ イ 絨		6,520,200	0,079	5.4
敷 織 織 絨		946,200	0,011	0.62
織 網		10,208,500	0,124	8.4
綿 林		144,840	0,001	0.06
計	(6,045,000) 38,682,000	(51,303,200) 22,236,820	0.62 0.57	
総 計	46,727,000	123,539,020	1.49	100

註 (1) 一般消費者用供給数量はリンク及び一般消費者用供給数量を差引いたもので、妊

産婦、乳児用、救濟用及び公共施設用のものと合む。

(2) ()内は輸出向製品の国内放出品の地を示す。

(2)

161

十九

昭和二十四年度第一、四半期 美用油脂配当表 (単位 研)

24. 3. 15
B

主務官庁	用 途	大分類	中分類	割当量	① 玉藻 仁油	② 松脂 松油	木 脂 油	③ 莞麻 子油	④ 和-7油 合-8油	⑤ 桐子油 10-6油	貯 油		其の他	備 考
											長 満	短 季		
商工省生活物資局	分解硬化用	化學工業	油脂製品	9000				300	△ 620	△ 2600	620	4,300		
	塗料用	塗 料	塗 料	(300) 1,750	(180) 870	(100) 520	(100) 275		40			(80) 45		
	皮革用	皮 草	皮 草	200			10					190		
	ゴム	ゴム製品	ゴム製品	100			90	10						
	ブレーキ 漆油等	油脂製品	油脂製品	200	24	27	65	15	5	34	10	20		
	絵具 筆、朱肉等	生活用品	教育文化	180	3	100	49		7	2	3	16		
	漆器、提灯 宗教用具	日用木製品	日用木製品	12		8	4							
	化糖品	日用化學製品	日用化學製品	50			35	15						
鉱山局	リリコーム用 其の他	"	"	120	100	2	10	3	5					
	金属製品	日用金屬製品	日用金屬製品	40		4	20	10	6					
	功削油 其の他	石 油	石油精製	180			70	25	10	2		73		
鐵道局	伸縮压延用	金属工業		75			60		15					
	レトルト コンデンサー用	鉱山機械		8			5		3					
石炭坑管理局	鍛 煙 金 冷 正 等	鐵 鋼		180			30	10			140			
" 資材局	カバー-養駒 柔軟用	瓦 斯及 コークス	瓦 斯	15			7					8		
商工省電気 通信機械局	通信機械用	絕緣機械 切削等	電気通信機械	130	10	16	90	2	10	2				

主務官庁	用 途	大分類	中 分類	割当率	② 豆油 花生油	③ 桐油	大 豆 油	五 花 油	米 糠 油	④ 高 麻 子 油	⑤ ホーフ 油 蓖麻油	⑥ 椰 子 油 椰油	熱 油	備 考		
														長 期 支 出	短 期 支 出	
商工省機械局	鋳型中子、地木 切削、焼入			66.7	160	97	27	27	50	18				40		
" 電力局		電 力		4			4									
" 化学局	研磨布紙 耐火煉瓦用	化 药	其の他	25	4	4	10		7							
" "	電極用	化 学 工 業	電 航	8	8											
" 織維局 (生活物資局)	織維油刷 中性油	織維工業 (化學工業)	(油脂製品)	145.2			170		55	320	45 △380	100	50	420		
" 生活物資局	印刷ワニズ 新聞インク	化 塗 工 業	油脂製品	(100) 300	(100) 300											
" 織維局	加工紙	紙及パルプ	加工紙	40		20	10	1	5	4						
特別資材部、 進駐軍用	進駐軍用			15	5	2	3	1			5					
農 林 省	農業用	化 学 工 業	農 藥	170				90	10			15	50	5		
	温床紙	紙及パルプ	加工紙	180	55		95						30			
	漆木馬用	林 藥	木 材	50		15	5	30								
	生糸絹綿浸透 紙天幕	織維工業	蚕 絲	24		1							9	14		
	合羽錠滑	水 産		24	4	10		5					5			
	蹄油等	畜 產 業		30			5	12	13							
	運動省鐵道総局	油脂工場 ホンゴ油	化 学 工 業	油 燈	30		30						20			
" "	屋根布 麻布、焼入等	陸 運	國 鉄	190	-72	38	50		10							
" 路運管理局	屋根布 燒入等	陸 運	私 鉄	25	3		12		10							
" "		" 小運送		25			15		10							

(2)

66

主務官事項	出 途	大分類	中分類	割当量	正味に用	桐 宮	六 三 油	玉 泰 油	大 海 油	光 反 二 油	② テーブル 油	③ 植物油	烹 油	數 油	
														受取	放送
運輸省鉄道局	機械油用			25		4	15		6						
海運局	△ ツト 防 水 布 の 其 の 他	船 舶 海 運		80	10	30	25		5				10		
海上保安庁 保 安 局	ガレージ用 防水ローブ			4			2		2						
大蔵省奉公局	温床紙及ひ 印刷用インク	官公需		50	20	10	20								
厚生省郵務局	医薬品用	衛生用品	医薬品用	350			126		10	50	0.5 △20	0.18	10	33	(現金15) (現金6)
貿易省輸出局		輸出用	輸出用 原 材 料	150	10	30	80		5	12			6	7	
文部省教育 施設局	試験研究用	官公需	文部省	15	1	1	-6	1	3	1		0.1	1		
大蔵省印刷局 造幣局	印刷インキ 軸受切削		大蔵省	150	148		1			1					
建設省	一般工業用		建設省	6			4		2						
通信省資材局	炭酸カルシウム 錠膏盤		通信省	35		5	26		1	3					
商工省総務局			商工省	80	5	5	21	19	10				15	5	
農林省総務局			農林省	12	-1	6	4								
厚 生 省		厚 生 省		12	2	2	8								
			一般工業計	7,860	1,995	1,050	1,962	160	300	470	0.50 △400	0.152 △142	645	50	465
			保 備	140	5	-	98	-	-	-	0.8 △400	20	-	-	9
			合 計	8,000	2,000	1,050	2,060	160	300	470	0.50 △400	0.160 △140	665	52	465

15.

3-14
31 C
V

主食労務加配対象職種別定基準案

(昭和二四年一月五日)
経済安定本部

加配対象職種判定の基準を左記の通りに定めるが同じ職種でも業種、作業環境、取扱うものの大、小等により労働強度に相当の差異があるので交付機関は加配主食の併用率別（業種別、労働強度別）配分を認証する場合は予めその実態を把握するよう努めること。

なおこの判定基準によつて甚しく不合理を生ずる場合は貯給庁は交付機関、業種別管轄の意見に基き原案を作成し経済安定本部の承認を受けるものとする。

尚貯給庁は右の原案を採成するに当り地方卸賣業者協議会の意見を徴すること。

記

主食労務加配対象職種

本部が策定した労務加配主食配当計画に掲げる中央指定業種及び労務加配主食配当

配給制実施要領大による地方指定業種において筋肉労働を中心とする職種であつて次に

3.27.
10~4

200

擇げる加配対象職種判定の甲基準又は乙基準に適合する職種を加配対象職種とする。各職種とも甲基準の適用を受ける。乙基準に適応した職種は当該基準に記載してある事項だけについては甲基準の適用を受けないが、その他の事項については甲基準と適用するものとする。

一 甲基準

(1) 事務職員

事務員、タイピスト、電話交換手、その他事務職員は加配対象職種としない。

但し工場事務場の現場の電話交換手は深夜勤務した場合に限り一職勤目として加配する。

(2) 福利厚生施設に伴う介護職種

左の職種に限り加配対象とする。

(1) 医務開発

深夜又は徹夜勤務した場合のみ一職勤日として加配する。

(2) 保育所内保

保母は加配対象とする。

(3) 主食配給所開発

主食の代位配給所及び之に準ずる業務を官へでいる場合

内

合その労務者

(2) 現場給食開発

現場給食或いは寄宿舎制度をとつてゐる場合その食事の加工及び次事開発労務者

(3) 農林業同産破壊者

専従労務者のみを加配対象とする。

(4) 作業物資修理工

現場作業物資の収集、修理、補修及び洗濯の労務者

(5) 運搬内保

運搬労務に専従していき労務者は加配対象とする。

(6) 乃至(7)に掲げる以外の消費組合、寮、クラブ、日用品修繕器具所、理髪ヘバ：

マ等々の福利厚生施設に就事する労務者は加配対象としない。

(8) 現場職員、現場監督、技術研究職員

身分が職員であるだけで加配対象者者（工員）と同様若しくはそれ以上の筋肉勞働に従事している者は加配対象とする。

但し程度の筋肉勞働をする技術現場職員、現場監督及び試験研究のため調査研究に従事している技術研究職員を除く。

(4) 論説

作業現場において相当程度の筋肉労働に従事している監査は加配対象とする。
但し作業現場における小工、哈士、程度の軽労監査及び事務所等非現場における監査は加配対象としない。

(5) 守衛(警備員)

立場、警邏の如何を問わず、守衛(警備員)は深夜勤務又は夜間勤務した場合のみ一職位日として加配する。

(6) 其の他

記録工、検査工、試験工(実験工)、分析工、表面工、青寫真工、写真化學工、穿孔機工(同業者と合む)及び充填工程度の度量衡工(計量士)は原則として加配対象としないが受託对象外者と同等程度以上の労働に従事する場合(例ハ、本現因工)は加配対象とする。

二 乙基苯
(1) 石炭灰炭、瓦炭灰炭、鉱山青銅炭、石油灰炭及び石灰石灰炭
室内における従業者はその職種の如何を問わず加配対象とする。

(2) 國鐵及び鐵道軌道

駅長、助役、予備助役(但し列車扱は除く)、支長、支区長は加配対象としない。
鐵道通信交換手は特に加配対象とする。

(3) 港湾荷役

登録勤務の守衛(警備員)も特に加配対象とする。

(4) 海上保安庁現場職員

保安、灯台、管船及び掃海事業に直接従事する職員並びに附帯施設工場における労務者のみを加配対象とする。

海上保安通信業員は特に加配対象とする。

(5) 郵便従業員

(1) 郵政省、電通信、日本放送協会の電信電話及び放送通信局の現場技術者及び交換手は特に加配対象とする。

(2) 郵政省、電通信の集金員、外勤監視員、土地測量員、日本放送協会の伝送員、調査員、集金員は外勤日のみ加配する。

(ii) 邸政省 動通百國の通商放業員中、訓練所教官、計算手延擲書類派分係業
員、各科監修員より見付く事。

貢、窓口事務担当員は割配対象としない。

16

(7) 水道事業、電力供給業及びガス供給業

電力及びガス供給業の検討員、集金員並に水道事業の水配供業員、監視員（量水員）は、直営用火瓦の造営監事、長会員専用（全）ハ務望、く渠也ハ監見一才

相配する

(8) 電力供給業の交換
保健医療従業者

保健所、国民保健及び市区町村の保健婦及び保健所駐在の栄養士が外勤せり日
の改訂を行つた。

(9) 病院

(1) 一般病院

内
の
二

病床十以上の病院、診療所及び検疫所の従業者であつて徹夜又は深夜勤務した場合のみ一稼働日として加配する。へ但し会計係、庶務係等の事務職員を除く

東方文化

癩及ぶ結核——全從業者

卷之三

清掃員係
……………屎尿員係及び塵芥肉係の直接作業労務者の手を加配

新編肉采考務旨

指定新聞社の新聞印刷に從事する労務者及び発送労務者並びに新聞配達労務者

2)

(職業補導生及び現場補導職員(その加配職種の判定基準は一般基準による。))

(13) 賠償工場管理労務者

保守及び守衛(警備員)のみを加配対象とする。

守衛(警備員)は昼間勤務に対しても特に加配する。

(14) 肥料配給公団

配給労務者のみを加配対象とする。

(15) 経済調査庁現場職員及び煙草及び密造酒監視現場職員

調査員又は監視員であつて調査のため外勤した日のみを加配対象とする。

(16) 警察官吏

(1) 看守・警務係 会計係及び鑑識係を除いた警官であつて、外勤を常態とするものが外勤した日のみ。

(2) 警察通信現場員

(3) 麻薬取締員が外勤した日のみ

(17) 刑務所関係現場職員

(1) 刑務所 看守一正 副看守長を含む及び法務府技官の中の非農の技官のみを加配対象とする。

(2) 少年院及少年観測所 法務府技官へ從事補導と亦しお職務を行うものの外加配対象とする。

(18) 視察観測員

(1) 高山観測所以外の観測所は観測員として深夜勤務又は徹夜勤務せら場合にか一律休日として加配する。

(2) 高山観測所及び定実観測の場合は全従業員の晝間勤務に対しても加配する。

(19) 國土測量観測員

調査乃至測量の後の外勤した日のみ加配する。

(20) 消防官吏

消防現業庁における左の職種は加配対象としない。通信技術関係者を除く警察、保育及び秘书、總務部係、予防部係、但し予防部の調査、指導及び外事係は外勤し若日のみ加配する。

(21)

寒天原業及び真珠採取

採取の海女以外に船頭、操縦者、乾燥係、荷造係、倉庫手等生産に直接關係ある労務者を加配対象とする。

(22)

日糖労務者

中央指定農種及び地方指定農種は就労した場合のみ加配対象とする。

附

当該農種の最終生産品の生産に直接關係のない附帶施設は從事している労務者に対する加配についての取扱

○ その附帶施設がその工場等農場用のみならず一般にその施設を利用させたり、或はその生産物を販売して營利の目的に供することを常態とする場合はその農種に属せしめずその附帶施設が本系統所属すべき農種として加配する。

例えば炭鉱の発送所、製作所及び修理工場、製材工場、燃料工場、鐵道、港湾

船頭営業の諸施設のようす附帶施設がその炭鉱用にのみ利用しているのでなく一般にその施設を有様で利用させたりその生産品を販売して營利の目的に供することと常態とする場合はその附帶施設は石炭鉱業に属せしめず、その附帶施設が本系統所属すべき農種へ電力供給業。機械工業、製材合板業、加工炭工業等々として加配する。



昭和24年度炭鉱労務者向物資割当計画(案)

24.3.15 生活物資局 E-S.B.

44

品 目	単位	鉄 車 炭 鉱						非 鉄 車 炭 鉱						計	総 計		
		上半期			下半期			計	上半期			下半期					
		石	炭	小計	石	炭	小計		石	炭	小計	石	炭	小計			
作業衣	枚	320,160	306,820	626,980	346,840	360,180	707,020	1,324,000	15,840	15,180	31,020	17,160	17,820	34,980	66,000	1,400,000	
綿織物	反	100,800	96,600	197,400	109,200	113,400	222,600	420,000	-	-	-	-	-	-	-	420,000	
メリヤス	枚	42,000	40,250	82,250	45,500	47,250	92,750	175,000	-	-	-	-	-	-	-	175,000	
タオル	本	173,680	185,610	359,290	209,820	217,870	427,710	807,400	7920	2570	15,510	8,580	8,910	17,470	33,000	840,000	
靴	下足	84,000	80,500	164,500	91,000	94,500	185,500	358,000	-	-	-	-	-	-	-	350,000	
手袋	双	250,000	237,000	487,000	274,000	273,000	547,000	1,007,000	1,900,000	24,000	22,000	41,000	26,000	27,000	53,000	100,000	2,000,000
地下足袋	足	600,000	621,000	1,221,000	702,000	729,000	1,431,000	2,760,000	24,000	23,000	47,000	26,000	27,000	53,000	100,000	2,800,000	
石鹼	缶	3,261,960	3,145,020	6,406,980	3,555,280	3,691,980	7,247,220	10,678,000	94,800	90,850	185,650	102,700	106,650	209,250	375,000	14,069,000	
煙草	本	37,310,000	37,720,000	75,030,000	42,640,000	44,230,000	86,720,000	104,000,000	2,400,000	2,300,000	4,700,000	2,600,000	2,700,000	5,300,000	10,000,000	174,000,000	
砂糖	匁	288,000	296,000	584,000	312,000	324,000	636,000	1,200,000	-	-	-	-	-	-	-	1,200,000	
食用油	匁	76,800	92,600	150,400	83,200	86,400	169,000	320,000	-	-	-	-	-	-	-	920,000	
キヤラメル	匁	356,900	341,550	697,950	386,100	400,950	787,050	1,925,000	-	-	-	-	-	-	-	1,485,000	

備考：上記計画表の計算基礎は次の如し。

(1) 昭和23年度の賃銀協定の比率は上期5.9% 下記4.6. 平均6.3%である。

本年度42,000,000²の出炭目標達成を目標として協定比率よりする百分率を次式の如くみる。

$$\frac{42,000,000}{12} \div 6.3 = 556,000 \quad 556,000 \div 500,000 = 111.2\%$$

(昭和23年度)

従つて24年度の物資割当を23年度總量の112%増した。且し砂糖、キヤラメルは昨年度と同程度とし酒、煙草について特別に定めた。

(2) 非能率炭鉱はその基準量を該鋼その他の重要産業とし

(1) とり控除し他の全部を能率炭鉱向割当とした。

(3) 物資割当は(%)24% (%)23% (%)26% (%)21%

計100%として概ね出炭計画に應ずるよう配した。

(参考) 之と昨年度一人当配給量と比較すると次の通りとなる。
但し24年度分は出炭計画人員508,000名より能率炭鉱、
32,800を控除した475,200による。

	23年度	24年度
作業衣	2.9	2.81
綿服	-	0.88
肌着	1.78	-
脚絆	0.86	-
腰袋	0.19	-
メリヤス	-	0.37
タオル	2.1	1.72
靴	0.68	0.74
地下足袋	3.96	4.0
石鹼	5.03	5.68
食用油	25.3	28.8
	0.57	0.62

3.16
31d

最近三ヶ月間における民生用衣料品配給計画

E.S.B. 衣料課

織種別	総供給数量			一人当封底数			一般消費者用供給数量(A)			一般消費者一人当封底数			A) の比率			
	22年度	23年度	24年度累	22年度	23年度	24年度累	22年度	23年度	24年度累	22年度	23年度	24年度累	22年度	23年度	24年度	
綿糸	43,834,000	52,142,718	(20,000,000) 46,860,000	0.56	0.715	(0.242) 0.568	27,741,000	10,562,718	(3,255,000) 8,178,000	0.35	0.207	(0.190) 0.099	27.5	14.4	13.6	
スコット糸	32,340,000	12,315,521	(2,000,000) 14,203,500	0.11	0.154	(0.024) 0.051	13,234,000	12,315,521	(2,000,000) 3,803,500	0.109	0.154	(0.024) 0.046	13.2	10.7	19.5	
梳毛糸	9,093,000	4,612,212	(3,000,000) 4,050,000	0.116	0.056	(0.036) 0.049	0,718,000	4,612,212	(3,000,000) 4,050,000	0.087	0.056	(0.036) 0.049	5.9	3.9	2.94	
人絨糸	7,254,000	22,183,145	(3,000,000) 8,918,000	0.094	0.225	(0.036) 0.106	6,553,000	22,183,145	(3,000,000) 8,918,000	0.074	0.275	(0.036) 0.106	6.0	19.1	2.94	
麻糸	8,717,000	5,485,729	3,067,150	0.111	0.087	0.045	2,581,000	5,485,729	3,607,150	0.033	0.087	0.045	2.7	4.6	0.58	
筋毛糸	21,815,000	15,354,851	15,680,000 (28,000,000)	0.29	0.192	0.189	13,915,000	15,354,851	14,680,000	5,198	0.192	0.197	14.0	13.4	1.43	
小計	103,947,000	117,094,176	83,178,650	1.341	1.459	(0.338) 1.008	70,802,000	76,514,176	(2,125,000) 43,096,650	0.891	0.951	(0.266) 0.522	69.3	60.1	(0.433) 41.98	
生糸		9,923,407	(8,400,000) 2,611,030		0.12	(0.102) 0.032		9,923,407	(8,400,000) 2,611,030		0.12	(0.102) 0.032	8.3	18.1	2.4	
綿筋糸	22,494,000	4,195,237	2,970,000	0.289	0.052	0.036	21,454,000	4,195,237	2,970,000	0.215	0.052	0.036	21.6	3.6	2.94	
綿紡糸		919,033	880,000		0.012	0.010		919,033	880,000		0.012	0.010		1.8	0.85	
特殊糸	-	5,245,073	5,457,400	-	0.065	0.06	-	5,245,073	4,857,400	-	0.065	0.058	-	4.4	4.93	
ガラ筋糸	2,632,000	10,119,961	0,520,200	0.038	0.126	0.079	2,132,000	10,119,961	0,520,200	0.027	0.126	0.079	2.1	8.7	0.45	
雜織維糸	-	1,544,472	946,200	-	0.015	0.011	-	1,544,472	946,200	-	0.015	0.011	-	1.3	0.92	
製綿	7,000,000	7,135,500	10,209,500	0.09	0.088	0.124	7,000,000	7,135,500	10,209,500	0.089	0.088	0.124	7.0	6.2	10.6	
植體	-	526,000	14,484,0	-	0.006	0.001	-	526,000	14,484,0	-	0.006	0.001	-	0.4	0.14	
其 他	-	292,141	-	-	0.003	-	-	292,141	-	-	0.003	-	-	0.2	-	
小計	32,126,000	39,960,824	(8,400,000) 29,239,170	0.417	0.487	(0.102) 0.353	30,626,000	39,960,824	(8,400,000) 29,138,910	0.392	0.487	(0.102) 0.351	30.7	33.7	(8.1) 28.48	
総計	136,073,000	157,055,000	(36,400,000) 112,917,820	1.958	1.946	(0.440) 1.361	101,428,000	116,455,000	(0.355,000) 22,235,020	1.253	1.438	(0.308) 0.873	100.0	100.0	(29.53) 70.47	

(1) 24年度は計画立案中のものである。

2. 括弧内数は輸出品の国内販用等追加供給力によるものである。

昭和11年1月

27
3/15
3~5
207

織維品公定價格目白價格對比表

24. 3. 25

		23年 6月	8	9	10	11	12	24年 1月	2	3
綿二重	相場(A)	281	283	261	256	235	255	255	255	255
16支附	(A) B	191	249	"	"	"	"	"	"	"
17-L	A/B	1.47	0.84	0.75	0.73	0.67	0.73	0.65	0.65	0.65
富士絹	A	270	280	275	241	250	250	235	235	235
20支附	B	122.54	242.4	"	"	"	"	"	"	"
17-L	A/B	2.20	1.16	1.44	0.99	1.03	1.03	0.97	0.97	0.97
錦仙	A	1435	1,385	1,395	1,390	1,450	1,400	1,500	1,500	1,500
綿・著天	B	1,292.54	2,154	"	"	"	"	"	"	"
1及	A/B	1.11	0.63	0.65	0.64	0.67	0.65	0.70	0.70	0.70
アラジン	A	850	950	900	900	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
生糸14中	B	158.41	"	451.16	"	"	"	"	"	"
可3153枚										
1足	A/B	5.36	5.68	1.99	1.94	1.99	2.22	2.22	2.22	2.22
アラジン	A	22,000	22,000	23,000	23,000	25,000	27,000	28,000	28,000	28,500
錦23・色	B	6,557	"	12,276	"	"	"	"	"	"
10貫	A/B	3.36	3.36	1.87	1.87	2.03	2.20	2.28	2.28	2.32
アラジン	A	8,500	8,500	8,700	8,700	9,000	9,000	8,500	8,000	7,500
錦23・色	B	3,597	"	6,475	"	"	"	"	"	"
10貫	A/B	2.36	2.36	1.34	1.34	1.29	1.39	1.31	1.23	1.15
アラジン	A	5,000	5,000	5,200	5,200	5,500	5,500	4,500	4,200	4,000
錦33・色	B	3,024	"	5,040	"	"	"	"	"	"
10貫	A/B	1.65	1.65	0.95	0.95	0.97	0.97	0.82	0.82	0.78
特絹系4/1	A	280	280	300	300	320	320	300	280	270
錦6種4	B	-59.22	"	103.22	"	"	"	"	"	"
18-L	A/B	4.85	4.85	2.88	2.88	3.10	3.10	2.88	2.70	2.60
09筋織物	A	850	900	900	960	1,000	1,000	960	950	950
眼地3号	B	441	"	294	"	"	"	"	"	"
6-L	A/B	1.92	2.04	1.13	1.21	1.6	1.26	1.21	1.19	1.19

-----は公定價格
——は前回價格

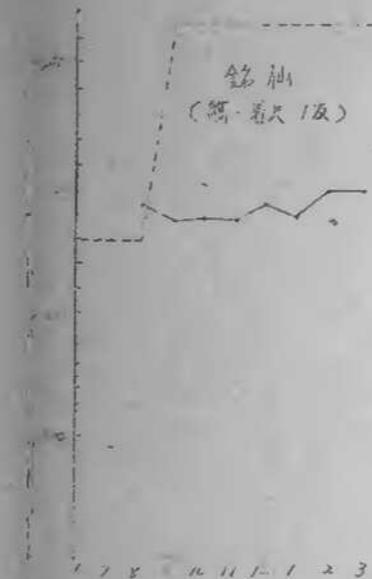
羽二重
(羽織 / カーリ)



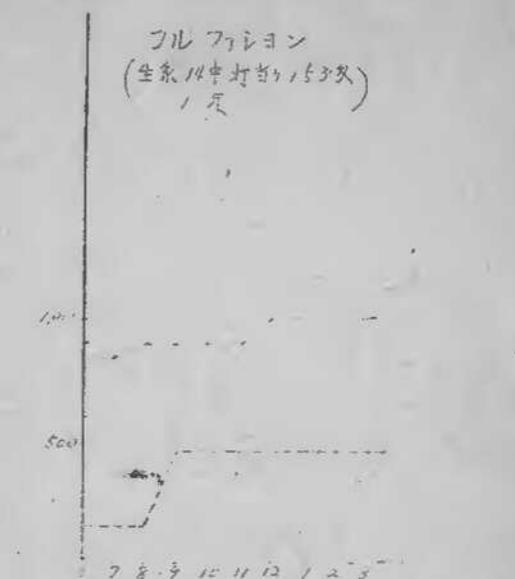
百子綿
(20枚綿 / カーリ)



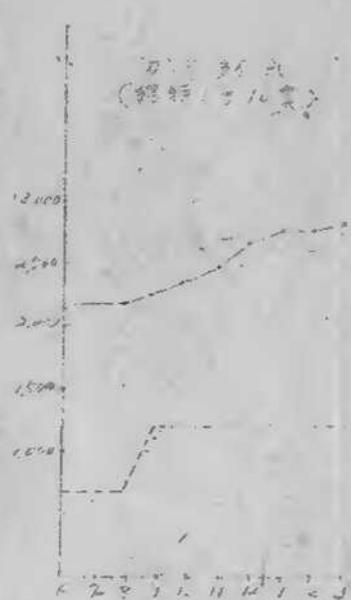
銘仙
(銘・着尺 / フル)



フル ファッション
(生糸 16中打き 153枚)
ノ失



カラ紗引糸
(絹絲 / カラシヤ)



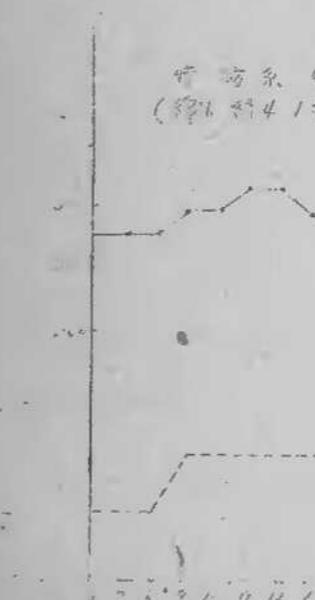
カラ紗糸
(絹絲 / カラシヤ)



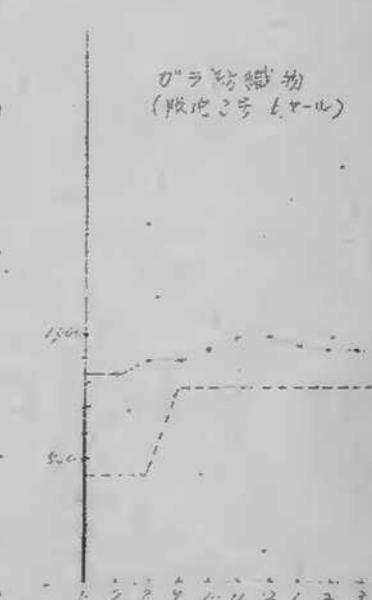
カラ紗糸
(絹絲 / カラシヤ)



カラ紗糸
(絹絲 / カラシヤ)



カラ紗織物
(絹地 / カラシヤ)



指定生産資料品目整理一覧表

二四三一五 生産局

現行販出品目

既正然

販品目

統制廢止品目

備

考

1. 石炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

2. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

3. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

4. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

5. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

6. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

7. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

8. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

9. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

10. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

11. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

12. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

13. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

14. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

15. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

16. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

17. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

18. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

19. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

20. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

21. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

22. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

23. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

24. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

25. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

26. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

27. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

28. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

29. 煤炭(燃用炭)

1. 原料炭

2. 燃用炭

3. 燃用炭

4. 燃用炭

備

考

銅等半製品の削除については
参考中

形	銅	八 大 鐵 管 形	八 大 鐵 管 形
1. 半製品	1. 鋼	1. 普通鋼(中間鋼を含む)	1. 鋼
2. 薄板(三ミリ未満)	2. 鋼	2. 普通鋼(中間鋼を含む)	2. 鋼
3. ブリキ板	3. 鋼	3. ブリキ板	3. 鋼
4. 高級仕上鋼板	4. 鋼	4. 高級仕上鋼板	4. 鋼
5. 線	5. 鋼	5. 線	5. 鋼
6. ガス	6. 鋼	6. ガス	6. 鋼
7. 鋼用鋼管	7. 鋼	7. 鋼用鋼管	7. 鋼
8. その他鋼管	8. 鋼	8. その他鋼管	8. 鋼
9. 鋼板及びその付属物	9. 鋼	9. 鋼板及びその付属物	9. 鋼

1. 鋼	1. 鋼	1. 鋼	1. 鋼
2. 鋼	2. 鋼	2. 鋼	2. 鋼
3. 鋼	3. 鋼	3. 鋼	3. 鋼
4. 鋼	4. 鋼	4. 鋼	4. 鋼
5. 鋼	5. 鋼	5. 鋼	5. 鋼
6. 鋼	6. 鋼	6. 鋼	6. 鋼
7. 鋼	7. 鋼	7. 鋼	7. 鋼
8. 鋼	8. 鋼	8. 鋼	8. 鋼
9. 鋼	9. 鋼	9. 鋼	9. 鋼
10. 鋼	10. 鋼	10. 鋼	10. 鋼
11. 鋼	11. 鋼	11. 鋼	11. 鋼
12. 鋼	12. 鋼	12. 鋼	12. 鋼
13. 鋼	13. 鋼	13. 鋼	13. 鋼
14. 鋼	14. 鋼	14. 鋼	14. 鋼
15. 鋼	15. 鋼	15. 鋼	15. 鋼

3
改

銅

1. 鋼	2. 鋼	3. 鋼
4. 鋼	5. 鋼	6. 鋼
7. 鋼	8. 鋼	9. 鋼
10. 鋼	11. 鋼	12. 鋼
13. 鋼	14. 鋼	15. 鋼

銅屑及び銅屑の削除について
参考中

銅等半製品
銅等半製品

八	重	水減
七	重	半減
六	重	全減
五	重	全減
四	重	半減
三	重	半減
二	重	半減
一	重	半減
八	重	水減

22 21 20 19 18
重波酒場
休 庫
曹 素 粉 改
ソルハンタナフタ
17 16 15 14 13
鐵金屬瓦品
機械用鐵金屬鑄物
金田拔除

木鐵
ヘノシナモノ
トニツヅル
ナルミニウム
三硫
三硫化鉄
黄
、
、

4	カルミニウム層及び同合金層
5	水
6	カドミウム
7	コバルト
8	亜鉛
9	酸
10	伸電
11	銅
12	鉛管及び銅板

24	23	有機ガス系 成形剤	トカーボンブロック テメタノール リヤセチレン系 錆 三 想水館酸 5 錆酸工スル 又 石綿(ガラス繊維五三以四四) ルヒメント ルヒメント セメント(セメント)	ヘカーボンブロック トメタノール テヤセチレン系 錆 アセチレン(燃素酸化合物) 5 バクル(5) リ リ 又セメント 1 パントナイト 2 パントナイト(白色セメント) 29 錆酸コーゼル 28 錆酸アミル 27 錆酸メチル 26 錆酸工スチル 25 無水錆酸 24 錆酸工スチル 23 廉化促進剤 22 左に防止剤
24	23	有機ガス系 成形剤	トカーボンブロック テメタノール リヤセチレン系 錆 三 想水館酸 5 錆酸工スル 又 石綿(ガラス繊維五三以四四) ルヒメント ルヒメント セメント(セメント)	ヘカーボンブロック トメタノール テヤセチレン系 錆 アセチレン(燃素酸化合物) 5 バクル(5) リ リ 又セメント 1 パントナイト 2 パントナイト(白色セメント) 29 錆酸コーゼル 28 錆酸アミル 27 錆酸メチル 26 錆酸工スチル 25 無水錆酸 24 錆酸工スチル 23 廉化促進剤 22 左に防止剤
24	23	有機ガス系 成形剤	トカーボンブロック テメタノール リヤセチレン系 錆 三 想水館酸 5 錆酸工スル 又 石綿(ガラス繊維五三以四四) ルヒメント ルヒメント セメント(セメント)	ヘカーボンブロック トメタノール テヤセチレン系 錆 アセチレン(燃素酸化合物) 5 バクル(5) リ リ 又セメント 1 パントナイト 2 パントナイト(白色セメント) 29 錆酸コーゼル 28 錆酸アミル 27 錆酸メチル 26 錆酸工スチル 25 無水錆酸 24 錆酸工スチル 23 廉化促進剤 22 左に防止剤
24	23	有機ガス系 成形剤	トカーボンブロック テメタノール リヤセチレン系 錆 三 想水館酸 5 錆酸工スル 又 石綿(ガラス繊維五三以四四) ルヒメント ルヒメント セメント(セメント)	ヘカーボンブロック トメタノール テヤセチレン系 錆 アセチレン(燃素酸化合物) 5 バクル(5) リ リ 又セメント 1 パントナイト 2 パントナイト(白色セメント) 29 錆酸コーゼル 28 錆酸アミル 27 錆酸メチル 26 錆酸工スチル 25 無水錆酸 24 錆酸工スチル 23 廉化促進剤 22 左に防止剤
24	23	有機ガス系 成形剤	トカーボンブロック テメタノール リヤセチレン系 錆 三 想水館酸 5 錆酸工スル 又 石綿(ガラス繊維五三以四四) ルヒメント ルヒメント セメント(セメント)	ヘカーボンブロック トメタノール テヤセチレン系 錆 アセチレン(燃素酸化合物) 5 バクル(5) リ リ 又セメント 1 パントナイト 2 パントナイト(白色セメント) 29 錆酸コーゼル 28 錆酸アミル 27 錆酸メチル 26 錆酸工スチル 25 無水錆酸 24 錆酸工スチル 23 廉化促進剤 22 左に防止剤

卷之三

コトルオル ナコーネタール ソレオソート油 フューナール油 シナフタリソ タビツチ タピリヂン	クワレオマート油 フューナール油 フナフタリン ピッソチ ピリヂン	トルオル コドルタール ソマート油 フューナール油 ピッソチ ピリヂン
ハタル系山間物 ノベニル系中間物 トルオル系中間物 ナフリソル系中間物 アンタセン系中間物	ハタル系山間物 ノベンゾール系中間物 トルオル系中間物 ナフリソル系中間物 アンタセン系中間物	トルオル コドルタール ソマート油 フューナール油 ピッソチ ピリヂン
木炭 木炭 木炭 木炭 木炭	木炭 木炭 木炭 木炭 木炭	木炭 木炭 木炭 木炭 木炭
ノハドロガルファイト ノハドロガルファイト ノロブガリソト ノロブガリソト	ノハドロガルファイト ノハドロガルファイト ノロブガリソト ノロブガリソト	ノハドロガルファイト ノハドロガルファイト ノロブガリソト ノロブガリソト
成形力 成形力 成形力 成形力 成形力	成形力 成形力 成形力 成形力 成形力	成形力 成形力 成形力 成形力 成形力
成形力 成形力 成形力 成形力 成形力	成形力 成形力 成形力 成形力 成形力	成形力 成形力 成形力 成形力 成形力

白糸糸糸の一部削除について

十種類別表

4種類別表

5種類別表

3種類別表

テセメント製品

1高圧コンクリート管

2石綿高圧管

3石綿スレート

4厚型スレート

5木モスレート板

6石綿耐火瓦

7石綿ガラス

8石綿スレート

9石綿高圧管

10石綿スレート

11石綿スレート

12石綿高圧管

13石綿スレート

14石綿スレート

15石綿スレート

16石綿スレート

17石綿スレート

18石綿スレート

19石綿スレート

20石綿スレート

21石綿スレート

22石綿スレート

23石綿スレート

24石綿スレート

25石綿スレート

26石綿スレート

27石綿スレート

28石綿スレート

29石綿スレート

30石綿スレート

31石綿スレート

32石綿スレート

33石綿スレート

34石綿スレート

35石綿スレート

テセメント製品

1高圧コンクリート管

2石綿高圧管

3石綿スレート

4厚型スレート

5木モスレート板

6石綿耐火瓦

7石綿ガラス

8石綿スレート

9石綿高圧管

10石綿スレート

11石綿スレート

12石綿スレート

13石綿スレート

14石綿スレート

15石綿スレート

16石綿スレート

17石綿スレート

18石綿スレート

19石綿スレート

20石綿スレート

21石綿スレート

22石綿スレート

23石綿スレート

24石綿スレート

25石綿スレート

26石綿スレート

27石綿スレート

28石綿スレート

29石綿スレート

30石綿スレート

31石綿スレート

32石綿スレート

33石綿スレート

34石綿スレート

35石綿スレート

36石綿スレート

37石綿スレート

38石綿スレート

39石綿スレート

40石綿スレート

41石綿スレート

42石綿スレート

43石綿スレート

44石綿スレート

45石綿スレート

46石綿スレート

47石綿スレート

48石綿スレート

49石綿スレート

50石綿スレート

51石綿スレート

52石綿スレート

53石綿スレート

54石綿スレート

55石綿スレート

56石綿スレート

57石綿スレート

58石綿スレート

59石綿スレート

60石綿スレート

61石綿スレート

62石綿スレート

63石綿スレート

64石綿スレート

65石綿スレート

66石綿スレート

67石綿スレート

68石綿スレート

69石綿スレート

70石綿スレート

71石綿スレート

72石綿スレート

73石綿スレート

74石綿スレート

75石綿スレート

76石綿スレート

77石綿スレート

78石綿スレート

79石綿スレート

80石綿スレート

81石綿スレート

82石綿スレート

83石綿スレート

84石綿スレート

85石綿スレート

86石綿スレート

87石綿スレート

88石綿スレート

89石綿スレート

90石綿スレート

91石綿スレート

92石綿スレート

93石綿スレート

94石綿スレート

95石綿スレート

96石綿スレート

97石綿スレート

98石綿スレート

99石綿スレート

100石綿スレート

101石綿スレート

102石綿スレート

103石綿スレート

104石綿スレート

105石綿スレート

106石綿スレート

107石綿スレート

108石綿スレート

109石綿スレート

110石綿スレート

111石綿スレート

112石綿スレート

113石綿スレート

114石綿スレート

115石綿スレート

116石綿スレート

117石綿スレート

118石綿スレート

119石綿スレート

120石綿スレート

121石綿スレート

122石綿スレート

123石綿スレート

124石綿スレート

125石綿スレート

126石綿スレート

127石綿スレート

128石綿スレート

129石綿スレート

130石綿スレート

131石綿スレート

132石綿スレート

133石綿スレート

134石綿スレート

135石綿スレート

136石綿スレート

137石綿スレート

138石綿スレート

139石綿スレート

140石綿スレート

141石綿スレート

142石綿スレート

143石綿スレート

144石綿スレート

145石綿スレート

146石綿スレート

147石綿スレート

148石綿スレート

149石綿スレート

150石綿スレート

151石綿スレート

152石綿スレート

153石綿スレート

154石綿スレート

155石綿スレート

156石綿スレート

157石綿スレート

4. ロールベルフルボン酸	5. 硼砂	4. 硼砂
5. 硼砂	5. 硼砂	5. 硼砂
12. 活性化ソーダ	11. 增化アシ	10. 活性化ソーダ
1. 鋅炭	2. 鋅炭	3. 鋅炭
ラ. 食樹脂	ネ. 合成樹脂	タ. 馬鈴(合成樹脂を除く)
ム. 懸鉛(同上を除く)	ム. ビニチコーンス	ウ. 電子
ノ. アルコール	ノ. バルコール	ビ. ピンチコーンス
オ. 工業用油脂	オ. 工業用油脂	オ. 工業用油脂
一九油脂及び重要油脂製品	一五油脂及び重要油脂製品	一八油脂及び重要油脂製品
イ工業用油脂	イ工業用油脂	イ工業用油脂
4. 油脂	5. 油脂	6. 油脂
7. 油脂	8. 油脂	9. 油脂
10. ゴム(合成ゴムを含む)	11. ゴム(合成ゴムを含む)	12. ゴム(合成ゴムを含む)
13. イモコム	14. イモコム	15. イモコム
16. 口再造ゴム	17. 口再造ゴム	18. 口再造ゴム
19. ハイコム(合成ゴムを含む)	20. ハイコム(合成ゴムを含む)	21. ハイコム(合成ゴムを含む)
22. イベル	23. イベル	24. イベル
25. イベル	26. イベル	27. イベル
28. イベル	29. イベル	30. イベル
31. イベル	32. イベル	33. イベル
34. イベル	35. イベル	36. イベル
37. イベル	38. イベル	39. イベル
40. イベル	41. イベル	42. イベル
43. イベル	44. イベル	45. イベル
46. イベル	47. イベル	48. イベル
49. イベル	50. イベル	51. イベル
52. イベル	53. イベル	54. イベル
55. イベル	56. イベル	57. イベル
58. イベル	59. イベル	60. イベル
61. イベル	62. イベル	63. イベル
64. イベル	65. イベル	66. イベル
67. イベル	68. イベル	69. イベル
70. イベル	71. イベル	72. イベル
73. イベル	74. イベル	75. イベル
76. イベル	77. イベル	78. イベル
79. イベル	80. イベル	81. イベル
82. イベル	83. イベル	84. イベル
85. イベル	86. イベル	87. イベル
88. イベル	89. イベル	90. イベル
91. イベル	92. イベル	93. イベル
94. イベル	95. イベル	96. イベル
97. イベル	98. イベル	99. イベル
100. イベル	101. イベル	102. イベル

農林物資に移す予定

チトヘ木ニハロイ	木	ロイ
農車藍パ雷機杭一	木	人
機器用輪船ル	船	機
用	用	パベル
材材材材材木木木	木	ルル
		ブブブ

88 87 86 85

レシガ

徐校放稿

2. 羊毛 フエルト	5. 紙 (海綿用紙)
1. 洋 紙	4. 網 (漁業用網)
1. 新聞用紙	3. 織物 (織機用繩)
2. サルフライイト印刷用紙	2. 織物 (織機用繩)
3. 雜誌及び書籍用紙	1. 紙 (木工用紙)
4. 航空用紙 (墨22種類)	6. 紙 (木工用紙)
5. 特殊用紙	7. 紙 (木工用紙)
(1) 碎典用紙	8. 木
(2) ハニヤペーパー	ス
6. 紙券用紙	

84	85	82	洋 紙 の 一 部	81	80	78	77	96. 獣モフエルト
和板				90.	91. の 余を 使用した 組	90. 91. の 余を 使用した 綴	90. 91. の 余を 使用した 綴	

国立公文書館 National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

National Archives of Japan

93	92	91	90	89
疊	會	通	煉	床
具	ルーフィング	ペー	バ	板

